

東広島市地域共生社会推進計画

(第4次東広島市地域福祉計画)

(案)

東広島市

令和7年3月

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 国・県の動向	2
(1) 国の動向	2
(2) 県の動向	4
3 本市の取組み	5
(1) 第五次東広島市総合計画	5
(2) 市民協働のまちづくり	5
(3) Town&Gown 及び次世代学園都市構想の取組み	5
(4) 「SDGs 未来都市」の選定	5
(5) 地域共生社会推進条例	6
(6) 「包括的な支援体制の整備」及び「重層的支援体制整備事業」	6
4 計画の位置づけ	8
5 計画期間	8
6 計画策定の体制と取組み	9
(1) 計画策定の体制	9
(2) 市民アンケート調査の実施	9
(3) 地域懇談会の開催	10
(4) 東広島市パブリックコメントの実施	11
7 圏域の考え方	12
第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題	14
1 本市の状況	14
(1) 人口・高齢化率等の推移	14
(2) 世帯の状況	17
(3) 出生数・合計特殊出生率の推移	19
(4) 転入・転出の状況	20
(5) 外国人住民の状況	20
(6) 将来人口推計	22
(7) こどもを取り巻く状況	23
(8) 高齢者を取り巻く状況	24
(9) 障がい者の状況	25
(10) 生活保護受給者の世帯類型別の状況	25
(11) 防災に関する状況	26
(12) 自殺(自死)者の状況	27
(13) 民生委員・児童委員の相談・支援状況	28
(14) 住民自治協議会の加入状況	28
(15) 地域における見守りの状況	29

(16)生涯学習に関する状況	30
2 市民アンケート調査の結果	31
(1)自分の状況、人とのつながり・居場所について	31
(2)日常生活での悩み・不安について	36
(3)地域交流や近所付き合いの状況	40
(4)地域行事や町内活動への参加状況	50
(5)支えあい・助け合いの意識	54
(6)住んでいる地域においての問題や課題	55
(7)福祉活動等に関する情報の入手先	60
(8)コミュニティ活動・ボランティア活動への参加状況	61
(9)災害等緊急時の備えについて	66
(10)災害等の安否確認の声かけや避難所までの誘導などの活動意思について	67
(11)外国人との関わりについて	68
(12)成年後見制度について	70
(13)福祉関係団体等による社会貢献活動について	71
(14)市が力を入れるべき福祉施策について	76
(15)地域福祉を取り巻く関連施策の重要度	77
3 日常生活圏域ごとの現状と課題	78
(1)各日常生活圏域で抽出したデータ等	78
(2)地域別分析を踏まえた現状と課題(総論)	79
4 前計画の振り返り	81
5 地域共生社会推進計画策定に際しての課題	84
(1)地域課題を知り、地域活動などへの関心を高める機会の充実	84
(2)具体的なアクションにつながる取組みの強化	84
(3)誰もが身近に相談でき、寄り添ってくれるような支援体制の確保・充実	85
(4)市民一人ひとりの生活の質が高まるような各種制度の充実	85
(5)あらゆる市民の権利擁護や、再チャレンジが可能な社会の構築	86
第3章 計画の基本的な考え方	87
1 基本理念	87
2 基本目標	88
3 施策の体系	90
4 計画全体の成果目標	91
第4章 施策の展開	93
1 基本目標・施策・主な取組み	93
2 日常生活圏域の今後の方向性	119
【地域別の基本情報及びヒアリング結果等】	119
第5章 成年後見制度の利用促進に向けて	159
1 背景	159
2 成年後見制度の利用に関する現状	160

(1) 国の現状	160
(2) 東広島市の現状	161
3 基本方針	161
4 基本目標	162
5 取組みの方向性	162
(1) 権利擁護支援体制の充実	162
(2) 権利擁護支援の基盤強化及び成年後見制度等の理解促進	162
(3) 地域連携ネットワークの機能強化	162
6 権利擁護ステーション(中核機関)の整備、運営方針	163
(1) 権利擁護支援体制の充実	163
(2) 権利擁護支援の基盤強化及び成年後見制度等の理解促進	163
(3) 一次支援機関を支援する相談支援体制の構築	164
(4) 成年後見制度利用促進に向けた権利擁護支援体制の構築	164
(5) 一次支援機関が相互に連携する後見人支援体制の構築	164
第6章 再犯防止の推進に向けて	165
1 背景	165
2 本市の現状	166
(1) 刑法犯認知件数の推移(全国・広島県・東広島市)	166
(2) 刑法犯検挙者数の年代別構成比(広島県・東広島市)	167
(3) 刑法犯検挙者・再犯者数の推移(全国・広島県・東広島市)	168
(4) 刑法犯再犯者数の年代別構成比(広島県・東広島市)	169
(5) 刑法犯検挙者・再犯者数の罪種別構成比(広島県・東広島市)	170
3 前計画の振り返り	171
4 基本方針	171
5 策定の目的	172
6 再犯防止に関する取組み	172
7 注視する指標	180
第7章 推進体制の構築	181
1 進捗管理と評価	181
2 計画の推進体制	181
【参考】重層的支援体制整備事業について	183
1 重層的支援体制整備事業とは	183
2 重層事業における各事業の概要	183
3 本市における重層事業の推進	184
(1) 法に定める各事業と本市の事業の整理	184
(2) コミュニティソーシャルワーカーの配置	185
(3) 本市の重層事業の体系イメージ	186
4 包括的相談支援事業	187
(1) コアネットワーク会議の構成機関	187

(2)コアネットワーク会議の機能	187
5 多機関協働事業	188
(1)概要	188
(2)東広島市における他機関協働事業の取組み	188
6 参加支援事業	189
(1)概要	189
(2)対象	189
(3)東広島市における取組み	189
(4)支援のながれ	189
7 アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	190
(1)概要	190
(2)支援対象者	190
(3)東広島市でのアウトリーチ等を通じた継続的支援事業の取組み	190
8 地域づくり事業	191
(1)地域活動立上げ支援(生活支援体制整備事業)※社会福祉協議会委託事業	191
(2)見守りサポーター(生活困窮者支援等のための地域づくり事業を一部活用)	191
(3)情報発信(生活困窮者支援等のための地域づくり事業を一部活用)	192
【資料編】	193
1 計画策定過程	193
2 推進協議会規則、委員名簿	194
3 個別計画の計画期間	197
4 用語解説	198

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

近年、我が国では人口減少に加え、超高齢化、核家族化、単身化が進むとともに、ライフスタイルの多様化も進んできました。そのことにより、かつて地域社会にあった信頼関係やお互い様の精神、人と人とのネットワークなどの「ソーシャルキャピタル（社会関係資本）」が低下しています。

ソーシャルキャピタルの低下は、言い換えれば「地域力」の低下であり、これまでは家族や地域のつながりで何とか解決することができたような課題も、徐々に解決が難しくなってきました。

孤独・孤立などの問題をはじめ、複雑化・複合化した課題を抱えている世帯や、介護と育児に同時に直面する世帯（ダブルケア）のような、制度の狭間で支援が届きにくいケースも増えており、従来の制度・分野ごとの福祉制度（いわゆる縦割り）のみでは、こうした課題には対応しきれなくなっている現状があります。

このような状況下で、市民一人ひとりが安心して暮らしていくためには、地域に住む誰もが、住みやすい地域づくりに参加していくことがますます重要になります。

こうした認識のもと、本市では、令和2（2020）年に「東広島市地域福祉計画（第3次）」を策定し、「みんなで考え、助け合い、誰もが人生を輝かせることができるまち」の実現に向けた施策を推進してきました。

また、令和3（2021）年には「東広島市地域共生社会の形成を図るための施策の推進に関する条例（地域共生社会推進条例）」を制定し、福祉や保健医療だけでなく、労働、教育、住宅、地域再生その他の様々な分野に関わる者が協働する社会を構築することで、誰一人取り残さず、地域で共に生きていくことができる社会の形成を推進してきたところです。

こうした取組みを体系的かつ効果的に進めていくため、このたび策定する第4次東広島市地域福祉計画は、名称を「東広島市地域共生社会推進計画」（以下「本計画」という。）とします。

本計画の推進により、地域住民や地域の多様な主体が世代や分野を超えてつながり、「支え手」「受け手」という関係を超えて、学び合い、支え合い、感謝し合えるなどの「シアエル関係」を構築することで、生きがいを持って安心して暮らすことができる「地域共生社会」を実現し、市民一人ひとりの Well-being（幸福感）が増大することを目指していきます。

2 国・県の動向

(1) 国の動向

① 地域福祉計画の位置づけ（改正社会福祉法）

「地域共生社会」の実現に向けた改革の一つとして、社会福祉法の一部改正（平成30（2018）年4月1日施行）により、地域福祉計画の策定について市町村に努力義務が課されるとともに、地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉、その他の福祉の各分野における共通的な事項を記載する「上位計画」として位置づけられました。

また、市町村は、「①地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができ環境の整備」、「②地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備」、「③多機関の協働による包括的な支援体制の整備」を通じ、包括的な支援体制を整備していくことが努力義務とされ、地域の力と公的な支援体制との相乗効果により、地域生活課題の解決に向けた体制整備を行っていくこととされました。

さらに、令和3（2021）年4月の改正では、市町村における包括的な支援体制を構築するための具体的な事項を定めた重層的支援体制整備事業が創設されました。

また、国は、地域福祉の役割の一つとして、災害時の要援護者への支援を求めています。本市においても、未曾有の災害となった平成30年豪雨（西日本豪雨）をはじめとする自然災害や、新型コロナウイルス感染症などの新たな脅威に対し、地域福祉としての対策をより充実させていくことが求められています。

② 成年後見制度の利用の促進に関する法律

成年後見制度は、認知症、知的障がいその他の精神上の障がいがある人を支える重要な手段ですが、本制度が十分に利用されていないことから、平成28（2016）年に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が成立しました。同法では、権利擁護支援の一環として、成年後見制度の利用促進を図るとともに、市町村の区域における基本計画を定めるよう努めることとされています。また、意思決定支援等による権利行使の支援も進めていくため、地域連携ネットワークの一層の充実等が求められているところです。

本市では、「東広島市成年後見制度の利用の支援に関する要綱」を制定し、高齢者に係る取組みとして、第10次東広島市高齢者福祉計画・第9期東広島市介護保険事業計画にこれらの方針が位置づけられています。

③ 再犯の防止等の推進に関する法律

平成28（2016）年に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、同法に基づき、平成29（2017）年に国で「第一次再犯防止推進計画」、令和5（2023）年には、「第二次再犯防止推進計画」が策定されました。「第二次再犯防止推進計画」

では、従来の就労や住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用の促進等に加えて、新たに、地域による包摂の推進などが加えられました。

④ こども未来戦略などこどもへの支援

令和3（2021）年に「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」が閣議決定され、令和5（2023）年には、「こども基本法」の施行とともに、「こどもまんなか社会」の実現に向けた政府の司令塔として、こども家庭庁が創設されました。

こども基本法は、全てのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めています。

⑤ 孤独・孤立対策推進法

令和6（2024）年に「孤独・孤立対策推進法」が施行され、「孤独・孤立に悩む人を誰一人取り残さない社会」、「相互に支え合い、人と人との『つながり』が生まれる社会」を目指し、国や地方公共団体、当事者支援団体等の連携・協働の推進や、支援人材の育成・確保等が規定されています。

また、令和6（2024）年に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」も施行され、居場所のない若年女性たちの存在が顕在化したことなどを背景に、性差に起因して社会的に様々な困難な問題に直面する女性を対象とした、包括的な支援制度の整備が規定されています。

⑥ 共生社会の実現を推進するための認知症基本法

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、令和6（2024）年に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」（以下「認知症基本法」という。）が施行され、国が「認知症施策推進基本計画」を策定し、認知症対策の推進を目指すこととなりました。

認知症基本法では、基本理念として「認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進」や「相談支援体制、保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備」、「社会参加の機会の確保」、「認知症予防の推進」の他、「認知症の人に関する国民の理解の増進」も規定されています。

⑦ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（改正法）など

令和3（2021）年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、令和6（2024）年4月から民間事業者等は、障がいのある人に対する合理的配慮の提供が義務化されました。これにより事業者による

社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化や、行政機関や事業者等が事業の実施にあたり、障がい者から何らかの配慮を求められた場合には、過重な負担がない範囲で、合理的配慮を提供することが求められます。

令和3（2021）年には、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援するための地方公共団体の責務等が規定されました。

また、令和4（2022）年には、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」が施行され、障がい者による情報の取得利用・意思疎通について、障がいの種類・程度に応じた手段の選択や、地域性によらない情報取得、障がい者ではない者と同一内容の情報を同一時点で取得することができる事、ＩＴやＩＣＴ技術の活用等、情報の十分な取得・利用や円滑な意思疎通のための施策推進が求められています。

さらに、令和6（2024）年4月には、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部を改正する法律」が施行され、障がい者等の希望する生活の実現のため、障がい者等の地域生活の支援体制の充実や障がい者の多様な就労ニーズに対する支援等が法に規定されました。

「障害」の「害」のひらがな表記について

「障害」という言葉の表記について、負の印象がある「害」の字が使われることに差別感や不快感を持つ方の心情に配慮するため、本市では、人や人の状態を表す場合は、原則として「障がい」と表記しています。

ただし、法令の題名や法令に基づく制度、施設名の場合や、医学用語として用いる場合等は、従来どおり「障害」と表記しています。

（２）県の動向

広島県は、市町が策定する「地域福祉計画」の達成に資するため、広域的な見地から、市町の地域福祉の取組みの推進を支援することを目的として、必要な事項を一体的に定める第2期地域福祉支援計画を令和5（2023）年度に策定しています。

市町の地域福祉推進の新たなガイドラインとして、重層的なセーフティネットの構築と地域福祉施策の推進に向けた県の支援策が示されています。

また、個別計画との連携・整合を図りながら、複合的課題や制度の狭間の問題への対応の在り方、福祉以外の様々な分野（まちづくり、防犯・防災、社会教育等）との連携、権利擁護の推進など、地域における高齢者、障がい者、こども・子育て、生活困窮等の福祉に関し、共通して取り組むべき事項を定めています。

本計画は、県の方針と整合を図って策定するものとします。

3 本市の取組み

(1) 第五次東広島市総合計画

令和2（2020）年3月に策定した「第五次東広島市総合計画」では、将来都市像を「未来に挑戦する自然豊かな国際学術研究都市 ～住みたい、働きたい、学びたいまち、東広島～」とし、目指すまちの姿の一つとして地域共生社会の実現を掲げ、地域住民や地域の多様な主体と共に、地域をつくっていくこととしています。

(2) 市民協働のまちづくり

本市は、平成22（2010）年に「市民協働のまちづくり指針」を策定し、市民協働によるまちづくりを進めてきました。

令和6（2024）年4月に策定した「市民協働のまちづくり第4期行動計画」では、目指す市民協働の姿を「多様な協働」とし、市民がまちづくりに参加しやすい環境づくりや人材育成、地域コミュニティやテーマコミュニティへの支援体制の強化等を図ることとしています。

(3) Town&Gown 及び次世代学園都市構想の取組み

本市は、市内に4つの大学が立地する学園都市であり、これまでも大学との連携によるまちづくりを進めてきましたが、より一層の大学連携を図っていくため、令和2（2020）年にTown（市）とGown（大学）が協働する「Town & Gown 構想」に着手し、現在、広島大学、近畿大学、広島国際大学において、各大学の特徴を生かした「Town & Gown」によるまちづくりを進めています。

また、令和4（2022）年3月には、「東広島市次世代学園都市構想」を策定し、大学との連携によるまちづくりによりSDGs（エスディージーズ）、Well-being、ポジティブピースを目指すこととしています。

(4) 「SDGs 未来都市」の選定

SDGs は、平成27（2015）年の国連サミットで採択された、令和12（2030）年を期限とする国際社会全体の開発目標であり、持続可能な世界を実現するための17のゴール（目標）と169のターゲット（具体目標）で構成され、「地球上の誰一人として取り残さない」ことを目指しているものです。

本市は、令和2（2020）年7月に、内閣府により「SDGs 未来都市」に選定されていることから、本計画の策定においては、SDGs の理念を踏まえたものとしていきます。

（５）地域共生社会推進条例

地域共生社会の実現を図るため、令和３（２０２１）年に「東広島市地域共生社会の形成を図るための施策の推進に関する条例（地域共生社会推進条例）」を制定しました。

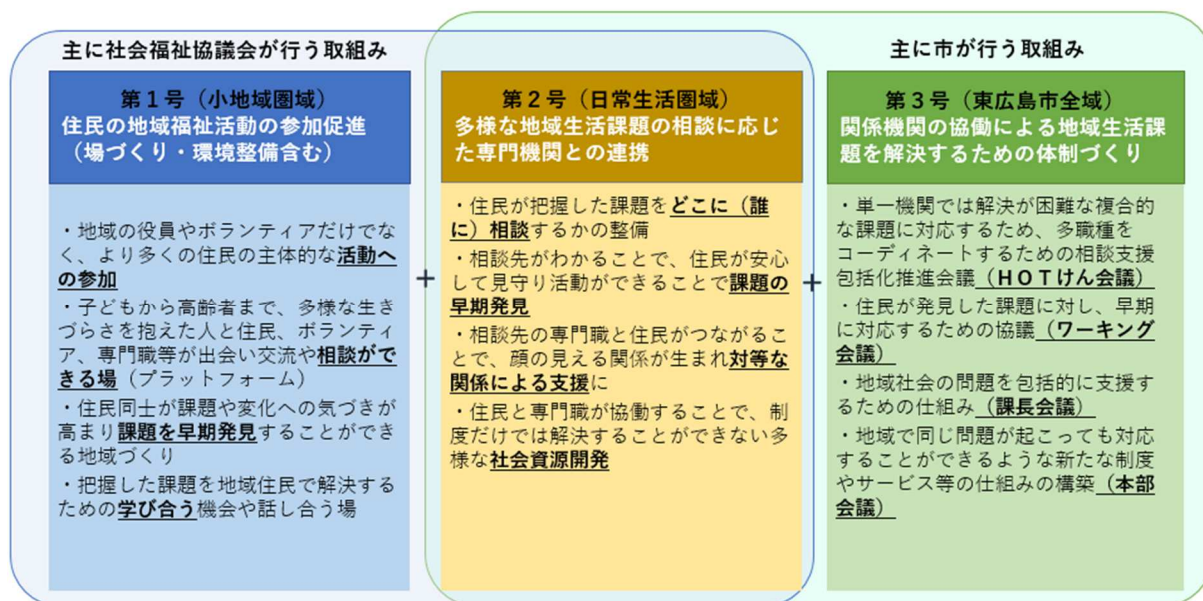
本条例により、福祉や保健医療だけでなく、労働、教育、住宅、地域再生その他の様々な分野に関わる者が協働する社会を構築することで、誰一人取り残さず、地域で共に生きていくことができる社会の形成を推進しています。

（６）「包括的な支援体制の整備」及び「重層的支援体制整備事業」

国の動向にあるように、平成 29（2017）年に改正された社会福祉法により、包括的支援体制を整備していくことが市町村の努力義務となりました。

具体的には、同法第 106 条の 3 第 1 項で、（１）住民が自ら暮らす地域の課題を共有し、解決に向けて協働することができるような地域づくりの取組み、（２）住民にとって身近な地域で生活上の課題の「受け止め」、「支援機関へのつなぎ」ができる仕組みづくり、（３）相談機関の協働・ネットワーク体制の整備が挙げられています。

【イメージ図 法 106 条の 3 第 1 項第 1～3 号の事業イメージ】



上の図は、地域のコミュニケーションを活発にする中で、浮かび上がってきた生活上の課題や困難さを抱える世帯等を見過ごさず、支援機関につなげていくこと、つながれた側も有機的な連携によって、支援を充実させていくという、「本人」「世帯」「日常生活（地域生活）」をベースにしたアプローチとすることができます。この包括的支援体制を整備するための手段として、市町村は重層的支援体制整備事業（以下「重層事業」という。）に取り組むことができることとなっています。

重層事業は「必要な人に支援が届く仕組み」をつくる事業ですが、制度・分野を越えた連携体制をつくり、様々な生活課題が複雑化・複合化した世帯からの相談対応、単

一の制度や支援メニューでは対応が困難な世帯等に対し、一人ひとりの状況に応じた支援や、伴走型支援の充実、生活基盤である地域の力（見守り、支え合い、交流）との協働による支援を展開することで、世帯の孤立化や支援の行き詰まりを防いだりする事業となっており、まさに包括的支援体制整備の中核となる事業です。

本市では、その推進を担う人材としてコミュニティソーシャルワーカー（以下「CSW」という。）を配置し、その運用の一部を東広島市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）に委託して、市の施策事業と一体的に地域福祉を推進しています。

重層事業によって、既存の制度の枠にとらわれない、社会参加のための様々な取り組みを推進できていることから、今後さらなる充実を図っていきます。

4 計画の位置づけ

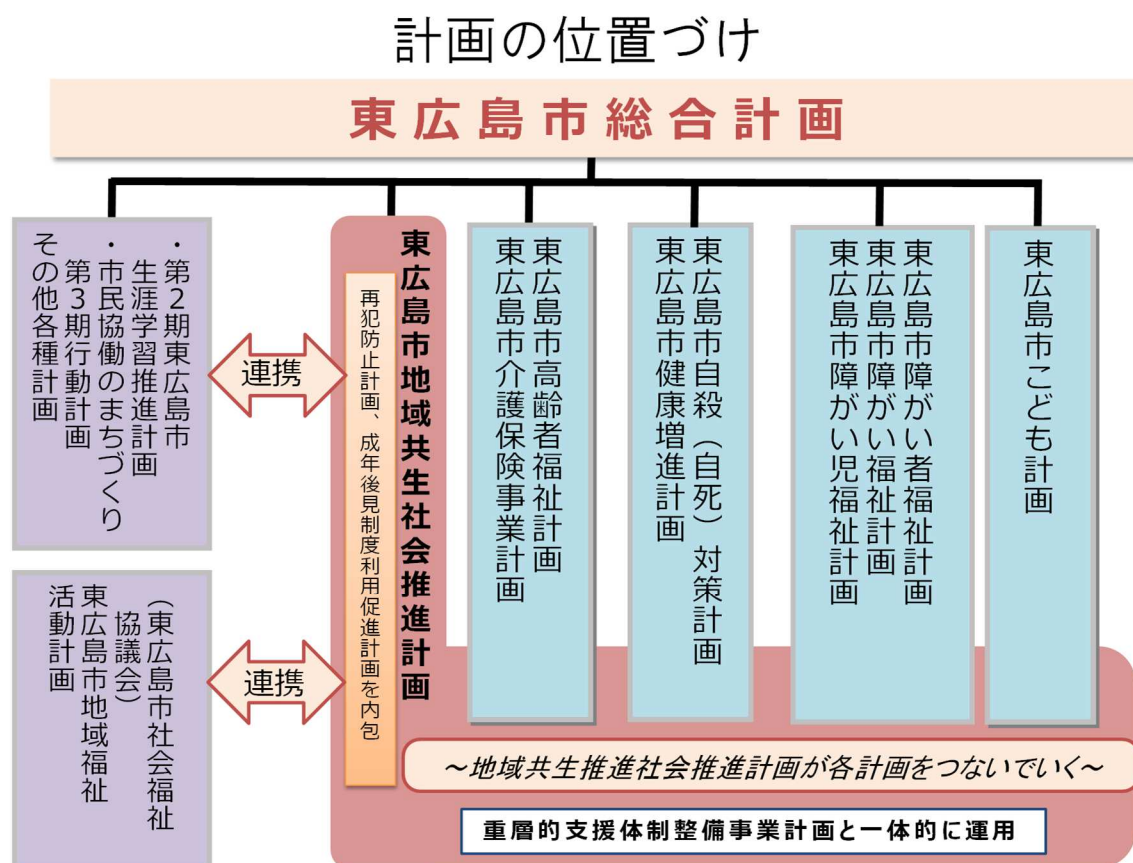
本計画は、市の福祉全般における総合的な計画であることを基本としつつ、社会福祉法第107条の規定に基づく市町村地域福祉計画として策定します。

また、本計画は、東広島市総合計画を上位計画とし、高齢者福祉計画、介護保険事業計画等、福祉の各分野別計画の上位計画と位置づけ、また生涯学習、健康増進など特に関連の深い分野をはじめ、各分野別計画との調和・整合を図るものとします。

併せて、本計画の推進に当たっては、社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」と相互に施策を共有し、連携・協働を図るものとします。

なお、本計画は、成年後見制度利用促進計画、再犯防止計画を内包するとともに、重層的支援体制整備事業実施計画を兼ねるものとします。

地域共生社会推進計画・地域福祉活動計画と総合計画及び各個別計画



5 計画期間

令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までとします。

その間、社会情勢の著しい変化等により必要性が生じた場合は、計画の見直しを柔軟に行うものとします。

6 計画策定の体制と取組み

(1) 計画策定の体制

本計画の策定に当たっては、市の附属機関である東広島市地域福祉推進協議会を中心に、市民の参画を得ながら協議を重ねました。

(2) 市民アンケート調査の実施

本計画の策定に当たり、市民の福祉への関心や地域活動への参加状況等を把握するとともに、意見や提言を広く聴き、本計画に反映させるため、市民アンケート調査を実施しました。

また、こども基本法に則り、未来の東広島市をつくるこどもに意見、提言を聞くため、小中学生へのアンケートを実施しました。さらに、地域の活動への関わりなど、企業との連携が求められていることから、福祉事業所や一般の事業所へのアンケート調査を実施しました。

■市民アンケート調査の概要■

調査対象	18歳以上の市民（住民基本台帳による無作為抽出）
配付数	4,000件
調査方法	郵送による配付／郵送回収及びWEB回収
調査期間	令和6（2024）年2月～3月
有効回答数	1,747件（有効回答率：43.7%）

■小中学生アンケート調査の概要■

調査対象	町ごとに小中学校1校ずつ抽出→小学5年生、中学2年生1クラス
配付数	540件
調査方法	各学校を通して配布・学校を通して回収またはWeb回答
調査期間	令和6（2024）年2月～3月
有効回答数	528件（有効回答率：97.8%）

■事業所アンケート調査の概要■

調査対象	福祉事業所調査／市内の福祉事業所から保育、高齢・介護、障がい者（児）の3区分で無作為抽出 一般事業所調査／市内の一般事業所から無作為抽出
配付数	福祉事業所／300件、一般事業所／160件
調査方法	郵送配布・郵送回収またはWeb回答
調査期間	令和6（2024）年4月～5月
有効回答数	福祉事業所／199件（有効回答率：66.3%） 一般事業所／80件（有効回答率：50.0%）

(3) 地域懇談会の開催

本計画の策定に当たり、地域課題や実情を把握するとともに、市民が考える地域支援の在り方や地域づくりのアイデア等を計画に反映させることを目的に、22 の地区で地域懇談会を開催しました。

■日常生活圏域別懇談会実施場所・実施日■

圏域	地区	開催日（曜日）	会場
西条北	寺西	12月20日（水）	寺西地域センター
	東西条	3月 1日（金）	東西条地域センター
西条南	御園宇	11月25日（土）	御園宇地域センター
	三ツ城	1月26日（金）	市役所北館市民協働センター
八本松	川上	8月19日（土）	正力集会所
	原	2月 1日（木）	原地域センター
志和	東志和	12月11日（月）	東志和地域センター
	志和堀	12月14日（木）	志和堀地域センター
	西志和	12月20日（水）	西志和地域センター
高屋	高美が丘	12月 4日（月）	高美が丘地域センター
	高屋西	12月 7日（木）	高屋西地域センター
黒瀬	板城西	3月 1日（金）	板城西地区拠点施設
	上黒瀬	3月 2日（土）	上黒瀬コミュニティホール
福富	竹仁	2月18日（日）	竹仁地域センター
豊栄	吉原	12月 9日（土）	吉原地域センター
	乃美・別府	12月 1日（金）	乃美地域センター
河内	河戸	11月24日（金）	河戸地域センター
	戸野	12月 1日（金）	戸野地域センター
	入野	12月11日（月）	入野地域センター
	小田	2月17日（土）	小田地域センター
安芸津	小松原	2月19日（月）	小松原びわの里

※令和5（2023）年度に実施

(4) 東広島市パブリックコメントの実施

本計画の素案を市のホームページ並びに市役所地域共生推進課・支所・出張所、地域センター、生涯学習センター、総合福祉センター、地域福祉センター及び図書館で、また概要をユーチューブで公開し、パブリックコメントを実施しました。

実施期間	令和 6（2024）年 11 月 10 日（金）～12 月 2 日（月）
ホームページアクセス数	124 回
ユーチューブ視聴数	79 回
意見提出者数	3 人
地域別提出者数	西条 2 人、高屋 1 人
年代別意見提出者数	40 代 1 人、70 代 2 人
提出方法	持参、ファックス、電子申請
意見数	7 件

7 圏域の考え方

本計画では、効果的に地域共生社会を推進していくため、市域を4段階の層として捉え、各層の役割を示しながら各種の取組みを実施していきます。

○第1層域

範 囲	東広島市全域
圏域設定の考え方	・市全域を対象とした総合的な施策の企画・調整をする範囲です。 ・包括的な支援体制を構築するため、多機関の協働により複雑化・複合化した課題を抱える世帯など、困難事例への対応についての総合調整を図ります。 ・困難事例に対応できるような人材育成のほか、地域の資源開発、活動団体のサポート等を推進します。

○第2層域：10か所

範 囲	日常生活圏域（※）
圏域設定の考え方	・合併前の旧町エリア（西条町のみ北・南の2か所）で、この圏域を基本として様々な行政機能や相談支援機関が設置（市の支所・出張所、社会福祉協議会の支所、地域包括支援センター等）されています。 ・多職種連携による支援体制として、コアネットワーク会議を設置しており、地域担当CSWもこの圏域単位で配置しています。 ・民生委員児童委員活動においても、本圏域単位で協議会が設置されています。

※日常生活圏域：特に高齢者の地域生活に関わる圏域で、住民が日常生活を営む地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付対象サービスを提供するための施設の整備状況等を総合的に勘案して定めています。市町村介護保険事業計画において定義づけられていますが、高齢者支援の分野だけでなく、全世代の地域生活に共通するものであることから、本計画においてもこの考え方を採用しています。

- ・西条北：朝日町、大坪町、岡町、上市町、御条町、栄町、昭和町、西本町、本町、西条、西条東、下見、寺家、寺家駅前、東北町、末広町、助実、土与丸、吉行、吉行東
- ・西条南：御園宇、鏡山、西条中央、馬木、西大沢、上三永、下三永、三永、郷曾、田口、福本、森近、西大沢

○第3層域：48か所

範 囲	住民自治協議会圏域（概ね小学校区域）
圏域設定 の考え方	・住民自治協議会を中心に、地域の祭りなど、地域単位のまちづくりが行われているエリアです。 ・地域で活動する、様々な団体との協議の場である地域懇談会などにより、地域の課題発見・解決に向けた活動に取り組んでいます。

○第4層域：約1,000か所（※変動するため、このような記載としています。）

範 囲	小地域圏域（自治会単位）
圏域設定 の考え方	・住民が一番身近に感じるエリアで、支援の必要な人の把握、見守りや助け合いを行うための基礎となる範囲です。 ・住民主体による地域の見守りや、気かけあいの活動をはじめ、様々な地域福祉活動（地域食堂、居場所づくり、防災活動など）が展開されています。

【圏域のイメージ】



第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

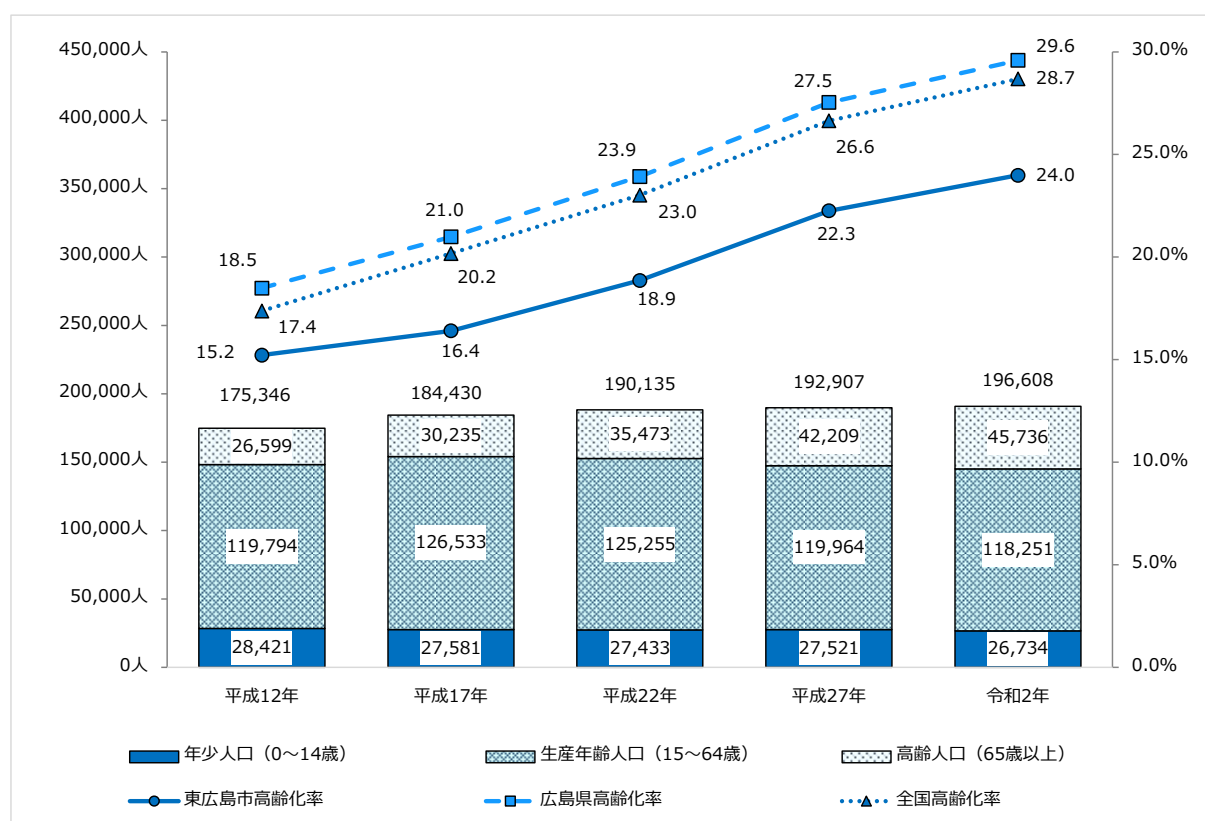
1 本市の状況

(1) 人口・高齢化率等の推移

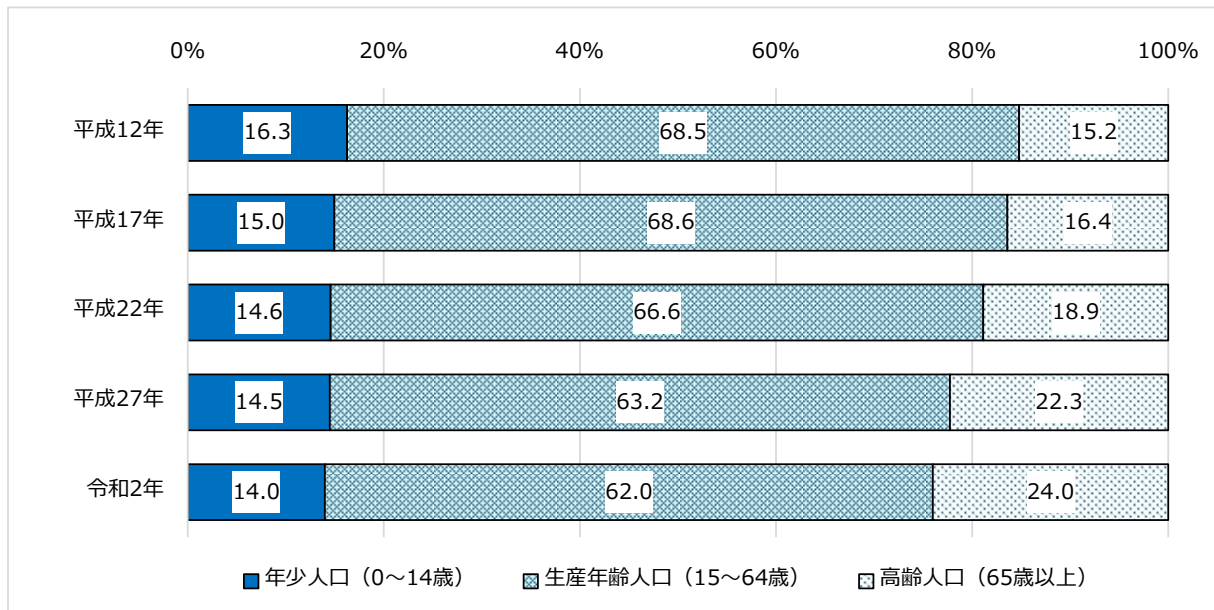
本市の総人口は増加傾向が続いており、国勢調査によると令和2（2020）年で196,608人となっています。

年少人口、生産年齢人口の割合は減少していますが、高齢者人口が占める割合（高齢化率）は増加し、令和2（2020）年で24.0%となっています。広島県（29.6%）、全国（28.7%）に比べると低い割合となっています。

■人口・高齢化率の推移■



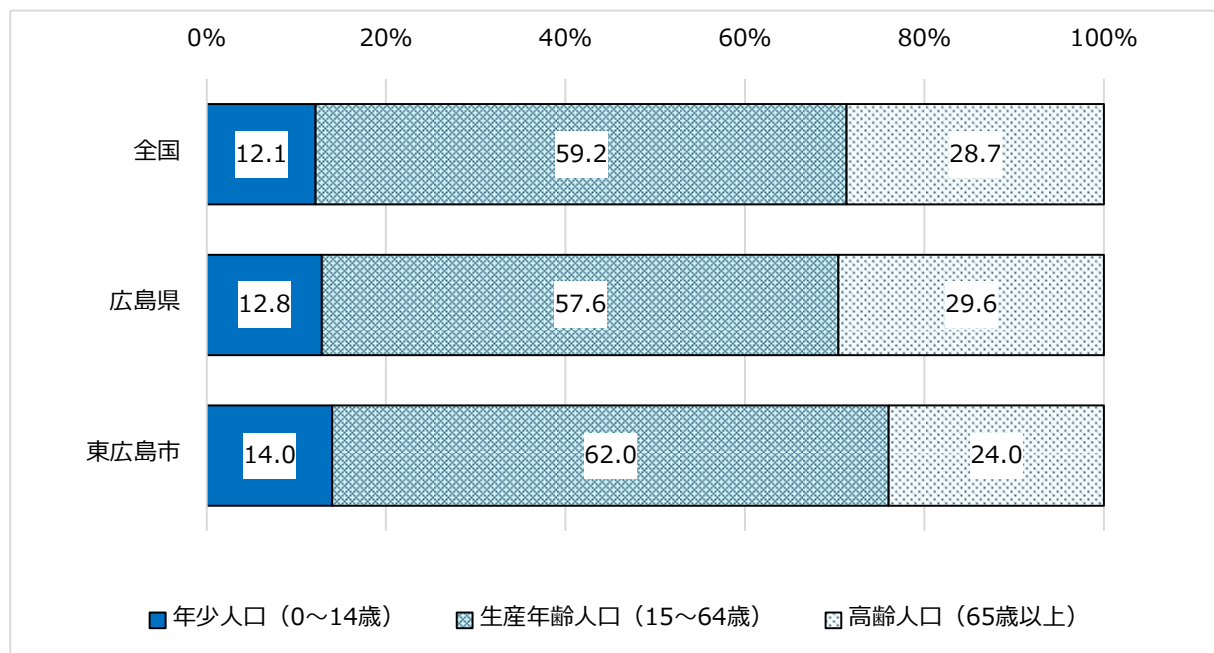
■ 年齢3区分人口の推移 ■



資料：国勢調査

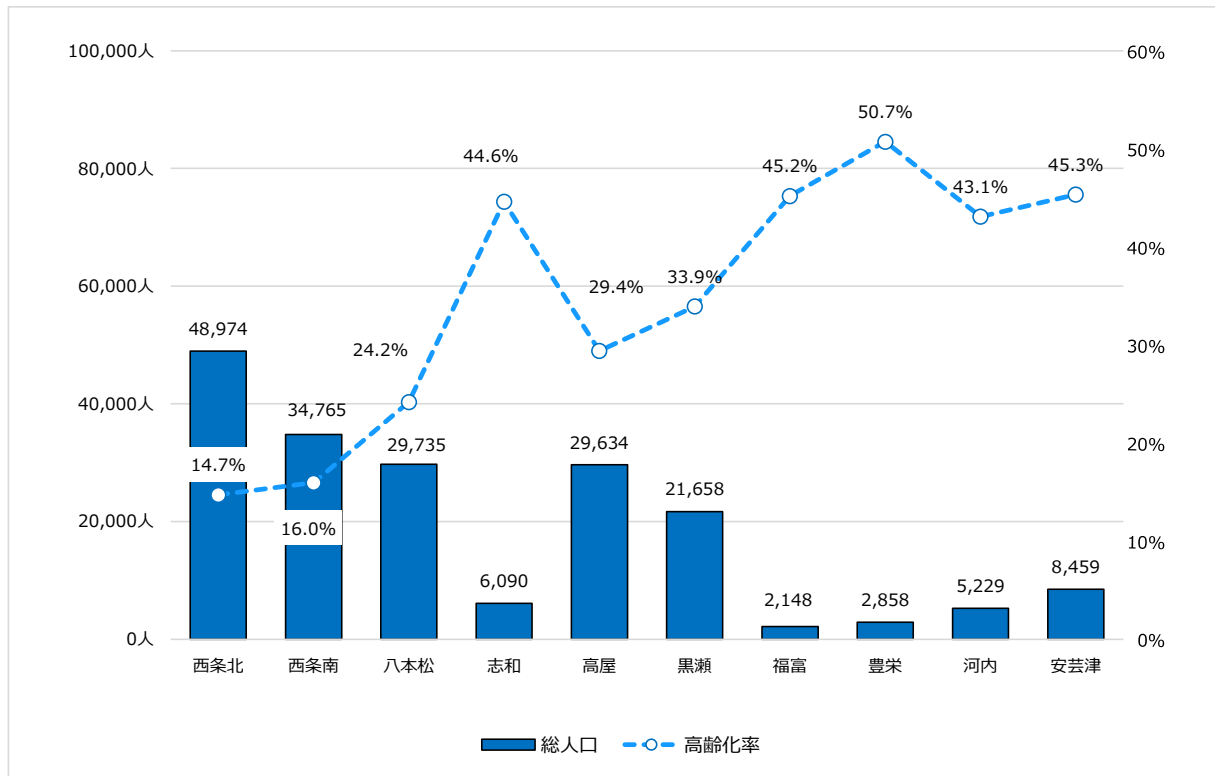
※各階層割合は四捨五入のため、合計が100にならない場合がある。

■ 年齢3区分人口の国、県との比較 ■



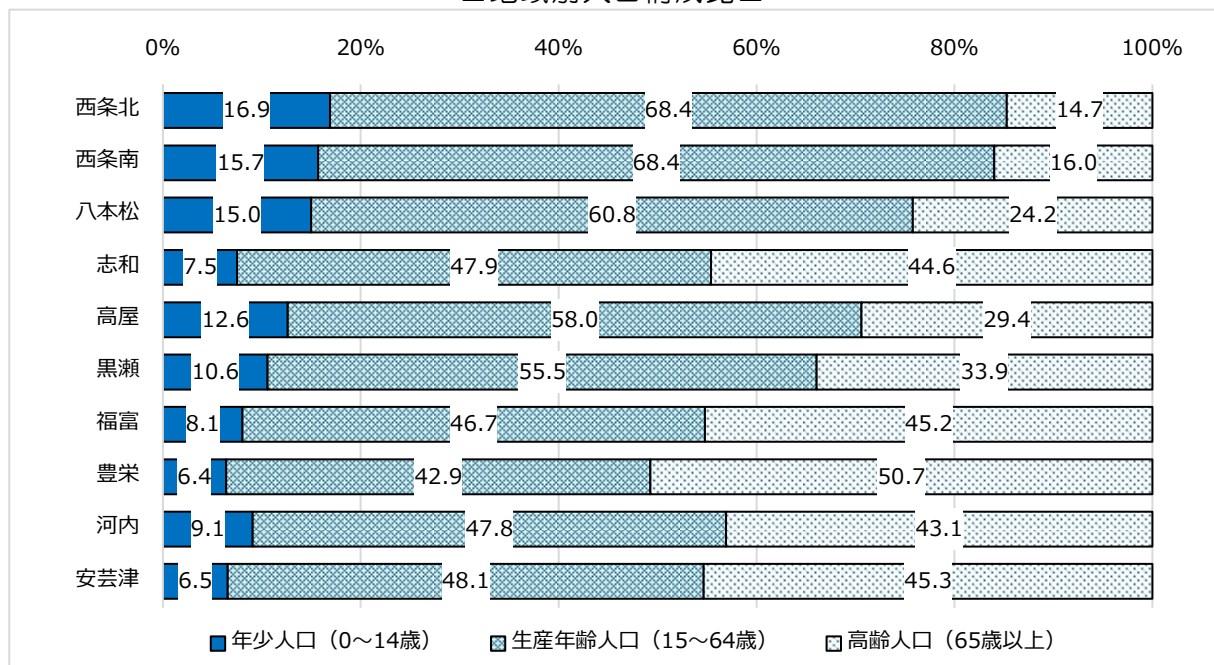
資料：国勢調査（令和2年）

■地域別人口■



資料：住民基本台帳（令和6（2024）年3月末日現在）

■地域別人口構成比■



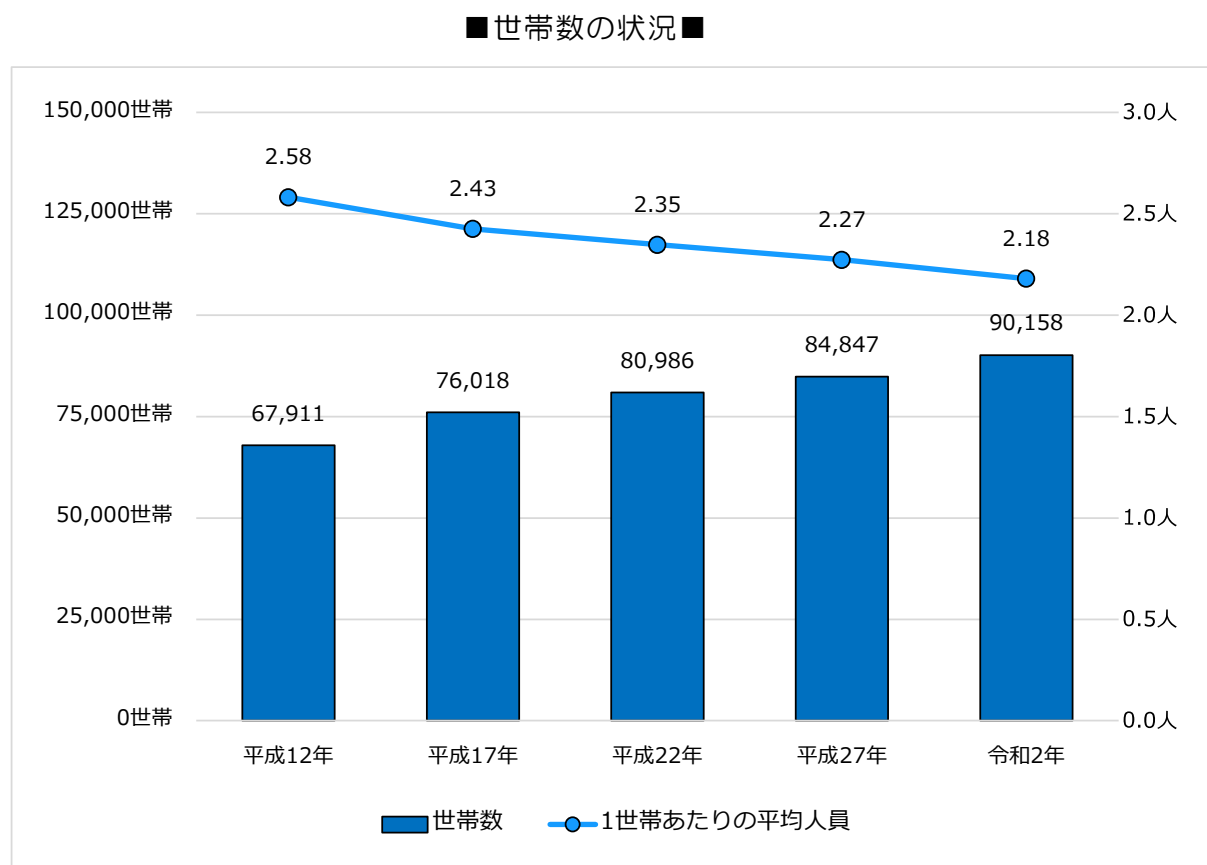
資料：住民基本台帳（令和6（2024）年3月末日現在）

※各階層割合は四捨五入のため、合計が100にならない場合がある。

(2) 世帯の状況

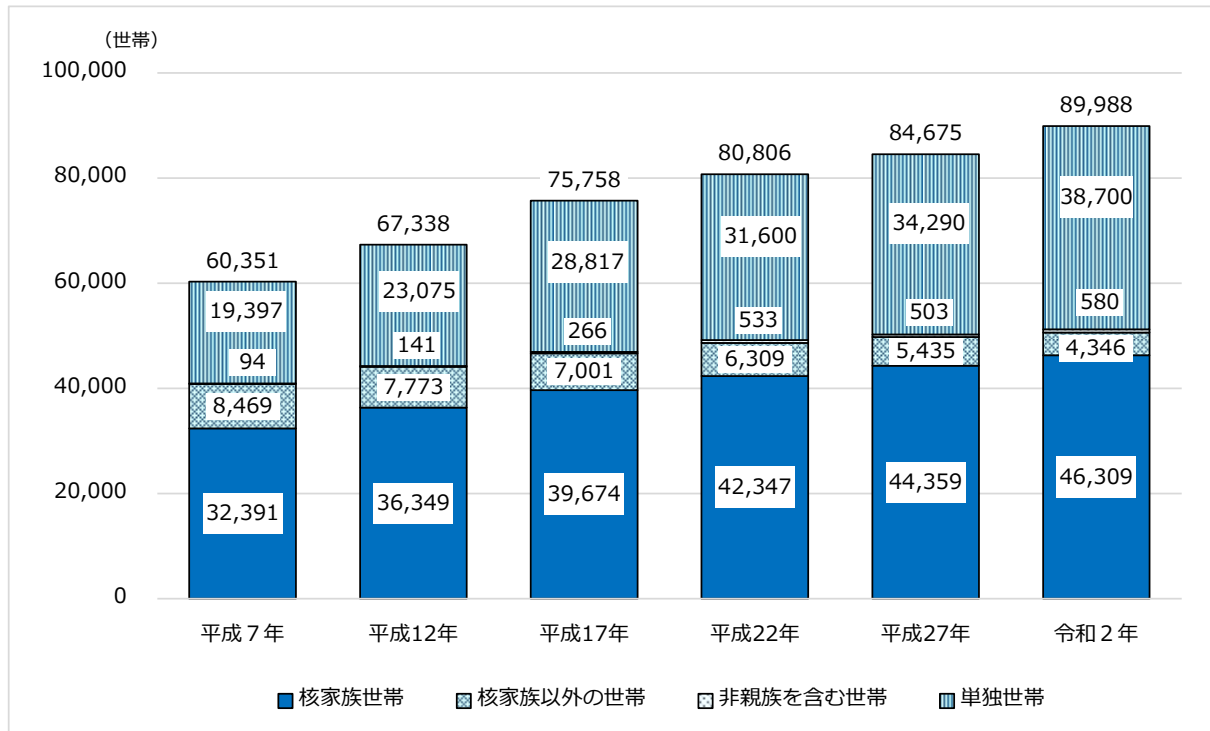
本市の世帯数は増加しており、令和2(2020)年で90,158世帯となっています。世帯人員は減少傾向にあり、令和2(2020)年で2.18人となっており、広島県(2.26人)、全国(2.25人)をやや下回っています。

世帯の類型については、核家族世帯がもっとも多くなっていますが、単独世帯の割合が上昇(4,410世帯増加)してきています。



資料: 国勢調査

■ 家族類型別一般世帯数の推移 ■



資料: 国勢調査
※総数は、世帯類型不明を含む

■ 地区別の総世帯数に占める年代別単独世帯の割合 ■

単位: %

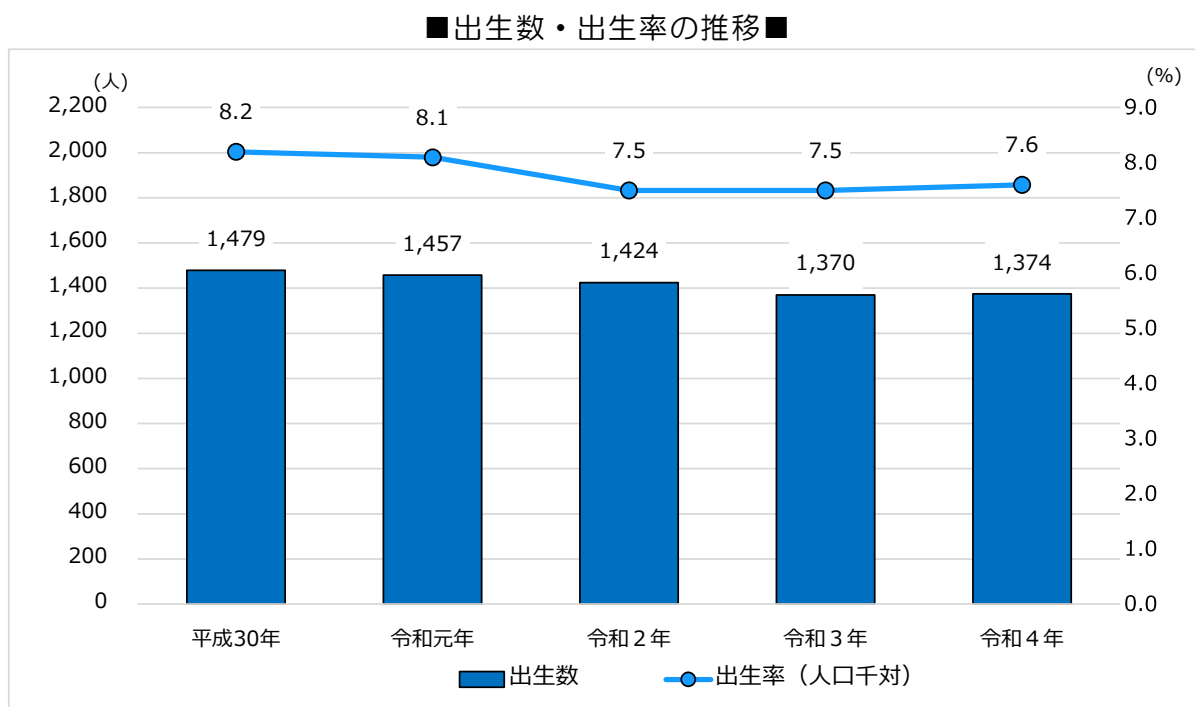
	西条	八本松	志和	高屋	黒瀬	福富	豊栄	河内	安芸津
10代	1.2	0.6	0.4	0.5	0.6	0.2	0.2	0.0	0.2
20代	15.8	9.0	6.5	4.4	5.6	2.9	3.6	1.3	2.9
30代	8.0	5.4	3.7	2.6	3.5	1.9	1.9	2.0	3.5
40代	6.2	4.8	3.3	2.5	3.7	1.6	2.5	2.2	2.6
50代	5.9	5.8	4.0	3.6	5.4	4.3	3.5	4.6	4.3
60代	3.6	4.0	4.4	3.8	4.7	6.2	5.6	6.2	5.8
70代	3.6	5.4	8.0	5.5	7.3	7.4	9.3	9.1	8.3
80代	3.0	5.0	8.4	4.8	6.1	8.1	10.3	9.7	9.2
90代	1.3	1.7	4.4	2.2	2.6	5.7	6.8	5.2	4.7
100歳以上	0.1	0.1	0.2	0.1	0.1	0.3	0.3	0.3	0.3

資料: 東広島市 (令和 6 (2024) 年 3 月末日)

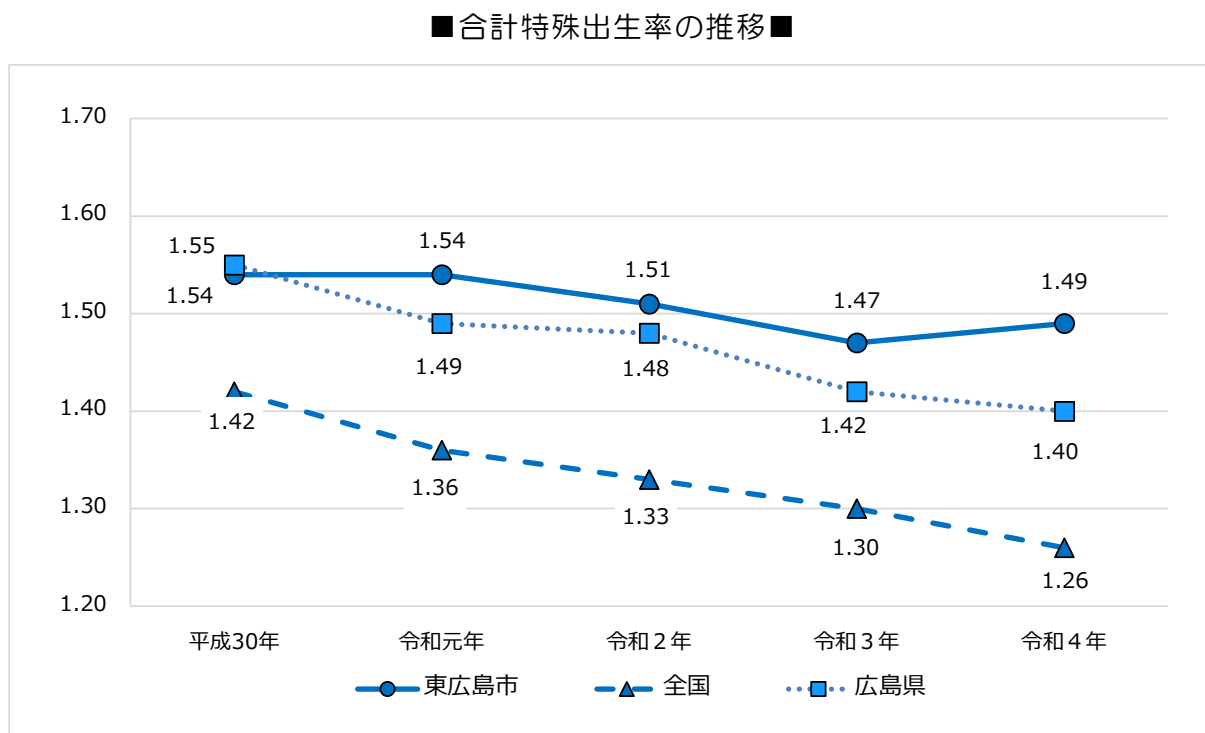
地区別に総世帯数に占める年代別単独世帯の割合をみると、西条では、20 代の単独世帯の割合が 15%を超えており、一方で豊栄、河内では、70 代、80 代、志和、安芸津では、80 代の単独世帯の割合が高い傾向にあります。

(3) 出生数・合計特殊出生率の推移

本市の出生数及び合計特殊出生率は減少傾向にありましたが、令和4（2022）年は増加しています。



資料：人口動態統計調査

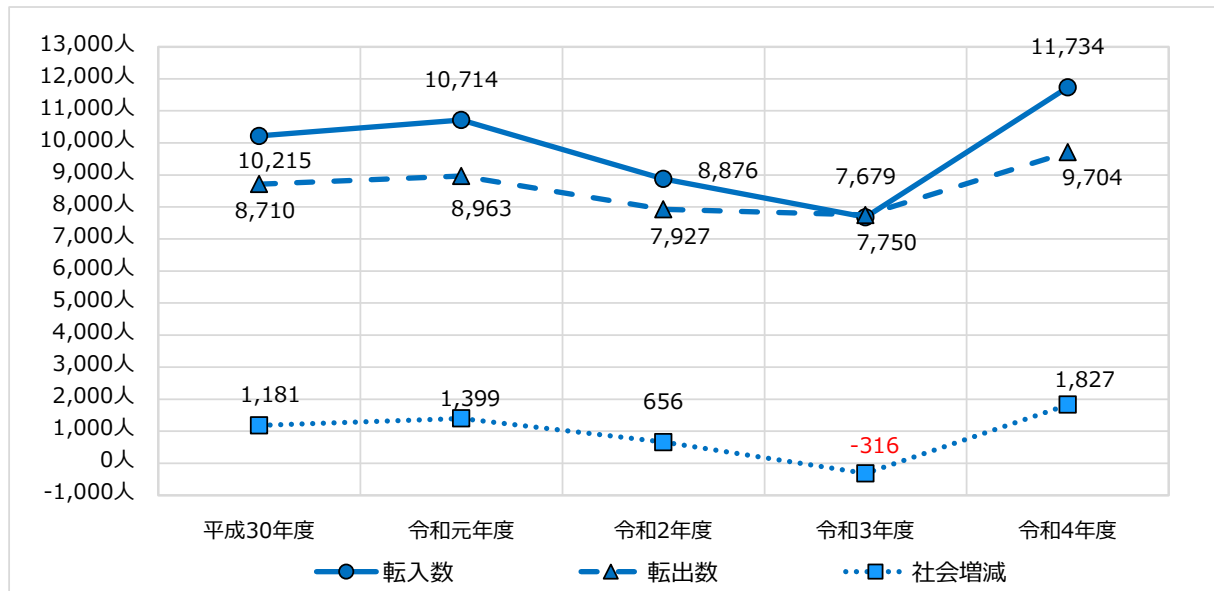


資料：こども家庭課

(4) 転入・転出の状況

転入数は、令和元（2019）年度から令和3（2021）年度まで減少傾向となっていました。令和4（2022）年度には11,734人と転入数が増加し、再び社会増に転じました。

■ 転入・転出の状況 ■



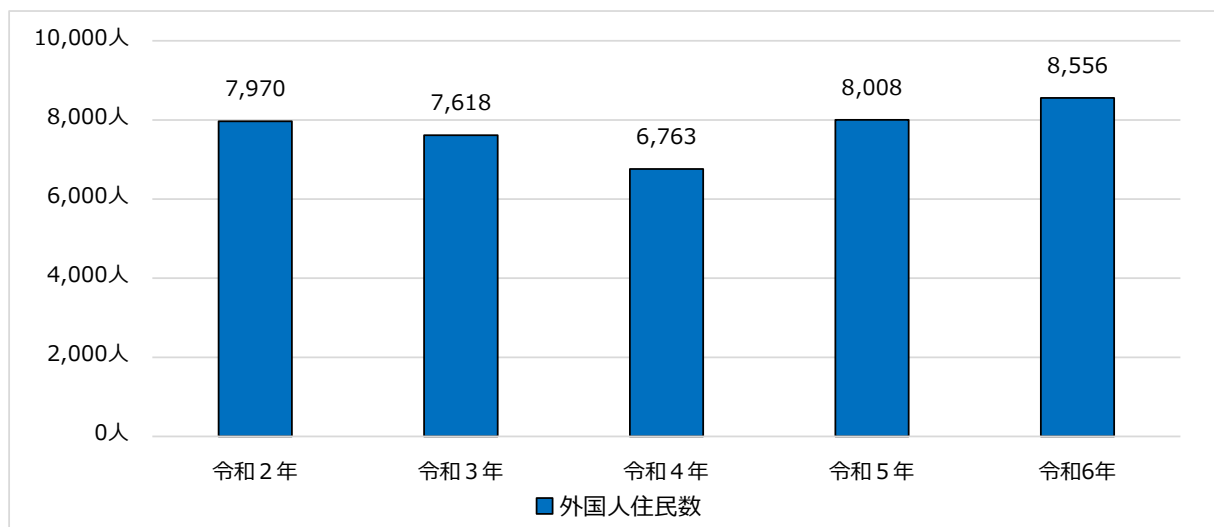
資料：統計でみる東広島（住民基本台帳）

(5) 外国人住民の状況

本市の外国人住民数は、令和2（2020）年以降減少傾向にありましたが、令和5（2023）年に増加に転じ、令和6（2024）年には8,500人を上回っています。

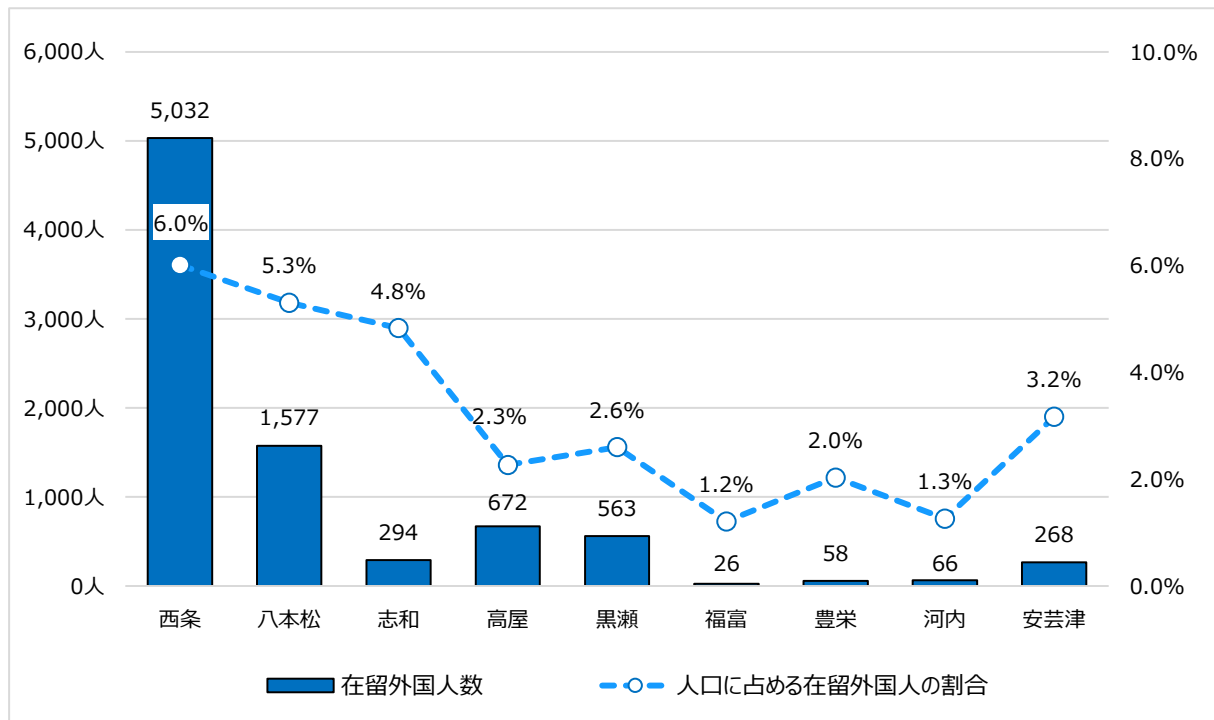
地区別では、西条町に全外国人の58.8%の人が暮らしています。

■ 外国人住民の状況 ■



資料：住民基本台帳（各年3月末日）

■地区別の外国人住民数■



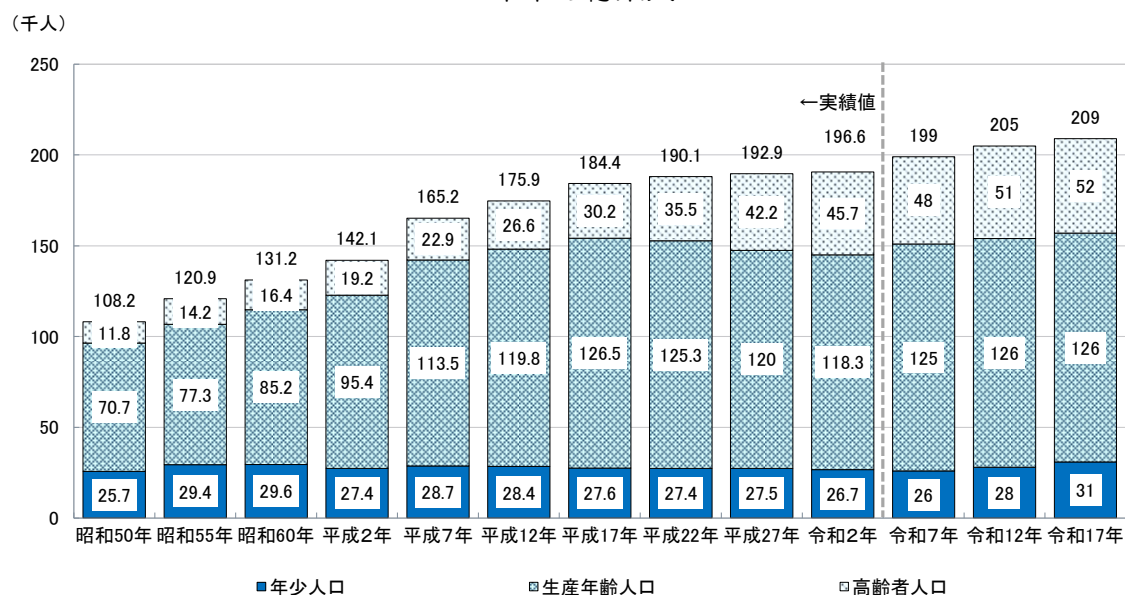
資料:住民基本台帳(令和6(2024)年3月末日)

(6) 将来人口推計

本市はこれまで一貫して人口増加が続いてきましたが、わが国全体で少子高齢社会が進展する中、増加基調は維持しているものの、その増加は緩やかなものとなりつつあります。

こうした状況の中、本市の人口は長期的には減少傾向に向かうと考えられるものの、新たな施策の展開によるまちづくりへの効果とともに、近年大きく増加傾向にある外国人市民の影響等を考慮し、今後も緩やかな増加で推移するものと考えられます。

■本市の将来人口■



資料: 国勢調査(令和2(2020)年まで)

※平成12(2000)年までは東広島市、黒瀬町、福富町、豊栄町、河内町、安芸津町を合計した値

※令和7(2025)年以降は東広島市の独自推計

※年齢層別の人口(実績値)には、年齢不詳の人口を含みません。

※端数処理の関係から、年齢層別の人口(実績値)は総数と一致しない場合があります。

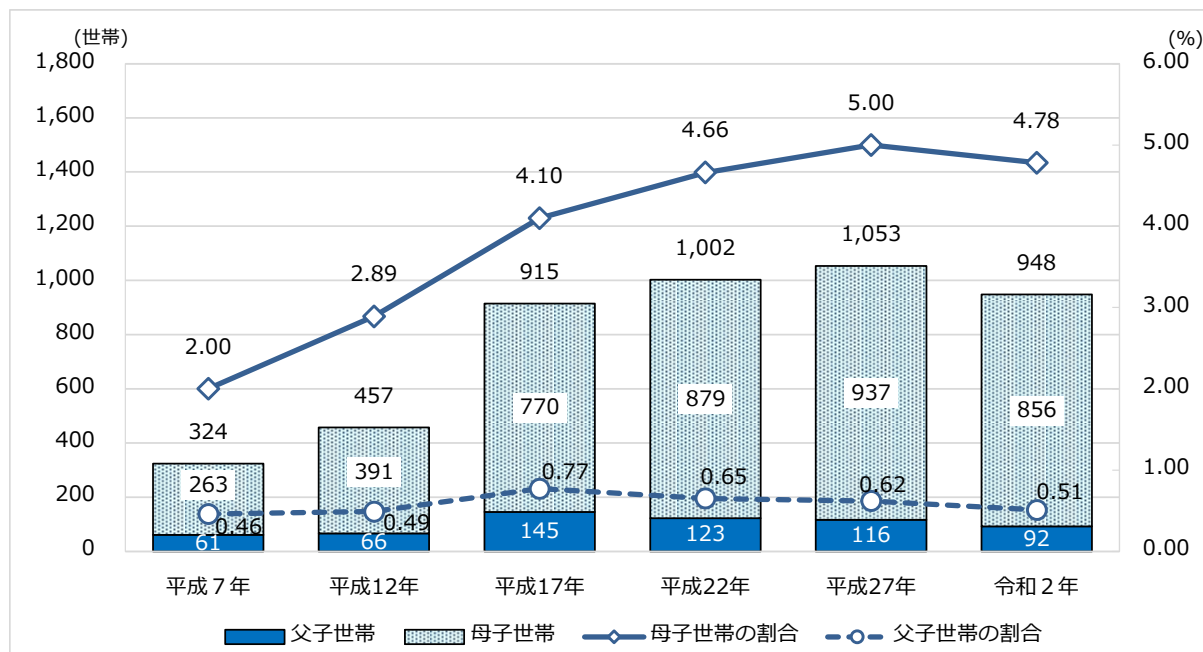
※推計人口は、千人単位となるよう端数処理を行っています。

(7) こどもを取り巻く状況

18歳未満のいるひとり親世帯数は増加を続けています。

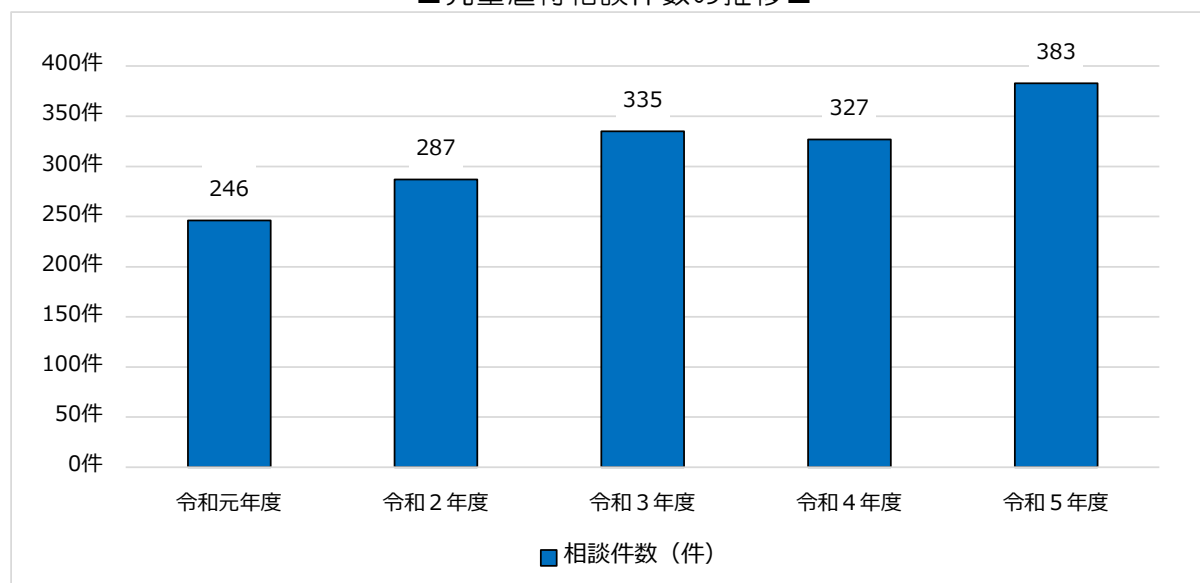
児童虐待相談件数は、令和元（2019）年度から令和3（2021）年度にかけて増加し、令和4（2022）年度は微減となりましたが、令和5（2023）年度は再び増加しています。

■18歳未満のいるひとり親世帯数と18歳未満のいる一般世帯総数に対する割合■



資料：国勢調査

■児童虐待相談件数の推移■



資料：要保護児童対策地域協議会（各年度3月末）

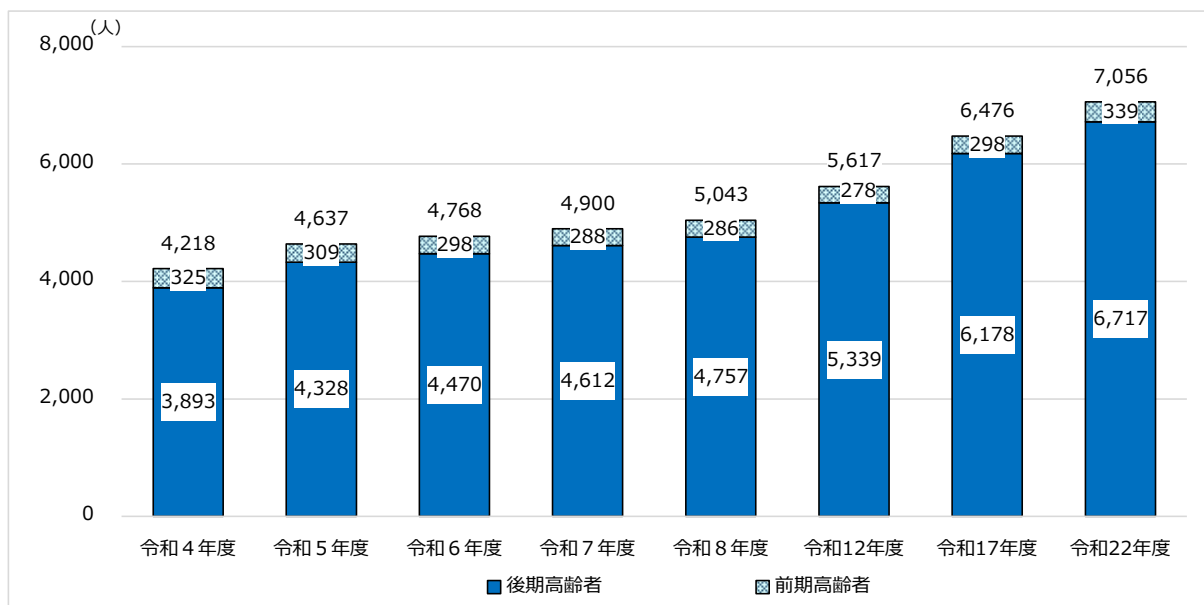
※児童虐待：保護者が監護する児童の心や身体に加えられる有害な行為

（８）高齢者を取り巻く状況

認知症高齢者数（認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の高齢者）は、高齢者の増加に伴い、今後増加することが見込まれ、令和８（２０２６）年度には５,０００人を上回る見込みとなっています。

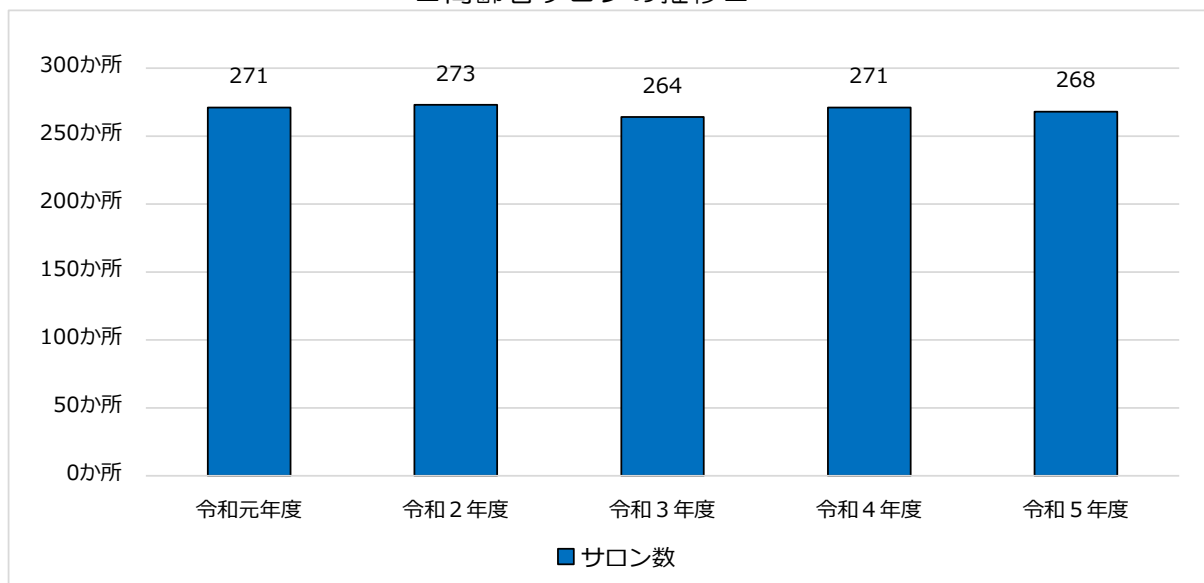
高齢者サロンは、令和元（２０１９）年度以降、２７０か所前後で推移しています。

■ 認知症高齢者数の推移 ■



資料：東広島市介護保険台帳（令和５（２０２３）年３月末）及びそれに基づく推計

■ 高齢者サロンの推移 ■

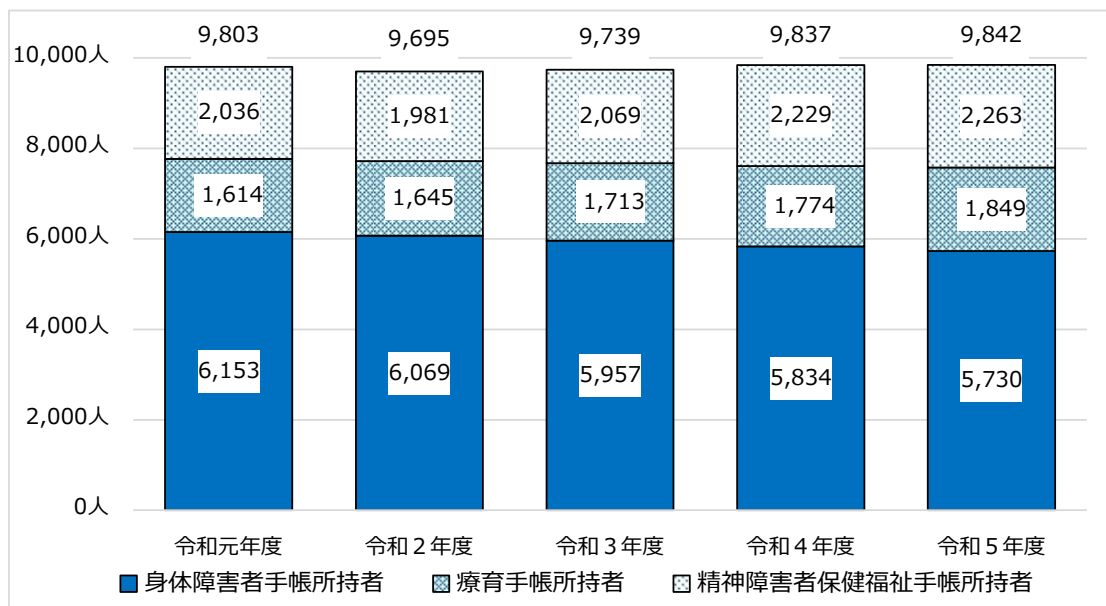


資料：東広島市社会福祉協議会

（９）障がい者の状況

本市の障害者手帳所持者数は、長期的には増加で推移しており、令和５（２０２３）年は 9,842 人となっています。身体障害者手帳所持者は減少していますが、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者数は、増加しています。

■ 障害者手帳所持者数の推移 ■

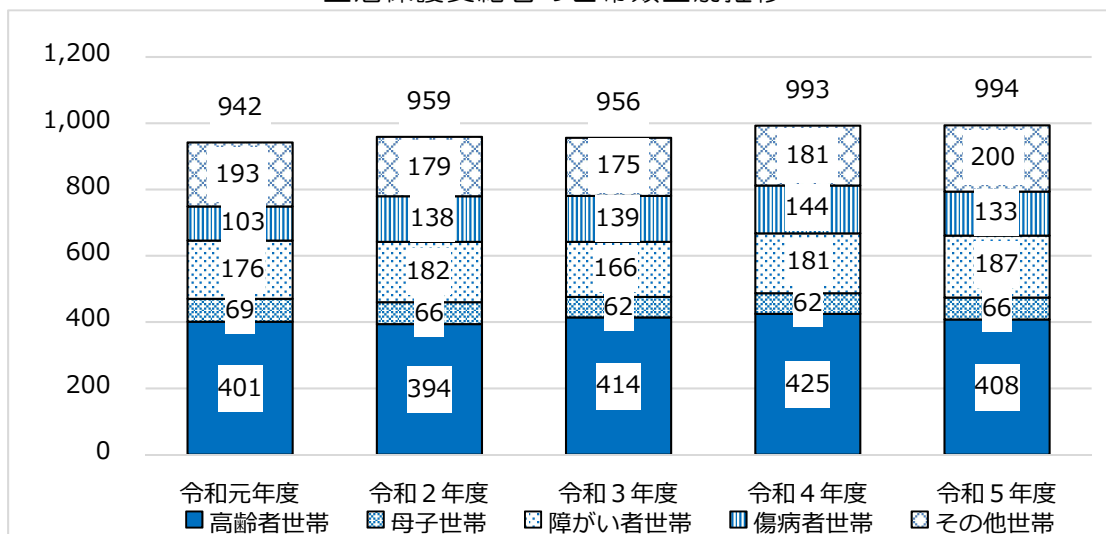


資料：障がい福祉課

（１０）生活保護受給者の世帯類型別の状況

生活保護世帯数は、微増傾向にあり、世帯類型別にみると、年度により増減はあるものの、令和５（２０２３）年度は令和元（２０１９）年度に比べて、障がい者世帯、傷病者世帯が増加傾向にあります。

■ 生活保護受給者の世帯類型別推移 ■



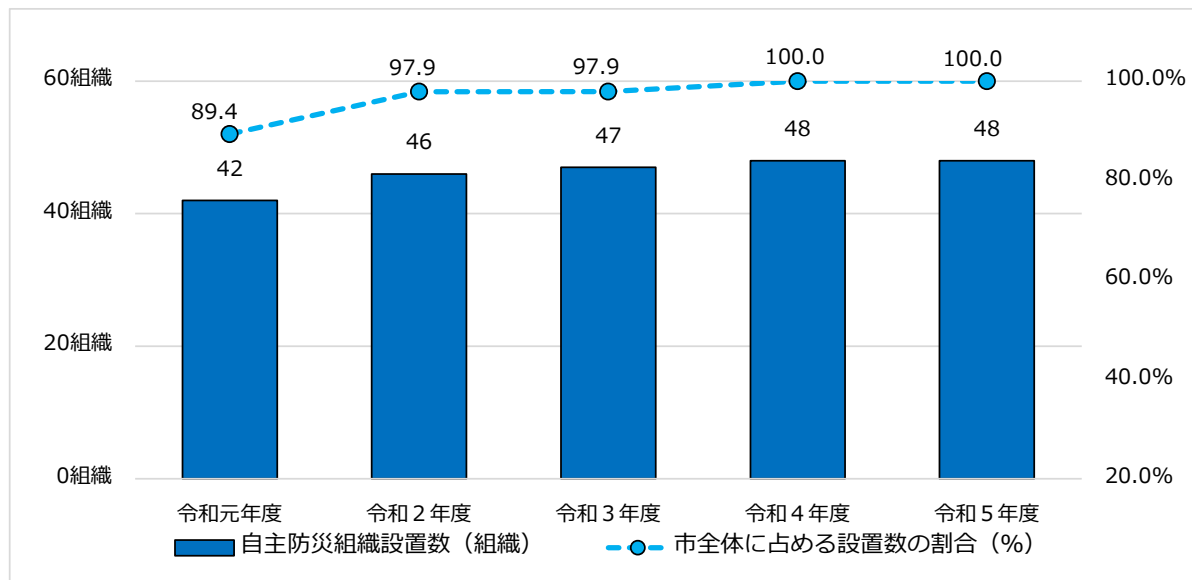
資料：生活福祉課

(11) 防災に関する状況

① 自主防災組織の状況

住民自治協議会における自主防災組織の設置状況は、令和4（2022）年度には設置割合が100%となっています。

■ 自主防災組織数の推移 ■

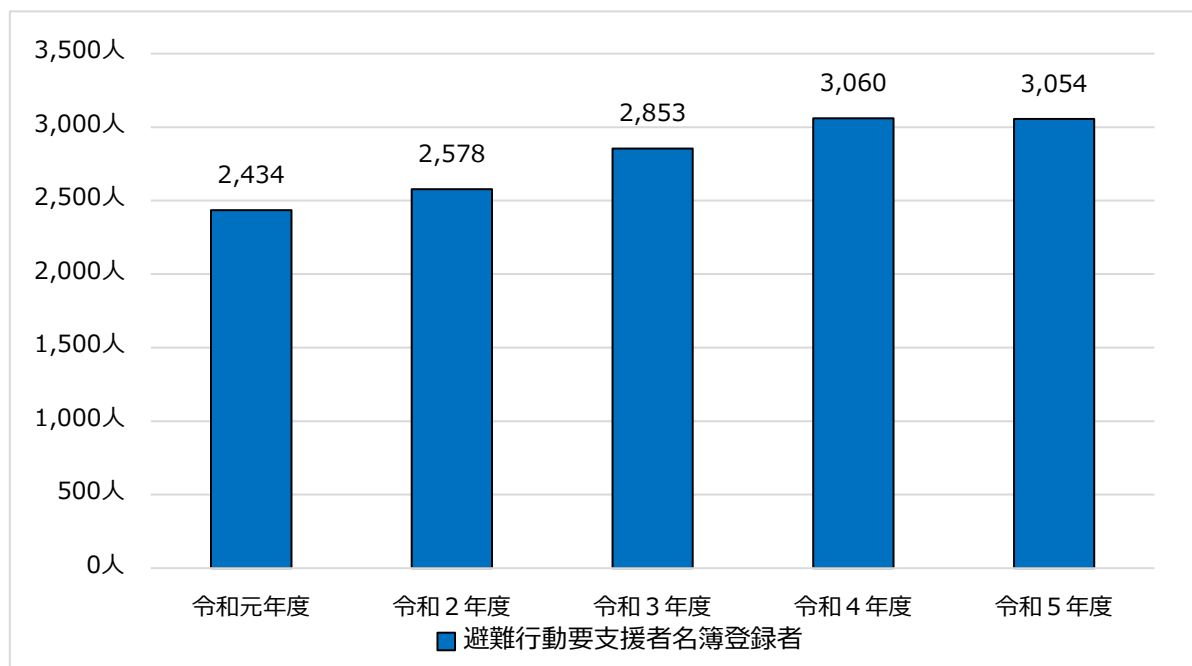


資料：危機管理課

② 避難行動要支援者名簿登録者の状況

避難行動要支援者名簿登録者数は、増加傾向にあり、令和4（2022）年度以降、3,000人を上回っています。

■ 避難行動要支援者名簿登録者数の推移 ■

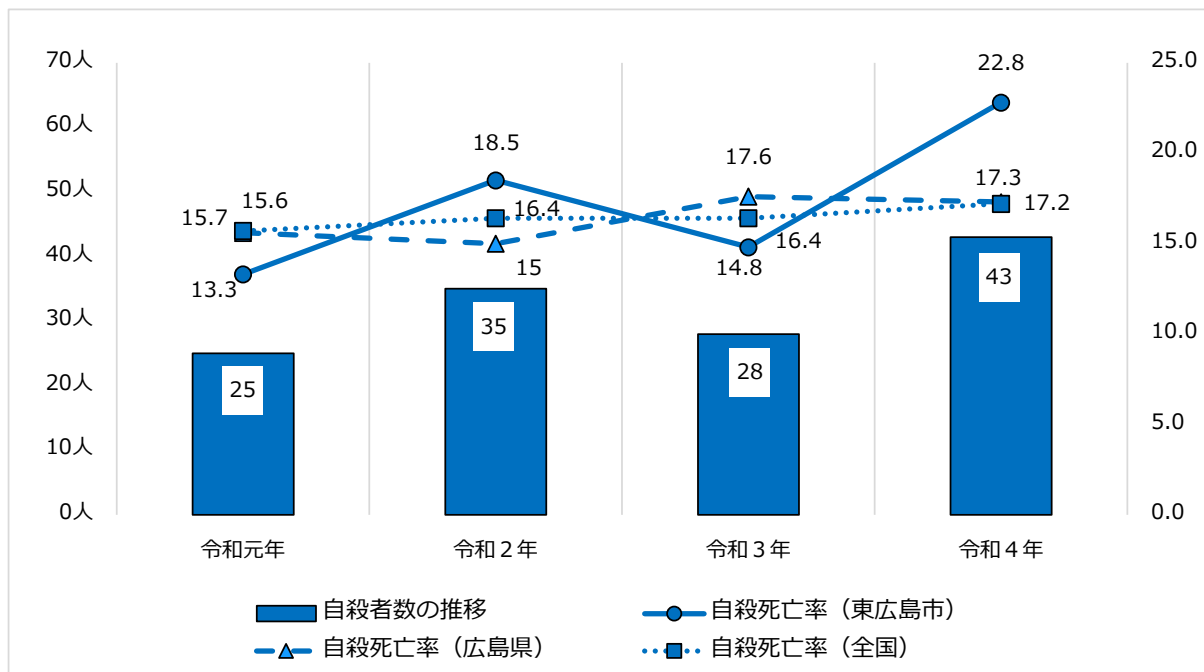


資料：地域共生推進課

(12) 自殺（自死）者の状況

自殺（自死）者数については、年により増減がありますが、増加傾向となっており、令和4（2022）年では43人となっています。本市の自殺（自死）死亡率（人口10万対）は、年により増減がありますが、令和4（2022）年は、22.8と広島県、全国に比べて割合が高くなっています。

■自殺（自死）者数・自殺（自死）死亡率の推移■

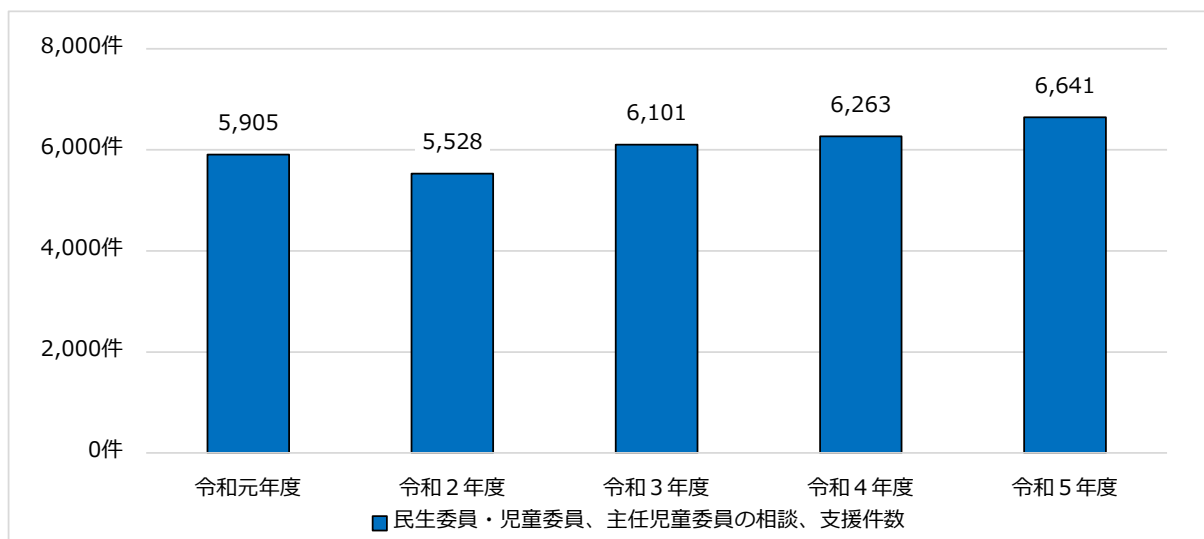


資料：地域自殺（自死）実態プロフィール（自殺（自死）総合対策推進センター）、
地域における自殺（自死）の基礎資料令和4（2022）年（厚生労働省）

(13) 民生委員・児童委員の相談・支援状況

民生委員・児童委員及び主任児童委員の相談、支援件数は、令和2（2020）年度に一度減少しましたが、令和3（2021）年度以降増加し、令和5（2023）年度は6,600件を上回っています。

■ 民生委員・児童委員への相談、支援件数の推移 ■

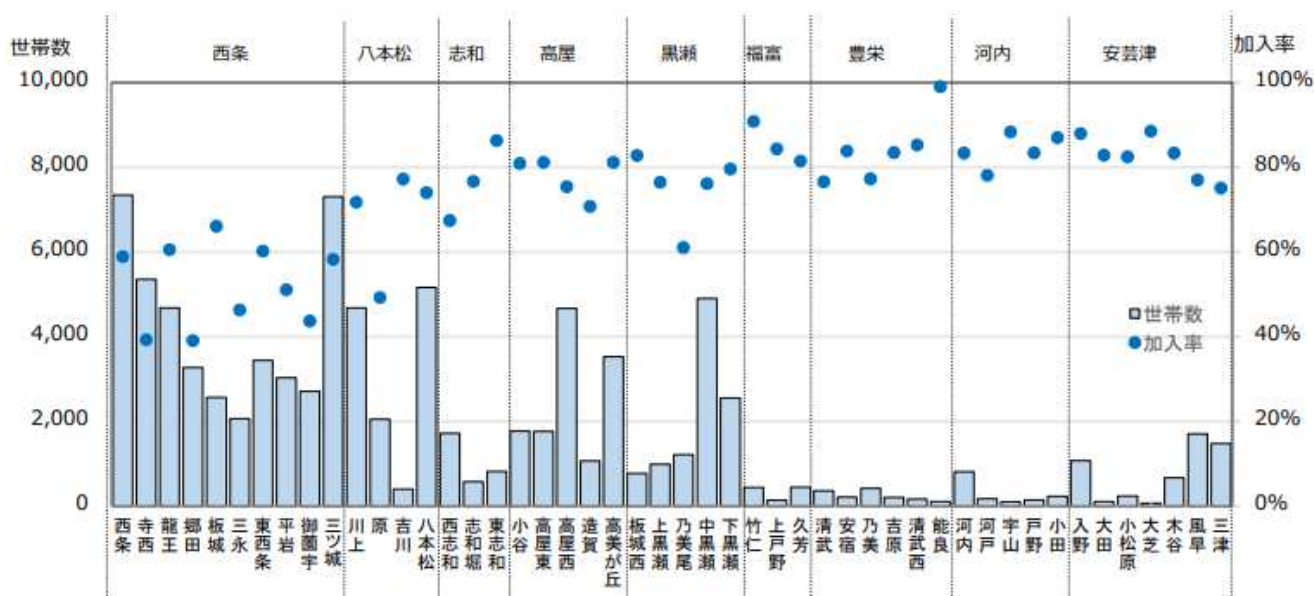


資料：地域共生推進課

(14) 住民自治協議会の加入状況

地区別の住民自治協議会加入率は、40%弱から90%超まで、住民自治協議会により差があります。

■ 住民自治協議会別世帯数と加入率 ■

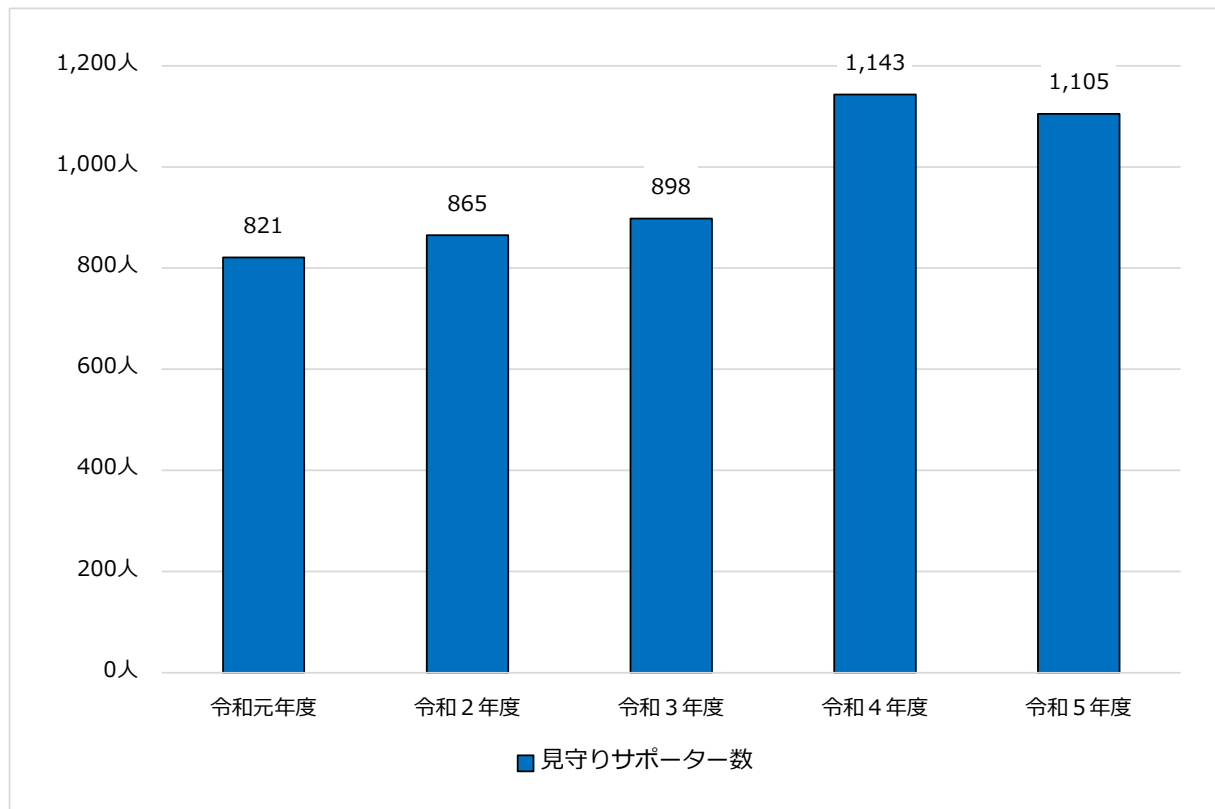


資料：市民協働のまちづくり第4期行動計画（令和4（2022）年10月1日時点）

(15) 地域における見守りの状況

見守りサポーターは、令和元（2019）年度以降増加し、令和4（2022）年度には1,143人と大きく増加しましたが、令和5（2023）年度はやや減少しています。（※）

■ 見守りサポーター数の推移 ■



資料：地域共生推進課

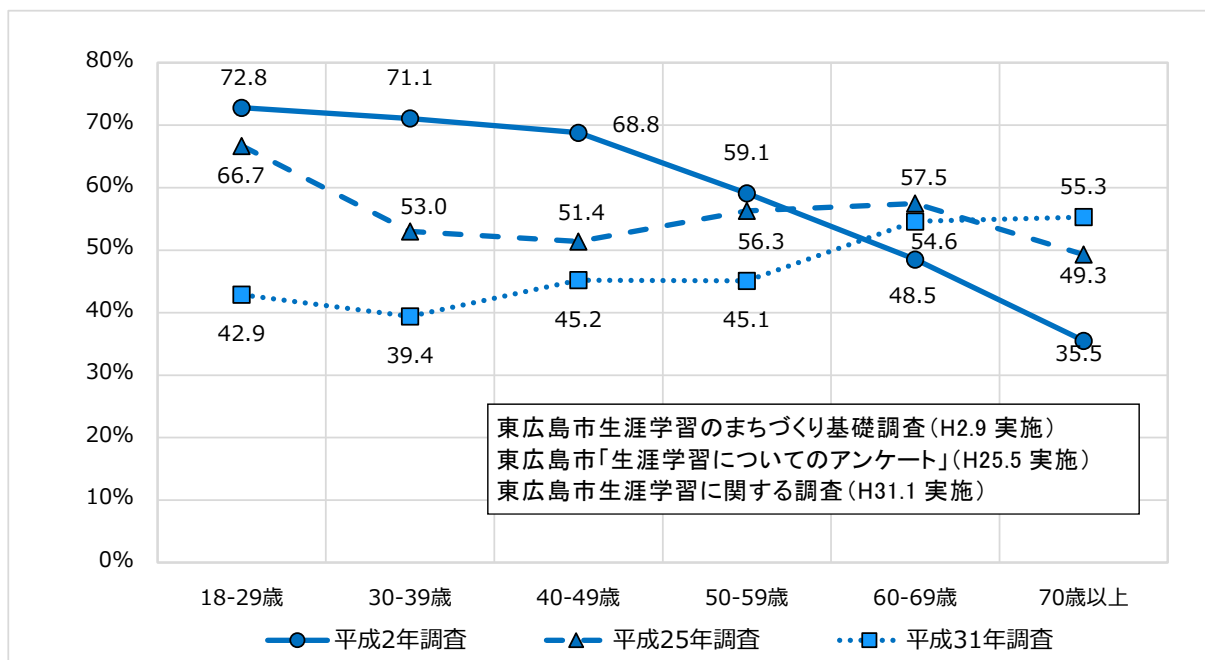
※ 令和4（2022）年度に見守りサポーターの交代（3年任期が基本）があり、新旧サポーターが重複して計上されていることによる

(16) 生涯学習に関する状況

世代ごとの生涯学習に関する実施率では、20～50代は経年で学習活動実施率が減少しており、60代以上では学習活動実施率が増加傾向にあります。

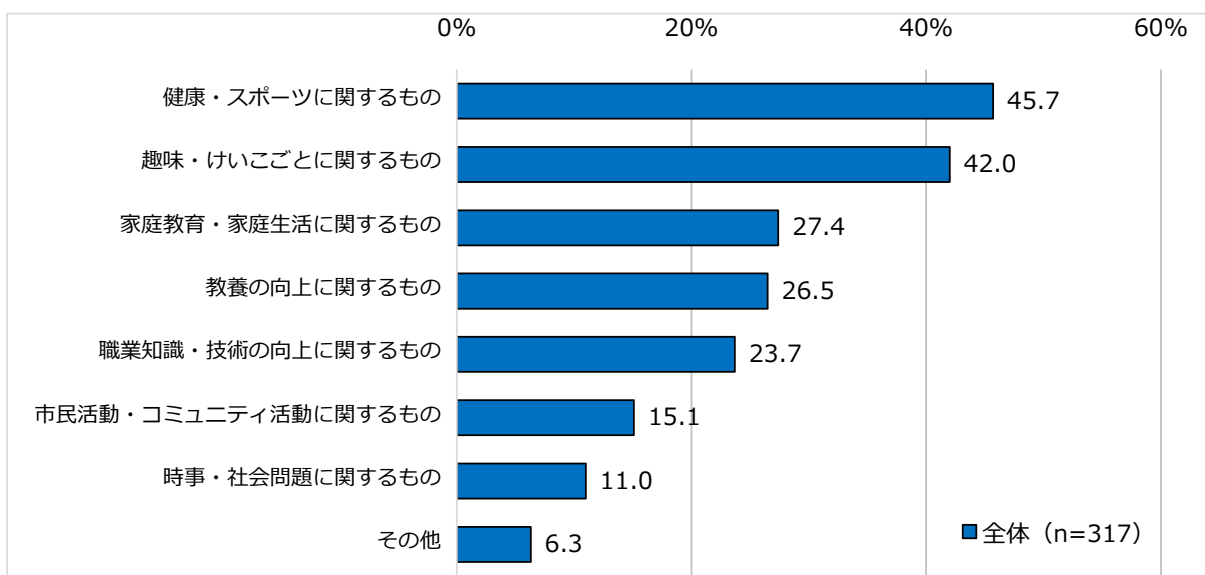
また、今後学びたい学習活動としては、「健康・スポーツ」「趣味・けいこごと」が多く、「市民活動・コミュニティ活動」「時事・社会問題」などは少ないのが現状です。

■ 年齢別学習活動実施率の推移 ■



資料：東広島市教育委員会「学びのキャンパス推進事業における行動計画」

■ 今後学びたい学習活動の内容 ■



資料：東広島市教育委員会「学びのキャンパス推進事業における行動計画」

2 市民アンケート調査の結果

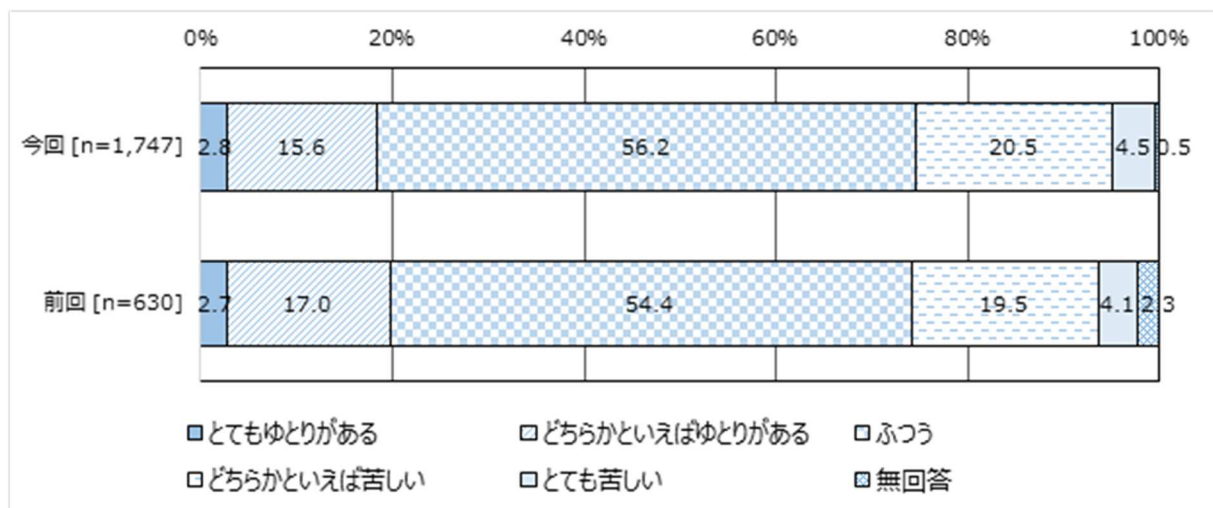
下記調査結果での各種表示は以下の通りです。

- 各種調査における「n」「単一回答」「複数回答」は、以下のことを示しています。
 n：回答者数
 単一回答：回答は一つ
 複数回答：回答はいくつでも。
- なお、図表中において「無回答」とある項目については、「回答のなかったもの」または、「判別ができなかったもの」を表しています。表の「全体」とカテゴリの回答件数の合計値が合わない場合があります。クロス集計の表側項目には表示していないため、表の「全体」とカテゴリの回答件数の合計値が合わない場合があります。
- 調査結果は、今回と前回（平成 30（2018）年調査）いずれもサンプリングによる調査のため、回答者の属性ごとの回収割合は母集団の人口構成と異なることから、市民の意見を適切に反映できるよう、回答者の属性（年代・居住地域）ごとの回収割合を母集団の人口の構成比となるよう重みづけをして集計しています。そのため、四捨五入の関係で、表の「全体」とカテゴリの回答件数の合計値が合わない場合があります。

（1）自分の状況、人とのつながり・居場所について

自身の暮らしの状況は、「ふつう」が 56.2%と最も高く、次いで「どちらかといえは苦しい」が 20.5%、「どちらかといえはゆとりがある」が 15.6%となっています。

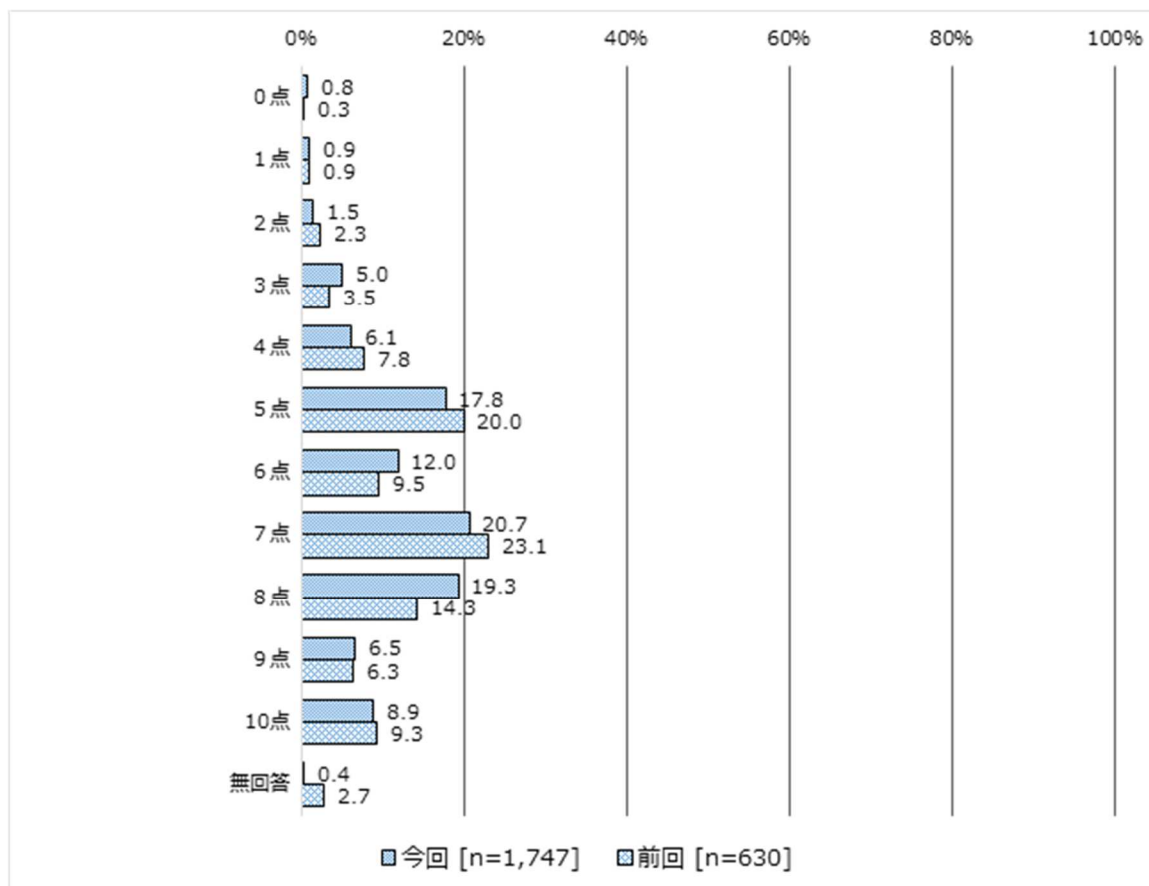
■自身の暮らしの状況（単一回答）■



現在の幸福度は、10点満点中、「7点」が20.7%と最も高く、次いで「8点」が19.3%、「5点」が17.8%となっています。

また、平均では前回今回ともに6.5点となっています。

■現在の幸福度（単一回答）■

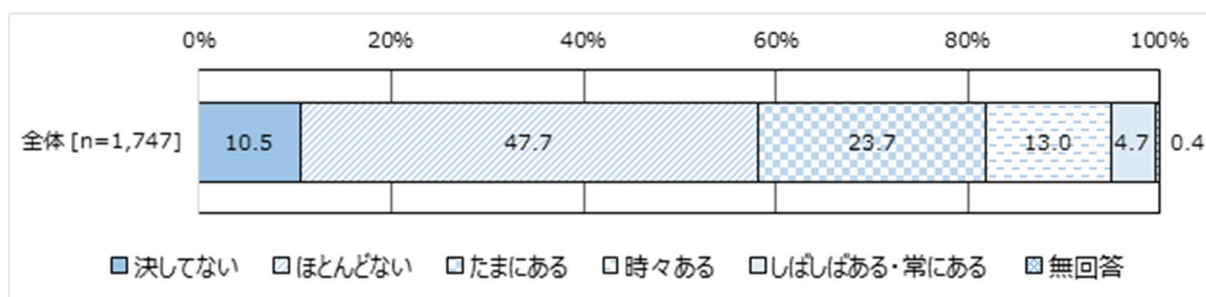


■現在の幸福度（平均）■

	今回	前回
平均値 (点)	6.5	6.5

孤独であると感じることは、「たまにある」が23.7%、「時々ある」が13.0%、「しばしばある・常にある」が4.7%で、合わせて41.4%が多少の孤独を感じています。

■孤独であると感じること（単一回答）■



安心できる、気軽にいける地域の場所・活動が「ある」のは28.2%となっており、「今はないが、今後ほしい」が45.4%となっています。

年代別で見ると、30～50代は「ある」が20%程度と他よりも低くなっています。

■安心できる、気軽にいける地域の場所・活動の有無（年代別）（単一回答）■

(%)

	合計(n=)	ある	今はない が、今後ほ しい	今はなく、 今後もいら ない	無回答
全体	1,747	 28.2	 45.4	 23.8	 2.6
20代以下	253	 26.9	 38.8	 34.1	 0.1
30代	255	 21.7	 46.9	 31.4	 0.0
40代	297	 21.2	 51.7	 25.9	 1.3
50代	288	 22.3	 54.0	 22.9	 0.9
60代	232	 32.9	 47.8	 17.8	 1.5
70代	332	 37.5	 37.0	 16.7	 8.8
80代以上	90	 45.5	 35.7	 11.1	 7.6

「安心できる、気軽にいける地域の場所・活動の有無」で「ある」と回答した人に地域での居場所を聞いたところ、圏域別では、全体と比べて「西条南」「八本松」「高屋」「河内」で「趣味などのサークル活動」が高く、「福富」で「ボランティア・社会貢献活動」が高くなっています。「志和」で「自治会・老人会などの地域活動」が高く、「志和」「河内」「安芸津」で「身近なサロン・集いの場」が高くなっています。また、「西条北」で「公共施設」、「西条南」で「公園」、「黒瀬」で「スーパー、商店など物品の販売店」が高くなっています。

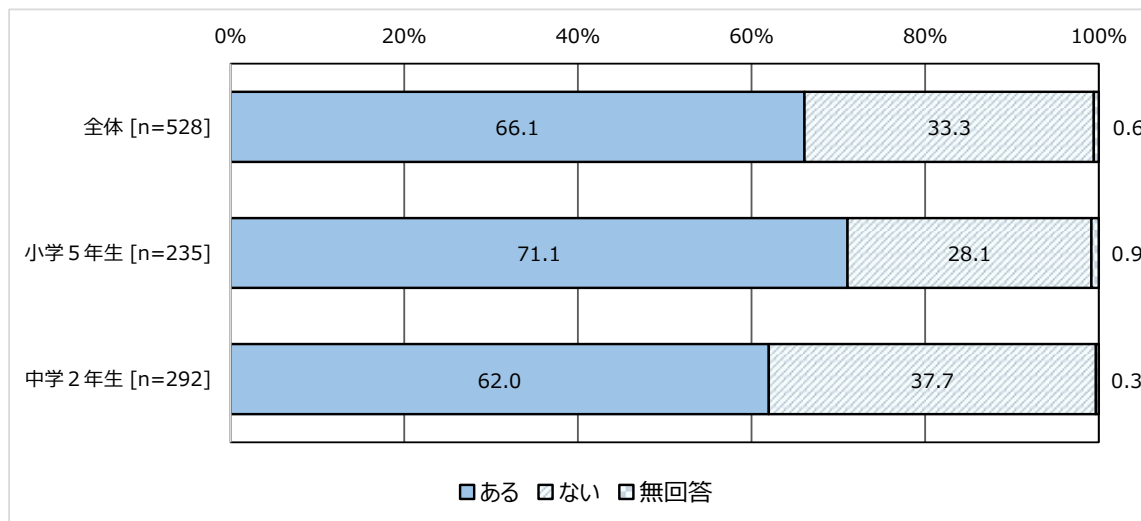
■安心できる、気軽にいける地域の場所・活動（圏域別）（複数回答）■

(%)

	合計(n=)	趣味などの サークル活 動	ボランティ ア・社会貢 献活動	自治会・老 人クラブな どの地域活 動	喫茶店・カ フェ・居酒屋 などの飲食 店	身近なサロ ン・集いの 場	公共施設	公園
全体	492	42.9	11.6	14.5	16.5	14.7	17.0	12.4
西条北	92	39.3	14.2	18.1	19.1	10.4	26.0	11.6
西条南	80	50.6	5.0	16.0	22.2	6.1	22.2	25.3
八本松	93	50.6	16.2	12.5	17.7	15.7	15.2	5.6
志和	20	46.0	15.7	26.4	16.5	26.6	5.7	3.6
高屋	69	51.8	8.4	8.0	18.2	14.7	9.9	14.5
黒瀬	62	18.4	9.1	10.9	11.0	17.6	12.5	19.8
福富	9	45.5	22.6	19.1	7.0	20.7	11.1	6.1
豊栄	12	35.9	15.8	20.8	10.9	10.5	9.8	1.4
河内	19	54.9	11.6	21.1	8.9	26.5	21.9	7.1
安芸津	37	33.1	12.3	11.9	9.2	24.2	15.7	0.0
	合計(n=)	スーパー、 商店など物 品の販売店	子ども食堂・ 地域食堂	その他	無回答			
全体	492	21.6	2.0	4.7	0.7			
西条北	92	15.0	1.9	4.5	0.0			
西条南	80	25.3	2.8	7.1	0.0			
八本松	93	18.5	5.5	1.2	1.0			
志和	20	15.5	0.0	2.0	0.0			
高屋	69	20.9	0.0	5.3	1.5			
黒瀬	62	39.9	0.0	4.4	0.0			
福富	9	9.4	2.7	16.9	5.8			
豊栄	12	14.7	1.4	6.1	4.2			
河内	19	26.6	0.0	3.5	0.0			
安芸津	37	15.0	0.9	7.6	1.5			

小中学生調査では、「居場所」が「ある」は全体で66.1%、「ない」は全体で33.3%となっており、中学2年生では「ない」の割合が37.7%となっています。

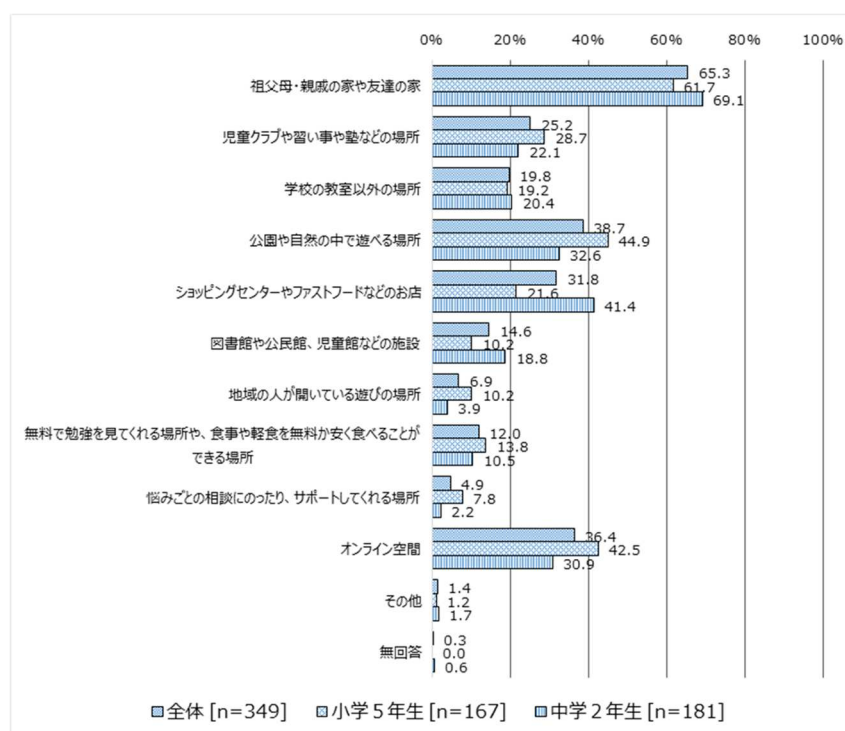
■小中学生の居場所の有無（単一回答）■



小中学生調査で、居場所が「ある」と回答した人に居場所はどんな場所かを聞いたところ、「祖父母・親戚の家や友達の家」が65.3%と最も高く、次いで「公園や自然の中で遊べる場所」が38.7%、「オンライン空間」が36.4%となっています。

全体と比べて小学5年生では「公園や自然の中で遊べる場所」と「オンライン空間」が高く、中学2年生では「ショッピングセンターやファストフードなどのお店」が高くなっています。

■小中学生の居場所（複数回答）■

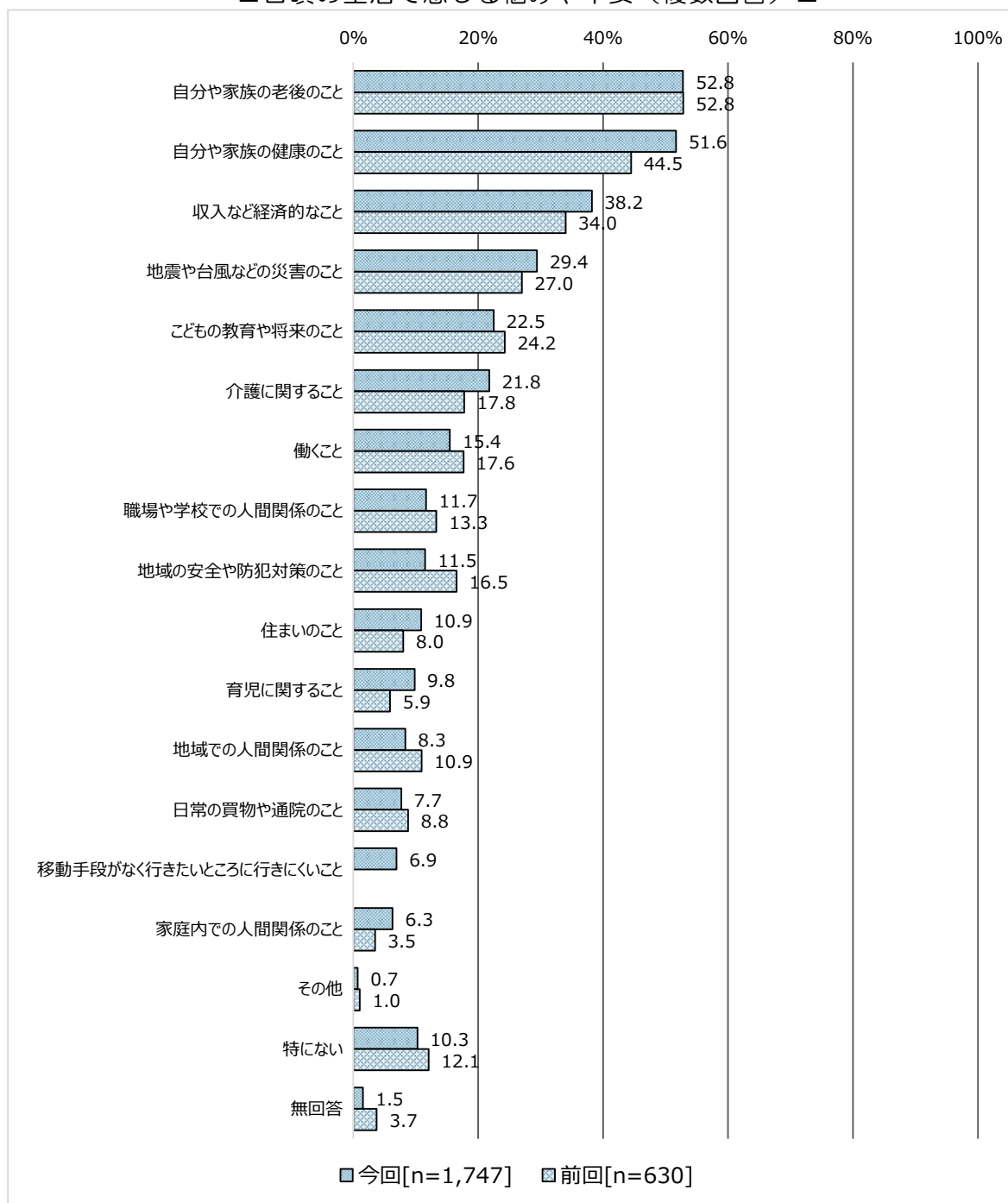


(2) 日常生活での悩み・不安について

日頃の生活で感じる悩みや不安は、「自分や家族の老後のこと」が52.8%、「自分や家族の健康のこと」が51.6%とほぼ同じ割合となっています。次いで「収入など経済的なこと」が38.2%となっています。

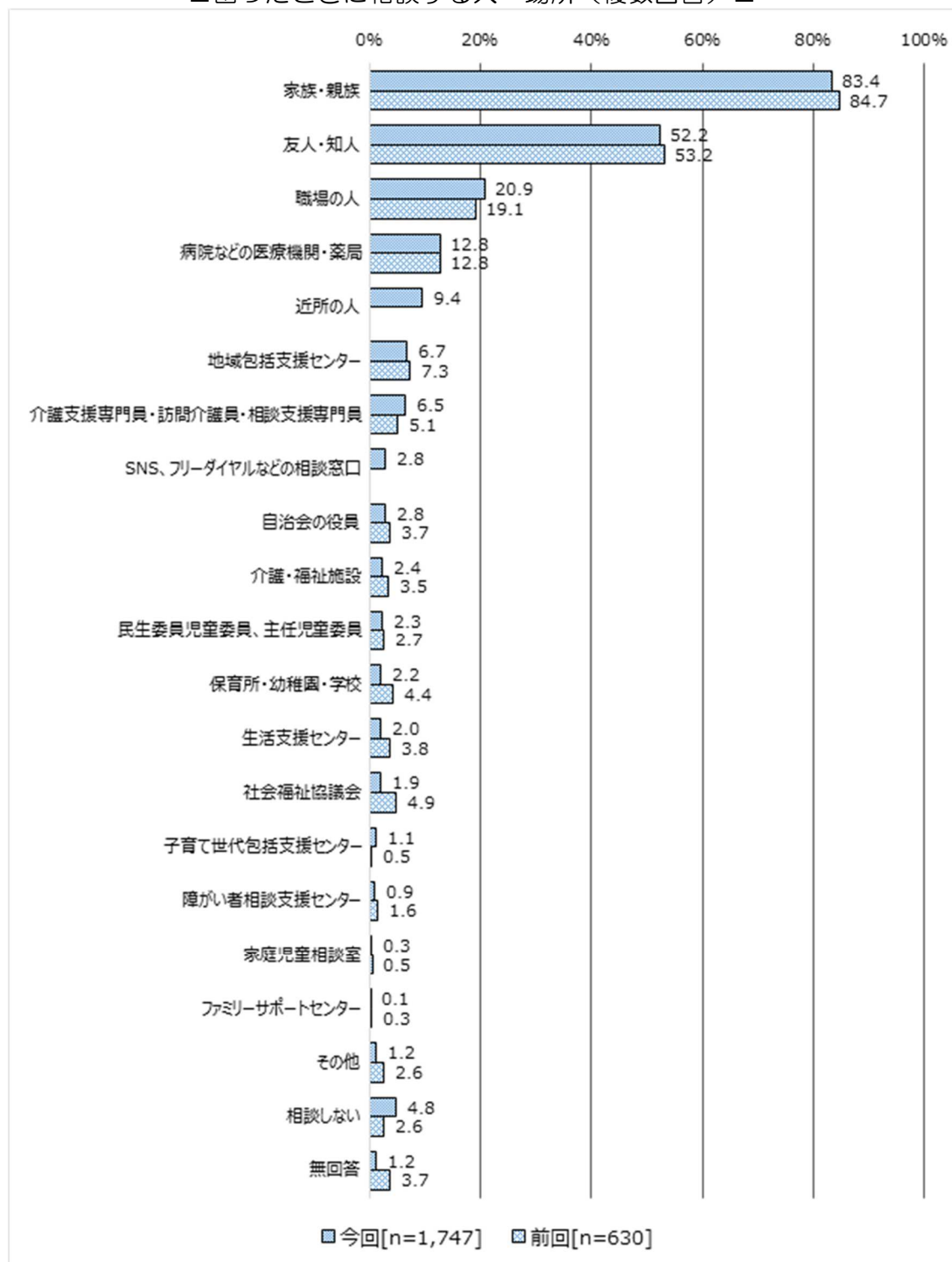
前回と比べて「自分や家族の健康のこと」が高く、「地域の安全や防犯対策のこと」が低くなっています。

■日頃の生活で感じる悩みや不安（複数回答）■



困ったときに相談する人・場所は、「家族・親族」が83.4%と最も高く、次いで「友人・知人」が52.2%、「職場の人」が20.9%で、傾向は前回とほぼ同様となっています。

■困ったときに相談する人・場所（複数回答）■



圏域別では、全体と比べて、「西条北」「西条南」で「職場の人」が高く、「河内」「志和」で「近所の人」が高くなっています。「河内」「志和」「福富」で「民生委員児童委員、主任児童委員」が、「河内」「志和」で「自治会の役員」が高くなっています。また、「豊栄」「黒瀬」「河内」で「地域包括支援センター」が、「黒瀬」「福富」「安芸津」で「社会福祉協議会」が、「西条南」「豊栄」「河内」で「相談しない」が高くなっています。

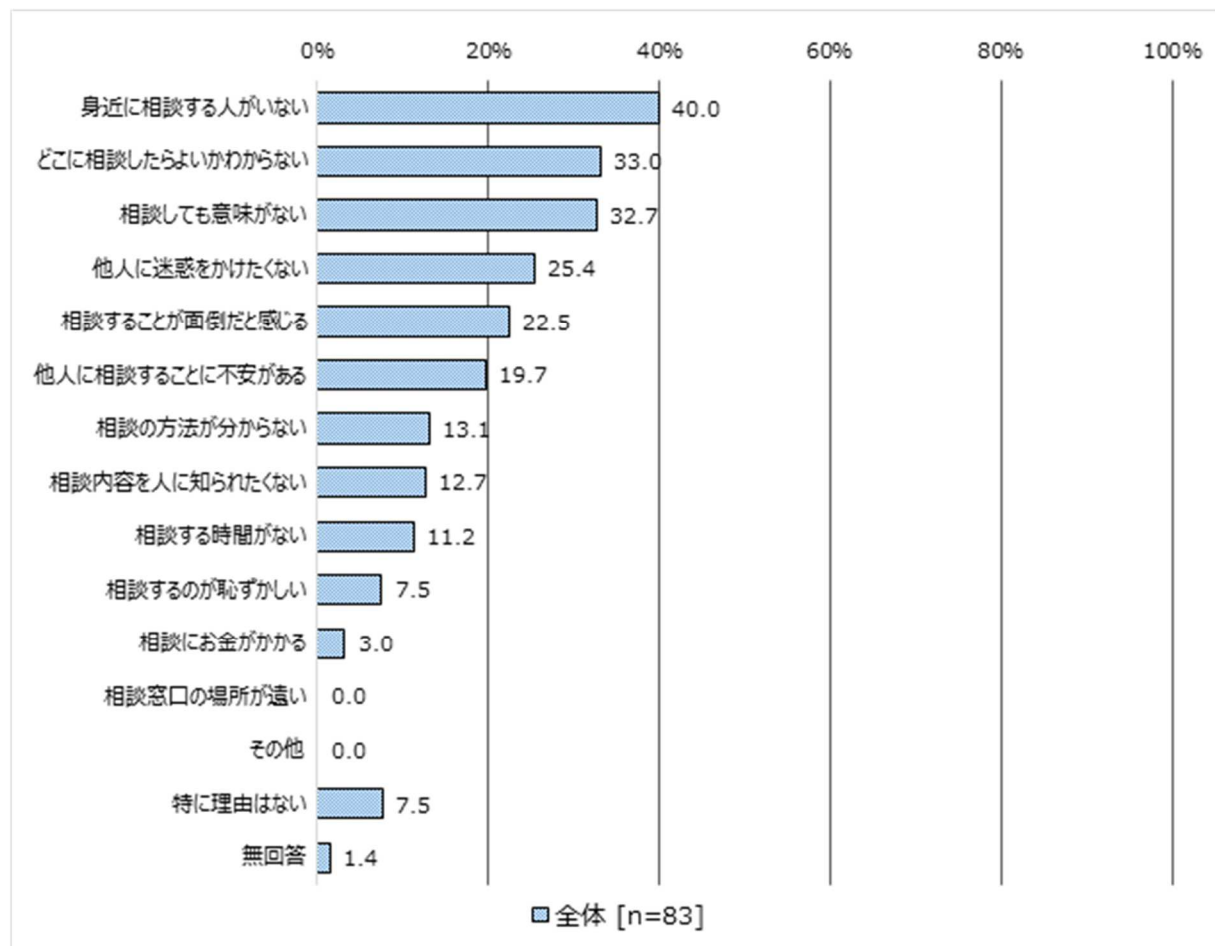
■ 困ったときに相談する人・場所（圏域別）（複数回答） ■

(%)

	合計(n=)	家族・親族	友人・知人	職場の人	近所の人	民生委員 児童委員、 主任児童 委員	自治会の 役員	保育所・幼 稚園・学校
全体	1,747	83.4	52.2	20.9	9.4	2.3	2.8	2.2
西条北	427	85.5	55.7	27.5	6.0	1.1	2.0	4.8
西条南	314	82.0	52.4	24.9	5.5	3.0	0.0	1.4
八本松	269	83.1	57.2	19.8	11.1	1.6	3.7	0.9
志和	61	78.5	49.6	14.1	17.6	4.6	5.5	0.0
高屋	275	85.5	50.7	17.3	12.4	2.0	4.6	1.7
黒瀬	209	82.6	49.6	15.4	9.3	3.2	3.2	2.0
福富	23	78.2	45.8	16.1	12.6	4.6	1.7	0.0
豊栄	31	79.3	41.8	16.0	12.1	2.0	5.0	0.5
河内	51	77.7	51.0	15.5	20.5	5.2	6.3	1.8
安芸津	87	83.1	38.1	13.0	12.2	3.1	2.4	0.7
	合計(n=)	生活支援 センター	障がい者 相談支援 センター	ファミリー サポートセ ンター	家庭児童 相談室	子育て世 代包括支 援センター	地域包括 支援セン ター	社会福祉 協議会
全体	1,747	2.0	0.9	0.1	0.3	1.1	6.7	1.9
西条北	427	1.5	0.4	0.0	0.7	1.5	4.9	0.6
西条南	314	2.5	0.3	0.0	0.4	1.3	4.7	0.7
八本松	269	1.9	2.4	0.0	0.0	1.1	8.3	0.5
志和	61	3.6	0.0	0.4	0.0	0.0	9.4	2.5
高屋	275	1.8	0.9	0.3	0.0	0.9	4.3	2.0
黒瀬	209	3.1	0.8	0.0	0.0	1.6	10.8	6.4
福富	23	3.5	1.8	0.0	0.0	0.6	7.5	4.6
豊栄	31	0.6	0.5	0.0	0.0	0.0	12.2	2.8
河内	51	1.8	2.3	0.0	0.0	0.0	10.6	3.1
安芸津	87	0.7	1.0	1.1	0.0	0.7	8.9	4.1
	合計(n=)	介護支援 専門員・訪 問介護員・ 相談支援 専門員	病院などの 医療機関・ 薬局	介護・福祉 施設	SNS、フ リーダイヤ ルなどの相 談窓口	その他	相談しない	無回答
全体	1,747	6.5	12.8	2.4	2.8	1.2	4.8	1.2
西条北	427	3.6	10.4	1.1	3.0	1.1	3.7	0.0
西条南	314	5.1	9.9	3.1	3.7	0.9	8.1	1.5
八本松	269	6.3	10.9	2.5	0.6	2.5	5.5	0.0
志和	61	7.0	12.6	2.0	2.2	0.4	3.6	3.3
高屋	275	8.2	18.1	1.9	4.2	2.1	2.0	2.8
黒瀬	209	10.2	15.9	1.1	3.7	0.0	4.8	0.0
福富	23	6.9	14.6	6.6	1.9	0.8	2.4	2.4
豊栄	31	6.9	16.0	4.1	0.5	0.0	7.5	2.6
河内	51	11.5	18.6	9.4	2.0	1.3	6.3	3.9
安芸津	87	9.1	12.7	5.7	0.3	0.6	4.6	4.0

「困ったときに相談する人・場所」で「相談しない」と回答した人に困ったときに相談しない理由を聞いたところ、「身近に相談する人がいない」が40.0%と最も高く、次いで「どこに相談したらよいかわからない」が33.0%、「相談しても意味がない」が32.7%となっています。

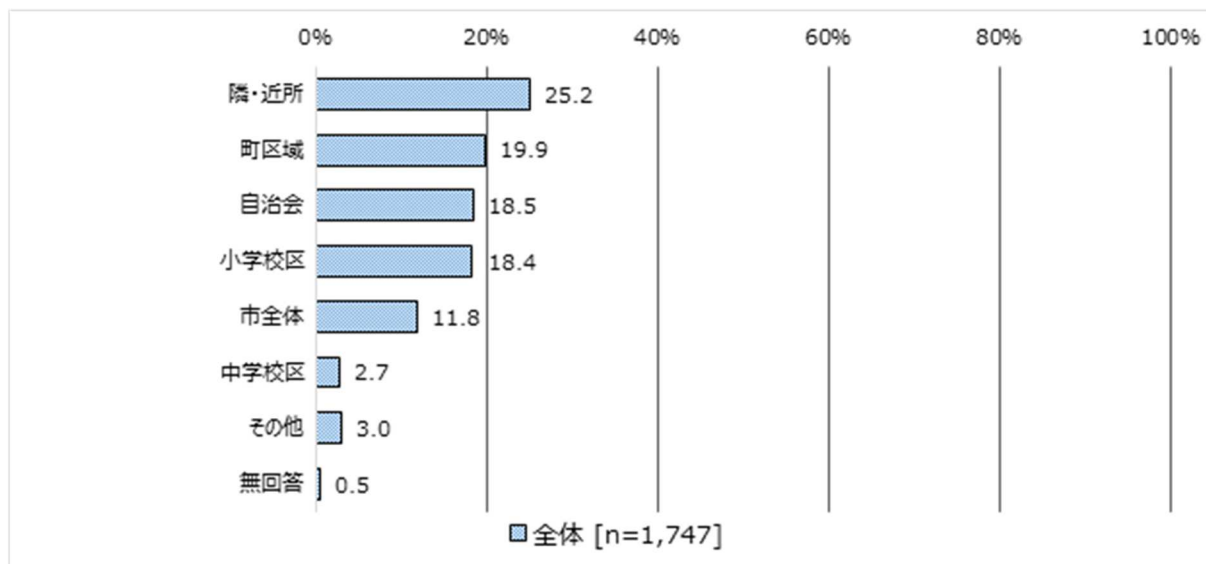
■ 困ったときに相談しない理由（複数回答） ■



(3) 地域交流や近所付き合いの状況

「自分の地域」と感じる範囲は、「隣・近所」が25.2%と最も高く、次いで「町区域」が19.9%、「自治会」が18.5%、「小学校区」が18.4%となっています。

■「自分の地域」と感じる範囲（単一回答）■



圏域別では、全体と比べて「安芸津」「豊栄」「福富」「河内」「志和」で「隣・近所」が高く、「豊栄」「志和」「河内」「八本松」で「自治会」が高くなっています。

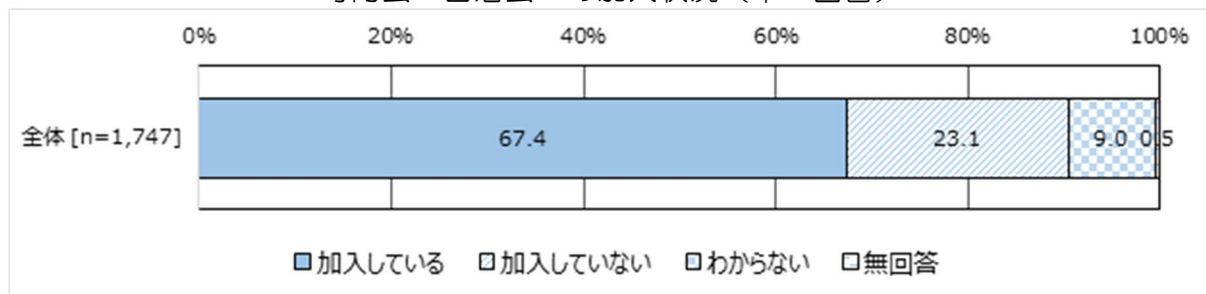
「高屋」「西条南」で「小学校区」が、「黒瀬」「豊栄」「福富」「西条北」で「町区域」が、また「西条北」で「市全体」が高くなっています。

■「自分の地域」と感じる範囲（圏域別）（複数回答）■

	合計 (n=)	隣・近所	自治会	小学校区	中学校区	町区域	市全体	その他	無回答
全体	1,747	25.2	18.5	18.4	2.7	19.9	11.8	3.0	0.5
西条北	427	25.5	12.9	14.1	2.9	23.1	16.7	4.0	0.8
西条南	314	23.7	14.8	24.2	2.0	19.8	11.7	4.0	0.0
八本松	269	25.2	23.9	13.0	3.2	19.5	12.0	2.6	0.6
志和	61	32.2	25.0	11.5	4.0	17.1	6.4	3.7	0.0
高屋	275	20.2	20.0	30.7	2.1	12.8	12.0	1.7	0.5
黒瀬	209	19.7	23.3	17.1	3.2	24.9	9.1	2.1	0.6
福富	23	34.4	18.5	8.6	4.9	23.7	7.4	0.3	2.2
豊栄	31	36.4	27.7	7.0	0.6	24.2	2.2	1.2	0.8
河内	51	32.6	24.6	14.0	4.5	14.7	7.8	1.8	0.0
安芸津	87	42.1	16.1	13.1	2.3	18.4	4.0	3.3	0.6

町内会・自治会への加入状況は、「加入している」が67.4%、「加入していない」が23.1%、「わからない」が9.0%となっています。

■町内会・自治会への加入状況（単一回答）■



圏域別にみると、「西条北」「西条南」で「加入していない」が高くなっています。

■町内会・自治会への加入状況（圏域別）（単一回答）■

(%)

	合計(n=)	加入している	加入していない	わからない	無回答
全体	1,747	67.4	23.1	9.0	0.5
西条北	427	44.3	44.6	10.8	0.2
西条南	314	49.5	34.4	15.1	0.9
八本松	269	83.4	12.1	4.5	0.0
志和	61	78.4	12.7	8.9	0.0
高屋	275	90.4	5.0	4.2	0.4
黒瀬	209	78.8	11.8	7.5	1.9
福富	23	74.2	11.1	13.3	1.4
豊栄	31	76.0	12.9	10.5	0.6
河内	51	80.2	10.7	9.1	0.0
安芸津	87	75.8	15.9	8.3	0.0

年代別でみると、全体と比べて、20代以下～50代では、「あいさつする程度」が33.4%～39.4%と全体より高く、60代～80代以上では、「親しく付き合っている」が、24.0%～37.4%と全体より高くなっています。

■近所・地域の人との付き合いの程度（年代別）（単一回答）■

(%)

	合計(n=)	とても親しく付き合っている人がいる	親しく付き合っている人がいる	世間話をする程度の人がいる	あいさつをする程度の人がいる	ほとんど付き合いがない	無回答
全体	1,747	4.8	20.9	25.6	31.5	17.1	0.1
20代以下	253	4.4	11.5	17.4	39.4	27.4	0.0
30代	255	2.4	15.6	19.5	33.7	28.8	0.0
40代	297	4.1	17.9	22.3	33.4	22.3	0.0
50代	288	2.1	19.0	22.8	39.3	16.8	0.0
60代	232	5.7	24.0	36.0	24.4	9.9	0.1
70代	332	8.7	29.8	31.6	24.7	4.5	0.6
80代以上	90	6.7	37.4	36.8	15.8	3.4	0.0

圏域別でみると、全体と比べて「黒瀬」では、「あいさつする程度」が38.8%と高く、「福富」「安芸津」「河内」「高屋」で「世間話をする程度」が30.9%～37.8%と高くなっています。「とても親しく付き合っている」は、「河内」で11.2%、「親しく付き合っている」は、「豊栄」「福富」「河内」「高屋」「志和」「八本松」で26.8%～37.8%、「ほとんど付き合いがない」は、「西条北」で29.4%、「西条南」で25.5%と全体より高くなっています。

■近所・地域の人との付き合いの程度（圏域別）（単一回答）■

(%)

	合計(n=)	とても親しく付き合っている人がいる	親しく付き合っている人がいる	世間話をする程度の人がいる	あいさつをする程度の人がいる	ほとんど付き合いがない	無回答
全体	1,747	4.8	20.9	25.6	31.5	17.1	0.1
西条北	427	2.5	13.3	21.2	33.7	29.4	0.0
西条南	314	2.7	15.2	25.5	31.2	25.5	0.0
八本松	269	5.7	26.8	22.6	33.4	11.5	0.0
志和	61	6.5	27.6	29.0	30.6	6.3	0.0
高屋	275	5.0	29.3	30.9	26.5	8.2	0.0
黒瀬	209	8.4	19.5	23.1	38.8	10.2	0.0
福富	23	4.2	37.4	37.8	14.1	5.9	0.5
豊栄	31	6.6	37.8	27.4	25.5	2.6	0.0
河内	51	11.2	31.6	31.0	18.7	7.5	0.0
安芸津	87	5.9	16.2	36.7	29.6	9.3	2.4

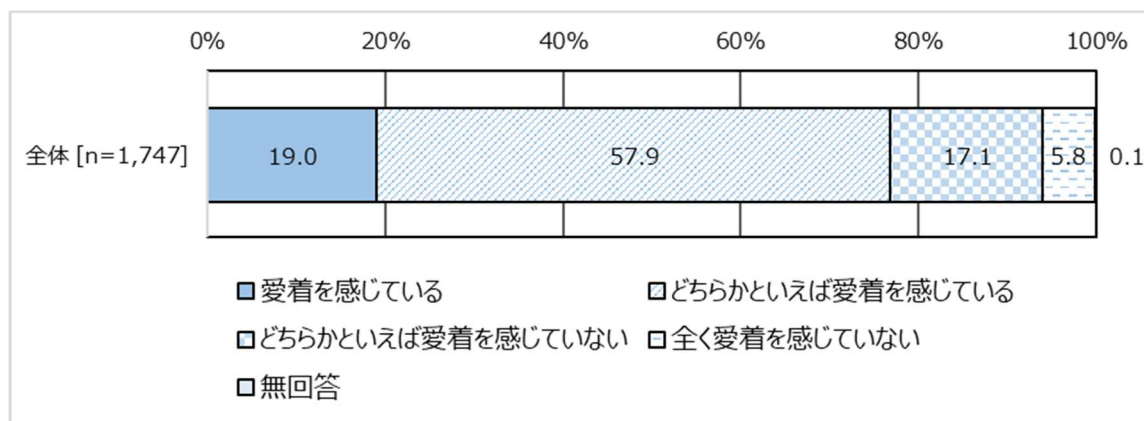
移住状況別では、全体と比べて「市外から移住」で「ほとんど付き合いがない」が高くなっていますが、「世間話をする程度」では22.9%～29.8%と大きな差は見られません。

■近所・地域の人との付き合いの程度（移住状況別）（単一回答）■

	合計 (n=)	とても親しく付き合っている人がいる	親しく付き合っている人がいる	世間話をする程度の人がある	あいさつをする程度の人がある	ほとんど付き合いがない	無回答
全体	1,747	4.8	20.9	25.6	31.5	17.1	0.1
市外から移住してきた	905	4.6	18.4	22.9	32.0	22.1	0.0
市内の他地域から転居してきた	452	2.9	22.3	27.9	31.6	15.2	0.0
出生時から現在の地域に住んでいる	374	6.8	24.9	29.8	30.8	7.7	0.0

地域に愛着を感じているかは、「どちらかといえば愛着を感じている」が57.9%と最も高く、次いで「愛着を感じている」が19.0%、「どちらかといえば愛着を感じていない」が17.1%となっています。

■地域に愛着を感じているか（単一回答）■



圏域別では、全体と比べて「福富」「黒瀬」「安芸津」で「愛着を感じている」が23.7%~26.4%、また、「西条北」「西条南」「安芸津」で「全く愛着を感じていない」が7.8%~9.0%と高くなっています。

■地域に愛着を感じているか（圏域別）（単一回答）■

(%)

	合計(n=)	愛着を感じている	どちらかといえば愛着を感じている	どちらかといえば愛着を感じていない	全く愛着を感じていない	無回答
全体	1,747	19.0	57.9	17.1	5.8	0.1
西条北	427	16.2	57.6	18.2	7.9	0.0
西条南	314	15.2	56.6	19.2	9.0	0.0
八本松	269	20.1	61.5	14.3	4.1	0.0
志和	61	20.4	61.2	14.6	3.8	0.0
高屋	275	19.1	62.6	15.8	2.5	0.0
黒瀬	209	25.8	49.5	20.2	4.6	0.0
福富	23	26.4	57.9	13.4	2.3	0.0
豊栄	31	20.1	57.0	20.3	2.6	0.0
河内	51	18.1	66.6	11.0	4.3	0.0
安芸津	87	23.7	50.7	15.0	7.8	2.8

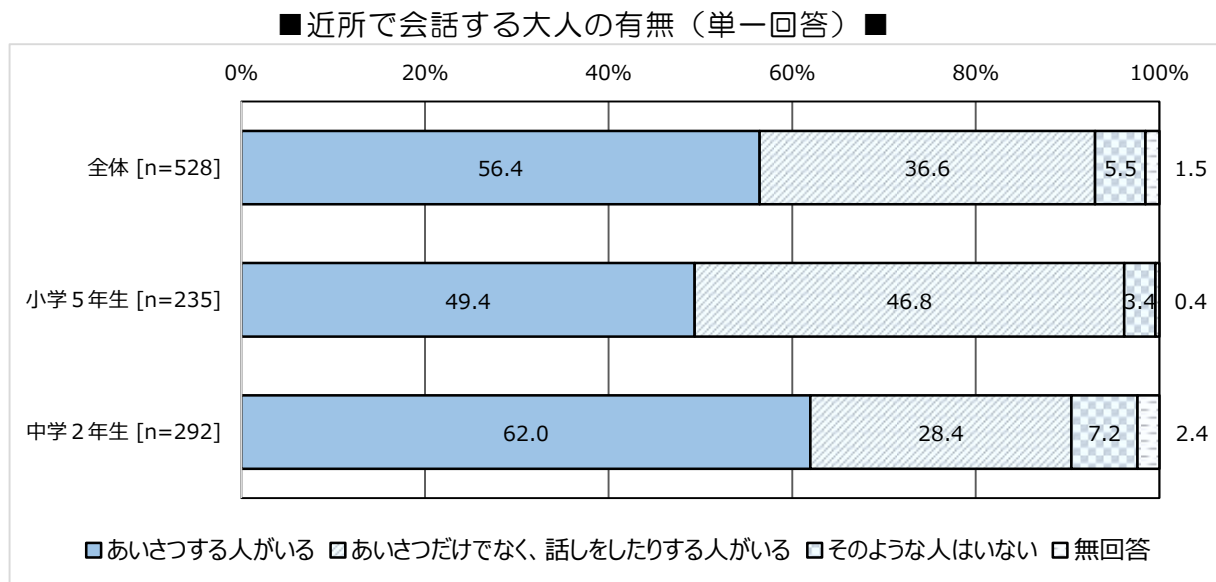
地域の愛着度別では、全体と比べて「愛着を感じている」で「とても親しく付き合っている人がある」「親しく付き合っている人がある」で高く、「全く愛着を感じていない」では、「ほとんど付き合いがない」が53.7%と高くなっています。

■近所・地域の人との付き合いの程度（地域の愛着度別）（単一回答）■

(%)

	合計(n=)	とても親しく付き合っている人がある	親しく付き合っている人がある	世間話をする程度の人がある	あいさつをする程度の人がある	ほとんど付き合いがない	無回答
全体	1,747	4.8	20.9	25.6	31.5	17.1	0.1
愛着を感じている	332	17.3	37.1	22.5	15.5	7.6	0.0
どちらかといえば愛着を感じている	1,011	2.4	21.2	29.6	34.7	12.1	0.0
どちらかといえば愛着を感じていない	299	0.0	7.6	19.6	40.8	32.0	0.0
全く愛着を感じていない	102	2.1	4.3	14.0	25.8	53.7	0.0

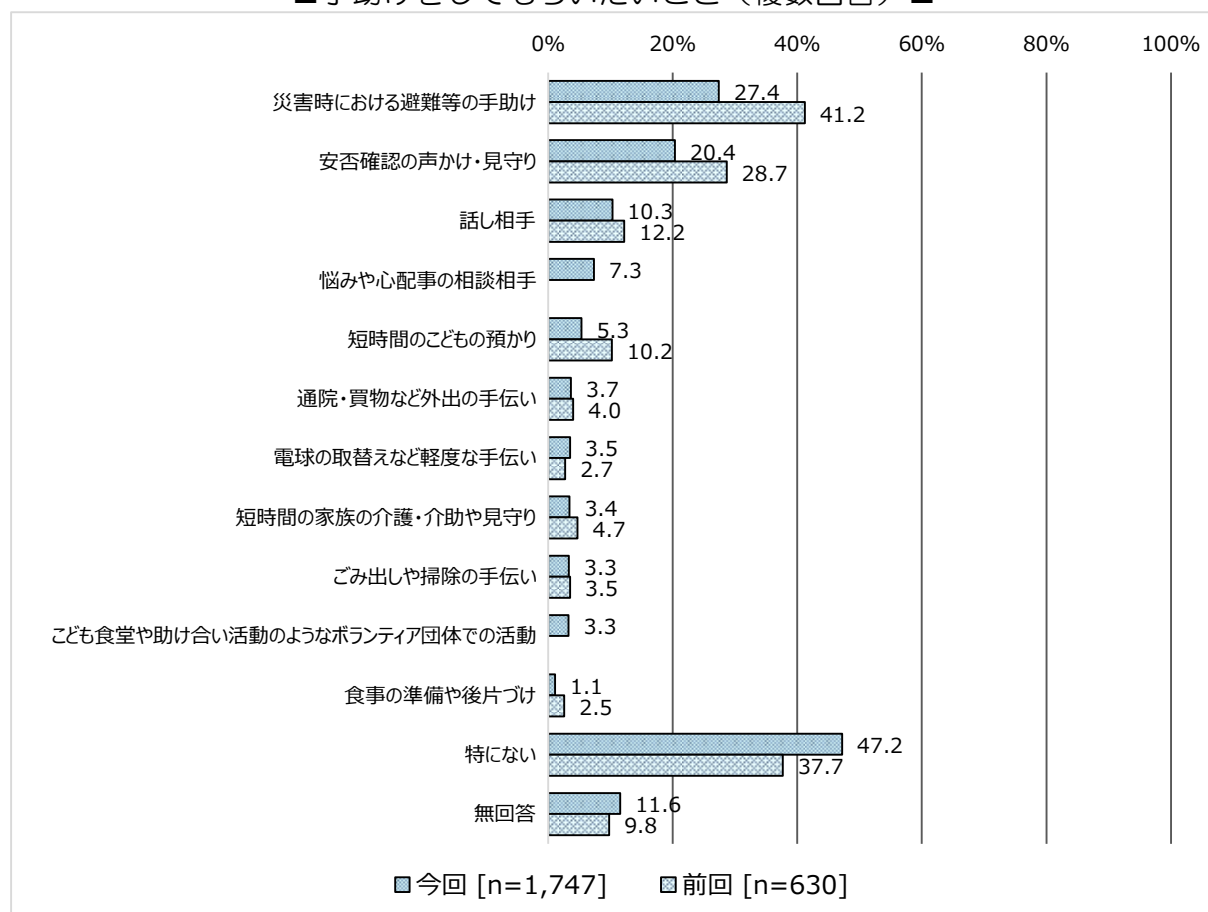
小中学生調査では、近所で会話する大人の有無は、小学5年生では、「あいさつだけでなく、話をしたりする人がいる」が46.8%となっていますが、中学2年生では28.4%と少なくなっています。



手助けをしてもらいたいことは、「特にない」が47.2%と最も高く、次いで「災害時における避難等の手助け」が27.4%、「安否確認の声かけ・見守り」が20.4%となっています。

前回と比べて「特にない」が高く、「災害時における避難等の手助け」と「安否確認の声かけ・見守り」が低くなっています。

■手助けをしてもらいたいこと（複数回答）■



圏域別でみると、全体と比べて「安芸津」で「安否確認の声かけ・見守り」「災害時における避難等の手助け」「話し相手」「悩みや心配事の相談相手」「通院・買物など外出の手伝い」「ごみ出しや掃除の手伝い」「食事の準備や後片づけ」「こども食堂や助け合い活動のようなボランティア団体での活動」が特に高くなっています。また、「河内」で「短時間の家族の介護・介助や見守り」「電球の取替えなど軽度な手伝い」が特に高くなっています。

■手助けをしてもらいたいこと（圏域別）（複数回答）■

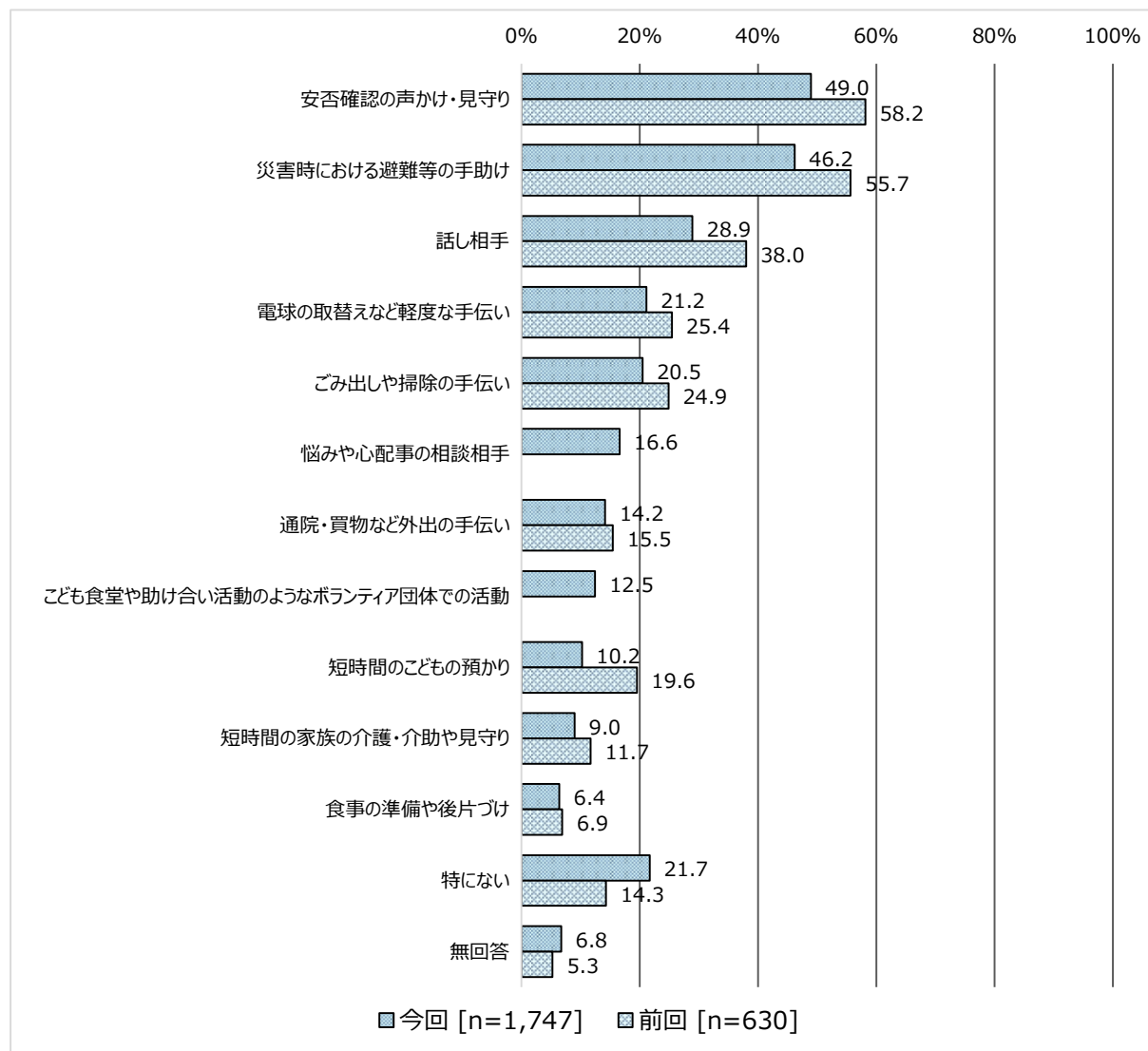
(%)

	合計(n=)	安否確認の 声かけ・見 守り	災害時にお ける避難等 の手助け	話し相手	悩みや心配 事の相談相 手	短時間のこ どもの預か り	短時間の家 族の介護・ 介助や見守 り	通院・買物 など外出の 手伝い
全体	1747	20.4	27.4	10.3	7.3	5.3	3.4	3.7
西条北	427	15.2	27.6	9.4	7.7	8.7	3.4	3.1
西条南	314	21.3	28.2	9.6	8.1	3.0	2.3	3.8
八本松	269	20.9	26.8	8.9	6.9	6.9	1.8	1.3
志和	61	25.1	23.5	7.9	9.0	0.7	4.6	6.0
高屋	275	23.3	27.4	13.5	7.0	3.5	4.1	4.6
黒瀬	209	22.0	27.8	9.4	2.5	6.6	3.2	2.4
福富	23	22.7	26.4	14.1	10.0	3.4	5.2	7.0
豊栄	31	15.3	23.1	8.2	4.8	2.5	1.5	3.9
河内	51	16.5	19.3	9.2	9.6	1.3	11.2	5.5
安芸津	87	27.3	34.2	15.5	14.6	1.6	5.5	9.9
	合計(n=)	ごみ出しや 掃除の手伝 い	電球の取替 えなど軽度 な手伝い	食事の準備 や後片づけ	こども食堂 や助け合い 活動のよう なボランティ ア団体での 活動	特にない	無回答	
全体	1747	3.3	3.5	1.1	3.3	47.2		11.6
西条北	427	3.1	1.9	1.1	3.5	53.0		8.8
西条南	314	2.5	2.5	0.9	2.6	48.8		10.3
八本松	269	1.9	3.2	0.5	2.8	47.2		11.3
志和	61	1.4	5.8	1.4	1.1	41.5		20.2
高屋	275	5.1	3.5	1.1	3.1	46.4		9.9
黒瀬	209	2.6	5.2	0.7	4.6	43.0		14.6
福富	23	3.8	5.0	0.5	4.1	31.0		19.3
豊栄	31	3.7	1.9	1.6	2.4	39.4		24.0
河内	51	2.6	9.9	1.9	2.9	44.4		18.4
安芸津	87	8.6	6.5	3.6	5.0	37.9		12.2

手助けできることは、「安否確認の声かけ・見守り」が49.0%と最も高く、次いで「災害時における避難等の手助け」が46.2%、「話し相手」が28.9%となっています。

前回と比べて「特にない」が高く、「安否確認の声かけ・見守り」「災害時における避難等の手助け」「話し相手」「短時間のこどもの預かり」が低くなっています。

■手助けできること（複数回答）■



圏域別でみると、全体と比べて「福富」で「悩みや心配事の相談相手」「短時間のこどもの預かり」「短時間の家族の介護・介助や見守り」「通院・買物など外出の手伝い」「電球の取替えなど軽度な手伝い」「こども食堂や助け合い活動のようなボランティア団体での活動」が高くなっています。また「八本松」で「安否確認の声かけ・見守り」「ごみ出しや掃除の手伝いごみ出しや掃除の手伝い」が、「高屋」で「災害時における避難等の手助け」が、「黒瀬」で「話し相手」が、「河内」で「食事の準備や後片づけ」が高くなっています。

■手助けできること（圏域別）（複数回答）■

(%)

	合計(n=)	安否確認の 声かけ・見 守り	災害時にお ける避難等 の手助け	話し相手	悩みや心配 事の相談相 手	短時間のこ どもの預か り	短時間の家 族の介護・ 介助や見守 り	通院・買物 など外出の 手伝い
全体	1747	49.0	46.2	28.9	16.6	10.2	9.0	14.2
西条北	427	48.2	50.7	25.9	14.9	10.8	7.0	11.3
西条南	314	45.5	49.1	27.6	16.3	9.4	7.9	12.4
八本松	269	55.3	45.3	27.0	17.1	9.9	8.1	15.0
志和	61	45.4	42.3	27.8	16.6	12.9	7.0	14.3
高屋	275	54.4	51.5	30.1	20.0	11.9	12.1	18.1
黒瀬	209	45.2	36.8	35.1	14.7	8.7	13.3	14.5
福富	23	54.4	44.1	34.7	20.0	16.1	14.6	24.2
豊栄	31	40.9	34.0	34.4	10.2	8.2	5.3	17.1
河内	51	44.7	34.7	32.8	18.8	11.0	9.3	18.7
安芸津	87	43.4	37.7	30.9	18.8	6.8	7.0	12.0
	合計(n=)	ごみ出しや 掃除の手伝 い	電球の取替 えなど軽度 な手伝い	食事の準備 や後片づけ	こども食堂 や助け合い 活動のよう なボランティ ア団体での 活動	特にない	無回答	
全体	1747	20.5	21.2	6.4	12.5	21.7	6.8	
西条北	427	16.8	18.5	5.3	13.6	23.2	4.4	
西条南	314	21.4	21.2	4.6	10.7	23.8	4.2	
八本松	269	24.3	22.1	5.8	11.5	21.1	6.8	
志和	61	19.3	23.7	9.1	12.8	19.4	19.6	
高屋	275	23.2	23.5	9.8	14.2	19.1	4.6	
黒瀬	209	21.7	18.7	4.7	11.1	19.8	9.9	
福富	23	22.2	31.9	9.1	18.1	20.2	13.6	
豊栄	31	13.1	21.1	7.5	15.2	20.7	18.7	
河内	51	20.3	27.6	10.1	11.1	24.6	8.8	
安芸津	87	15.5	21.8	9.0	11.6	22.2	10.1	

(4) 地域行事や町内活動への参加状況

地域の行事や町内活動などへの参加状況をみると、「自治会活動」が半数近くを占めています。圏域別では、全体と比べて「西条北」「西条南」で「参加したことがない」が高くなっています。「お祭り・盆踊りなど」は、全体で22.9%となっています。

■ 地域の行事や町内活動などへの参加状況（圏域別）（複数回答） ■

(%)

	合計(n=)	自治会活動	女性活動	老人クラブ活動	子ども会やPTA活動	防犯活動・交通安全活動	高齢者支援活動	文化・スポーツ活動	消防団活動	国際交流・外国人支援活動	地域センター活動
全体	1747	45.6	3.2	3.3	9.8	2.7	1.9	6.9	1.3	0.4	6.8
西条北	427	29.8	3.0	2.2	12.7	1.9	0.6	5.5	0.2	0.8	6.9
西条南	314	33.6	2.7	1.0	8.6	3.5	0.0	5.8	0.7	0.4	5.6
八本松	269	54.5	3.5	3.7	7.1	3.0	1.0	7.4	0.9	0.4	7.7
志和	61	54.4	8.1	10.1	5.9	2.3	2.5	9.3	5.5	0.0	10.2
高屋	275	63.2	0.0	3.8	13.7	1.6	2.6	6.8	0.7	0.0	6.5
黒瀬	209	61.3	3.8	3.2	7.5	3.3	4.5	5.1	3.1	0.0	4.9
福富	23	51.3	11.1	4.8	9.2	4.9	3.7	14.1	6.7	3.6	13.8
豊栄	31	45.0	4.2	6.3	5.6	4.9	5.7	16.2	5.2	1.3	15.4
河内	51	57.7	7.7	9.5	6.4	2.8	3.0	12.6	1.8	0.5	11.9
安芸津	87	31.3	4.7	3.8	8.1	3.3	7.6	11.1	1.9	0.0	3.7
	合計(n=)	子育て支援活動	障がい者支援活動	まちづくり活動	宗教行事	お祭り・盆踊りなど	子どもや青少年の育成活動	その他	参加したことがない	無回答	
全体	1747	1.9	0.7	3.3	3.0	22.9	1.7	2.0	33.7	0.7	
西条北	427	3.5	0.3	3.4	2.0	17.0	2.2	1.7	49.0	0.7	
西条南	314	2.0	0.0	2.5	2.1	21.1	1.4	1.4	46.7	0.3	
八本松	269	1.7	1.2	2.2	0.0	22.6	1.7	2.4	28.6	0.0	
志和	61	0.7	0.4	6.0	9.0	40.5	1.6	3.7	21.6	0.7	
高屋	275	0.6	0.9	3.3	2.8	23.3	1.1	2.5	22.3	0.0	
黒瀬	209	0.4	0.0	2.6	5.1	22.7	1.3	0.0	20.7	1.1	
福富	23	7.2	2.8	7.6	9.0	38.6	4.4	0.8	22.2	1.4	
豊栄	31	1.8	0.0	4.3	8.4	49.8	4.9	2.6	16.3	1.3	
河内	51	2.1	0.0	9.3	7.5	29.0	1.4	2.1	15.3	3.0	
安芸津	87	1.4	4.4	3.7	5.1	28.1	0.6	6.1	24.2	3.4	

年代別では、全体と比べて「20代以下」「30代」で「参加したことがない」が高くなっていますが、30歳代～50歳代は「こども会やPTA活動」が多くなっています。

■地域の行事や町内活動などへの参加状況（年代別）（複数回答）■

(%)

	合計(n=)	自治会活動	女性活動	老人クラブ活動	こども会やPTA活動	防犯活動・交通安全活動	高齢者支援活動	文化・スポーツ活動	消防団活動	国際交流・外国人支援活動	地域センター活動
全体	1747	45.6	3.2	3.3	9.8	2.7	1.9	6.9	1.3	0.4	6.8
20代以下	253	12.3	0.0	0.9	6.2	0.5	0.4	4.7	1.0	0.0	0.5
30代	255	34.7	0.5	0.0	14.0	2.1	0.0	3.7	0.6	0.1	4.5
40代	297	46.8	0.8	0.0	24.6	1.8	0.5	6.3	1.6	1.8	2.3
50代	288	49.4	0.9	0.1	13.0	2.4	0.5	5.1	2.9	0.3	2.6
60代	232	62.3	3.0	2.4	2.9	4.5	3.3	9.7	2.0	0.1	8.9
70代	332	60.9	10.1	9.0	0.5	4.3	5.5	10.7	0.3	0.2	18.6
80代以上	90	55.2	9.5	21.5	1.5	3.3	4.3	9.6	0.0	0.3	10.8
	合計(n=)	子育て支援活動	障がい者支援活動	まちづくり活動	宗教行事	お祭り・盆踊りなど	こどもや青少年の育成活動	その他	参加したことがない	無回答	
全体	1747	1.9	0.7	3.3	3.0	22.9	1.7	2.0	33.7	0.7	
20代以下	253	1.5	1.0	0.6	0.5	20.2	0.4	2.5	62.3	0.0	
30代	255	4.0	0.0	3.5	0.6	23.5	1.0	0.0	47.2	0.1	
40代	297	3.5	0.5	4.0	1.1	24.4	4.3	2.0	31.3	0.1	
50代	288	1.2	0.9	3.1	3.2	19.5	1.0	1.5	31.9	0.8	
60代	232	2.1	0.2	3.2	3.9	21.8	2.4	2.0	22.0	1.1	
70代	332	0.1	1.4	5.1	5.4	28.2	1.3	3.6	16.6	0.3	
80代以上	90	0.0	0.0	2.0	10.8	17.4	0.0	1.2	22.5	6.0	

地域活動等に参加したことがない理由については、「忙しくて時間がない」が半数近くを占め、次いで「参加するきっかけがない」「活動があることを知らない・内容をよく知らない」となっています。

年代別でみると、全体と比べて「20代以下」で「活動があることを知らない・内容をよく知らない」、「30代」で「忙しくて時間がない」、「40代」で「人間関係がわずらわしい」、「70代」「80代以上」で「健康や体力に自信がない」が特に高くなっています。

■地域活動等に参加したことがない理由（年代別）（複数回答）■

(%)

	合計(n=)	忙しくて時間がない	一緒に参加する人がいない	人間関係がわずらわしい	役員や世話人になりたくない	参加するきっかけがない	家族の協力・理解がない	健康や体力に自信がない	行事や活動に関する情報がない
全体	589	47.4	34.1	27.1	19.6	39.4	0.7	11.0	15.2
20代以下	158	55.2	41.2	17.2	14.6	43.4	0.0	0.4	14.1
30代	120	59.6	41.2	37.0	28.7	42.8	0.9	4.7	19.1
40代	93	48.9	33.0	41.0	23.7	32.8	1.4	8.3	19.9
50代	92	44.0	36.8	19.3	14.6	36.8	0.8	9.3	16.3
60代	51	41.5	15.6	24.6	24.9	34.6	1.9	14.1	11.6
70代	55	16.6	17.8	33.6	17.8	46.7	0.0	41.5	6.9
80代以上	20	21.6	19.8	6.5	0.0	21.6	0.0	60.4	5.8
	合計(n=)	子どもや介護が必要な家族をみてくれる人がいない	身近なところに活動の場がない	興味の持てる活動が見つからない	活動に経費がかかる	活動があることを知らない・内容をよく知らない	その他	無回答	
全体	589	4.3	5.5	8.0	3.7	38.0	5.4	0.5	
20代以下	158	0.9	7.4	8.0	4.9	55.0	4.0	0.0	
30代	120	9.6	7.4	7.4	3.9	42.8	6.9	0.0	
40代	93	6.6	0.2	5.0	3.5	31.0	8.7	0.3	
50代	92	5.0	5.1	8.4	2.2	34.5	7.1	0.0	
60代	51	1.3	2.7	6.5	0.0	20.6	5.2	0.0	
70代	55	1.9	3.4	16.0	7.6	16.0	0.0	2.1	
80代以上	20	0.0	19.8	5.8	0.0	27.9	0.0	6.5	

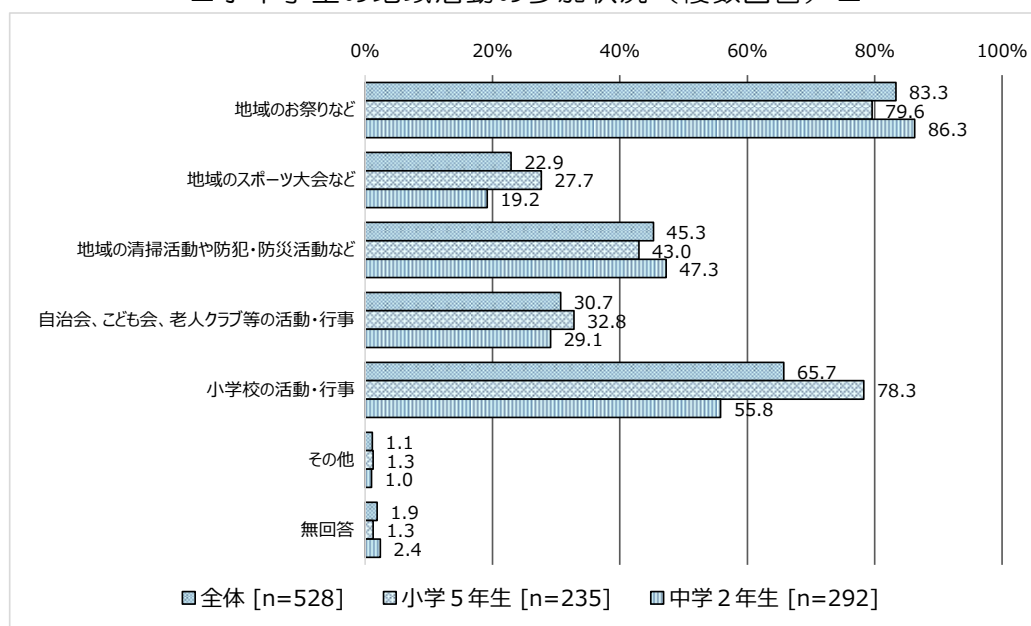
地域の愛着度別でみると、全体と比べて「愛着を感じている」人は「忙しくて時間がない」が高くなりますが、「どちらかといえば愛着を感じていない」人は「一緒に参加する人がいない」が、「全く愛着を感じていない」人は「人間関係がわずらわしい」「活動があることを知らない・内容をよく知らない」がそれぞれ特に高くなっています。

■地域活動等に参加したことがない理由（地域の愛着度別）（複数回答）■

	合計(n=)	忙しくて時間がない	一緒に参加する人がいない	人間関係がわずらわしい	役員や世話人になりたくない	参加するきっかけがない	家族の協力・理解がない	健康や体力に自信がない	行事や活動に関する情報がない
全体	589	47.4	34.1	27.1	19.6	39.4	0.7	11.0	15.2
愛着を感じている	59	61.3	9.9	31.3	9.1	29.5	1.9	19.8	3.4
どちらかといえば愛着を感じている	308	43.1	32.4	22.2	18.2	41.5	0.7	12.4	16.2
どちらかといえば愛着を感じていない	152	46.8	46.8	28.9	24.2	43.8	0.5	8.7	15.2
全く愛着を感じていない	69	56.1	34.6	41.6	25.1	28.5	0.0	2.3	21.1
	合計(n=)	子どもや介護が必要な家族をみてくれる人がいない	身近なところに活動の場がない	興味の持てる活動が見つからない	活動に経費がかかる	活動があることを知らない・内容をよく知らない	その他	無回答	
全体	589	4.3	5.5	8.0	3.7	38.0	5.4	0.5	
愛着を感じている	59	1.8	0.0	8.9	7.8	19.1	3.8	0.0	
どちらかといえば愛着を感じている	308	4.8	5.9	9.9	4.4	39.2	6.2	0.5	
どちらかといえば愛着を感じていない	152	5.2	7.2	3.3	0.9	36.7	5.1	0.9	
全く愛着を感じていない	69	2.4	4.9	9.2	3.3	51.6	3.8	0.0	

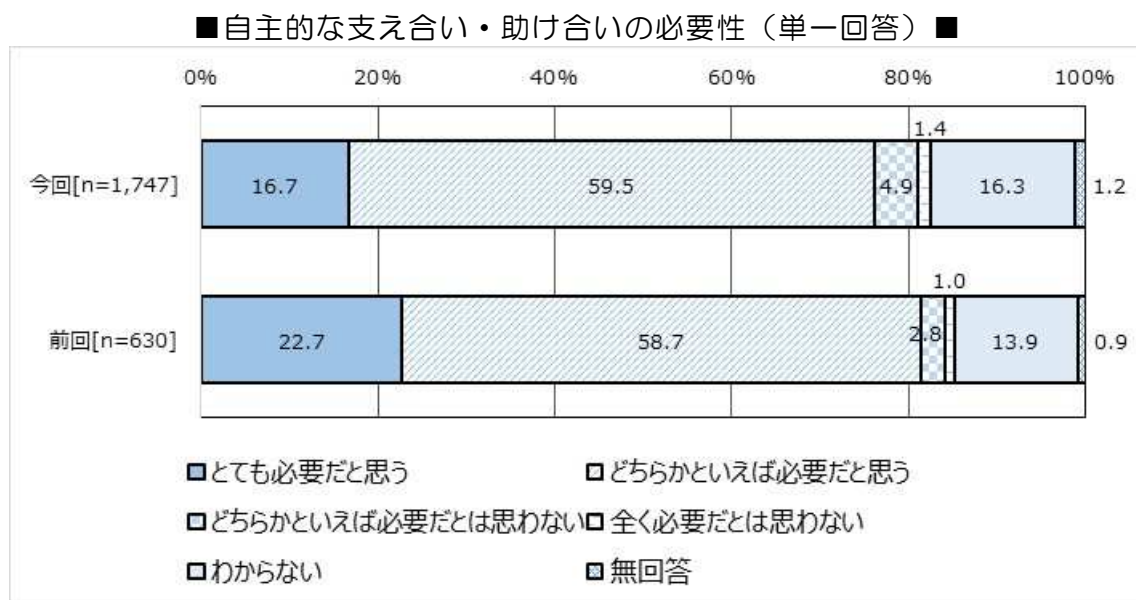
小中学生調査では、地域活動の参加状況は、「地域のお祭りなど」が83.3%と最も高く、次いで「小学校の活動・行事」が65.7%、「地域の清掃活動や防犯・防災活動など」が45.3%となっています。

■小中学生の地域活動の参加状況（複数回答）■



(5) 支えあい・助け合いの意識

自主的な支えあい・助け合いの必要性は、「とても必要だと思う」と「どちらかといえば必要だと思う」が合わせて76.2%となっていますが、前回の81.4%よりも低くなっています。



圏域別でみると、「豊栄」「福富」「西条南」で「とても必要だと思う」が全体と比べ、特に高くなっています。

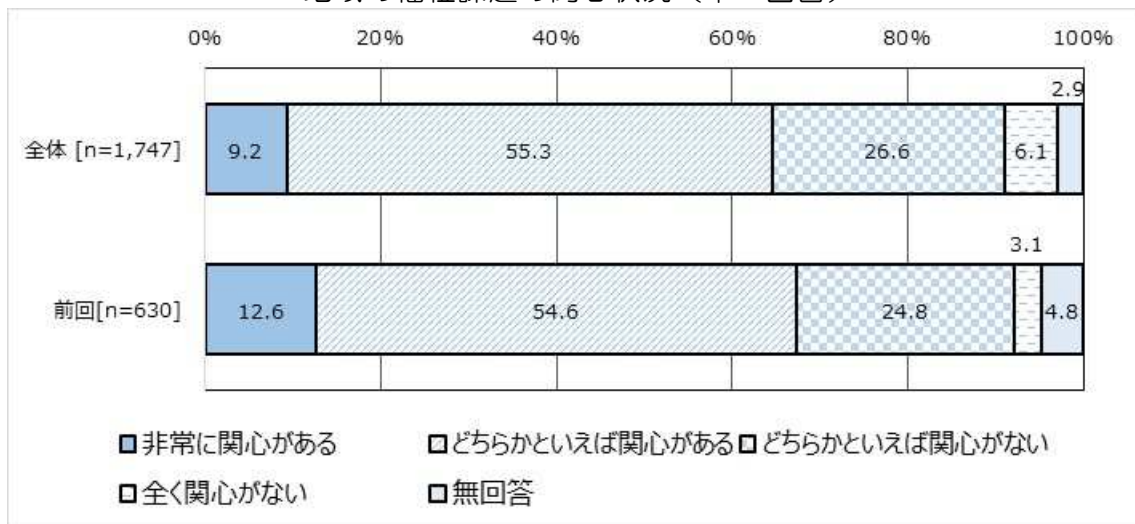
■自主的な支えあい・助け合いの必要性（圏域別）（単一回答）■

	合計(n=)	とても必要 だと思う	どちらかとい えば必要 だと思う	どちらかとい えば必要 だとは思 わない	全く必要だ とは思わ ない	わからない	無回答
全体	1,747	16.7	59.5	4.9	1.4	16.3	1.2
西条北	427	15.1	60.7	5.4	1.4	16.9	0.6
西条南	314	20.8	51.9	3.2	2.4	21.2	0.4
八本松	269	15.4	64.2	4.3	0.8	14.5	0.8
志和	61	19.1	48.4	4.7	2.2	25.6	0.0
高屋	275	14.7	64.0	7.5	1.7	10.1	1.9
黒瀬	209	15.3	61.4	3.5	1.3	17.8	0.6
福富	23	20.9	53.5	6.3	0.5	13.4	5.4
豊栄	31	22.9	61.8	2.5	0.6	9.5	2.6
河内	51	18.3	60.1	7.2	0.4	9.8	4.3
安芸津	87	16.3	55.6	5.5	0.0	18.3	4.3

(6) 住んでいる地域においての問題や課題

地域の福祉課題の関心状況は、「どちらかといえば関心がある」が55.3%と最も高く、次いで「どちらかといえば関心がない」が26.6%、「非常に関心がある」が9.2%となっています。

■地域の福祉課題の関心状況（単一回答）■



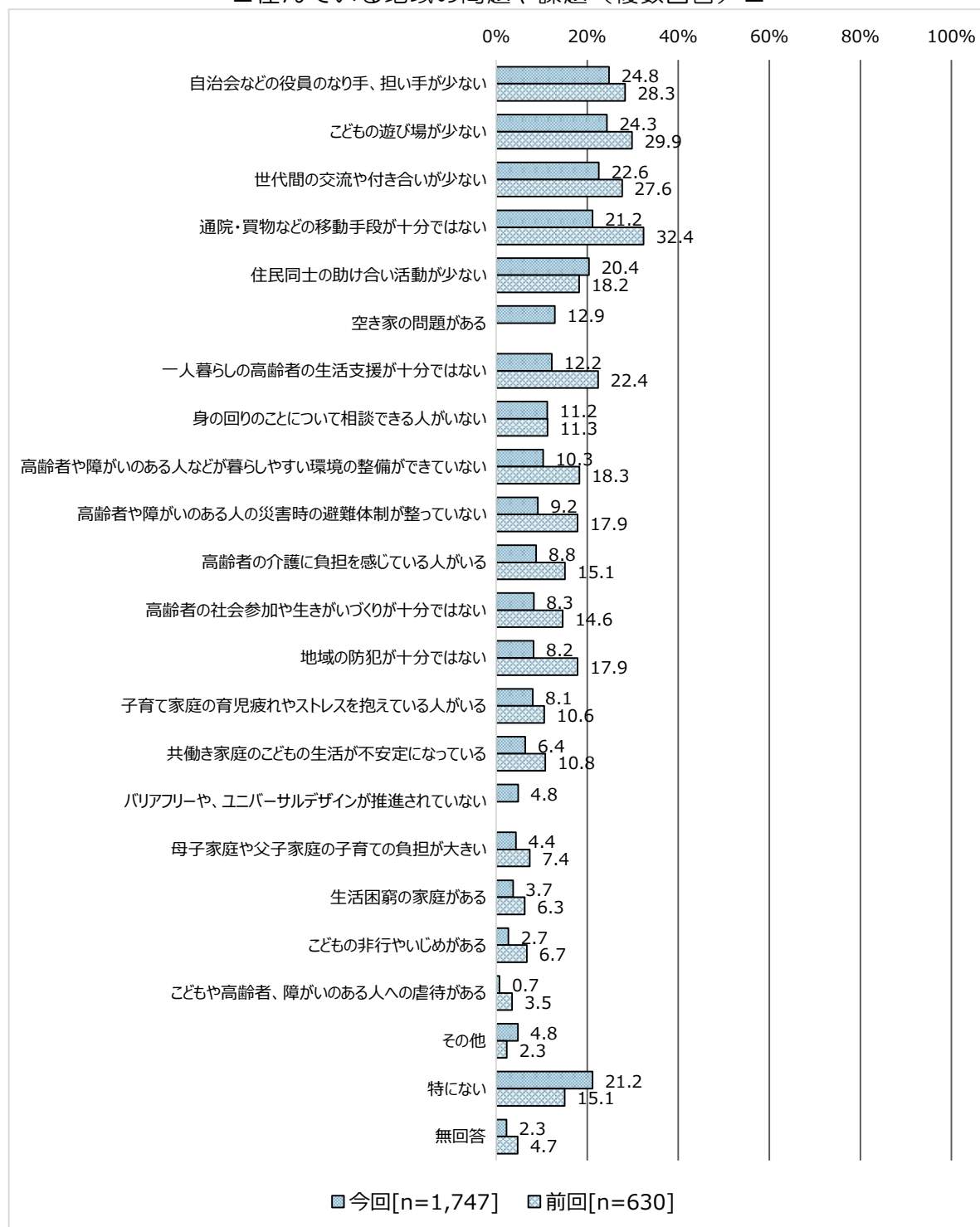
圏域別では、全体と比べて、「豊栄」「福富」「河内」で「非常に関心がある」が高く、「安芸津」「黒瀬」で「全く関心がない」が高くなっています。

■地域の福祉課題の関心状況（圏域別）（単一回答）■

	合計(n=)	非常に関心がある	どちらかといえば関心がある	どちらかといえば関心がない	全く関心がない	無回答
全体	1,747	9.2	55.3	26.6	6.1	2.9
西条北	427	8.8	55.7	27.1	6.7	1.7
西条南	314	11.0	51.1	30.0	6.5	1.4
八本松	269	9.3	56.1	30.0	3.4	1.3
志和	61	9.3	49.3	28.5	7.3	5.6
高屋	275	9.5	59.0	24.1	5.4	2.0
黒瀬	209	5.2	52.2	28.3	8.0	6.4
福富	23	12.9	59.8	17.7	3.4	6.2
豊栄	31	13.4	60.0	18.1	3.1	5.5
河内	51	12.1	59.0	17.9	3.7	7.3
安芸津	87	8.8	60.4	13.7	9.7	7.3

住んでいる地域の問題や課題は、「自治会などの役員のなり手、担い手が少ない」「こどもの遊び場が少ない」「世代間の交流や付き合いが少ない」がほぼ同じ割合となっています。概ね、前回より割合が低くなっていますが、「特にない」が前回より高くなっています。

■住んでいる地域の問題や課題（複数回答）■



圏域別では、全体と比べて「黒瀬」「福富」「豊栄」「河内」「安芸津」で「自治会などの役員のなり手、担い手が少ない」が高く、「福富」「豊栄」「河内」「安芸津」では、「一人暮らしの高齢者の生活支援が十分ではない」が高くなっています。また、「志和」「福富」「豊栄」「河内」「安芸津」では「通院・買物などの移動手段が十分ではない」が高く、「福富」「豊栄」では「空き家の問題がある」も高くなっています。また、「西条北」では「こどもの遊び場が少ない」が高くなっています。

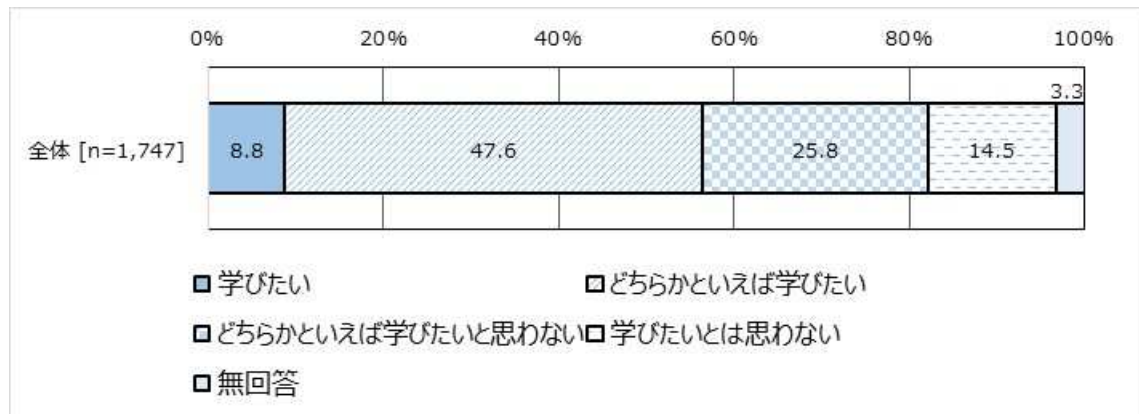
■住んでいる地域の問題や課題（圏域別）（単一回答）■

(%)

	合計 (n=)	身の回りのことについて相談できる人がいない	住民同士の助け合い活動が少ない	自治会などの役員のなり手、担い手が少ない	世代間の交流や付き合いが少ない	高齢者の介護に負担を感じている人がいる	一人暮らしの高齢者の生活支援が十分ではない	高齢者の社会参加や生きがいづくりが十分ではない	高齢者や障がいのある人などが暮らしやすい環境の整備ができていない
全体	1,747	11.2	20.4	24.8	22.6	8.8	12.2	8.3	10.3
西条北	427	13.4	22.2	18.9	27.3	7.8	8.5	6.1	6.7
西条南	314	15.1	22.8	17.3	22.0	6.9	13.8	6.3	9.5
八本松	269	9.1	16.7	29.3	17.6	9.1	9.3	9.5	14.0
志和	61	10.8	19.6	27.2	25.1	7.7	14.5	10.5	13.5
高屋	275	8.3	21.5	25.0	22.5	9.0	14.5	8.6	10.0
黒瀬	209	8.1	16.6	33.3	21.7	10.0	9.4	9.1	12.0
福富	23	11.3	16.4	32.3	23.7	10.8	19.7	9.3	14.2
豊栄	31	5.4	19.3	34.9	21.3	11.9	21.2	16.3	14.9
河内	51	11.3	18.4	38.3	17.4	7.5	18.8	11.7	15.4
安芸津	87	12.4	23.0	30.2	20.1	15.7	22.7	12.4	8.8
	合計 (n=)	子育て家庭の育児疲れやストレスを抱えている人がいる	こどもの非行やいじめがある	こどもの遊び場が少ない	高齢者や障がいのある人の災害時の避難体制が整っていない	地域の防犯が十分ではない	通院・買物などの移動手段が十分ではない	こどもや高齢者、障がいのある人への虐待がある	バリアフリーや、ユニバーサルデザインが推進されていない
全体	1747	8.1	2.7	24.3	9.2	8.2	21.2	0.7	4.8
西条北	427	11.6	2.5	34.9	4.6	7.1	12.6	0.6	5.2
西条南	314	7.3	3.3	27.6	9.8	10.7	22.7	0.4	4.9
八本松	269	9.5	3.0	24.6	10.8	7.5	21.3	1.6	5.9
志和	61	2.3	0.0	18.9	13.3	5.6	29.6	0.0	1.6
高屋	275	6.3	2.6	19.8	9.2	5.3	24.2	0.8	4.0
黒瀬	209	7.6	4.1	15.0	10.4	9.1	18.9	0.7	4.6
福富	23	7.1	3.3	13.0	14.5	12.0	37.1	2.8	5.4
豊栄	31	5.5	1.7	12.4	13.4	9.9	30.2	0.9	4.4
河内	51	3.5	0.0	7.9	9.6	13.8	39.4	0.0	5.5
安芸津	87	3.6	0.6	17.8	15.4	11.4	29.3	0.0	4.3
	合計 (n=)	空き家の問題がある	共働き家庭のこどもの生活が不安定になっている	母子家庭や父子家庭の子育ての負担が大きい	生活困窮の家庭がある	その他	特になし	無回答	
全体	1747	12.9	6.4	4.4	3.7	4.8	21.2	2.3	
西条北	427	8.6	8.7	4.8	3.3	6.7	24.1	0.8	
西条南	314	5.1	6.0	5.3	5.6	6.0	23.5	0.4	
八本松	269	9.5	7.1	4.3	4.4	4.2	23.4	0.0	
志和	61	28.6	4.5	0.9	0.8	2.6	17.8	3.7	
高屋	275	10.4	3.4	2.7	0.4	4.3	19.2	3.3	
黒瀬	209	18.2	7.8	5.8	4.7	2.9	21.4	5.2	
福富	23	41.0	5.7	5.0	5.7	2.2	12.4	4.5	
豊栄	31	47.7	2.4	4.5	5.8	1.7	13.5	8.1	
河内	51	32.4	7.5	3.4	5.2	5.4	10.3	4.4	
安芸津	87	25.3	2.7	3.5	4.6	1.7	11.2	7.4	

生活課題等について学ぶ機会への意思は、「学びたい」と「どちらかといえば学びたい」を合すると56.4%となっています。

■生活課題等について学ぶ機会への意思（単一回答）■



市民と行政との関係についての考え方は、「住民も行政も協力しあい、福祉の充実のために共に取り組むべきである」が27.4%と最も高く、次いで「行政の福祉サービスを基本としながら、足りない部分を市民が助け合うべきである」が26.7%、「地域の住民同士で助け合いながら、足りない部分を行政が支援すべきである」が13.8%となっています。

圏域別でみると、全体と比べて「志和」「河内」では「自分自身で自立していくため、自ら解決すべき課題を乗り越える努力をすべきである」がそれぞれ12.0%、11.1%と高く、「豊栄」「八本松」で「地域の住民同士が交流し、住民同士で支え合う仕組みをつくるべきである」がそれぞれ10.0%、9.2%と高くなっています。また、「安芸津」「福富」で「地域の住民同士で助け合いながら、足りない部分を行政が支援すべきである」が、それぞれ22.1%、18.4%、「西条北」「豊栄」では「行政の福祉サービスを基本としながら、足りない部分を市民が助け合うべきである」がそれぞれ31.4%、30.1%と全体と比べて高くなっています。

■ 市民と行政との関係についての考え方（圏域別）（複数回答） ■

(%)

	合計(n=)	自分自身で自立していくため、自ら解決すべき課題を乗り越える努力をすべきである	地域の住民同士が交流し、住民同士で支え合う仕組みをつくるべきである	地域の住民同士で助け合いながら、足りない部分を行政が支援すべきである	住民も行政も協力しあい、福祉の充実のために共に取り組むべきである	行政の福祉サービスを基本としながら、足りない部分を市民が助け合うべきである	福祉の充実には行政の責務であるため、市民が助け合う必要はない	わからない	無回答
全体	1,747	8.5	6.4	13.8	27.4	26.7	2.7	12.9	1.6
西条北	427	8.8	7.9	13.1	22.2	31.4	2.9	13.3	0.4
西条南	314	7.1	4.7	14.3	30.8	26.5	3.9	10.9	1.7
八本松	269	9.3	9.2	12.2	32.7	25.1	1.4	9.6	0.4
志和	61	12.0	6.8	16.4	22.0	20.6	1.1	16.8	4.3
高屋	275	6.3	5.7	14.8	27.2	27.3	1.8	14.2	2.8
黒瀬	209	9.9	4.4	11.4	28.2	26.9	4.5	13.4	1.3
福富	23	5.9	7.7	18.4	24.3	25.0	2.7	11.6	4.3
豊栄	31	8.6	10.0	15.6	22.3	30.1	0.5	9.4	3.4
河内	51	11.1	4.0	9.0	31.3	22.4	1.9	15.9	4.4
安芸津	87	9.4	2.2	22.1	26.8	14.5	2.7	19.4	3.1

(7) 福祉活動等に関する情報の入手先

福祉に関する情報の入手先を年代別でみると、全体と比べて「60代」で「市の広報紙」、「70代」で「自治会」、「80代以上」で「地域包括支援センター」「新聞・雑誌・テレビ・ラジオなど」「隣近所の人や友人・知人」が特に高くなっています。「50代」以下は「インターネット・ホームページ」が20%を超えています。

■福祉サービスや福祉活動に関する情報の入手方法（年代別）（複数回答）■

(%)

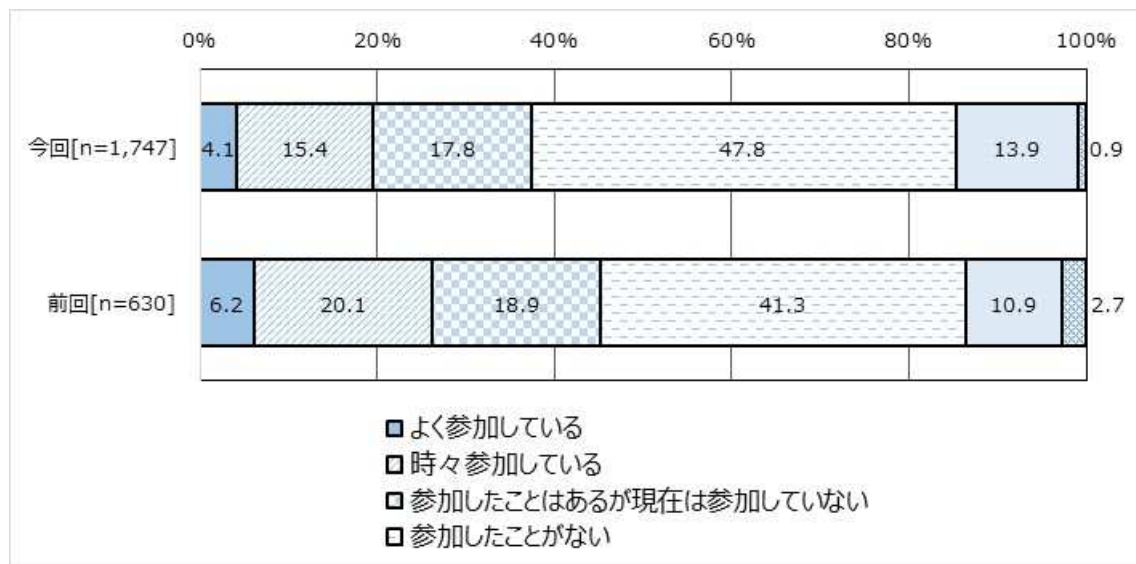
	合計(n=)	市の広報紙	自治会	地域の回覧板	保育所・幼稚園・学校	市役所の窓口	地域包括支援センター	社会福祉協議会	民生委員児童委員、主任児童委員	新聞・雑誌・テレビ・ラジオなど
全体	1,747	58.9	16.9	27.8	5.7	5.4	4.1	3.8	2.0	18.9
20代以下	253	33.0	3.3	10.5	6.9	7.0	1.0	0.0	0.0	11.6
30代	255	53.1	10.0	17.5	15.5	4.6	0.9	2.1	0.1	14.1
40代	297	58.3	11.7	25.1	10.5	5.4	3.3	4.3	1.1	12.7
50代	288	61.4	17.0	28.5	3.3	3.9	3.3	3.8	0.9	14.7
60代	232	75.3	20.7	40.3	0.0	6.4	6.0	5.2	2.6	21.0
70代	332	68.1	31.3	40.5	0.4	5.2	5.1	4.3	4.6	31.9
80代以上	90	64.9	28.7	33.0	0.0	6.3	18.9	12.6	8.8	33.3

	合計(n=)	インターネット・ホームページ	市のSNS	市以外のSNS	隣近所の人や友人・知人	病院などの医療機関や薬局	その他	特になし	無回答
全体	1,747	17.2	4.5	2.1	12.5	7.1	0.7	16.5	1.3
20代以下	253	23.4	3.2	2.1	9.3	5.1	1.8	33.2	0.6
30代	255	25.0	9.1	5.8	9.6	6.5	1.4	20.9	0.0
40代	297	20.8	8.3	3.7	11.5	8.3	0.9	20.1	1.5
50代	288	20.6	4.7	0.8	7.3	7.9	0.6	14.0	0.4
60代	232	14.8	3.7	0.7	12.4	7.8	0.0	8.7	1.1
70代	332	6.5	0.4	0.4	17.5	5.2	0.0	8.8	3.1
80代以上	90	0.0	0.0	0.0	30.5	13.2	0.0	1.7	3.1

(8) コミュニティ活動・ボランティア活動への参加状況

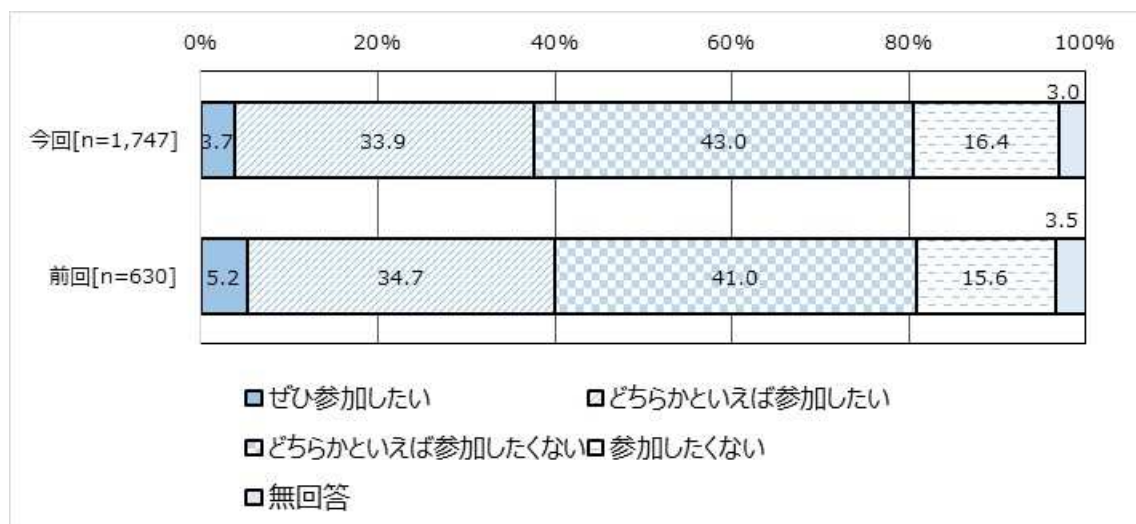
話し合いの場や機会への参加状況は、「よく参加している」「時々参加している」の合計は19.5%となっており、前回の26.3%よりも低くなっています。

■話し合いの場や機会への参加状況（単一回答）■



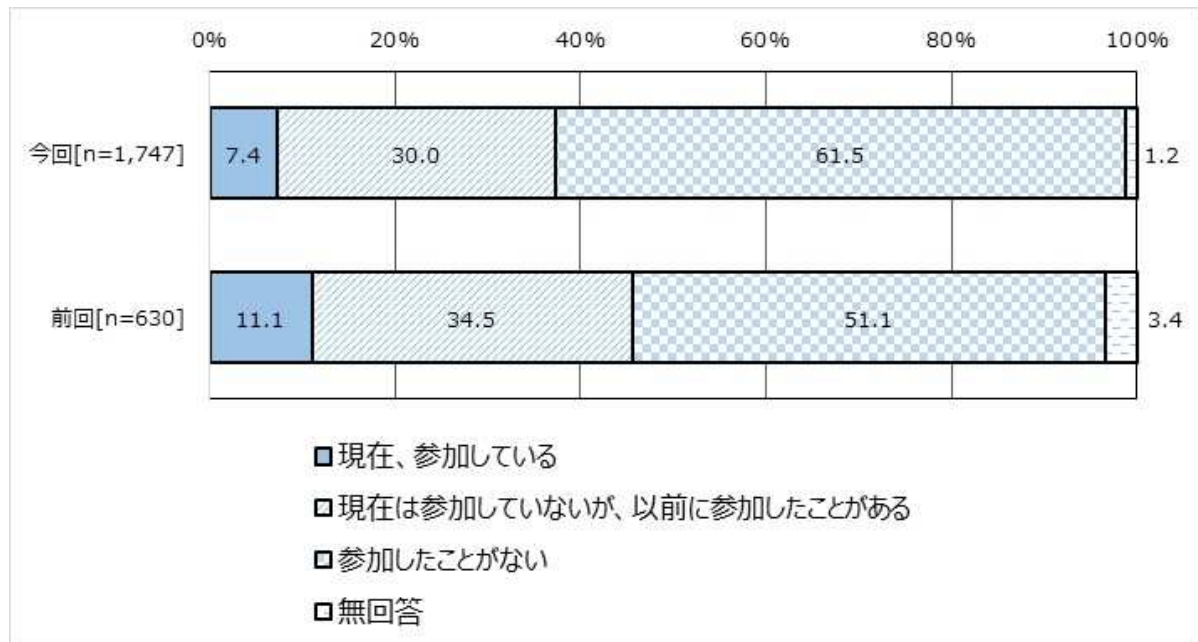
話し合いの場や機会への参加希望は、「ぜひ参加したい」と「どちらかといえば参加したい」の合計が37.6%と、前回の39.9%よりも低くなっています。

■話し合いの場や機会への参加希望（単一回答）■



ボランティア活動への参加経験は、「現在、参加している」が7.4%となっており、前回の11.1%よりも低くなっています。

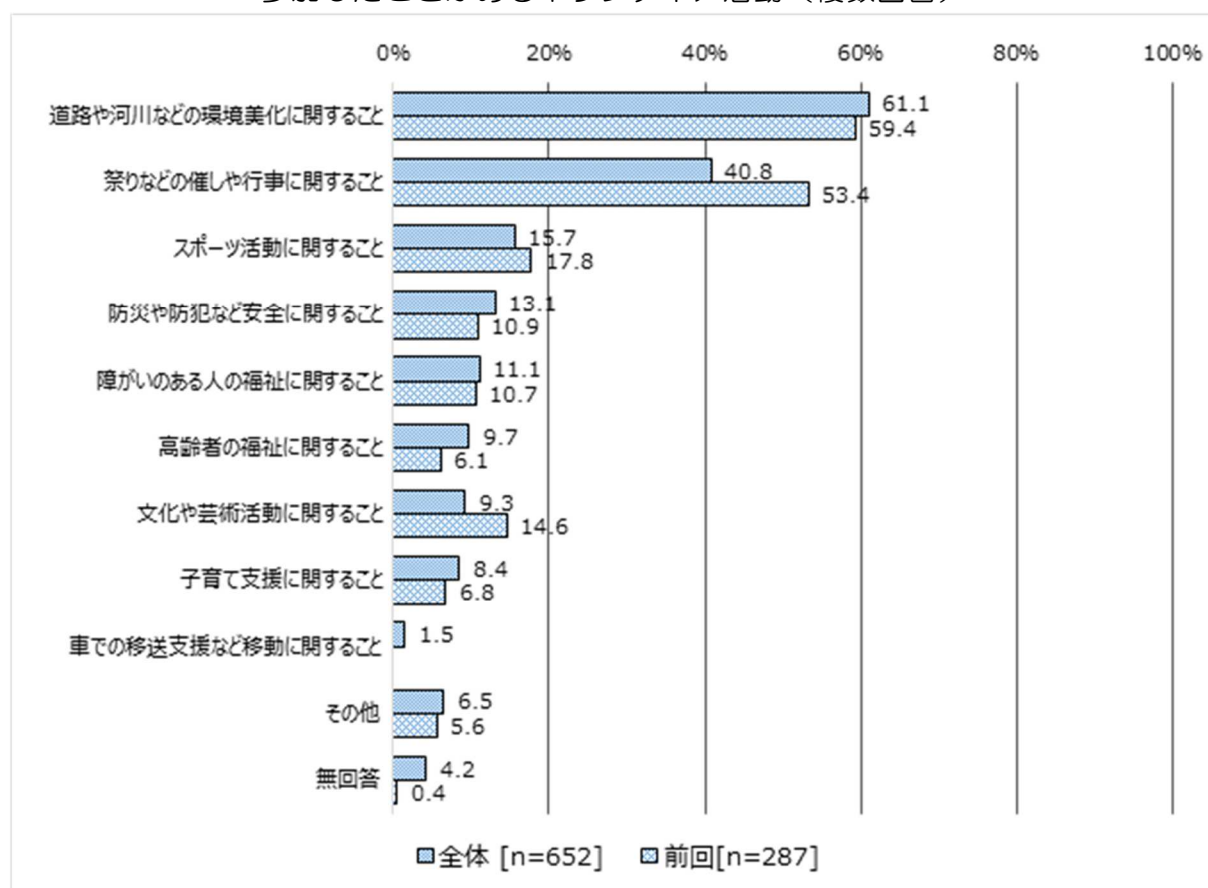
■ ボランティア活動への参加経験（単一回答） ■



「ボランティア活動への参加経験」で「現在、参加している」または「現在は参加していないが、以前に参加したことがある」と回答した人に参加したことがあるボランティア活動を聞いたところ、「道路や河川などの環境美化に関すること」が61.1%と最も高く、次いで「祭りなどの催しや行事に関すること」が40.8%、「スポーツ活動に関すること」が15.7%となっています。

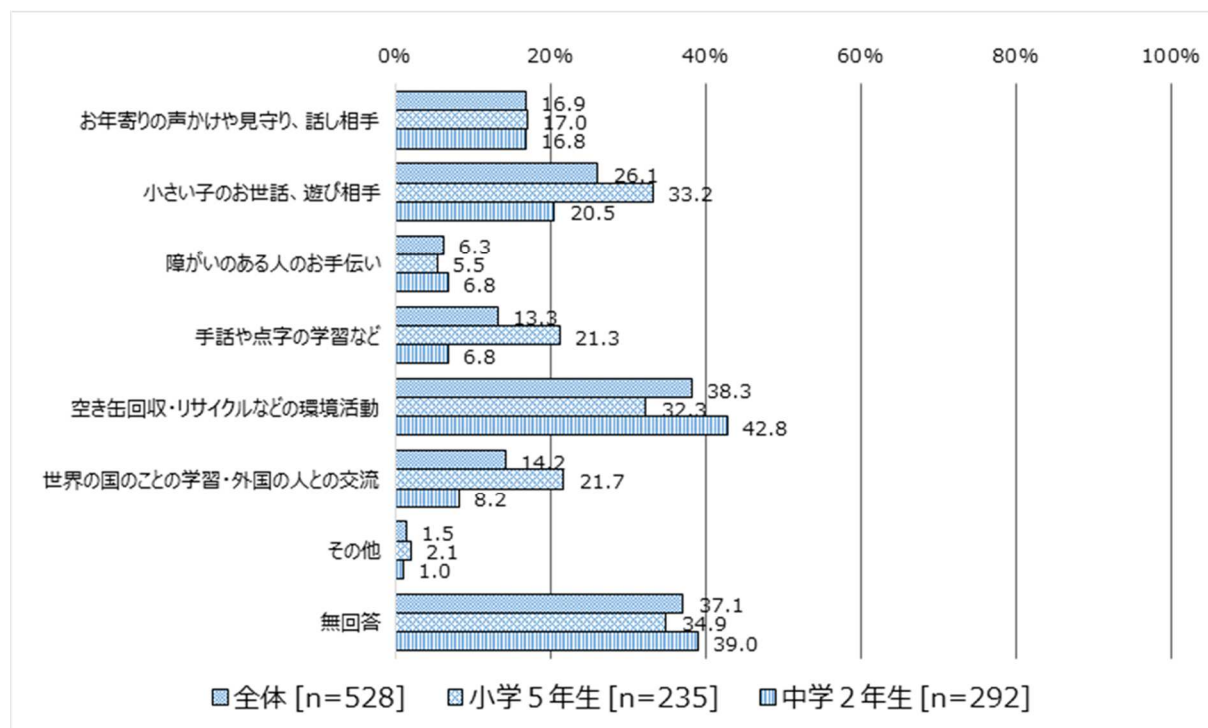
前回と比べて「祭りなどの催しや行事に関すること」や「スポーツ活動に関すること」、「文化や芸術活動に関すること」が低くなっています。

■参加したことがあるボランティア活動（複数回答）■



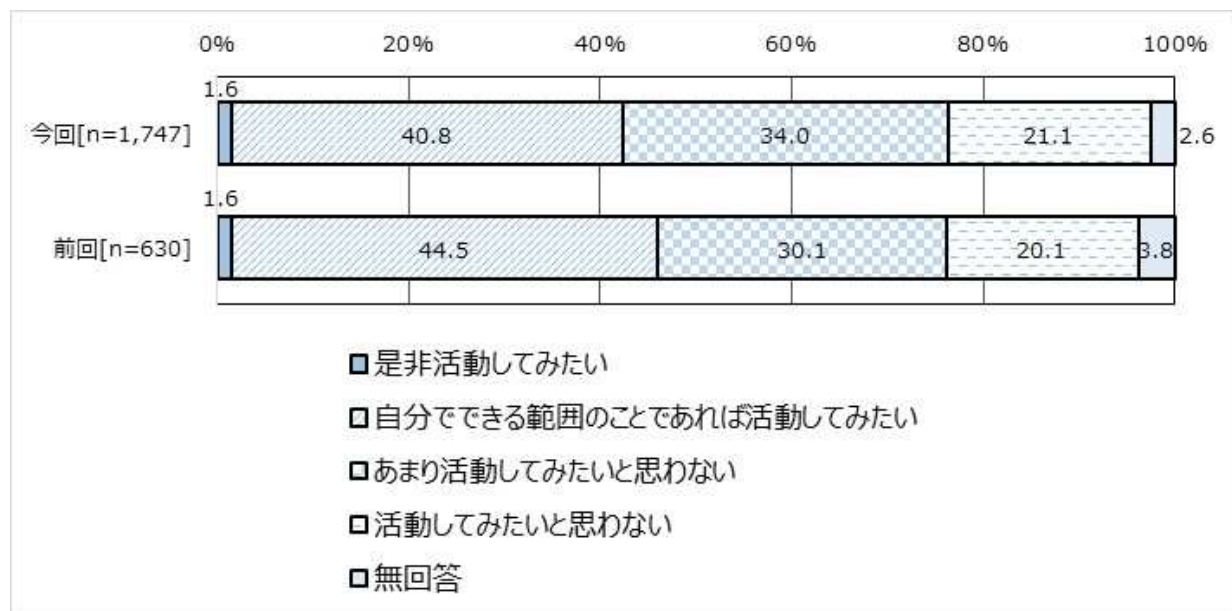
小中学生調査では、ボランティア活動の参加経験は、「空き缶回収・リサイクルなどの環境活動」が38.3%と最も高く、次いで「小さい子のお世話、遊び相手」が26.1%、「お年寄りの声かけや見守り、話し相手」が16.9%となっています。

■小中学生のボランティア活動への参加経験（単一回答）■



地域活動の「担い手」として活動希望は、「自分でできる範囲のことであれば活動してみたい」が40.8%と最も高く、次いで「あまり活動してみたいと思わない」が34.0%、「活動してみたいと思わない」が21.1%となっています。

■「担い手」として活動希望（単一回答）■



地域活動の「担い手」として活動希望を年代別にみると、「40代」以下は「自分でできる範囲のことであれば活動してみたい」が40%前後となっており、50代と60代では50%弱となっています。

■「担い手」として活動希望（年代別）（単一回答）■

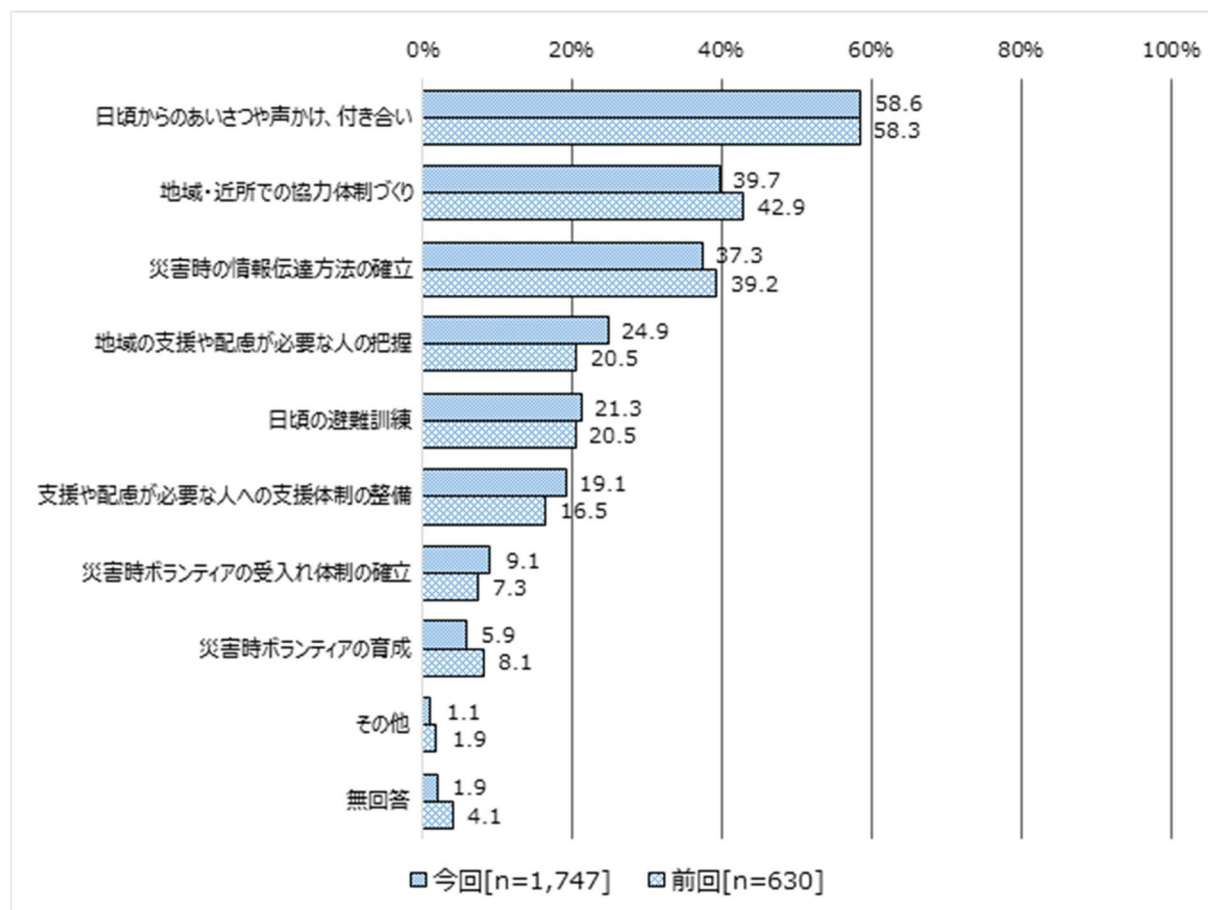
(%)

	合計(n=)	是非活動してみたい	自分でできる範囲のことであれば活動してみたい	あまり活動してみたいと思わない	活動してみたいと思わない	無回答
全体	1,747	1.6	40.8	34.0	21.1	2.6
20代以下	253	5.0	38.7	37.1	19.1	0.1
30代	255	0.8	38.5	33.1	27.2	0.4
40代	297	3.0	41.5	35.4	19.4	0.8
50代	288	1.2	47.6	31.7	17.6	1.9
60代	232	0.1	47.5	29.8	19.9	2.7
70代	332	0.0	36.8	37.6	20.3	5.3
80代以上	90	0.0	26.7	27.9	32.4	13.1

(9) 災害等緊急時の備えについて

災害など緊急時の備えとして重要だと思うものは、「日頃からのあいさつや声かけ、付き合い」が58.6%と最も高く、次いで「地域・近所での協力体制づくり」が39.7%、「災害時の情報伝達方法の確立」が37.3%となっています。「地域の支援や配慮が必要な人の把握」が24.9%と前回より高くなっています。

■災害など緊急時の備えとして重要だと思うもの（複数回答）■



(10) 災害等の安否確認の声かけや避難所までの誘導などの活動意思について

災害時、安否確認の声かけや避難所までの誘導などの活動の意思は、「活動したいと思う」が46.9%と最も高く、次いで「わからない」が39.2%、「活動したいと思わない」が10.9%となっています。

圏域別では、全体と比べて「志和」「八本松」で「活動したいと思う」がそれぞれ52.9%、50.2%と高く、「西条北」「福富」「河内」「西条南」で「活動したいと思わない」が12.3%～15.9%と高くなっています。

■災害時、安否確認の声かけや避難所までの誘導などの活動の意思（圏域別）（複数回答）

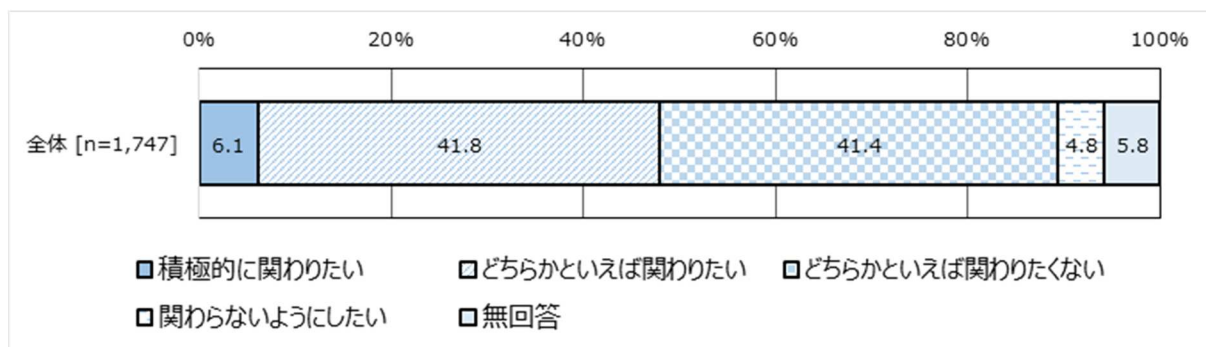
(%)

	合計(n=)	活動したい と思う	活動したい と思わない	わからない	無回答
全体	1,747	46.9	10.9	39.2	3.1
西条北	427	48.0	15.9	35.5	0.6
西条南	314	42.3	12.3	43.5	1.9
八本松	269	50.2	9.5	37.7	2.7
志和	61	52.9	6.7	38.3	2.2
高屋	275	49.7	7.6	38.6	4.1
黒瀬	209	42.4	6.1	46.1	5.4
福富	23	44.9	14.6	33.3	7.3
豊栄	31	48.7	7.7	37.5	6.1
河内	51	50.0	13.6	29.4	6.9
安芸津	87	43.1	8.5	40.6	7.8

(11) 外国人との関わりについて

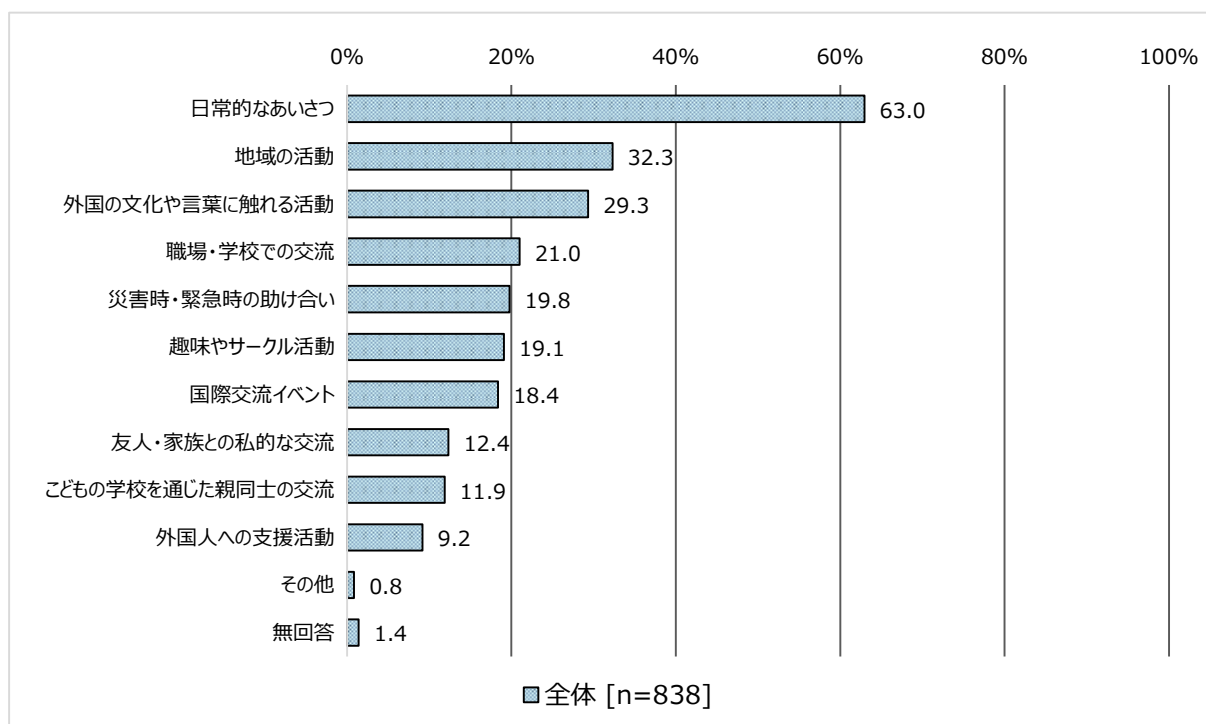
外国人住民との関わり方は、「積極的に関わりたい」「どちらかといえば関わりたい」を合わせると47.9%、「どちらかといえば関わりたくない」「関わらないようにしたい」を合わせると46.2%となり、「関わりたい人」と「関わりたくない人」はほぼ拮抗しています。

■外国人住民との関わり方（単一回答）■



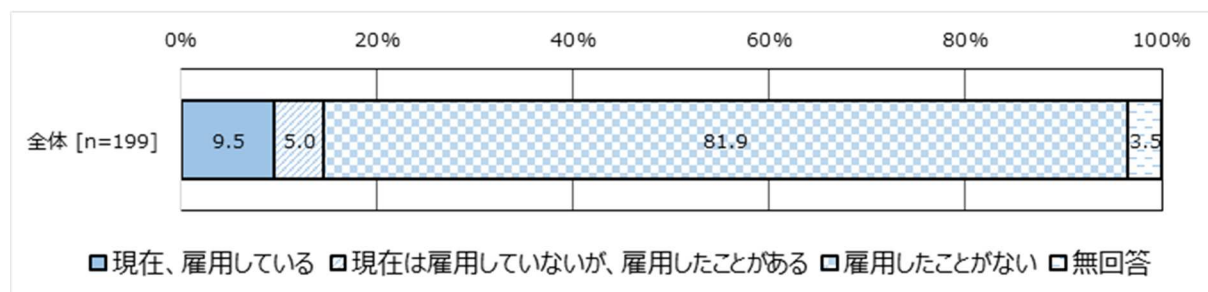
「外国人住民との関わり方」で「積極的に関わりたい」または「どちらかといえば関わりたい」と回答した人に外国人住民と関わりたい機会を聞いたところ、「日常的なあいさつ」が63.0%と最も高く、次いで「地域の活動」が32.3%、「外国の文化や言葉に触れる活動」が29.3%となっています。

■外国人住民と関わりたい機会（複数回答）■



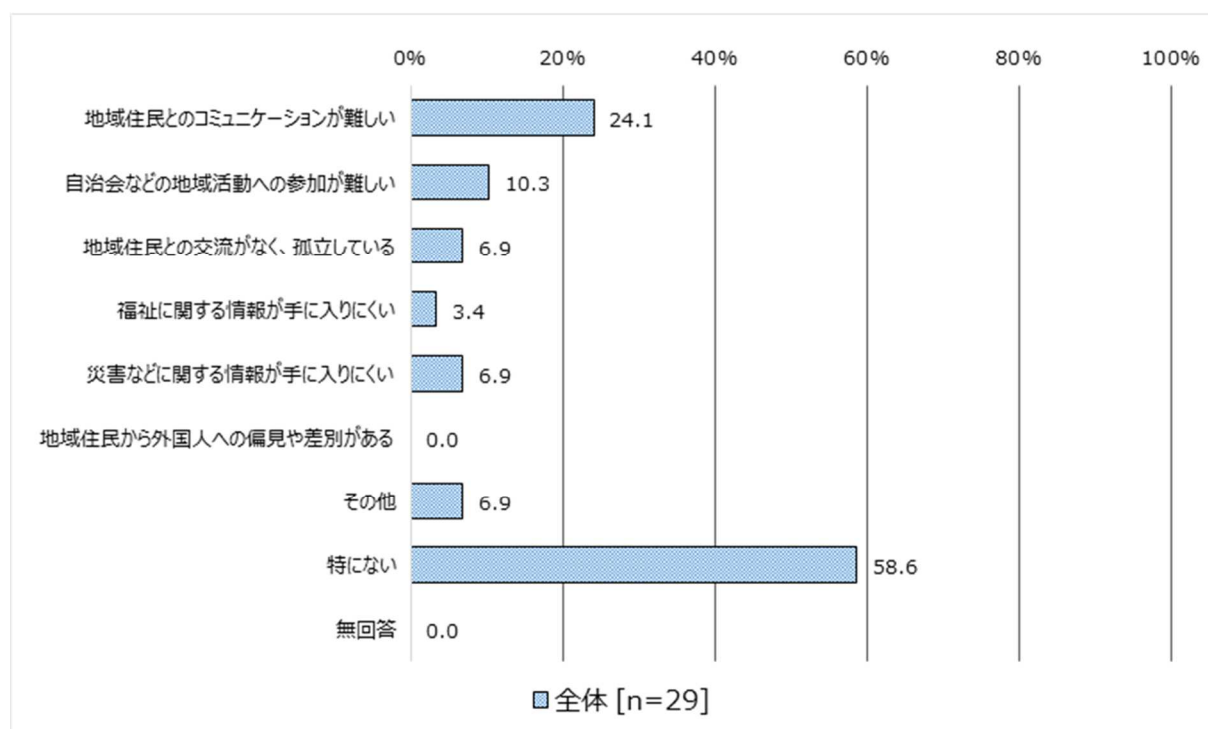
福祉事業所調査では、外国人材（特別永住者を除く）の雇用状況は、「現在、雇用している」が9.5%、「現在は雇用していないが、雇用したことがある」が5.0%となっています。

■外国人材（特別永住者を除く）の雇用状況（単一回答）■



「外国人材（特別永住者を除く）の雇用状況」で「現在、雇用している」または「現在は雇用していないが、雇用したことがある」と回答した福祉事業所に外国人材やその家族に関する地域福祉の課題を聞いたところ、「特にない」が58.6%と最も高く、次いで「地域住民とのコミュニケーションが難しい」が24.1%、「自治会などの地域活動への参加が難しい」が10.3%、「自治会などの地域活動への参加が難しい」が10.3%となっています。

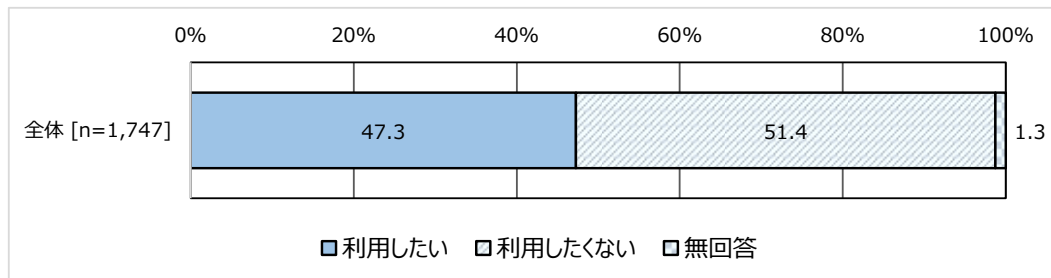
■外国人材やその家族に関する地域福祉の課題（複数回答）■



(12) 成年後見制度について

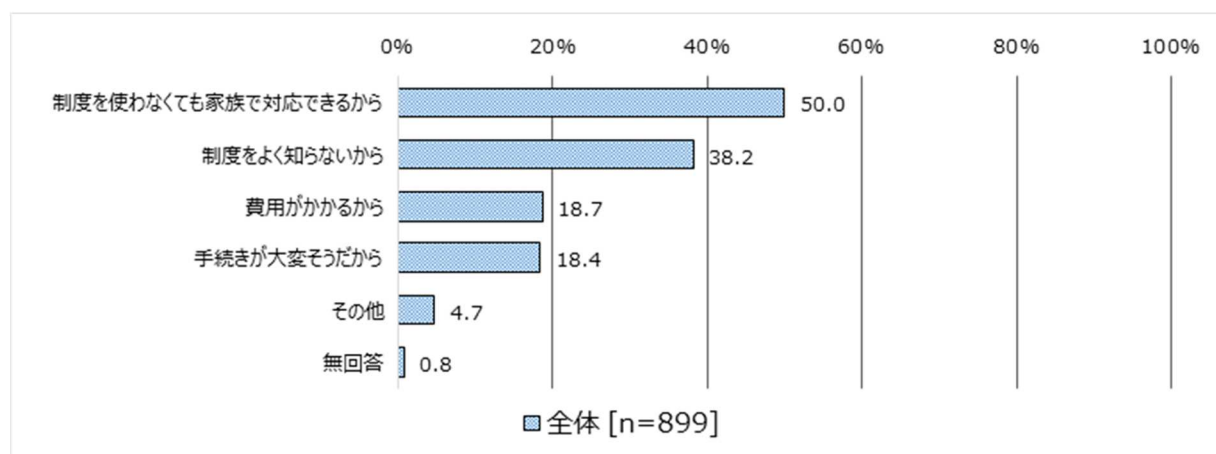
成年後見制度の利用希望は、「利用したい」が47.3%となっています。

■成年後見制度の利用希望（単一回答）■



「成年後見制度の利用希望」で「利用したくない」と回答した人に成年後見制度を利用したくない理由を聞いたところ、「制度を使わなくても家族で対応できるから」が50.0%と最も高く、次いで「制度をよく知らないから」が38.2%となっています。

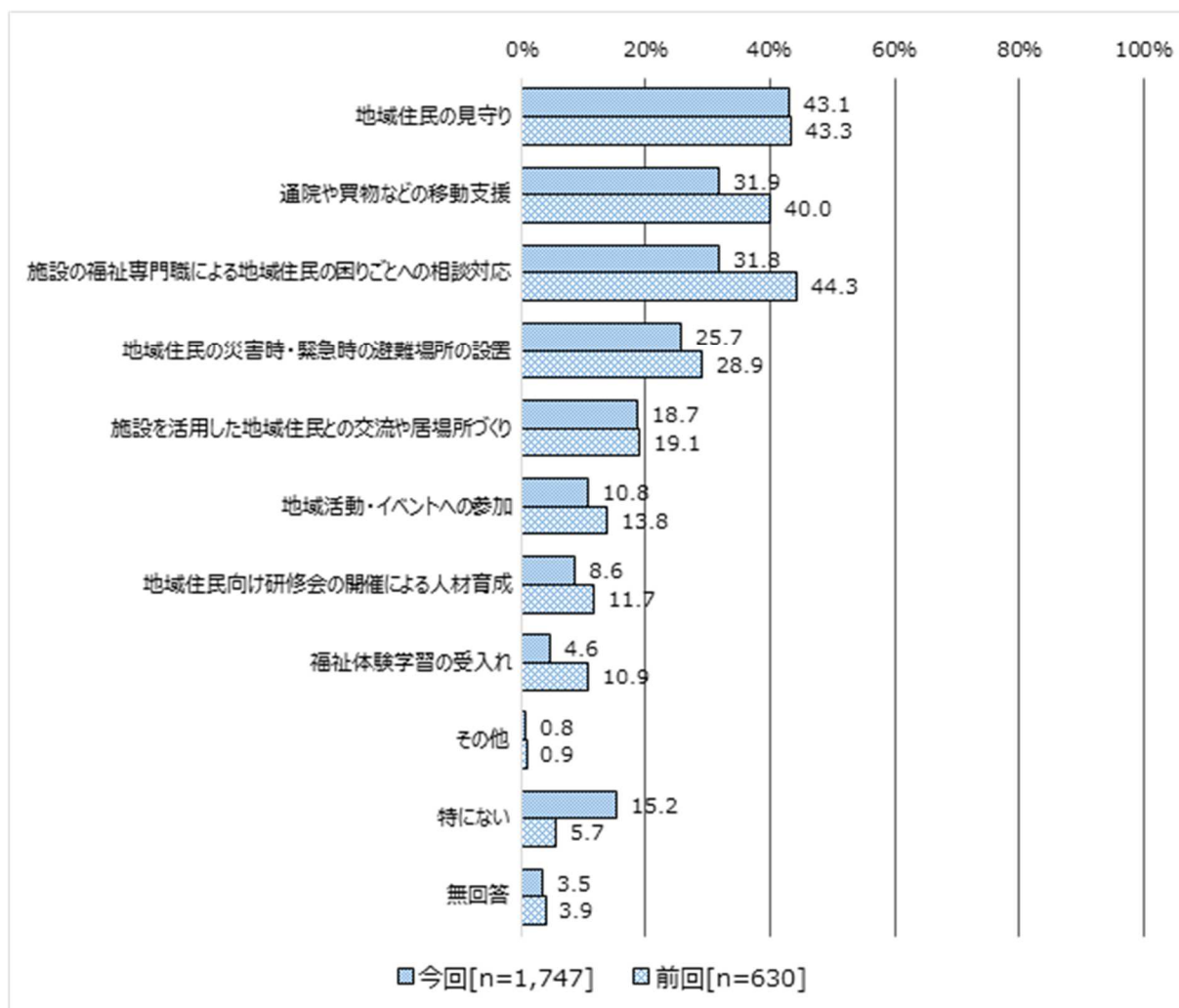
■成年後見制度を利用したくない理由（複数回答）■



(13) 福祉関係団体等による社会貢献活動について

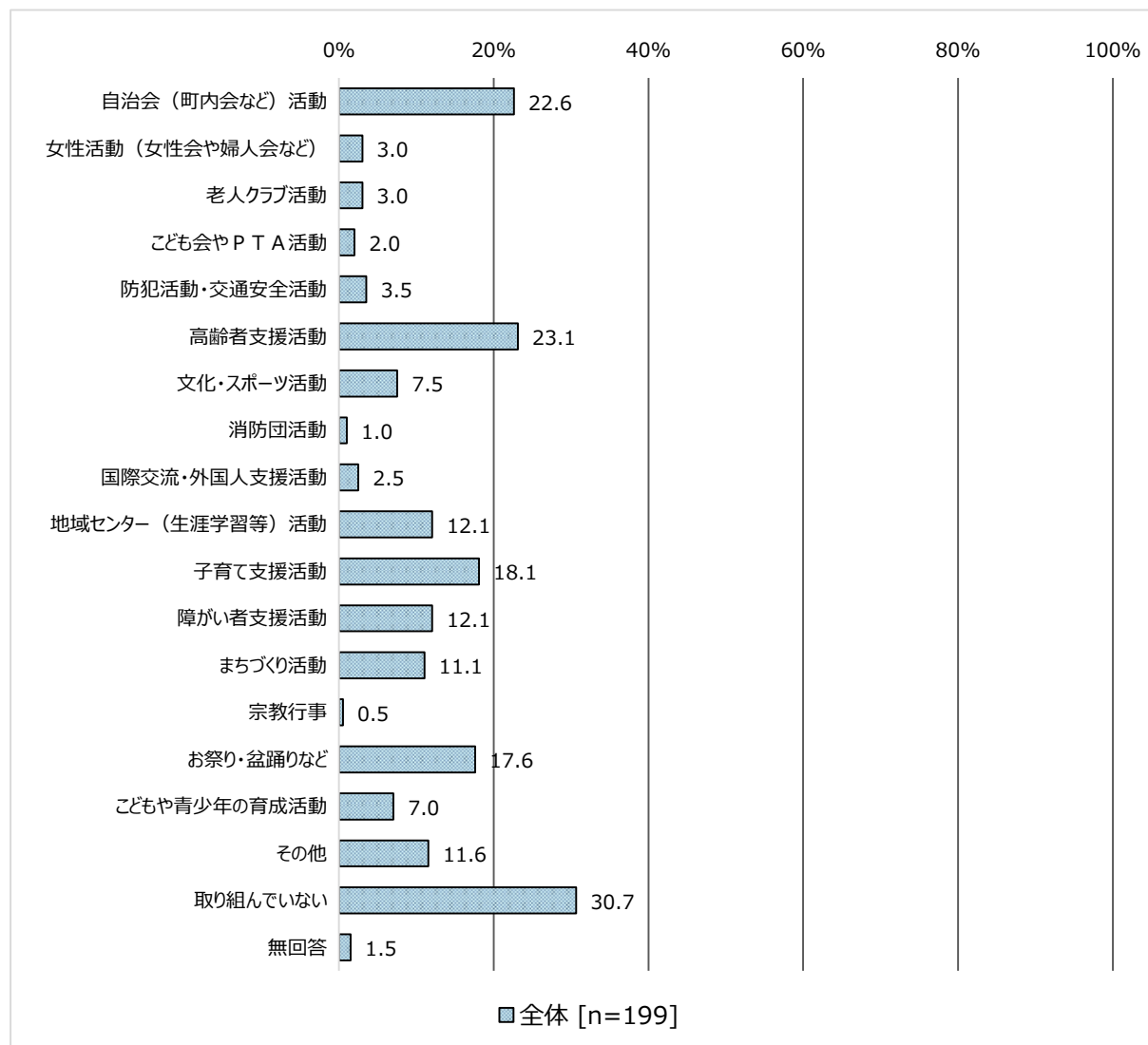
今後、福祉関係団体にしてほしい社会貢献活動は、「地域住民の見守り」が43.1%と最も高く、次いで「通院や買物などの移動支援」が31.9%、「施設の福祉専門職による地域住民の困りごとへの相談対応」が31.8%となっています。

■ 今後、福祉関係団体にしてほしい社会貢献活動（複数回答） ■



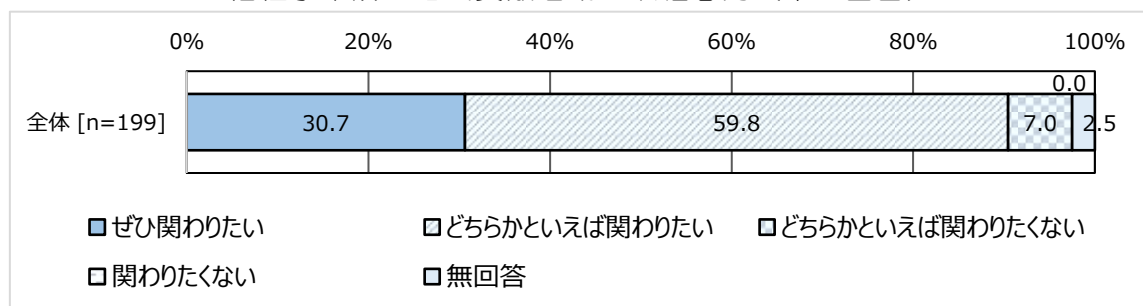
福祉事業所調査から、取り組んでいる地域貢献活動は、「高齢者支援活動」が23.1%、「自治会（町内会など）活動」が22.6%となっています。

■福祉事業所が取り組んでいる地域貢献活動（複数回答）■



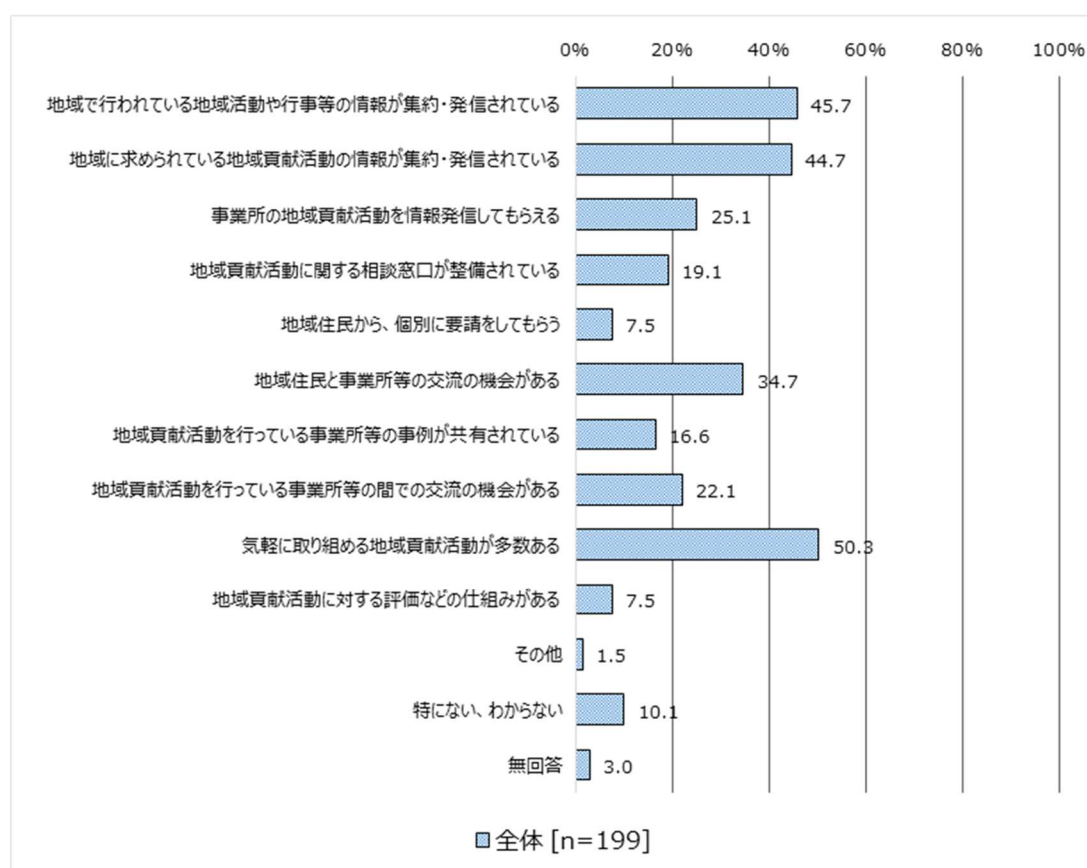
福祉事業所調査から、地域貢献活動の取組意向について、「ぜひ関わりたい」と「どちらかといえば関わりたい」の合計は90.5%となっています。

■福祉事業所の地域貢献活動の取組意向（単一回答）■



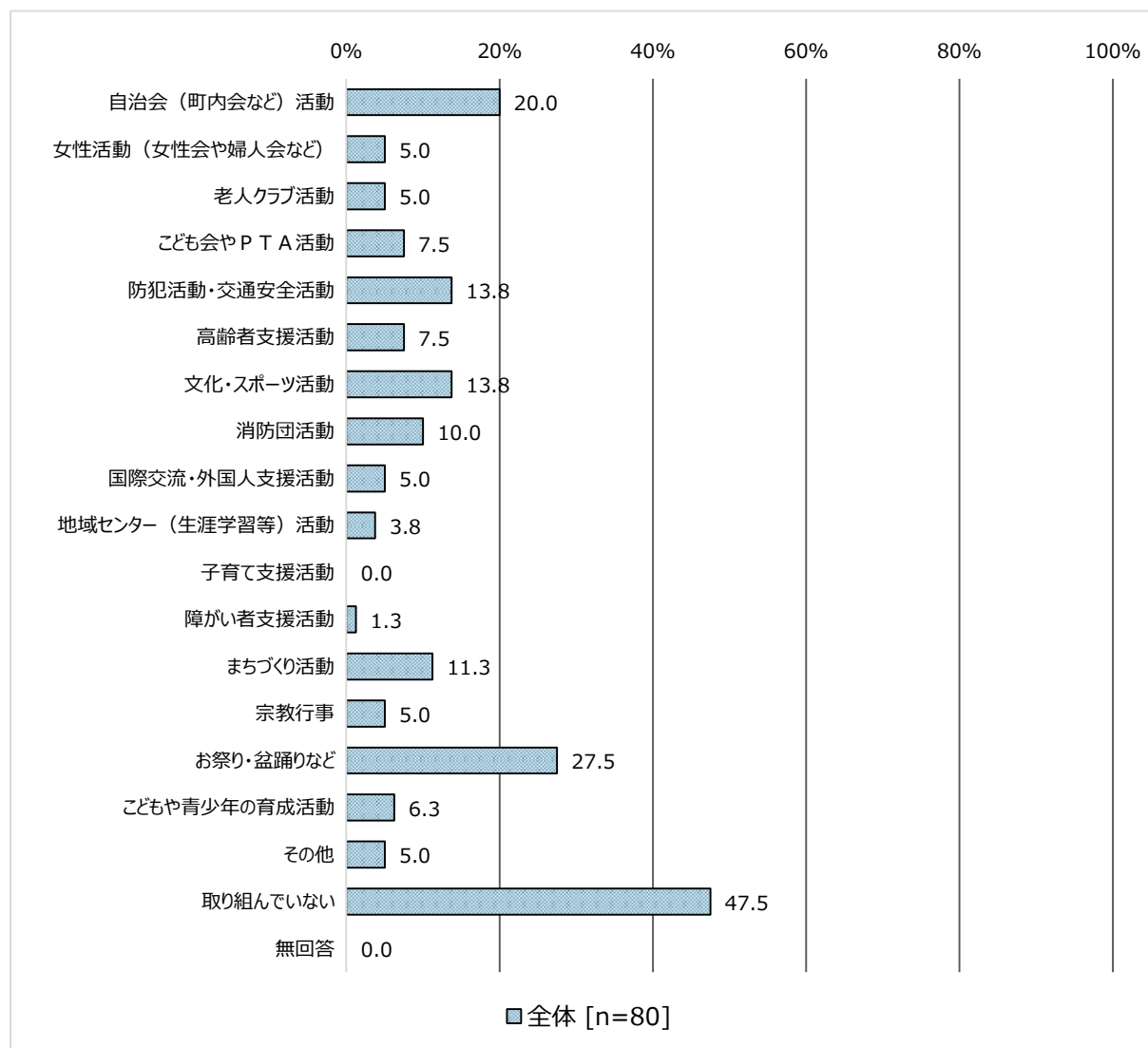
福祉事業所調査から、事業所等による地域貢献活動の活性化に必要なことは、「気軽に取り組める地域貢献活動が多数ある」が50.3%と最も高く、次いで「地域で行われている地域活動や行事等の情報が集約・発信されている」が45.7%、「地域に求められている地域貢献活動の情報が集約・発信されている」が44.7%、「地域に求められている地域貢献活動の情報が集約・発信されている」が44.7%となっています。

■事業所等による地域貢献活動の活性化に必要なこと（複数回答）■



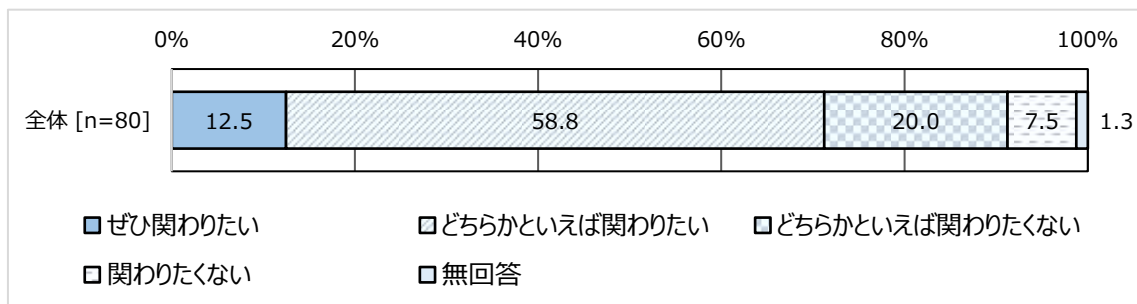
一般事業所調査から、取り組んでいる地域貢献活動は、「お祭り・盆踊りなど」が27.5%、「自治会（町内会など）活動」が20.0%、「防犯活動・交通安全活動」「文化・スポーツ活動」が13.8%となっています。

■取り組んでいる地域貢献活動（複数回答）■



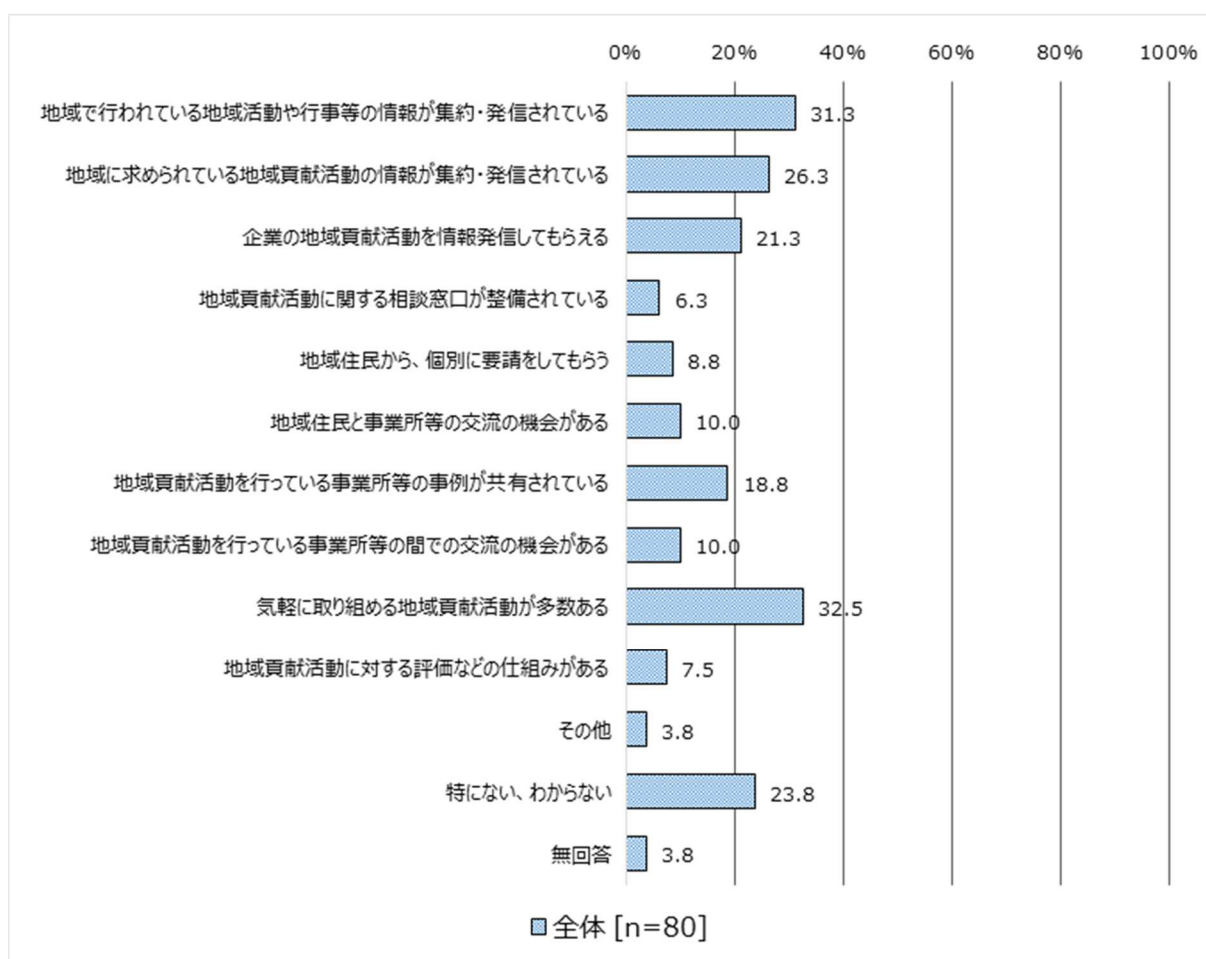
一般事業所調査から、地域貢献活動の意向について、「ぜひ関わりたい」「どちらかといえば関わりたい」の合計は71.3%となっています。

■ 地域貢献活動の意向（単一回答） ■



一般事業所調査から、事業所等による地域貢献活動の活性化に必要なことは、「気軽に取り組める地域貢献活動が多数ある」が32.5%と最も高く、次いで「地域で行われている地域活動や行事等の情報が集約・発信されている」が31.3%、「地域に求められている地域貢献活動の情報が集約・発信されている」が26.3%、「地域に求められている地域貢献活動の情報が集約・発信されている」が26.3%となっています。

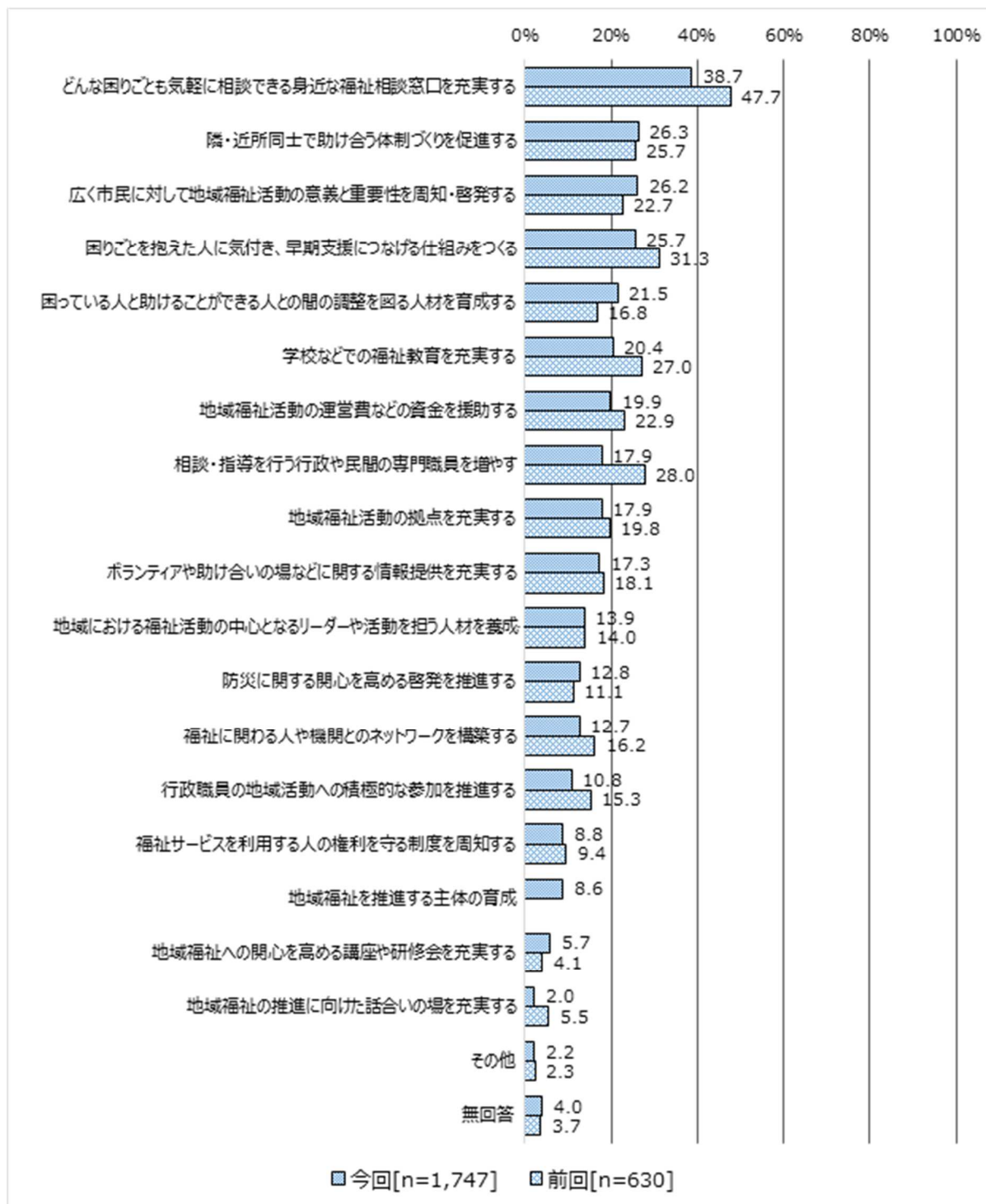
■ 事業所等による地域貢献活動の活性化に必要なこと（複数回答） ■



(14) 市が力を入れるべき福祉施策について

「東広島市」が力を入れるべきことは、「どんな困りごとにも気軽に相談できる身近な福祉相談窓口を充実する」が38.7%と最も高く、次いで「隣・近所同士で助け合う体制づくりを促進する」が26.3%、「広く市民に対して地域福祉活動の意義と重要性を周知・啓発する」が26.2%となっています。

■「東広島市」が力を入れるべきこと（複数回答）■

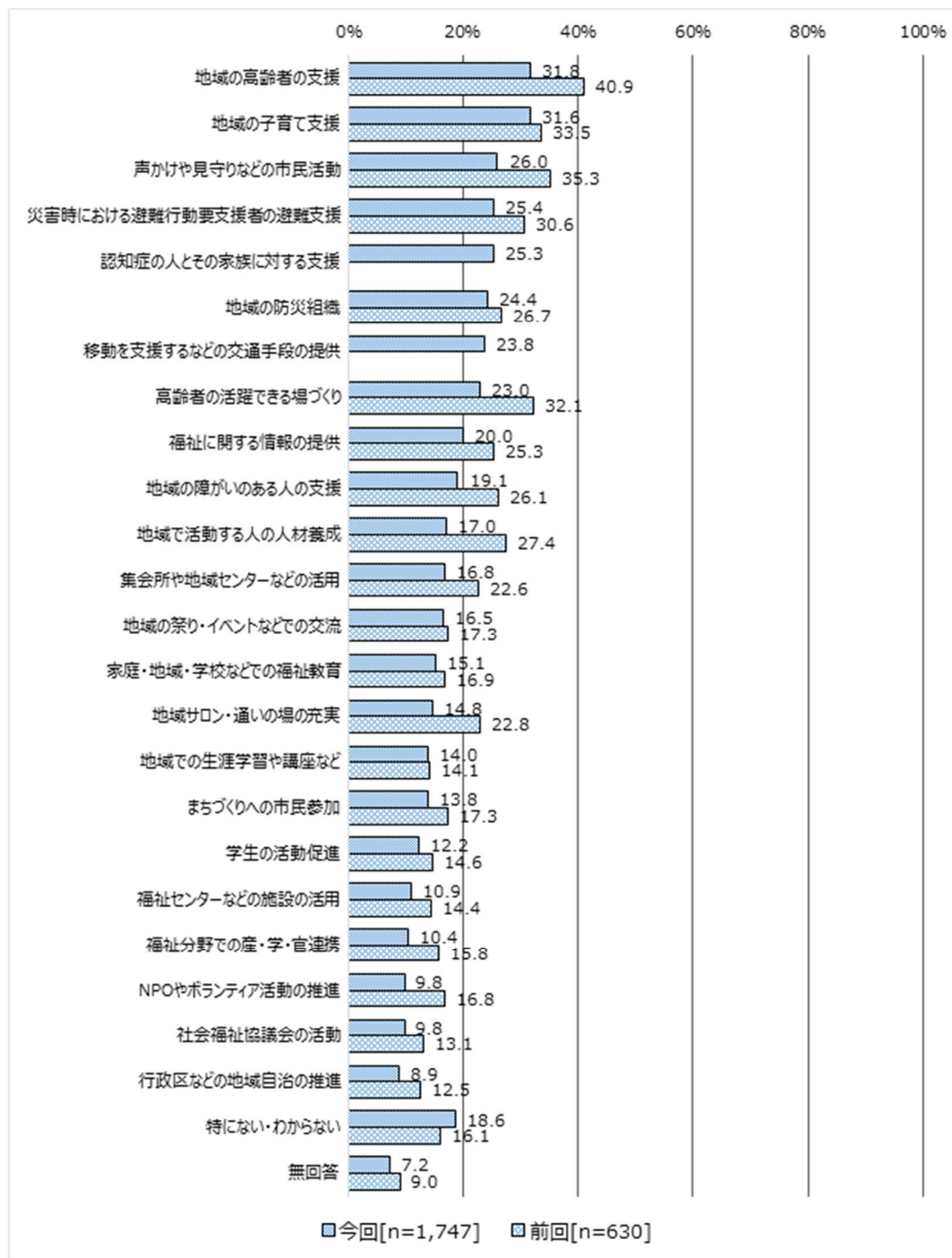


(15) 地域福祉を取り巻く関連施策の重要度

地域の福祉で今後、重要と思う取組みは、「地域の高齢者の支援」が31.8%、「地域の子育て支援」が31.6%とほぼ同じ割合となり、「声かけや見守りなどの市民活動」が26.0%となっています。

前回と比べて「地域の高齢者の支援」「声かけや見守りなどの市民活動」「高齢者の活躍できる場づくり」「地域で活動する人の人材養成」が特に低くなっています。

■今後、重要と思う取組み（複数回答）■



3 日常生活圏域ごとの現状と課題

本市は、平成 17（2005）年の合併により広がった市域全体において、市としての一体感の醸成が進むとともに、各地域の特性を生かしたまちづくりを進めています。

こうした中、人口増加が続いている市の中心部や、過疎化・高齢化が進展している周辺部など、各日常生活圏域において人口動態や地域資源の状況が大きく異なることから、本計画では、各種アンケート調査や地域資源、地域懇談会等で頂いたご意見等を踏まえ、日常生活圏域ごとの現状と課題及び取組みの方向性をまとめました。

なお、本項では総論として記載することとし、日常生活圏域ごとの詳細な記載については第 4 章「施策の展開」に掲載しております。

（1）各日常生活圏域で抽出したデータ等

○地域の概要

- ・人口、世帯に関する基本情報
- ・圏域内総人口の推移
- ・高齢者の状況

○地域カルテ（地域活動・地域資源）

- ・地域資源の状況、子育て関係資源、保育施設等、教育関連施設、高齢者関連施設、障がい者関連施設、医療機関、防災関連施設、交通関係、住民主体の支えあい活動

○住民から見た地域

- ・地域懇談会での意見など
- ・地域に関する課題と考えられるアンケート調査結果
- ・第 10 次東広島市高齢者福祉計画・第 9 期東広島市介護保険事業計画策定時に頂いた意見、調査結果

○各日常生活圏域の主な地域課題を踏まえた取組みの方向性

- ・課題
- ・取組みの方向性

(2) 地域別分析を踏まえた現状と課題（総論）

① 地域組織・団体

いずれの圏域においても、地域活動の担い手の育成・確保が課題となっています。

また、コロナ禍によりイベントや地域行事が減少したことにより、なかなか従前の実施状況に戻らないだけでなく、参加者なども減ってきているという声もありました。

一方で、住民主体による地域食堂・こども食堂や、こどもを含めて広い年代を対象とする居場所づくり活動も増えてきており、地域の重要なつながりの場となっています。

地域の貴重な活動の場を広げていくためにも、こうした活動を支援していくことが求められています。

② 地域交流・近所づきあい

いずれの圏域も、最も力を入れている活動は「つながりづくり」であり、あいさつ隊の結成や声かけ月間を設けるなど、圏域により様々な取組みが進んでいます。

また、サロン等の地域活動が様々な交流の場、地域の居場所となっている一方で、参加者の固定化や、男性の参加率が低いこと、交通手段の確保等が課題になっています。

現役世代にも地域活動に参加してもらいたい、という声が多くある一方で、現役世代からは、自分たちが活動できる場が少ない、という声もありました。

今後、地域活動や交流などに、より多様な属性が参加しやすい仕組みについて検討していく必要があります。

③ 高齢者支援

1人暮らしの高齢者が増えており、地域の困りごとを地域で解決し合う「支え合い活動・お助け活動」の促進も必要になっています。

また、退職まで地域活動に関わらずに仕事をしていた人が、退職後、すぐに地域活動に参加することは難しいことから、現役時代から地域に関わることや、退職した高齢者が、地域活動に参加しやすくなる方法を検討することが求められています。

また、運転免許を返納する方もいることから、通院・買物等の移動について、地域特性やニーズに応じた交通網の形成が求められています。

④ こども・子育て支援

地域の子育てサロンなど、子育て世帯が気軽に集まることのできる場が求められる一方で、サロンなどのイベントがあっても、開催場所や開催時期を知らない、という声もあり、市民活動の効果的な広報が課題となっています。

また、子育て支援の必要性は多くの地域で重要と認識されている一方で、世代間交流の少なさが課題として挙がっているため、世代を超えた交流のきっかけづくり

が必要となっています。

⑤ その他

外国人が比較的多く居住している地域では、外国人住民とのつながりを作る必要性を指摘する声が多くありました。

また、地域で困った時に、すぐに相談できる先があると良いという意見が多くの圏域でありました。「不登校や引きこもりの方の相談窓口が分からない」「学校として児童・生徒の変化に気づいたとき、相談に行ける先の情報があると良い」「孤立し、相談できる人がおらずあきらめている人が多く、事態が深刻化している」といった声です。市民にとって身近な相談窓口の設置や相談先の周知、気軽に相談できるような体制づくりなどが必要となっています。

4 前計画の振り返り

前計画では、当時の社会情勢とアンケート調査及び市民ワークショップの結果からみえた本市における地域福祉の現状を踏まえ、地域という視点から4つの基本目標を掲げ、施策を展開しました。それぞれの取組みについては、東広島市地域福祉推進協議会に状況を報告し、委員から意見を頂きながら計画の進捗管理を行いました。

基本目標1 地域の人づくり

- ✓ こどもから大人まで、あらゆる世代が助け合いや支え合いの心を培っていただけるよう、家庭、地域、学校、職場等で各ライフステージを通じた福祉教育を行いました。
- ✓ 市民が地域福祉の必要性を認識し、学習する機会を提供するため、各種講座や講演会を開催するとともに、地域で活動できるきっかけづくりとしてボランティアの機会提供、また地域で活躍できる担い手の育成として人材の交流や情報共有の機会の提供などに取り組みました。



- こどもから大人まで福祉を学ぶ機会の創出については、概ね目標を達成していますが、参加者の固定化が見られるため、今後、新たな参加者を増やす工夫が必要となっています。
- 地域で活動できるきっかけづくりの推進については、活動の場への参加者の地域差や活動内容の認知に個人差があるため、より多くの市民への理解促進を図っていく必要があります。
- 地域で活躍できる担い手の育成については、引き続き課題となっていることから、今後も継続して取り組む必要があります。

基本目標 2 地域のつながりづくり

- ✓ あらゆる世代の人が孤立せず人や社会とつながりを持つことができるよう、それぞれのニーズに合った居場所づくりに取り組みました。
- ✓ 身近な地域で日常的に支え合える関係づくりを進めるため、声かけ、見守り活動の推進や「そよかぜねっと事業」の広報活動などを行いました。
- ✓ 地域のつながり、助け合いによる避難支援の体制づくりを進め、災害後の被災者支援のためのボランティア活動の促進に取り組みました。

- 市民が参加できる様々な居場所づくりの推進については、男性の参加者が少ないことや、参加者の固定化が課題となっていることから、こうした課題を踏まえた取り組みが必要となっています。
- 日常的な地域の支え合いの支援については、地域差が見られるものの、概ね目標を達成しています。今後は、こうした取り組みの水平展開や、活動の継続性に関する取り組みが必要となります。
- 災害時の避難支援を通じた助け合いの促進については、地域と関係機関・団体との連携を強化していくことが必要となっています。

基本目標 3 地域福祉活動を支える環境づくり

- ✓ 住民自治協議会による地域特性を生かした地域福祉活動が持続、発展するよう支援の充実に取り組みました。
- ✓ 社会福祉協議会をはじめ、NPO等の各種団体、民生委員児童委員等の育成や支援の充実に取り組みました。また、地域活動やボランティア活動に関する情報収集・提供に努めるとともに、団体間の交流、連携の充実に取り組みました。
- ✓ 福祉センターや地域センター等地域活動の拠点となる施設が、誰もが集い活動しやすくなるよう、施設の維持管理・利用促進に取り組みました。

- 市民協働のまちづくりの推進については、地域の多様なニーズを踏まえつつ、継続して推進していく必要があります。また、活動内容について、多様な手段で発信していく必要があります。
- 市民活動の育成、支援については、概ね目標は達成していますが、他機関・他団体との連携の強化や情報共有をさらに充実させ、継続して支援を行う必要があります。
- 拠点づくりについては、概ね目標を達成しています。今後も施設の長寿命化対策に取り組み、計画的に維持管理を継続していく必要があります。

基本目標 4 必要とする人が必要な支援を受けられる仕組みづくり

- ✓ 必要とする人が必要な福祉サービスを受けることができるよう、利用者目線でのわかりやすい情報発信に努めました。また地域福祉に関わる様々な主体が、地域福祉に関する情報やそれぞれの活動状況を知ることができるよう広報の充実に取り組みました。
- ✓ 誰もが自立して地域で生活できるよう、様々な要因で生活困窮に陥っている方や陥る可能性のある方を早期に発見し、本人の意思を尊重しながらニーズにあった支援を行うなど、生活を支えるセーフティネットの充実に取り組みました。
- ✓ 高齢者世帯、障がい者世帯やこども子育て世帯等が地域において自分らしく活躍できるよう、高齢者、障がい者、こども等の福祉サービスの深化、充実に取り組みました。
- ✓ 高齢者や障がい者等、誰もが安全かつ安心して住み、活動することができるよう、移動手段の確保に努めるとともに、バリアフリーやユニバーサルデザインの推進に取り組みました。



- 福祉情報については、広報紙をはじめ、SNS やポータルサイトを活用して発信してきましたが、必要な情報が得にくいという声もあることから、世代に合った情報発信に努めていく必要があります。
- セーフティネットの充実については、概ね目標を達成していますが、どこに相談すればいいかわからないという声もあることから、引き続き利用しやすい相談支援体制の構築を図っていく必要があります。
- 福祉サービスの充実については、複雑化・複合化した課題を抱える世帯が増えており、包括的な支援に結びつけるため、関係機関との連携や相談支援体制を充実させていく必要があります。
- バリアのないまちづくりについては、概ね目標を達成していますが、高齢者の移動手段の確保など、さらなる取組みが必要となっています。

5 地域共生社会推進計画策定に際しての課題

本章で取り上げた「本市の状況」「アンケート調査の結果」「前計画の振り返り」のとりまとめ結果を踏まえ、本計画の策定に際し、考慮すべきと思われる主な課題は次のとおりです。

（１）地域課題を知り、地域活動などへの関心を高める機会の充実

アンケート調査では、「ほとんど（近所）付き合いがない」との回答が 17.1%となっており、特に 40 代までの若い世代や、中心市街地などにおいて高くなっています。また、地域に市内外から移住してきた人ほど付き合いが少ない傾向がみられ、近所付き合いが少ない人ほど、地域に愛着を感じていない傾向にありました。地域懇談会等においては、昔からその地域に住んでいる人と、新たに転入してきた世帯との交流がなく、つながりが希薄化している、という意見もありました。

一方で、多くの市民が住民相互の支え合いや助け合いが必要だと感じています。また、地域福祉を推進する担い手としての活動意向では、市民の約 40%が活動してみたいと回答していますが、是非活動してみたいという人は少なく、自分でできる範囲のことであれば活動してみたいという人がほとんどでした。

地域活動に関しては、30 代以下の傾向として、一緒に参加する人がいない、きっかけがないことが参加しない理由として高くなっており、また、20 代以下では活動があることや、その内容を知らないという回答が過半数を超えていました。

さらに、関心がある人でも支援の方法を知らない、相談先を知らないなどの実態があることも分かりました。

こうしたことから、まずは自分の住む地域の課題を知るとともに、地域活動、市民活動の意義、やりがい等の共有、また活動の内容や参加方法等について幅広く周知するなど、活動に対する市民の意識の醸成や、参加への第一歩を踏み出せるようなきっかけづくりが必要となっています。

（２）具体的なアクションにつながる取組みの強化

アンケート調査では、地域活動に興味・関心がある人でも、「実際に活動してみる」という第一歩を踏み出すことが難しいことが分かりました。そのため、市民活動について、立上げなど初期段階における支援が必要となっています。

また、活動にあたっては、地元企業や大学生、地域の児童生徒などとの協働も有効ですが、企業や学生等とつながるきっかけがないという声、また学生からも活動の場がわかれば手伝えるという声もあることから、こうした方々とのマッチングの促進が求められています。

一方で、地域住民による地域食堂・こども食堂の立上げや、地域での支え合い、お助け隊などの活動も増えてきています。地域懇談会を通じて、担い手や活動を継続するための資金の確保や他団体との連携などについての課題が多く寄せられ、活動が継続

できるような支援や、活動団体同士の交流機会の確保などが求められています。

また、アンケート調査では、地域において日頃からの声かけや見守りが大切な取り組みであると認識されており、実際にこうした取り組みを進めている地域も数多くありました。

地域における緩やかな見守りや気かけあいは、災害時の対応や防犯にも有効であることから、こうした取り組みを促進し、これまで以上に「地域の福祉力」を高めていく必要があります。

（３）誰もが身近に相談でき、寄り添ってくれるような支援体制の確保・充実

アンケート調査では、困ったときの相談先は家族、友人が多数を占め、市の関係機関の窓口の割合が相対的に低くなっています。家族や友人に相談できること自体は良いことですが、様々な課題を抱える人が、市や関係機関、支援者等に気軽に相談できる体制づくりが必要となっています。

困ったときに相談しない理由としては、「相談しても意味がない」「他人に迷惑をかけたくない」などの回答も多く、こうしたあきらめ感から相談機関につながらず、つらさや困り感が解消されなかったり、地域からの孤立につながったりしています。そのため、身近に相談できるだけでなく、相談者に寄り添ってくれるような支援が必要になっています。

また、世帯において課題が複雑化・複合化している場合も少なくないため、こうした世帯の課題解決のため、各相談機関の連携体制の構築や、制度の狭間のない支援が求められています。

（４）市民一人ひとりの生活の質が高まるような各種制度の充実

地域のつながりの希薄化や、核家族・単独世帯の増加等による家庭の力の低下などにより、これまで潜在化していた様々な地域課題や社会課題が顕在化してきています。

こうした課題に対しては、「地域の福祉力」を高めていくとともに、各種福祉サービスを充実させていくことも重要です。

また、近年は高齢者や障がい者など、住居の確保が困難になってきていることに加え、地域懇談会では、移動の困難さが社会参加の阻害要因となっているという意見もありました。

こうしたことを踏まえ、各種福祉サービスの充実にあたっては、既存の制度の充実・深化に加え、住居の確保や移動に困難を抱える方など、多様なニーズに応えていく必要があります。

また、こうしたまちづくりを支える道路や交通、公民館などの公共施設の維持管理、空き家の福祉的活用など、福祉の視点も取り入れた環境整備も必要です。

（５）あらゆる市民の権利擁護や、再チャレンジが可能な社会の構築

市民一人ひとりがいきいきと安心して暮らしていくためには、社会的弱者を含め、全ての市民の権利が守られなければなりません。そのため、権利擁護の支援体制の充実が必要です。

また、犯罪や非行をした人の多くが、事件への反省を踏まえて生活を立て直し、社会の健全な一員として暮らしていくことから、こうした人たちが再犯者とならないような支援が求められています。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

誰もが学び合い、支え合い、感謝し合える 「シアエル関係」を築き、幸せを実感できるまち

《目指す姿》

地域住民や地域の多様な主体が世代や分野を超えてつながり、「支え手」「受け手」という関係を超えて、学び合い、支え合い、感謝し合えるなどの「シアエル関係」を構築することで、市民一人ひとりが、身体的にも、精神的にも、そして社会的にも満たされた「健幸」な状態（Well-being）になっています。

前計画は、「みんなで考え、助け合い、誰もが人生を輝かせることができるまち」を基本理念とし、地域共生社会を推進するための連携体制づくりや地域での助け合い活動、協議の場づくりなどに取り組んできました。

加えて、地域共生社会の理念を市民、事業者、関係機関等と幅広く共有し、実現に向けた取組みを推進していくために、令和3（2021）年に地域共生社会推進条例を制定しました。

その後、令和4（2022）年度からは重層的支援体制整備事業に取り組み、分野ごとの相談支援や地域づくりを一体的に推進する体制を整えてきました。

これからは、後期高齢者の急速な増加による要介護者や認知症の人の増加、単独世帯の増加による家族の支え合い機能の低下、地域のつながりの希薄化など、いわゆるソーシャルキャピタルの低下が見込まれており、今後、地域社会における気かけあいや、あらゆる分野でのつながりづくり、支え合いが重要になってきます。

一方、市民アンケート結果では、住民相互の支え合いや助け合いの必要性は感じているものの、自らが積極的に担い手となっていくことについては負担感があるなど、自分ができる範囲での活動の協力を希望するという意見が多く見られました。

また、地域での活動や、子育て支援などテーマコミュニティの活動を熱心に行う市民がいる一方で、自主的な支え合い、助け合いの必要性を感じる市民が減少しているような結果も見られます。

こうした社会情勢や市民の意識の変化を踏まえ、このたび策定する計画は、「市民がそれぞれの人格及び個性を尊重しあいながら、相互に支え合う」ことで、市民一人ひとり

が安心して暮らせる、幸せを実感できる、という地域共生社会推進条例の理念に基づき、この理念を市民と広く共有していくことが最も重要であると考えています。

そのため、本計画の基本理念を「誰もが学び合い、支え合い、感謝し合える「シアエル関係」を築き、幸せを実感できるまち」と定め、あらゆる分野において、地域共生社会の実現に向けた施策を推進していくこととします。

2 基本目標

基本理念である「誰もが学び合い、支え合い、感謝し合える「シアエル関係」を築き、幸せを実感できるまち」の実現に向けて、これまでに見えてきた課題を踏まえ、次の4つの基本目標を設定します。

基本目標1 学びを通じた地域課題の「自分ゴト化」

《目指す姿》

市民が自分のまちの課題を知り、自分ゴトと受け止め、地域活動や市民活動に興味関心を持っています。

市民一人ひとりが支え手、受け手を越えた「シアエル関係」を築くためには、まず、わたしたち自身が地域で起きている様々な問題を知り、学び、自分ゴトとして受け止めていく必要があります。

そのため、あらゆる機会を捉えてこうした学びを促進するとともに、様々な地域課題を発見・解決・共有する仕組みを構築していきます。

また、市民一人ひとりが地域課題を知り、自分ゴトとして受け止めていくことで、地域のさまざまな課題に興味を持ち、その興味関心から「何かをやってみたい」につながるような取組みを進めていきます。

基本目標2 みんなの「やってみたい」を応援

《目指す姿》

地域課題解決に向けて「何かをやってみたい」と思った市民が、地域の多様な主体や、市、社会福祉協議会等の応援により、活発に活動しています。

「何かをやってみたい」と思っても、実際に活動するのは難しいことです。

また、活動を継続したり、より良くしていくことも難しいことであり、そのためには、多くの人や団体の協力が必要になることもあります。

そのため、市民の「やってみたい」の思いが「やってみた」の行動につながるよう、ま

た、「続けたい」「もっと良くしたい」という思いに応えられるような支援をしていきます。

基本目標３ 「誰一人取り残さない」相談支援の充実

《目指す姿》

困ったときに、相談機関や身近な地域住民など、誰かに気軽に相談できる体制が整っており、問題を一人で抱え込んだり、地域から孤立したりするような市民がいません。

普段の生活で困ったことがあったときに、一人で抱え込まずに気軽に相談でき、解決に向けて寄り添ってくれる人が身近にいれば、これほど心強いことはありません。

そのため、市や社会福祉協議会をはじめとする関係機関が連携し、困っている当事者を起点とした、制度の狭間のない相談支援体制を構築するほか、地域との連携により孤独・孤立をなくしていく取組みを進めていきます。

基本目標４ 地域で「健幸」に暮らせるための基盤づくり

《目指す姿》

市民一人ひとりが、必要なサービスを適切に利用しつつ、心身の健康だけでなく、社会的にも満たされた「健幸」な状態でいきいきと生活しています。

生活上の困りごとを解決するためには、様々な分野のサービスが整っていることに加え、時代の変化などにより、新たに見えてきた社会課題についても対応していく必要があります。

そのため、高齢や障がい、子育て、生活困窮など、各分野におけるサービスを充実していくとともに、移動に困難を抱える方の支援や居住支援など、既存のサービスだけでは解決が難しいような課題についても支援を進めていきます。

3 施策の体系

基本理念、基本目標を踏まえた施策の体系は以下のとおりです。



4 計画全体の成果目標

本計画の基本理念及び基本目標を踏まえた成果目標（アウトカム指標）は以下のとおりです。

なお、本計画においては、計画全体の成果目標を設定するとともに、施策単位での成果指標を示すことにより、計画全体の進捗管理を行うこととします。

計画全体の成果目標

評価項目	単位	目標値		
		令和5年度 （現状値）	令和8年度 （中間値）	令和11年度 （目標値）
幸福感の向上 （Well-being 指標※1）	ポイント	47.6	49.8	52.0
孤独感の低下 （孤独であると感じることが「時々ある」「しばしばある・常にある」と答えた人の割合※2）	%	17.7	16.0	14.5
健康寿命の延伸 （広島県定量的指標データによる※3）	歳	男性 81.43 女性 85.42	男性 81.92 女性 85.81	男性 82.40 女性 86.20

※1…デジタル庁において調査・公開されている地域幸福度（Well-being）指標のうち、「地域とのつながり」「多様性と寛容性」「自己効力感」「健康状態」「教育機会の豊かさ」に関するスコア（主観指標）の合成値。詳細については次ページを参照。

※2…市民アンケートによる

※3…要介護2～5の認定者数等を基礎資料に厚生労働省科学研究班の「健康寿命の算定プログラム」による算定。なお、健康寿命のデータは3年後に公開されるため、令和4（2022）年公表分は令和元（2019）年のデータとなる。

Well-being 指標について

Well-being 指標は、市民の「暮らしやすさ」と「幸福感（Well-being）」を数値化・可視化した指標であり、デジタル庁において、全国 Well-being 調査に基づく主観データ及び客観データを公表しています。

本計画では、地域共生社会の推進に向けたさまざまな取組みを推進することで、主観指標のうち、特に「地域とのつながり」「多様性と寛容性」「自己効力感」「健康状態」「教育機会の豊かさ」が向上していくと考え、成果目標として設定しています。

主観指標・客観指標の違いと主観指標の計測方法について

主観指標

【アンケートによる主観データ】

- ・各自自治体が集めたアンケートデータをもとにしている
- ・「幸福感（Well-being）」を算出したもの
- ・時系列での比較に強い

客観指標

【オープンデータによる客観データ】

- ・各種オープンデータ等をもとにしている
- ・「暮らしやすさ」を測定したもの
- ・分野間などの比較に用いる

主観指標【アンケートによる主観データ】

幸福度・生活満足度を計る 4 つの設問

- 1 現在、あなたはどの程度幸せですか？
- 2 現在、あなたの町内（集落）の人々は、
大体において、どれくらい幸せだと思いますか？
- 3 現在、あなたの住んでいる地域の暮らしに
どの程度満足していますか？
- 4 自分だけでなく、身近な周りの人も楽しい
気持ちでいると思う

+

3 つの因子群

※因子群は合計24のカテゴリーに細分化されます。

生活環境

医療・福祉 賃物・飲食 住宅環境 移動・交通 遊び・娯楽
子育て 初等・中等教育 地域行政 デジタル生活 公共空間
都市景観 自然景観 自然の恵み 環境共生 自然災害
事故・犯罪

地域の人間関係

地域とのつながり
多様性と寛容性

自分らしい生き方

自己効力感 健康状態
文化・芸術
教育機会の豊かさ
雇用・所得 事業創造

資料：デジタル庁ホームページ

第4章 施策の展開

1 基本目標・施策・主な取組み

基本目標1 学びを通じた地域課題の「自分ゴト化」

《目指す姿》

- 市民が自分のまちの課題を知り、自分ゴトと受け止め、地域活動や市民活動に興味関心を持っています。

《現状と課題》

- アンケート調査では、「ほとんど（近所）付き合いがない」との回答が、主に40代までの若い世代や中心市街地に住む人において高くなっています。
- 一方で、地域の福祉課題への関心は高く、また、生活課題等について学ぶ機会への意思については、「学びたい」との回答が半分以上見られています。

《施策展開の方向性》

- 市民一人ひとりが支え手、受け手を越えた「シアエル関係」を築くためには、まず、わたしたち自身が地域で起きている様々な問題を知り、学び、自分ゴトとして受け止めていく必要があります。
- そのため、あらゆる機会を捉えてこうした学びを促進するとともに、様々な地域課題を発見・解決・共有する仕組みを構築していきます。
- また、市民一人ひとりが地域課題を知り、自分ゴトとして受け止めていくことで、地域のさまざまな課題に興味を持ち、その興味関心から「何かをやってみたい」という思いにつながるような取組みを進めていきます。

上記を踏まえ、生涯学習などを通じて、地域の課題を自分ゴトとして捉えられるような仕組みを構築します。

施策1－①「学び」や「気づき」が増える取組み【重点項目】

施策1－②「地域課題」を発見・解決・共有する仕組みづくり

施策1－③「やってみたい」につながるきっかけづくり

施策1－①「学び」や「気づき」が増える取組み【重点項目】

私たちの身の回りには、大小さまざまな地域課題があります。過疎化による地域の担い手不足のように、社会構造と密接に関連しているような地域課題もあれば、不登校やひきこもりのように、かつては主に家庭の問題とされていたものが、近年、社会全体の問題と認識されはじめているようなものもあります。

こうした地域課題を、自分には関係ない「他人事」としていては、助け合う気持ちも生まれにくく、豊かな地域社会は形成されません。

地域課題を「自分ごと」として受け止めていくためには、まず、こうした地域課題があることを「学び」、私たちの身の回りで起きていることに「気づく」ことが何よりも大切です。

また、互いの立場や生活を理解し、あいさつやちょっとした声掛けを通じ、気軽に「助けて」が言い合えるような地域にしていくことで、みんながより生きやすい地域社会が形成されていきます。

そのため、様々な機会を通じてこうした学びや気づきにつなげていくとともに、より気軽に「助けて」が言い合えるような社会の形成に取り組んでいきます。

主な取組みの内容

取組項目	取組内容	主な担当課
あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進	人権教育・人権啓発指導者研修会、人権フェスティバル等を実施し、人権問題に対する正しい理解と認識を深め、人権尊重意識の高揚を図ります。	人権男女共同参画課
主体的な学びの促進	青少年期から生涯学習に取り組む意識を醸成するとともに、自ら気づき学ぶ意欲が喚起されるよう、「主体的な学びの促進」に取り組んでいきます。	生涯学習課
豊かな心を育む福祉教育の推進	総合的な学習の時間等を活用し、福祉について学ぶことで、支え合いの大切さを知り、地域共生社会を形成していくような豊かな心を育みます。	指導課
気軽に「助けて」が言い合える相互理解の促進（「受援力」の向上）	市民一人ひとりが「支え手」「受け手」を超えた「シアエル関係」を構築していくためには、それぞれの立場や生活を理解したうえで、気軽に「助けて」と言い合えるような地域社会にしていく必要があります。 そのため、現役世代や次世代を担う若い世代も含め、市民の受援力向上につな	地域共生推進課

	るようなセミナーや出前講座等を実施します。	
--	-----------------------	--

成果指標

評価項目	単位	目標値		
		令和5年度 (現状値)	令和8年度 (中間値)	令和11年度 (目標値)
青少年期の生涯学習パスポートのうち、まなぶちゃんノートの奨励者達成率	%	28.1	34	40
受援力向上のための研修等	回/年	4	4	4

施策1－②「地域課題」を発見・解決・共有する仕組みづくり

地域課題を自分ごととしていくためには、私たちの住む地域の中にある課題の共有を図るだけでなく、他の地域の取組みを学び、自らの地域にも生かしていくことが大切です。

また、本市には4つの大学が立地していることから、大学の知見を活用して地域課題の発見や解決を目指したり、生成AIをはじめとするDXを活用し、地域課題を発見・抽出したりするような取組みも有効です。特に、大学やDXを上手に活用することで、私たちが見過ごしがちな課題、いわゆる「潜在化している課題」を浮き彫りにしていく効果も期待できます。

こうした取組みを連携させつつ行うことにより、市や社会福祉協議会、関係機関だけでなく、広く市民と地域課題を発見・解決・共有していく仕組みを作っていきます。

主な取組みの内容

取組項目	取組内容	主な担当課
地域のコア人材による地域課題を発見・解決・共有する仕組みの構築	市全域、日常生活圏域、小学校圏域それぞれにおいて、住民自治協議会、地区社協、民生委員、市民活動団体等の多様な主体による地域課題を発見・解決・共有する場を創出するとともに、地域課題を集約し、課題解決のための施策につなげていきます。	地域共生推進課
大学連携による地域課題の発見・解決	市内の大学の知的・人的資源を活用し、市と大学が共に研究に取り組む「COMMONプロジェクト」を推進し、地域課題解決を目指します。 また、大学生が地域を学び、地域活動に	政策推進監 医療保健課

取組項目	取組内容	主な担当課
	参画することを促進し、学生の地域への愛着心を育てるとともに、地域の活性化につなげます。	
DX を活用した地域課題の抽出及び地域課題を施策につなげる仕組みづくり	生成AIを活用した各種計画やデータのアーカイブ化など、DXを活用して地域課題の抽出や共有につなげていけるよう、試験的に取り組んでいきます。	DX 推進監 地域共生推進課
	社会福祉協議会と連携して地域共生社会推進本部を運営することにより、地域課題解決のための施策化を図ります。	地域共生推進課

成果指標

評価項目	単位	目標値		
		令和5年度 (現状値)	令和8年度 (中間値)	令和11年度 (目標値)
日常生活圏域における地域関係者ネットワーク協議会の開催	件/年	10	10	10
COMMON プロジェクトの認定件数（累計）	件	34	45	60

施策1－③「やってみたい」につながるきっかけづくり

「学びや気づきが増える取組み」や、「地域課題を発見・解決・共有する仕組みづくり」を通じ、地域課題をより身近に感じていくと、次第に「自分にも何かできることはないか」という気持ちが芽生えてきます。

こうしたとき、身近な地域で実際に活躍されている方や、取組みを始めるまでの経緯、やり方などを見たり聞いたりすることで、「自分にもできそう」「やってみたい」の気持ちがより強くなっていくことがあります。

そのため、様々な機会を通じて、こうした「やってみたい」につながるきっかけづくりとなる学びの場を創出していくとともに、広報紙、SNS 等を通じて情報発信に取り組んでいきます。

主な取組みの内容

取組項目	取組内容	主な担当課
地域課題解決につながる学習機会の充実	学習機会の提供については、これまで「主催講座の増加」により、様々な分野の学習機会を増やすことを主としてきましたが、今後は、これまで以上に地域課題の解決につながる学習機会の充実を図るとともに、主体的な学びを促進します。	生涯学習課
	労働者協同組合や協同労働など、持続可能な地域福祉活動を推進するための新たな取組みについて、市民活動団体等が学びを深めることができるような機会を創出します。	地域共生推進課 地域づくり推進課
地域で輝く人材の周知・情報発信	地域で活躍している個人や市民活動団体を、広報紙や各種ウェブサイト、民間の広報媒体で広く周知することにより、取組みのきっかけやコツなどを共有し、市民の「やってみたい」につなげます。 また、SNS 等を活用し、地域の活動情報をタイムリーに発信するとともに、地域共生の理念や実際の活動内容等について、市民に親しみやすい情報発信（マンガなど）を進めることで、様々な活動に興味関心を持てるようなきっかけづくりにつなげます。	地域共生推進課

成果指標

評価項目	単位	目標値		
		令和5年度 （現状値）	令和8年度 （中間値）	令和11年度 （目標値）
地域課題の解決に向けた講座の占める割合	%	11	16	20
民間の広報媒体を活用した情報発信（延べ回数）	回／年	5	5	5

基本目標２ みんなの「やってみたい」を応援

《目指す姿》

- 地域課題解決に向けて「何かをやってみたい」と思った市民が、地域の多様な主体や、市、社会福祉協議会等の応援により、活発に活動しています。

《現状と課題》

- アンケート調査では、自治会活動などの地域活動を行っているとの回答が半数以上ある一方で、時間が無い、参加するきっかけがないなどで地域活動に参加したことが無いという回答もありました。
- 市民と行政の関係について、住民も行政も協力しあい、福祉の充実に取り組むべきとの回答が多く、また、地域活動の担い手としての活動希望は、可能な範囲で活動してみたいという回答が多くみられたことから、地域課題解決に取り組む意思のある人を支援する体制が必要となっています。

《施策展開の方向性》

- 「何かをやってみたい」と思っても、実際に活動するのは簡単ではありません。また、活動を継続したり、より良くしていくためには、多くの人や団体の協力が必要になることもあります。
- そのため、市民の「やってみたい」という思いが「やってみた」という行動につながるよう、また「続けたい」「もっと良くしたい」という思いに応えられるような支援をしていきます。

上記を踏まえて、地域課題について興味・関心のある人がアクションを起こしやすい環境や、地域の関係者とともに地域課題解決に貢献する仕組みを構築します。

施策２－①「やってみたい」から「やってみた」につながる支援

施策２－②「続けたい」「もっとよくしたい」に応える支援

施策２－③インフォーマルな助け合いの促進と居場所づくり【重点項目】

施策２－①「やってみたい」から「やってみた」につながる支援

私たちは、新聞やテレビ、インターネット、市や関係機関等が行う講演会等を通じ、日々、様々な情報に接しています。

かなしい事件に触れて心を痛めたり、こどもや障がい者のために力強く活動されている方から勇気をもらったりしながら、「私も何かやってみたい、困っている人の力になりたい」と思うこともあります。日々の多忙の中で、その思いが行動につながらないこともままあります。

一人ではなかなかできないことも、志を同じくする人が集まったり、誰かのサポートを受けたりすることで、実際の実践につながることもあります。

本市は、社会福祉協議会をはじめ様々な機関と連携しながら、市民一人ひとりの「やってみたい」に寄り添い、その思いが「やってみた」につながるよう、様々な応援をしています。

主な取組みの内容

取組項目	取組内容	主な担当課
地域課題解決につながる市民活動の立上げ支援	地域課題解決に取り組みたい市民や団体を応援するため、市民活動団体やNPO法人等の設立支援を行うとともに、こうした団体が、CSRに取り組む企業や財団等、各種支援先につながっていきけるような伴走支援体制を整備します。	地域づくり推進課
	個別支援とコミュニティ支援を一体的に実施する専門職であるCSWを各日常生活圏域に配置することにより、市民や各種団体の「やってみたい」をいち早くキャッチし、関係機関との連携により「やってみた」につながるよう支援します。	地域共生推進課
	市民や各種団体の「やってみたい」について、市や社会福祉協議会、関係機関が出席する「地域共生ワーキング会議」において共有を図るとともに、こうした機関の連携により「やってみた」につなげる支援をしていきます。	地域共生推進課 地域づくり推進課 生涯学習課
地元企業や学生、児童生徒との協働促進	民間企業と連携し、企業活動の中での見守り活動等を推進するほか、既存の就労支援では対応が困難な方の、自己肯定感の向上につながる社会参加支援（参加支援事業）の受け皿としての協力を促進し	地域共生推進課

取組項目	取組内容	主な担当課
	ます。	
	学生と地域や市民活動団体等との連携促進を図るため、コーディネーターによる相談対応やシンポジウムの開催などを通じ、学生の地域活動と地域のマッチングなどを行います。	政策推進監 地域づくり 推進課
	各学校が地域との協働により、地域の一員として自分にできることを考える学習を実施することで、次代のまちづくりを担う人材養成を推進します。	指導課 (小中学校) 各所属 (高等学校等)
ワーク・ライフ・バランスの推進	ワーク・ライフ・バランスに関する講座を実施するほか、産業カウンセラー、キャリアコンサルタントの資格を持つ相談員を配置し、仕事上の悩みや起業等についての相談を受け付け、適切なアドバイス、必要な情報提供を行います。	人権男女共同 参画課
	市職員において、時差出勤や勤務時間の伸縮を可能とするフレックスタイム制等の柔軟な勤務形態の導入・運用を行い、職員の多様な働き方を促進するとともに、地域貢献活動ができるように体制を整えます。	職員課

成果指標

評価項目	単位	目標値		
		令和5年度 (現状値)	令和8年度 (中間値)	令和11年度 (目標値)
市民協働センター 登録団体数	団体	334	400	470 (R12)
参加支援事業（既存の就労 が困難な方の社会参加の 場）の協力法人数	者	5	11	17
地域との協働活動に取り組 んでいる学校数	校	全ての小中学校 (もみじ小中学校 を除く)	全ての小中学校 (もみじ小中学校 を除く)	全ての小中学校 (もみじ小中学校 を除く)

施策２－②「続けたい」「もっとよくしたい」に応える支援

様々な活動を「やってみた」人や団体が、それを継続したり、より良くしていったりすることは、とても大変なことです。

本市はこれまで、平成 22（2010）年に策定した市民協働のまちづくり指針及び行動計画に基づき、市民と行政の協働によるまちづくりを進めてきました。この間、住民自治協議会をはじめ、市民活動団体や各種団体の皆さまのご尽力により、地域では様々な分野の取組みが進められているところです。

今後も、こうした活動の継続や改善に向けた取組みを支援し、様々な市民活動が行われる豊かな地域社会を形成していきます。

主な取組みの内容

取組項目	取組内容	主な担当課
住民自治協議会をはじめとする地域コミュニティの活動支援	住民自治協議会の特色あるまちづくりや地域課題解決の取組みを促進するため、「地域づくり推進交付金」を交付します。	地域づくり推進課
	地域活動のデジタル化を促進し、住民自治協議会の情報発信の強化や事務負担の軽減に取り組み、住民自治協議会への加入率向上を図ります。	地域づくり推進課
	「元気輝きポイント制度」により、高齢者の社会参加につながる活動の創出を図ります。また、高齢者の地域活動の効果を広く周知し、活動の立上げや参加に対する意欲の向上を図ります。	地域包括ケア推進課
テーマコミュニティの活動支援	市民活動団体の地域課題の解決や、特性を活かしたまちづくりを目的とした主体的な活動を応援するため、「市民協働のまちづくり活動応援補助金」を交付します。	地域づくり推進課
	身近な地域で子育ての支援を受けたい人で行いたい人が会員登録し、こどもの送迎（保育所（園）、幼稚園、小学校等）、こどもの預かり等、子育てについての助け合いを行う仕組みを運営します。	こども家庭課
	地域（こども）食堂の、立上げ支援や運営者同士のつながりづくりなどを進めます。	地域共生推進課
	東広島イノベーションラボ ミライノ ⁺ における創業・起業に向けた取組みや社	産業振興課

	会課題のビジネス解決事業等を通じて、様々なコミュニティの形成を目指します。	
	学びを通して身に付けた知識や能力を、地域や人に活かす「学びから実践への好循環」を目指し、自主サークル団体の養成に取り組みます。	生涯学習課
	「コミュニティ健康運動パートナー」の育成等により、スポーツを通じた健康づくりや地域交流を促進します。	スポーツ振興課
	コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進を図るため、地域のネットワークづくりや活動促進に取り組みます。	指導課 青少年育成課
地域人材のマッチング促進	様々な団体が集まる場づくりや講座の開催を通して、多様な主体が交流・連携を図ることができる機会を創出します。	地域づくり推進課
	生涯学習分野における様々なボランティア活動への理解とネットワークの強化を図り、ボランティア活動の推進とともに、市民参画によるまちづくりへの発展等を目的に、ボランティア交流会を実施します。	生涯学習課

成果指標

評価項目	単位	目標値		
		令和5年度 (現状値)	令和8年度 (中間値)	令和11年度 (目標値)
まちづくり計画を改定した住民自治協議会数	団体	22	33	48 (R12)
住民自治協議会への加入率	%	64.6	67.2	70.0 (R12)
東広島イノベーションラボミライノ+における取組みを通じて形成されたコミュニティの数	団体/年	5	5	5
市民協働センターの年間利用者数	人	10,760	12,500	14,000 (R12)

施策２－③インフォーマルな助け合いの促進と居場所づくり【重点項目】

私たちの住む地域には、高齢者やこども、障がい者、生活が苦しい人、地域から孤立している人、外国人など様々な人がいます。

みんなが地域で共に生きていくためには、日頃から互いが気かけあい、支え合うとともに、多くの人が気軽に利用できる多様な居場所を作っていくことが重要です。また、こうした取組みによる人と人とのつながりは、平時だけでなく、災害時においても有効とされています。

みんなの「やってみたい」が、インフォーマルな助け合いの促進と居場所づくりにもつながるよう支援していきます。

主な取組みの内容

取組項目	取組内容	主な担当課
地域の見守り、支え合い、居場所づくりの促進	CSW、地区担当保健師、地域包括支援センターをはじめとする関係機関との連携により、地域の見守り、支え合い、居場所づくりを促進します。 また、こうした地域活動の共有や水平展開を図るための講演会を開催します。	地域共生推進課
	地域子育て支援センターなどを活用し、子育てサークル・子育てサロンを支援するとともに、子育てに関する様々な情報を収集・提供します。	こども家庭課
	介護予防（フレイル予防）の地域拠点である通いの場や高齢者サロンの立上げ、継続運営の支援を行うほか、地域介護予防等活動応援補助金により、身近なコミュニティの中での支え合い活動の創出と継続を支援します。	地域包括ケア推進課
	認知症の当事者やその家族の外出・社会参加につながる活動を促進するため、認知症支援活動補助金により、認知症カフェや家族会の活動を支援します。	地域包括ケア推進課
	地域全体で児童生徒の見守りを進めるため、地域住民の見守り活動の促進を図るとともに、学校安全ボランティアの養成や、こども１１０番の協力依頼等を推進します。	指導課

取組項目	取組内容	主な担当課
様々な分野におけるサポーターの確保・養成	高齢や子育て、健康づくりなど、各分野で活躍されているサポーターの中には、複数の分野を兼務している方もおられます。 こうした方々に対し、研修の合同開催による負担軽減を図るほか、交流の促進などを通じて他分野への興味関心をもっていただき、様々な分野に対応可能なサポーターのユーティリティ化を図っていきます。	地域共生推進課
多文化共生のまちづくりの推進	言語や文化の壁を超え、市民一人ひとりが安心して暮らし、相互に理解し合えるまちづくりを進めるため、多様な交流機会を創出します。 また、多言語で相談できるコミュニケーションコーナーの運営や、「やさしい日本語」の普及、コミュニケーションシートやピクトグラムの活用等、様々な手段により意思疎通ができるよう取り組みます。	市民生活課
災害時における助け合いの促進	災害時における被害の防止または軽減を図るため、地域住民または施設の関係者等による自主的な防災組織（自主防災組織）の組織化を支援するとともに、地域防災のリーダーを養成し、地域の特性に応じた防災講演や防災訓練等を実施します。	危機管理課
	災害時に自力で避難することが困難な住民の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難行動要支援者に対する避難支援プランの策定を促進するとともに、避難訓練の実施や必要に応じた個別避難計画の見直しなど、実効性のあるものとなるよう取り組みます。	地域共生推進課 障がい福祉課 地域包括ケア推進課 介護保険課 危機管理課
	災害時、一般の避難所では避難生活が困難な住民に配慮した福祉避難所を確保するとともに、受入体制の充実を図ります。	地域共生推進課 危機管理課

成果指標

評価項目	単位	目標値		
		令和５年度 （現状値）	令和８年度 （中間値）	令和１１年度 （目標値）
見守り会議の設置数	箇所	20	80	140
ファミリー・サポート・センター活動件数	件	3,874	4,110	4,491
市が関係する国際交流活動参加者の満足度の割合	%	—	77	80
避難行動要支援者避難支援プラン（個別計画）策定率	%	55.1	75	90

基本目標３ 「誰一人取り残さない」相談支援の充実

《目指す姿》

- 困ったときに、相談機関や身近な地域住民など、誰かに気軽に相談できる体制が整っており、問題を一人で抱え込んだり、地域から孤立したりするような市民がいません。

《現状と課題》

- アンケート調査では、困ったときの相談先として家族、友人が多く、市の関係機関の窓口の割合は相対的に低くなっています。
- 一方、地域で困ったときに、すぐに相談できる先があると良いという意見が多くの圏域で見られ、相談窓口が分からない、相談できる人がおらず事態が深刻化しているといった声も聞かれます。
- そのため、家族などの相談先以外に、身近な相談窓口を設置するなど、気軽に相談できる仕組みが必要となっています。

《施策展開の方向性》

- 普段の生活で困ったことがあったときに、一人で抱え込まずに気軽に相談でき、解決に向けて寄り添ってくれる人が身近にいれば、これほど心強いことはありません。
- そのため、市や社会福祉協議会をはじめとする関係機関が連携し、困っている当事者を起点とした、制度の狭間のない相談支援体制を構築するほか、地域との連携により孤独・孤立の予防や解消のための取組みを進めます。

上記を踏まえて、困ったときに気軽に相談できるような相談支援体制を強化し、誰一人取り残さないような仕組みを構築します。

施策３－①「制度の狭間」のない相談支援体制の構築【重点項目】

施策３－②「当事者」を起点とする多職種連携による支援【重点項目】

施策３－③「小さな声」を聞き逃さない支援

施策３－④「地域で支える」人材の発掘と育成

施策3－①「制度の狭間」のない相談支援体制の構築【重点項目】

困りごとを抱えている世帯の中には、様々な課題が複雑化・複合化することにより、どこに相談すればいいのかわからない方がおられます。また、相談先は分かっている、時間や場所の都合で、なかなか相談窓口にとどり着かないこともあります。

そのため、各分野の相談支援機能及び総合相談機能を充実させることで、生活上のあらゆる相談に伴走支援できるような体制を構築します。

主な取組みの内容

取組項目	取組内容	主な担当課
福祉の総合調整、総合相談窓口（HOT けんステーション）における相談支援	福祉の総合調整機関である「HOT けんステーション」において、制度の狭間にある方や、複雑化・複合化した生活課題を有する世帯への総合的、包括的な支援調整を実施します。	地域共生推進課
各分野（高齢、障がい、こども子育て、生活困窮等）の相談支援機能の充実	様々な困りごとを抱えた方が支援機関につながりやすくなるよう、各分野（高齢、障がい、こども子育て、生活困窮等）の相談支援について、より身近な地域における相談窓口の充実や、アウトリーチ支援を推進します。	各窓口担当課
身近な地域における相談支援の充実（地域共生センター構想の推進）	制度の狭間にある方や複雑化・複合化した生活課題を有する世帯の増加に加え、専門職をはじめとする地域人材のより一層の不足に対応していくため、日常生活圏域において、分野を超えて地域をまるごと支援していくような体制の整備が求められています。 こうした取組みを「地域共生センター構想」とし、今後、本構想の将来的な実現に向けた検討を進めていきます。	地域共生推進課

成果指標

評価項目	単位	目標値		
		令和5年度 （現状値）	令和8年度 （中間値）	令和11年度 （目標値）
日常生活の困りごとを相談できる相手が家族以外にいると答えた人の割合	%	85.9	88.0	90.0

「地域共生センター構想」について

本市はこれまで、高齢者支援や子育て支援を中心に、身近な地域において相談支援が受けられる体制を構築するため、地域包括支援センターや地域すくすくサポートなどの充実を図ってきました。

加えて、令和2（2020）年度に、制度の支援を受けられない方や、多種多様な生活課題により困っている世帯を支援するため、福祉の総合相談・総合調整機能を担う「東広島市 HOT けんステーション」を設置するとともに、日常生活圏域ごとに個別支援と地域支援を一体的に行う CSW を配置するなどにより、地域の見守りや支え合い、居場所づくりの活動に取り組んできました。

また、令和4（2022）年度からは、多職種連携による連携体制づくりのために、日常生活圏域ごとに保健福祉の相談支援にかかわる者を中心としてコアネットワーク会議を開催してきました。

しかしながら、生産年齢人口のさらなる減少が見込まれる中で、既に、保健師や社会福祉士等をはじめとする専門人材の確保が困難になりつつあり、今後、こうした傾向はより一層加速していくことが想定されます。

そのため、分野ごとの人材を養成していくことに加えて、今後は、10か所の日常生活圏域において、保健師や社会福祉士等の専門職※同士がお互いの業務をカバーし合い、分野や官民を超え、地域に暮らすこども、障がい者、高齢者など全ての方を支援していくような体制の整備が必要になってきます。

本市では、こうした取組みを「地域共生センター構想」と称し、今後本構想の将来的な実現に向け、検討を進めていきます。

※専門職…保健師、社会福祉士、介護支援専門員、精神保健福祉士、公認心理師、保育士、こども家庭ソーシャルワーカーなどを想定している。

施策３－②「当事者」を起点とする多職種連携による支援【重点項目】

複雑化・複合化した困りごとを抱えている世帯の中には、各種法令や支援制度が縦割りであることなどから、支援者同士の連携がない、または不十分なまま支援がなされることがあります。

世帯支援に関わる関係機関が日常的に連携していくことにより、制度起点ではなく、市民起点、当事者起点による伴走支援体制を構築していきます。

主な取組みの内容

取組項目	取組内容	主な担当課
各日常生活圏域における専門職の連携体制の充実	日常生活圏域ごとに設置している、多職種によるネットワーク体制（コアネットワーク会議）のさらなる充実により、困りごとを抱えている当事者に対し、チームアプローチによる伴走支援をしていきます。	地域共生推進課 各窓口担当課
各分野における福祉、医療、保健の連携体制構築	各分野における基幹機能を充実させることで、各支援機関に対する支援（支援者支援）を充実させるとともに、高度人材の養成につなげていきます。	各窓口担当課

成果指標

評価項目	単位	目標値		
		令和５年度 （現状値）	令和８年度 （中間値）	令和１１年度 （目標値）
コアネットワーク会議に参加する機関の数（１０か所の日常生活圏域の平均）	機関	１０	１２	１４

施策３－③「小さな声」を聞き逃さない支援

困りごとを抱えている方の中には、地域からの孤立や孤独、セルフネグレクト、虐待を受けているこどもや高齢者、障がい者など、周囲に分かるように「助けて」が言えない方、言い出しづらい方がおられます。

一方で、私たちが地域住民として生活していく中で、ちょっとした変化やサインなどから、こうした状況に気づくことがあります。

本市では、こうした市民の気づきを丁寧に受け止めるとともに、関係機関や地域住民

との連携を図ることで、「小さな声」を聞き逃さず、必要な支援につなげていきます。

主な取組みの内容

取組項目	取組内容	主な担当課
孤独・孤立対策の推進	地域からの孤立や、望まない孤独にある方に対し、地域とのつながりの場を提供し、エンパワメントを目指す社会的処方 の取組みを推進します。 また、こうした取組みを進めていくため、支援拒否やセルフネグレクト、ごみ屋敷や動物の多頭飼いなどの課題についても、地域との連携による伴走支援により解決を目指していきます。	地域共生推進課 各窓口担当課
ひきこもり状態にある方への支援	ひきこもり状態にある方とその家族に対し、アウトリーチを含めた相談支援、家族支援、居場所づくり支援、就労等の社会参加支援を包括的に推進します。	地域共生推進課
虐待防止、虐待への対応と保護者・養護者支援	児童虐待、高齢者虐待、障がい者虐待の対応を行っている部署が連携し、虐待事例に対応できる体制を整備します。 また、「要保護児童対策地域協議会」や「東広島市高齢者及び障害者に係る虐待防止ネットワーク委員会及び東広島市障害者差別解消支援地域協議会」、「権利擁護関係者会議」の開催により、虐待防止に向けた体制の強化を図ります。	こども家庭課 地域包括ケア推進課 障がい福祉課

成果指標

評価項目	単位	目標値		
		令和5年度 (現状値)	令和8年度 (中間値)	令和11年度 (目標値)
ひきこもりの家族支援教室参加者数	人 (延べ)	0	18	36
地域包括支援センターにおける総合相談延件数	件	38,512	41,855	次期地域包括ケア計画(R9~11)において設定
要保護児童対策地域協議会マネジメントケースの最終移行率	%	69.4	71.0	72.5

施策３－④「地域で支える」人材の発掘と育成

私たちの住む地域には、民生委員児童委員や地区社協など、地域の見守りや地域福祉を推進している方々がおられます。また、様々な悩みを抱えている人の中には、当事者同士の支え合いにより、より前向きな生活が可能になる場合もあります。

こうした「地域で支える」人材を支援していくことで、様々な分野に携わる方が活動しやすくなり、ひいては新たな人材の発掘や養成につながるよう取り組みます。

主な取組みの内容

取組項目	取組内容	主な担当課
民生委員児童委員等の支援	地域の見守りや市民からの相談対応など、地域福祉の中心的な担い手である民生委員児童委員の活動を支援するほか、様々な広報媒体を活用した活動の周知により、民生委員児童委員や地区社協としての活動が推進しやすくなる地域づくりに努めます。	地域共生推進課
ピアサポートの促進	障がいやひきこもり、不登校、LGBTQ+など、共通の悩みを持つ方々が互いに支え合うピアサポート活動の促進を図ります。	各担当課
【再掲】地域の見守り、支え合い、居場所づくりの促進	CSW、地区担当保健師、地域包括支援センターをはじめとする関係機関との連携により、地域の見守り、支え合い、居場所づくりを促進します。 また、こうした地域活動の共有や水平展開を図るための講演会を開催します。	地域共生推進課
	地域子育て支援センターなどを活用し、子育てサークル・子育てサロンを支援するとともに、子育てに関する様々な情報を収集・提供します。	こども家庭課
	介護予防（フレイル予防）の地域拠点である通いの場や高齢者サロンの立上げ、継続運営の支援を行うほか、身近なコミュニティの中での支え合い活動の創出と継続を支援します。	地域包括ケア推進課
	認知症の当事者やその家族の外出・社会参加につながる活動を促進するため、認知症カフェや家族会の活動を支援します。	地域包括ケア推進課

取組項目	取組内容	主な担当課
	地域全体で児童生徒の見守りを進めるため、地域住民の見守り活動の促進を図るとともに、学校安全ボランティアの養成やこども110番の協力依頼等を推進します。	指導課
【再掲】様々な分野におけるサポーターの確保・養成	高齢や子育て、健康づくりなど、各分野で活躍されているサポーターの中には、複数の分野を兼務している方もおられます。 こうした方々に対し、研修の合同開催による負担軽減を図るほか、交流の促進などを通じて他分野への興味関心をもってもらい、様々な分野に対応可能なサポーターのユーティリティ化を図っていきます。	地域共生推進課

成果指標

評価項目	単位	目標値		
		令和5年度 (現状値)	令和8年度 (中間値)	令和11年度 (目標値)
見守り会議※の設置数	箇所	20	80	140
ファミリー・サポート・センター活動件数	件	3,874	4,110	4,491
民生委員児童委員の充足率	%	97.5	全国平均以上	全国平均以上

※見守り会議：自治会域などの身近な地域において、民生委員や見守りサポーター等を中心に、地域で困りごとを抱えている人を緩やかに見守っていく会議体

基本目標 4 地域で「健幸」に暮らせるための基盤づくり

《目指す姿》

- 市民一人ひとりが、必要なサービスを適切に利用しつつ、心身の健康だけでなく、社会的にも満たされた「健幸」な状態でいきいきと生活しています。

《現状と課題》

- 地域の高齢者支援や子育て支援などが市の施策として求められています。
- 時代の変化に伴い、地域課題も変化しており、複雑化・複合化した課題を抱える世帯が増えています。

《施策展開の方向性》

- 生活上の困りごとを解決するためには、様々な分野のサービスが整っていることに加え、時代の変化などにより、新たに見えてきた社会課題についても対応していく必要があります。
- そのため、高齢や障がい、こども子育てや生活困窮など、各分野におけるサービスを充実していくとともに、移動に困難を抱える方の支援や居住支援など、既存のサービスだけでは解決が困難な課題についても支援を進めていきます。

上記を踏まえて、市民一人ひとりが地域課題に対応しつつ、必要なサービスを受けることで、健幸に暮らせるような基盤づくりを行います。

施策４－①「分野ごとの制度・サービス」の充実・深化【重点項目】

施策４－②「生活のしづらさ」を改善する取組みの推進

施策４－③「みんなにやさしいまち」の整備

施策４－①「分野ごとの制度・サービス」の充実・深化【重点項目】

地域で「健幸」に暮らしていくためには、日頃からの気かけあいや様々な居場所の確保、気軽に相談でき速やかに連携して対応する体制の構築なども大切ですが、一方で、各分野の制度やサービスそのものが充実していくことも必要です。

高齢、障がい、こども子育て、生活困窮などの各制度をより充実・深化していくとともに、これらの共通する基盤となる健康づくりを推進し、より健幸に暮らせるまちを目指していきます。

主な取組みの内容

取組項目	取組内容	主な担当課
高齢者支援（包括、介護）のさらなる充実	高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、様々なニーズに応じた支援サービス（高齢者福祉サービス、配食サービス及び安否確認、養護老人ホームへの措置入所等）を実施します。 また、福祉養成校や市内介護事業所との関係強化を推進するとともに、介護職の魅力向上・理解促進等に努め、介護人材の確保・養成・定着を図ります。	地域包括ケア推進課 介護保険課
障がい者支援のさらなる充実	障がいのある人が安心して生活できるよう、障がい福祉制度等について、障がいの特性に応じた分かりやすい情報発信や情報提供に努めるとともに、ニーズに応じた適切な利用の促進を図ります。 また、大学等との連携や資格取得のための助成金等により、障がい福祉人材の確保・養成・定着を図ります。	障がい福祉課
こども子育て支援のさらなる充実	全てのこどもと親への妊娠・出産期から子育て期までの切れ目のない支援を行う、東広島版ネウボウのさらなる充実を図ります。 また、こどもの育ちを支える教育・保育サービスの充実を図るとともに、保育人材の確保・養成・定着を図ります。	こども家庭課 保育課
生活困窮者支援のさらなる充実	生活困窮者に対して、生活保護制度による支援を行うほか、生活困窮者自立支援制度に基づき、自立相談支援をはじめとする各種相談支援や、住居を失うおそれ	地域共生推進課 生活福祉課

	のある方に対する家賃補助等を行います。 また、生活困窮者等に対する就労支援を行うとともに、基本的な生活習慣や社会的能力の形成などの就労準備支援を行います。 生活困窮世帯等の児童生徒に対しては、個別の学習機会の確保や居場所の提供として、訪問型学習支援及び集合型学習支援を実施します。	
健康づくりの推進	健康に関する正しい知識を普及し、健康への関心を高めるとともに、市民、教育機関、企業・事業所等と連携して地域ぐるみで、心とからだの健康づくりを推進します。	医療保健課

成果指標

評価項目	単位	目標値		
		令和5年度 (現状値)	令和8年度 (中間値)	令和11年度 (目標値)
主観的幸福感の高い高齢者の割合 (ニーズ調査) (在宅介護実態調査)	%	46.7 34.9 (R4)	50.0 41.1 (R7)	次期地域包括ケア計画(R9～11)において設定
障がい者の施設入所者の地域生活への移行率	%	2.2	5.9	次期障がい者計画(R9～11)において設定
初妊婦の妊娠期サービスの利用割合	%	73	—	90
生活保護世帯、生活困窮世帯における希望者の高校進学率	%	100	100	100

施策4-②「生活のしづらさ」を改善する取組みの推進

高齢者を中心に、運転免許証の返納により日々の移動が困難になったり、単身でアパートを借りることが困難であったりするなど、「生活のしづらさ」ともいうべき課題が発生しています。

こうした「生活のしづらさ」の改善を図るため、全国の事例などを参考にしつつ、地域

で「健幸」に暮らしていくための取組みを進めていきます。

主な取組みの内容

取組項目	取組内容	主な担当課
移動に困難を抱える方に対する移動支援	地域特性に応じた移動手段を確保する等、利便性の高い公共交通ネットワークの形成・維持に努めます。 路線バス及び地域交通全体の利用者数は減少傾向にありますが、健康面、環境面、安全面、コスト面等の視点を踏まえ、公共交通を「地域で守り、支える」モビリティ・マネジメントの充実・強化を図ります。	地域政策課
	高齢者については、移送サービスによる通院や買い物などの外出支援、NPO法人等による福祉有償運送事業による福祉移送サービスの充実、インフォーマルな支え合い（互助）活動による移動支援など、介助を必要とする高齢者の外出支援の充実を図ります。 障がい者については、その程度に応じてタクシー券助成やNPO法人等による福祉有償運送の促進等、様々な場面で利用できる移動手段の確保を図るとともに、行動援護事業、同行援護事業、移動支援事業等、外出を支援するサービスの利用を促進します。	地域包括ケア推進課 障がい福祉課
住宅確保要配慮者に対する居住支援	高齢者をはじめとする住宅確保要配慮者がスムーズに住居を確保し、地域で安心して生活ができるよう、市、不動産事業者、居住支援法人等の関係機関による居住支援協議会を設立し、研修や情報共有を図りつつ、必要な施策について検討していきます。	住宅課 地域共生推進課

成果指標

評価項目	単位	目標値		
		令和5年度 (現状値)	令和8年度 (中間値)	令和11年度 (目標値)
公共交通（鉄道・路線バス・ 地域公共交通）の利用者数	人／日	28,811	29,033	29,333
居住支援法人の数	者	9	13	19

施策4－③「みんなにやさしいまち」の整備

地域で「健幸」に暮らしていくためには、様々なサービスの充実だけでなく、施設などが使いやすいことも重要です。

このため、適切に施設の維持管理を図るとともに、ユニバーサルデザインに基づく環境整備を図っていきます。

主な取組みの内容

取組項目	取組内容	主な担当課
福祉施設の維持管理	市民の生活文化の向上や、社会福祉の増進、保健活動の充実のため、総合福祉センター及び地域福祉センターの維持管理を図るほか、自立支援型グループホーム（ひだまりの家グループハウス）を管理運営します。 施設の維持管理にあたっては、公共施設等総合管理計画に基づき、適切な維持、計画的な改修等を進めます。	地域共生推進課 地域包括ケア推進課
ユニバーサルデザインに基づく環境整備	公共施設に使いやすいトイレを整備していくなど、障がいや疾病等の有無にかかわらず、誰もが快適に、また、安全に生活することができるよう、ユニバーサルデザインのまちづくりに継続的に取り組みます。	全所属 障がい福祉課

成果指標

評価項目	単位	目標値		
		令和５年度 （現状値）	令和８年度 （中間値）	令和１１年度 （目標値）
福祉センター利用者の施設 満足度	%	83.7	87.0	90.0

2 日常生活圏域の今後の方向性

【地域別の基本情報及びヒアリング結果等】

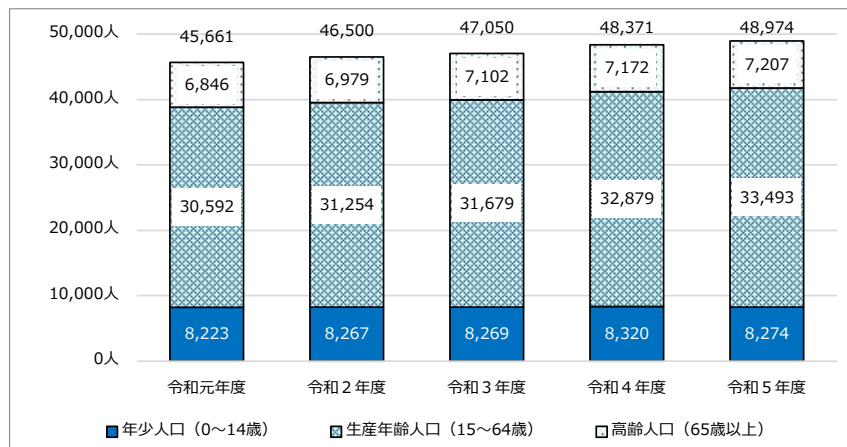
圏域	圏域の特徴
西条北	市の中心部に位置し、都市機能の集積に伴い都市化が進んでいる。高齢化率が低く、人口増加が続いている。

■地域の概要

○人口・世帯に関する基本情報（令和6（2024）年3月末時点）

人口（圏域内総人口）	48,974 人	男女別人口	男性：24,988 人	女性：23,986 人
世帯数	23,766 世帯	単独世帯		11,382 世帯
年少人口（15 歳未満）	8,274 人	年少人口割合		16.9%
生産年齢人口（15～64 歳）	33,493 人	生産年齢人口割合		68.4%
高齢者人口（65 歳以上）	7,207 人	高齢化率 （高齢者人口割合）		14.7%
内、65～74 歳人口	3,243 人	65～74 歳人口割合		6.6%
内、75 歳以上人口	3,964 人	75 歳以上人口割合		8.1%
外国人住民数	3,068 人	外国人住民割合		6.3%
0 歳児人数	480 人			

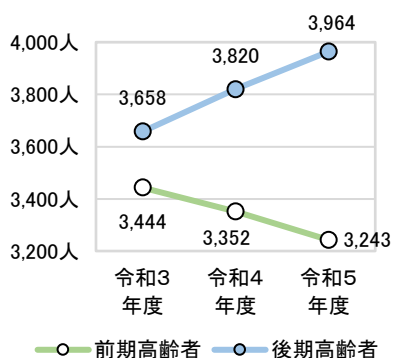
＜圏域内総人口の推移＞



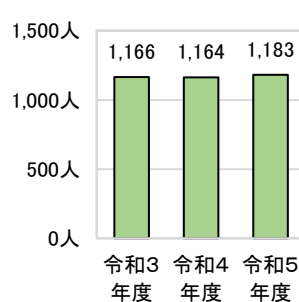
資料：住民基本台帳（各年度3月末）

＜高齢者の状況＞

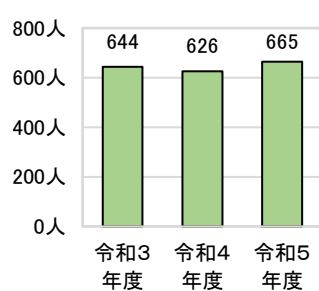
① 高齢者数



② 要介護認定者数



③ 認知症高齢者数（自立度Ⅱ以上）



資料：①住民基本台帳、②③東広島市介護保険台帳 各年度3月末

■西条北地域カルテ（地域活動・地域資源）

<地域資源の状況>

住民自治協議会	5	見守りサポーター	106
地域センター	4	子育てサポーター※1	27
集会所	2	フレイル予防アドバイザー	21
高齢者サロン	11	生涯学習推進員（全市対応）	1
通いの場	26	スポーツ推進委員	7
こども食堂・地域食堂	3	コミュニティ健康運動パートナー	16
住民主体の支え合い活動	2	健康づくり推進委員	0
民生委員児童委員	39	スーパーマーケット	13
主任児童委員	2	コンビニエンスストア	20

<子育て関係資源>

地域すくすくサポート	2	子育て支援センター	9
児童館	1		

<保育施設等>

保育所（保育園）	12	幼稚園	3
認定こども園	5	その他(小規模保育事業・認可外保育施設)	10

<教育関連施設>

小学校	5	高等学校	1
中学校	2	大学	0
図書館	1	芸術文化施設	4
学習支援施設	1	スポーツ施設	0

<高齢者関連施設（抜粋）>

地域包括支援センター	1	居宅介護支援事業所	14
特別養護老人ホーム	1	介護老人保健施設	2
特定施設入居者生活介護	4		

<障がい者関連施設（抜粋）>

障がい者（児）相談支援事業所	4	生活介護	4
共同生活援助（グループホーム）	3		

<医療機関>

病院	7	歯科診療所	30
診療所	40		

<防災関連施設>

避難所※2	15	避難行動要支援者名簿登録者数※1	832
福祉避難所	1		

※1 西条地区全体のデータ

※2 指定する公設避難所に自主避難所を加えた数値（以降、同様）

<住民主体の支え合い活動※1>

名称	実施主体	開始時期	活動範囲	活動内容
鴨ヶ池くらしサポートクラブ	鴨ヶ池団地有志	H26.4	鴨ヶ池団地	庭木の伐採・剪定、草刈り、土のう積み、家屋の修理、粗大ごみの搬出等
平岩つながり隊※2	生活福祉部会	R4.10	平岩	粗大ごみの搬出、簡単な掃除、草取り、電池・電球交換、話し相手など

※1 令和6（2024）年1月31日時点。社会福祉協議会が把握している範囲の活動

※2 西条北圏域と八本松圏域が対象

■住民から見た地域

<地域懇談会での意見など>

- ・地域の高齢化を感じており、地域の担い手もまた高齢者。困っていることを高齢者がサポートすることは難しいと感じている。
- ・地域での活動がたくさんあることを知ることができた。一方で、こうした情報は、働いている人は知らない人が多いのではないかと。
- ・これまで現役で仕事をしていた人に、リタイア後になって急に「地域に出よう」といっても出にくい。いきなり担い手ではなくて、何かもっと緩やかに始められたら良い。
- ・男性は地域交流が苦手な方が多いように感じる。「交流しよう」と持ち掛けても難しいので、興味関心があることを探り、楽しく気軽に地域に出て貰えたら良いのではないかと。
- ・子育てサロンのニーズは高いと思われる。

<地域に関する課題と考えられるアンケート調査結果>

【市民】

- ・町内会・自治会への加入状況が44.3%と低い（全市67.4%）
- ・近所・地域の人との付き合いの程度は、「あいさつをする程度の人がいる」は33.7%だが、「ほとんど付き合いがない」が29.4%と全市（17.1%）に比べ高い
- ・地域の行事や町内活動などへの参加状況では、「自治会活動」が29.8%（全市45.6%）となっているが、「参加したことがない」が49.0%と全市（33.7%）より高い
- ・地域の福祉で今後重要と思う取組みは、「地域の子育て支援」（37.3%）が最も高く、全市（31.6%）に比べ高い
- ・住んでいる地域の問題や課題では、「こどもの遊び場が少ない」（34.9%）が最も高く、次いで「世代間の交流や付き合いが少ない」（27.3%）「住民同士の助け合い活動が少ない」（22.2%）

【小中学生】※西条地区全体のデータ

- ・地域活動への参加状況については、「地域のお祭りなど」は61.6%で、全市（83.8%）に比べると低く、「自治会、こども会、老人クラブ等の活動・行事」も17.2%で、全市（30.7%）に比べ低い
- ・近所で会話する大人の有無について、「あいさつする人がある」（51.5%）が全市（56.4%）に比べやや低く、「そのような人はいない」は9.1%となっている
- ・地域の印象として地域の人同士の助け合いが多いかについて、「そう思う」（36.4%）が全市（51.3%）に比べ低い

- ・地域の印象としてお祭りやこどもが参加できるイベントがあるかについて、「そう思う」（51.5%）が全市（77.1%）に比べて低い

＜第 10 次東広島市高齢者福祉計画・第 9 期東広島市介護保険事業計画策定時に頂いた意見、調査結果＞

- ・「ボランティア」「町内会・自治会」の地域参加が全市に比べて低い
- ・ご近所同士の交流や助け合いなどについては、「自治会などによる地域活動がある」（33.6%）が全市（43.4%）に比べて低い
- ・徒歩圏内に通いの場があり、利用しやすい環境だが、転入者などにその情報が行き渡らない課題がある
- ・移動手段では、車以外に「徒歩」「自転車」「電車」が全市と比べると高い

■西条北圏域の主な地域課題を踏まえた取組みの方向性

《課題》

市中心部で、様々な資源や人材（外国人含む）が集積しているものの、地域活動への参加が低調であり、また、分野を超えた地域資源同士の協働や、多文化・多世代交流等が不十分

《取組みの方向性》

【施策 2-①「やってみたい」から「やってみた」につながる支援】

- ・地元企業や学生、児童生徒との協働促進

【施策 2-②「続けたい」「もっとよくしたい」に應える支援】

- ・住民自治協議会をはじめとする地域コミュニティの活動支援

【施策 2-③インフォーマルな助け合いの促進と居場所づくり】

- ・多文化共生のまちづくりの推進

《課題》

住宅団地やマンション等が増加しており、転入転出者も多いことなどから、自治会加入率の低下が見られるなど、住民同士のつながりが希薄

《取組みの方向性》

【施策 1-①「学び」や「気づき」が増える取組み】

- ・気軽に「助けて」が言い合える相互理解の促進（「受援力」の向上）

【施策 3-③「小さな声」を聞き逃さない支援】

- ・孤独・孤立対策の推進

【施策 3-④「地域で支える」人材の発掘と育成】

- ・地域の見守り、支え合い、居場所づくりの促進

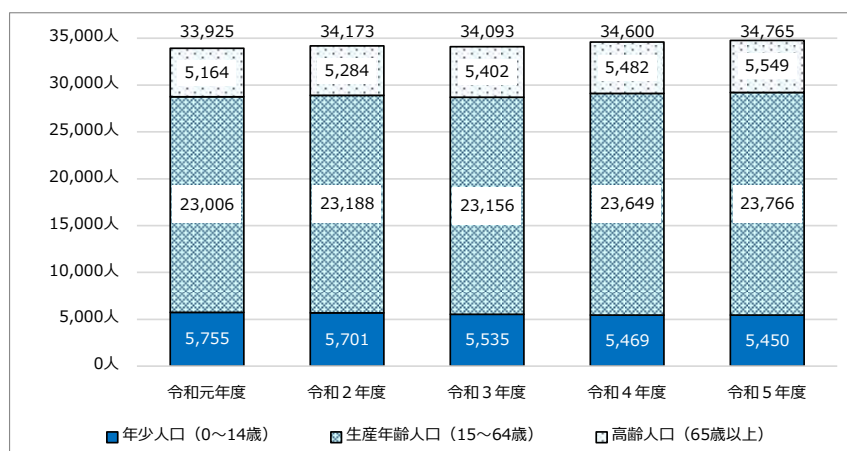
圏域	圏域の特徴
西条南	市の中央部の南に隣接し、サイエンスパークや広島大学等の学術研究施設、大型商業施設等の豊富な社会資源を有しており、地域課題の解決などで協力・連携による取組みが期待される地域となっている。

■地域の概要

〇人口・世帯に関する基本情報（令和6（2024）年3月末時点）

人口（圏域内総人口）	34,765 人	男女別人口	男性：18,047 人	女性：16,718 人
世帯数	17,216 世帯	単独世帯※		8,525 世帯
年少人口（15 歳未満）	5,450 人	年少人口割合		15.7%
生産年齢人口（15～64 歳）	23,766 人	生産年齢人口割合		68.4%
高齢者人口（65 歳以上）	5,549 人	高齢化率 （高齢者人口割合）		16.0%
内、65～74 歳人口	2,559 人	65～74 歳人口割合		7.4%
内、75 歳以上人口	2,990 人	75 歳以上人口割合		8.6%
外国人住民数	1,964 人	外国人住民割合		5.6%
0 歳児人数	283 人			

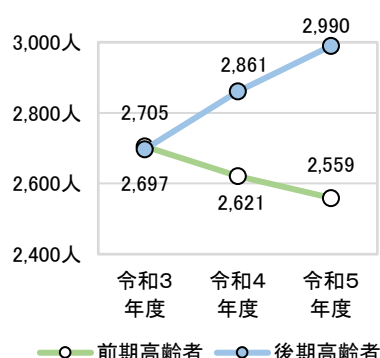
<圏域内総人口の推移>



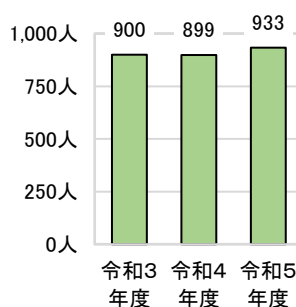
資料：住民基本台帳（各年度3月末）

<高齢者の状況>

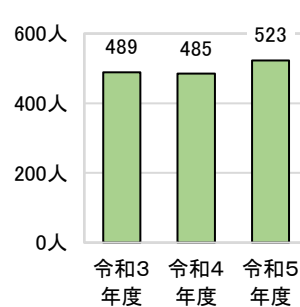
①高齢者数



②要介護認定者数



③認知症高齢者数（自立度Ⅱ以上）



資料：①住民基本台帳、②③東広島市介護保険台帳 各年度3月末

■西条南地域カルテ（地域活動・地域資源）

<地域資源の状況>

住民自治協議会	5	見守りサポーター	98
地域センター	4	子育てサポーター※1	27
集会所	18	フレイル予防アドバイザー	16
高齢者サロン	26	生涯学習推進員（全市対応）	1
通いの場	27	スポーツ推進委員	13
こども食堂・地域食堂	4	コミュニティ健康運動パートナー	21
住民主体の支え合い活動	0	健康づくり推進委員	0
民生委員児童委員	37	スーパーマーケット	6
主任児童委員	2	コンビニエンスストア	16

<子育て関係資源>

地域すくすくサポート	1	子育て支援センター	3
児童館	0		

<保育施設等>

保育所（保育園）	6	幼稚園	1
認定こども園	2	その他(小規模保育事業・認可外保育施設)	5

<教育関連施設>

小学校	5	高等学校	1
中学校	2	大学	2
図書館	1	芸術文化施設	4
学習支援施設	1	スポーツ施設	2

<高齢者関連施設（抜粋）>

地域包括支援センター	1	居宅介護支援事業所	8
特別養護老人ホーム	2	介護老人保健施設	1
特定施設入居者生活介護	0		

<障がい者関連施設（抜粋）>

障がい者（児）相談支援事業所	6	生活介護	3
共同生活援助（グループホーム）	4		

<医療機関>

病院	2	歯科診療所	12
診療所	20		

<防災関連施設>

避難所	14	避難行動要支援者名簿登録者数※1	832
福祉避難所	3		

※1 西条地区全体のデータ

■住民から見た地域

＜地域懇談会での意見など＞

- ・市街地なので何か活動したくても場所の制約がある。
- ・転入者が多い地域。そこで繋がりを持つためには会話が必要。
- ・あいさつできる地域にすることが大事。
- ・転入者が孤立しない地域にしたい。（日中は家にいるお母さんがいて、孤立していないか心配。）
- ・必要とする方に紹介できるよう、常に地域のイベント情報を集めておくことが大切。
- ・大きなイベントも良いが、こじんまりとした小さなイベントは、より負担なく開催できるので考えていきたい。

＜地域に関する課題と考えられるアンケート調査結果＞

【市民】

- ・近所・地域の人との付き合いの程度は、「あいさつをする程度の人がいる」は31.2%で、「ほとんど付き合いがない」が25.5%と全市（17.1%）に比べ高い
- ・地域に愛着を感じている割合（「愛着を感じている」「どちらかといえば愛着を感じている」の合計）が71.8%と全市（76.9%）より低い
- ・地域の行事や町内活動などへの参加状況では、「自治会活動」が33.6%（全市45.6%）となっているが、「参加したことがない」が46.7%と全市（33.7%）より高い
- ・住んでいる地域の問題や課題では、「こどもの遊び場が少ない」（27.6%）が最も高く、次いで「住民同士の助け合い活動が少ない」（22.8%）「通院・買物などの移動手段が十分ではない」（22.7%）「世代間の交流や付き合いが少ない」（22.0%）

【小中学生】※西条地区全体のデータ

- ・地域活動への参加状況については、「地域のお祭りなど」は61.6%で、全市（83.8%）に比べると低く「自治会、こども会、老人クラブ等の活動・行事」も17.2%で、全市（30.7%）に比べ低い
- ・地域の印象として地域の人同士の助け合いが多いかについて、「そう思う」（36.4%）が全市（51.3%）に比べ低い
- ・地域の印象としてお祭りやこどもが参加できるイベントがあるかについて、「そう思う」（51.5%）が全市（77.1%）に比べ低い
- ・家や学校以外の居場所について「祖父母・親戚の家や友達の家」（71.0%）が全市（65.3%）に比べ高く、また「ショッピングセンターやファストフードなどのお店」（43.5%）も全市（31.8%）に比べ高い

＜第10次東広島市高齢者福祉計画・第9期東広島市介護保険事業計画策定時に頂いた意見、調査結果＞

- ・戸建て点在エリアでは近所づきあいが密（声かけ・回覧板手渡し）
- ・人口集中地域では他県からの転入者が多く、外に連れ出すのが課題
- ・御園宇や西条中央では近所づきあいが少ない
- ・移動スーパーは、地区の中心部には行くが、中心部外では訪問頻度が減少傾向
- ・インフォーマルなサービスとして配食弁当の抱き合わせによる安否確認や薬の管理、テー

- ブルセティング、電球の交換サービスや、20分程度ワンコインの有償ヘルパー等がある
- ・圏域の中でも、交通や商業の面で便利な地域と、そうではない地域とがある

■西条南圏域の主な地域課題を踏まえた取組みの方向性

《課題》

市中心部で、商業施設が集積し、地域内に大学が立地しているなど、若い世代も多く暮らし、多様な資源・人材が豊富であるが、こうした資源・人材を生かした活動が不十分

《取組みの方向性》

【施策 1-②「地域課題」を発見・解決・共有する仕組みづくり】

- ・地域のコア人材による地域課題を発見・解決・共有する仕組みの構築
- ・大学連携による地域課題の発見・解決

【施策 2-①「やってみたい」から「やってみた」につながる支援】

- ・地域課題解決につながる市民活動の立上げ支援
- ・地元企業や学生、児童生徒との協働促進

《課題》

転入転出者も多いことなどから、自治会加入率の低下が見られるなど、住民同士のつながりが希薄

《取組みの方向性》

【施策 1-①「学び」や「気づき」が増える取組み】

- ・気軽に「助けて」が言い合える相互理解の促進（「受援力」の向上）

【施策 3-③「小さな声」を聞き逃さない支援】

- ・孤独・孤立対策の推進

【施策 3-④「地域で支える」人材の発掘と育成】

- ・地域の見守り、支え合い、居場所づくりの促進

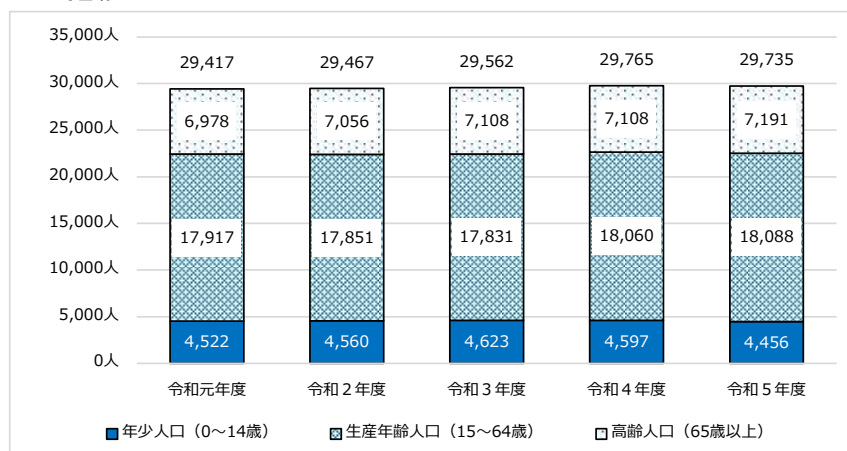
圏域	圏域の特徴
八本松	市中心部の西側に位置し、工場や企業が多く、商業施設も多く立地している。宅地造成による若い世代の人口増加の進む地域と、高齢化が進む既存の住宅団地、田園地帯が広がる地域が混在するなど、圏域内でも異なる地域特性が併存する地域となっている。

■地域の概要

○人口・世帯に関する基本情報（令和6（2024）年3月末時点）

人口（圏域内総人口）	29,735 人	男女別人口	男性：14,970 人	女性：14,765 人
世帯数	13,837 世帯	単独世帯		5,603 世帯
年少人口（15 歳未満）	4,456 人	年少人口割合		15.0%
生産年齢人口（15～64 歳）	18,088 人	生産年齢人口割合		60.8%
高齢者人口（65 歳以上）	7,191 人	高齢化率 （高齢者人口割合）		24.2%
内、65～74 歳人口	3,101 人	65～74 歳人口割合		10.4%
内、75 歳以上人口	4,090 人	75 歳以上人口割合		13.8%
外国人住民数	1,577 人	外国人住民割合		5.3%
0 歳児人数	231 人			

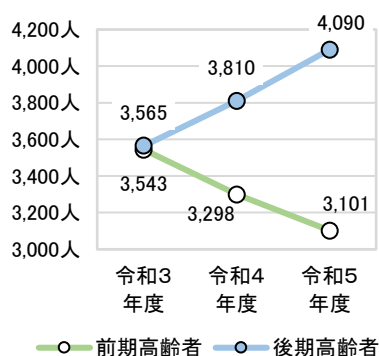
<圏域内総人口の推移>



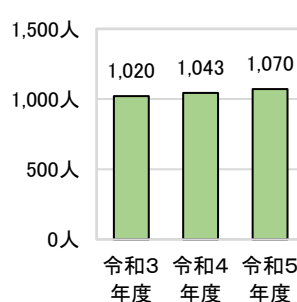
資料：住民基本台帳（各年度3月末）

<高齢者の状況>

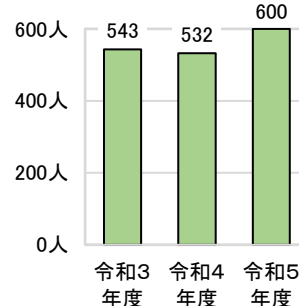
①高齢者数



②要介護認定者数



③認知症高齢者数（自立度Ⅱ以上）



資料：①住民基本台帳、②③東広島市介護保険台帳 各年度3月末

■八本松地域カルテ（地域活動・地域資源）

<地域資源の状況>

住民自治協議会	4	見守りサポーター	113
地域センター	4	子育てサポーター	6
集会所	17	フレイル予防アドバイザー	11
高齢者サロン	20	生涯学習推進員（全市対応）	1
通いの場	19	スポーツ推進委員	9
こども食堂・地域食堂	3	コミュニティ健康運動パートナー	16
住民主体の支え合い活動	6	健康づくり推進委員	0
民生委員児童委員	37	スーパーマーケット	3
主任児童委員	2	コンビニエンスストア	10

<子育て関係資源>

地域すくすくサポート	2	子育て支援センター	4
児童館	0		

<保育施設等>

保育所（保育園）	5	幼稚園	0
認定こども園	4	その他(小規模保育事業・認可外保育施設)	4

<教育関連施設>

小学校	4	高等学校	0
中学校	3	大学	0
図書館	0	芸術文化施設	1
学習支援施設	0	スポーツ施設	1

<高齢者関連施設（抜粋）>

地域包括支援センター	1	居宅介護支援事業所	5
特別養護老人ホーム	2	介護老人保健施設	0
特定施設入居者生活介護	1		

<障がい者関連施設（抜粋）>

障がい者（児）相談支援事業所	4	生活介護	5
共同生活援助（グループホーム）	0		

<医療機関>

病院	1	歯科診療所	8
診療所	10		

<防災関連施設>

避難所	21	避難行動要支援者名簿登録者数	409
福祉避難所	4		

<住民主体の支え合い活動※1>

名称	実施主体	開始時期	活動範囲	活動内容
ご近所ホットお助け隊	八本松みなみ福祉会	H31.4	八本松南1～3丁目	掃除、買い物代行、日曜大工など
だいせん・絆くらぶ	大山ハイツ自治会	R2.10	大山ハイツ	掃除、買い物代行、日曜大工など
ちゅうおうお助け隊	八本松中央自治会	R3.5	八本松中央	掃除、買い物代行、日曜大工など
正力ほっと・ほっとお助け広場	正力ほっと・ほっとお助け広場	R4.4	正力	掃除、買い物代行、日曜大工など
吉川困り事サポート事業	吉川まちづくり住民自治協議会	H31.4	吉川	庭木の剪定、ごみ出しなど
平岩つながり隊※2	生活福祉部会	R4.10	平岩	粗大ごみの搬出、簡単な掃除、草取り、電池・電球交換、話し相手など

※1 令和6（2024）年1月31日時点。社会福祉協議会が把握している範囲の活動

※2 西条北圏域と八本松圏域

■住民から見た地域

<地域懇談会での意見など>

- ・助け合い活動を開始し強く感じるのは、地域全体の高齢化。今後、色々な方に協力していただきながら地域全体の活動としていく必要性を感じている。
- ・限られたメンバーで対応しているため、支え合い活動の利用を断ったこともあるが、断った後のフォローも大切だと感じた。
- ・自分達がこどもだった頃や、子育てをしていた頃より、地域のこどもの数は減っているが、その分、こども一人ひとりを大事に見守れる環境に変化していていると思う。
- ・我が子なら親としての責任感で厳しさが先立つこともあるが、地域のこどもは、しっかりと褒めて育てるような、良い意味での「無責任さ」も大切だと感じた。

<地域に関する課題と考えられるアンケート調査結果>

【市民】

- ・地域の福祉で満足している取組みでは、「声かけや見守りなどの市民活動」は18.9%だが、全市（12.1%）より高く、今後重要と思う取組みでも、「声かけや見守りなどの市民活動」（38.2%）が全市（26.0%）に比べ高い
- ・安心できる、気軽にいける地域の場所や活動については、「ある」（34.5%）が全市（28.2%）に比べ高い
- ・住んでいる地域の問題や課題では、「自治会などの役員のなり手、担い手が少ない」が最も高く（29.3%）、そのほか「こどもの遊び場が少ない」（24.6%）「通院・買物などの移動手段が十分ではない」（21.3%）

【小中学生】

- ・地域について、「好き」「どちらかといえば好き」の合計が（94.4%）で、全市（86.7%）、近所で会話する大人の有無について、「あいさつする人がいる」は（63.0%）で、全市（56.4%）、地域の印象として困った時に相談できる大人がいるかについて、「そう思う」は（83.3%）で、全市（72.9%）、家や学校以外の居場所について、「ある」は（75.9%）

で、全市（66.1％）となっており、市内でも割合が高い

＜第 10 次東広島市高齢者福祉計画・第 9 期東広島市介護保険事業計画策定時に頂いた意見、調査結果＞

- ・ご近所同士の交流や助け合いなどについては、「困りごとへの手助けがある（ゴミ出しなど）」（14.7％）が全市（7.9％）に比べて高い
- ・エリアが広く、交通や商業の面で便利な地域と、そうではない地域とがある
- ・地域活動に参加するにも、交通が不便で、参加が難しいケースもある

■八本松圏域の主な地域課題を踏まえた取組みの方向性

《課題》

都市化による団地の増加等から人口は増加傾向にあり、市の中では比較的若い世代の多い地域であるが、高齢の夫婦 2 人暮らしの割合が高く、将来的に老々介護などが生じるリスクが考えられるため、今後の生活に備えるための学びや活動支援が必要

《取組みの方向性》

【施策 1-①「学び」や「気づき」が増える取組み】

- ・主体的な学びの促進

【施策 2-②「続けたい」「もっとよくしたい」に応える支援】

- ・テーマコミュニティの活動支援

【施策 3-④「地域で支える」人材の発掘と育成】

- ・地域の見守り、支え合い、居場所づくりの促進

《課題》

自治会等による地域の支え合い活動が活発である一方、世代交代を含めた担い手不足の課題があり、活動の水平展開や継続に向けた支援が必要

《取組みの方向性》

【施策 1-②「地域課題」を発見・解決・共有する仕組みづくり】

- ・地域のコア人材による地域課題を発見・解決・共有する仕組みの構築

【施策 2-①「やってみたい」から「やってみた」につながる支援】

- ・地域課題解決につながる市民活動の立上げ支援

【施策 2-②「続けたい」「もっとよくしたい」に応える支援】

- ・住民自治協議会をはじめとする地域コミュニティの活動支援

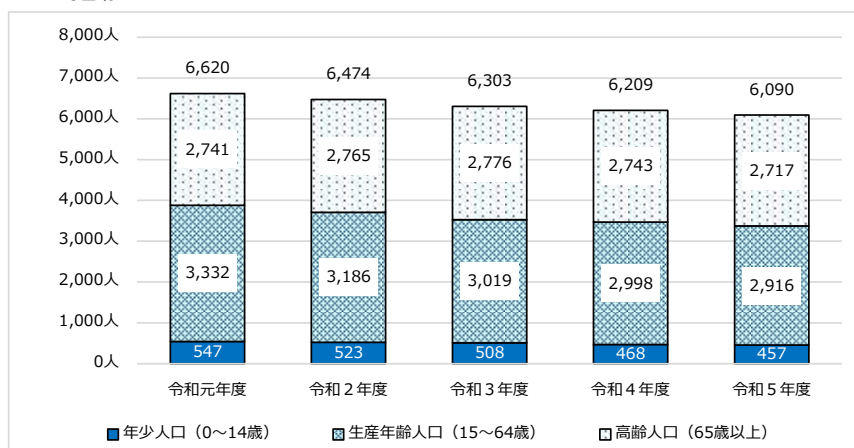
圏域	圏域の特徴
志和	市の北西部に位置し、本市でも有数の農業地域が広がっており、山陽自動車道志和インターチェンジ付近の流通団地や、西志和地区を中心とした地域には、工場等が分散して立地している地域となっている。

■地域の概要

○人口・世帯に関する基本情報（令和6（2024）年3月末時点）

人口（圏域内総人口）	6,090 人	男女別人口	男性：2,977 人	女性：3,113 人
世帯数	3,106 世帯	単独世帯		1,347 世帯
年少人口（15 歳未満）	457 人	年少人口割合		7.5%
生産年齢人口（15～64 歳）	2,916 人	生産年齢人口割合		47.9%
高齢者人口（65 歳以上）	2,717 人	高齢化率 （高齢者人口割合）		44.6%
内、65～74 歳人口	1,153 人	65～74 歳人口割合		18.9%
内、75 歳以上人口	1,564 人	75 歳以上人口割合		25.7%
外国人住民数	294 人	外国人住民割合		4.8%
0 歳児人数	17 人			

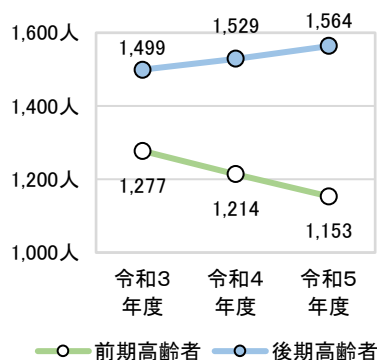
<圏域内総人口の推移>



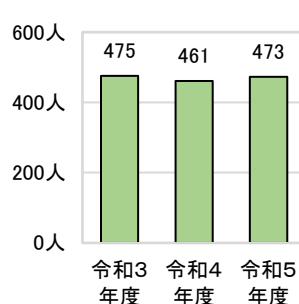
資料：住民基本台帳（各年度3月末）

<高齢者の状況>

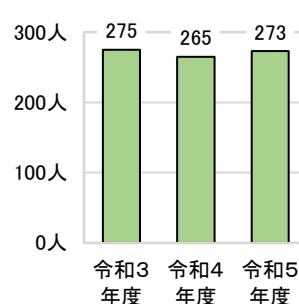
①高齢者数



②要介護認定者数



③認知症高齢者数（自立度Ⅱ以上）



資料：①住民基本台帳、②③東広島市介護保険台帳 各年度3月末

■志和地域カルテ（地域活動・地域資源）

<地域資源の状況>

住民自治協議会	3	見守りサポーター	85
地域センター	3	子育てサポーター	4
集会所	0	フレイル予防アドバイザー	3
高齢者サロン	29	生涯学習推進員（全市対応）	1
通いの場	12	スポーツ推進委員	7
こども食堂・地域食堂	1	コミュニティ健康運動パートナー	8
住民主体の支え合い活動	1	健康づくり推進委員	0
民生委員児童委員	21	スーパーマーケット	1
主任児童委員	2	コンビニエンスストア	4

<子育て関係資源>

地域すくすくサポート	1	子育て支援センター	2
児童館	0		

<保育施設等>

保育所（保育園）	3	幼稚園	0
認定こども園	1	その他(小規模保育事業・認可外保育施設)	0

<教育関連施設>

小学校	1	高等学校	0
中学校	1	大学	0
図書館	1	芸術文化施設	4
学習支援施設	0	スポーツ施設	2

<高齢者関連施設（抜粋）>

地域包括支援センター	1	居宅介護支援事業所	1
特別養護老人ホーム	1	介護老人保健施設	0
特定施設入居者生活介護	1		

<障がい者関連施設（抜粋）>

障がい者（児）相談支援事業所	1	生活介護	2
共同生活援助（グループホーム）	1		

<医療機関>

病院	0	歯科診療所	2
診療所	3		

<防災関連施設>

避難所	24	避難行動要支援者名簿登録者数	204
福祉避難所	0		

<住民主体の支え合い活動※>

名称	実施主体	開始時期	活動範囲	活動内容
二歩生き活きクラブ	二歩地区（男性住民）	R4.4.1	志和東二歩地区	買い物、ごみ出し、草刈りなど

※ 令和6（2024）年1月31日時点。社会福祉協議会が把握している範囲の活動

■住民から見た地域

<地域懇談会での意見など>

- ・大小さまざまな企業が集積している地域。もっと地元企業と交流を深めることで地域が賑わうと思う。地域の見守り活動で、地元企業の力を借りるのも良いのではないかな。
- ・外国人（技能実習生）も多い。彼らが孤立しないための声掛け・見守りが大事。相手の国の文化や慣習を知ることや、「やさしい日本語」を学ぶのも一つの手段だと思う。
- ・保育所とサロンの交流会をやってみたところ、非常に良かった。世代間交流ができるし、保育所がより地域に開かれたものとなった。
- ・みんなでご飯を食べて交流を図ること、一緒にお茶をする場所など、こども・高齢者を含め誰もが過ごせる居場所が必要ではないかな。

<地域に関する課題と考えられるアンケート調査結果>

【市民】

- ・安心できる、気軽に行ける地域の居場所の内容は、全市と同様に「趣味などのサークル活動」（46.0％）が最も高く、その他「身近なサロン・集いの場」（26.6％、全市 14.7％）、「自治会・老人クラブなどの地域活動」（26.4％、全市 14.5％）が、全市に比べ高い
- ・地域の福祉課題の関心状況は、「関心がある」（「非常に関心がある」と「どちらかといえば関心がある」の合計）が 58.6％で、全市（64.5％）に比べ低い
- ・自主的な支え合い・助け合いの状況について、「できている」（「とてもできている」「どちらかといえばできている」の合計）が 34.8％で、全市（22.2％）に比べ高い

【小中学生】

- ・地域の印象として困った時に相談できる大人がいるかについて、「そう思う」（61.2％）が、全市（72.9％）に比べ低い
- ・地域の印象として遊び場や公園などが多いかについて、「そう思わない」（86.6％）が、全市（56.4％）に比べ高い
- ・家や学校以外の居場所について、「ある」（46.3％）が、全市（66.1％）に比べ低い

<第10次東広島市高齢者福祉計画・第9期東広島市介護保険事業計画策定時に頂いた意見、調査結果>

- ・家族友人以外の相談先として、「自治会・町内会・老人クラブ」（13.0％）が、全市（7.4％）に比べ高い
- ・サロンなどの地域活動が活発で、他の地域のサロンに参加する方もいる
- ・交通が不便なことから、訪問移動販売や、送迎を利用する方も多い

■志和圏域の主な地域課題を踏まえた取組みの方向性

《課題》

人口は減少傾向が続き、高齢化率も令和5（2023）年度末で44.6%と市の中でも高いが、一方では、人口規模に比べ大小さまざまな企業が集積している地域でもあり、地元企業や各種団体と連携したまちづくりを進めていくことが必要

《取組みの方向性》

【施策 1-②「地域課題」を発見・解決・共有する仕組みづくり】

- ・地域のコア人材による地域課題を発見・解決・共有する仕組みの構築

【施策 1-③「やってみたい」につながるきっかけづくり】

- ・地域課題解決につながる学習機会の充実

【施策 2-①「やってみたい」から「やってみた」につながる支援】

- ・地元企業や学生、児童生徒との協働促進

《課題》

北部地域など比較的同規模の日常生活圏域に比べ、外国人住民の割合が高く、また、移住者も増えていることから、こうした方々と地域とのつながりづくりが必要

《取組みの方向性》

【施策 1-①「学び」や「気づき」が増える取組み】

- ・気軽に「助けて」が言い合える相互理解の促進（「受援力」の向上）

【施策 2-③インフォーマルな助け合いの促進と居場所づくり

- ・多文化共生のまちづくりの推進

【施策 3-③「小さな声」を聞き逃さない支援】

- ・孤独・孤立対策の推進

【施策 3-④「地域で支える」人材の発掘と育成】

- ・地域の見守り、支え合い、居場所づくりの促進

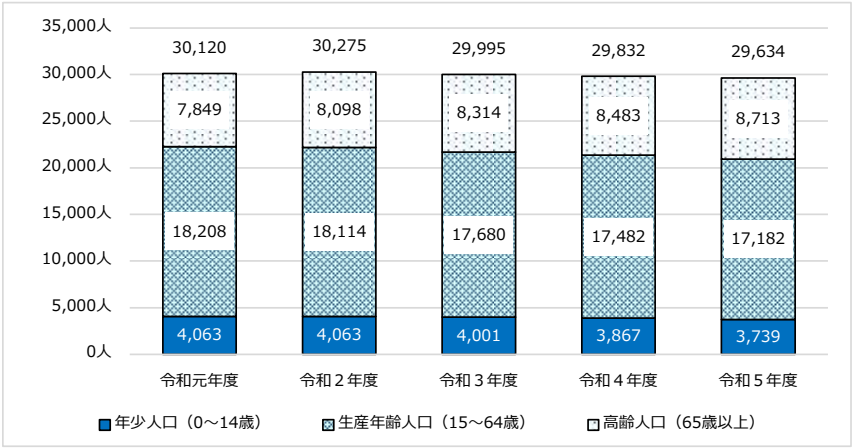
圏域	圏域の特徴
高屋	市中心部の北東に位置し、近畿大学工学部をはじめとする教育機能が集積した都市部と農村部の、特徴の異なる地域を有しており、居住環境としては、駅周辺の一部宅地造成が進む地域と、過疎化が進む集落地域、高齢化が進む郊外型の住宅団地となっている。

■地域の概要

○人口・世帯に関する基本情報（令和6（2024）年3月末時点）

人口（圏域内総人口）	29,634 人	男女別人口	男性：14,648 人	女性：14,986 人
世帯数	12,903 世帯	単独世帯		3,875 世帯
年少人口（15 歳未満）	3,739 人	年少人口割合		12.6%
生産年齢人口（15～64 歳）	17,182 人	生産年齢人口割合		58.0%
高齢者人口（65 歳以上）	8,713 人	高齢化率 （高齢者人口割合）		29.4%
内、65～74 歳人口	4,447 人	65～74 歳人口割合		15.0%
内、75 歳以上人口	4,266 人	75 歳以上人口割合		14.4%
外国人住民数	672 人	外国人住民割合		2.3%
0 歳児人数	134 人			

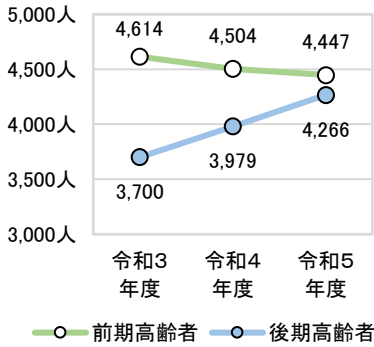
＜圏域内総人口の推移＞



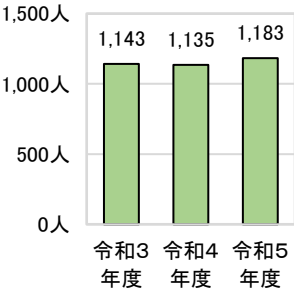
資料：住民基本台帳（各年度3月末）

＜高齢者の状況＞

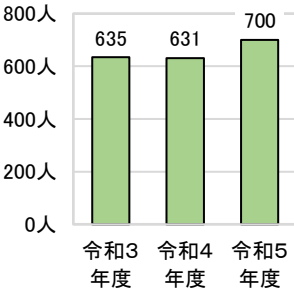
①高齢者数



②要介護認定者数



③認知症高齢者数（自立度Ⅱ以上）



資料：①住民基本台帳、②③東広島市介護保険台帳 各年度3月末

■高屋地域カルテ（地域活動・地域資源）

<地域資源の状況>

住民自治協議会	5	見守りサポーター	133
地域センター	5	子育てサポーター	22
集会所	5	フレイル予防アドバイザー	19
高齢者サロン	33	生涯学習推進員（全市対応）	1
通いの場	32	スポーツ推進委員	11
こども食堂・地域食堂	5	コミュニティ健康運動パートナー	28
住民主体の支え合い活動	7	健康づくり推進委員	0
民生委員児童委員	37	スーパーマーケット	5
主任児童委員	2	コンビニエンスストア	9

<子育て関係資源>

地域すくすくサポート	1	子育て支援センター	2
児童館	1		

<保育施設等>

保育所（保育園）	4	幼稚園	1
認定こども園	2	その他(小規模保育事業・認可外保育施設)	1

<教育関連施設>

小学校	5	高等学校	2
中学校	4	大学	1
図書館	0	芸術文化施設	1
学習支援施設	0	スポーツ施設	4

<高齢者関連施設（抜粋）>

地域包括支援センター	1	居宅介護支援事業所	4
特別養護老人ホーム	2	介護老人保健施設	0
特定施設入居者生活介護	3		

<障がい者関連施設（抜粋）>

障がい者（児）相談支援事業所	2	生活介護	3
共同生活援助（グループホーム）	1		

<医療機関>

病院	0	歯科診療所	11
診療所	19		

<防災関連施設>

避難所	15	避難行動要支援者名簿登録者数	401
福祉避難所	2		

<住民主体の支え合い活動※>

名称	実施主体	開始時期	活動範囲	活動内容
昭和台サポートセンター	昭和台南団地自治会	H29.10	昭和台南団地内	草取り、庭木の剪定、パソコン操作指導など
里山応援隊	小谷小学校区まちづくり協議会	H29.4	小谷地域	耕作放棄地の草刈り
上条ハイツお助け隊	サロン絆	R2.8	上条ハイツ自治会内	
協力隊	重兼地区		重兼地区	主に草刈
6丁目ニコニコお助け隊	高美が丘6丁目自治会	R3.4	6丁目自治会内	草取り、庭木の剪定、子守り
3丁目ちょっと手伝い隊	高美が丘3丁目ボランティア有志	R5.4	3丁目自治会内	粗大ごみ搬出、庭木の剪定、草刈り、高所作業など
4丁目お助け隊	高美が丘4丁目ボランティア有志	R5.9	4丁目自治会内	ごみ出し、草抜き草刈り、留守中の水やり、屋外掃除など

※ 令和6（2024）年1月31日時点。社会福祉協議会が把握している範囲の活動

■住民から見た地域

<地域懇談会での意見など>

- ・自治会にも入らない方も増え、地域活動（草取り）もなくなってきた。こうした機会が顔合わせの機会になっていたと思う。
- ・高美が丘で、お助け隊（支え合い活動）の一員として活動しているが、これは地域との繋がりへの入り口だと思う。地域だけでなく活動者同士のつながりも、これからもっと広がって東広島全体に広がって欲しい。
- ・お助け活動が広がってきていることが心強い。高齢化が進み必要となってくる取組みだと思う。大変かもしれないが、楽しみながらできると良い。
- ・昔からの地域と新しい地域があり、コミュニティのつながり方に地域差がある状況もみられる。

<地域に関する課題と考えられるアンケート調査結果>

【市民】

- ・近所・地域の人との付き合いの程度は、「親しく付き合っている人がある」（29.3%、全市20.9%）「世間話をする程度の人がある」（30.9%、全市25.6%）がいずれも、全市に比べ高い
- ・安心できる、気軽に行ける地域の場所や活動については、「ある」は25.3%となっており、「今はないが、今後ほしい」（51.8%）が、全市（45.4%）に比べ高い

【小中学生】

- ・地域の印象として困った時に相談できる大人がいるかについて、「そう思う」（80.3%）が、全市（72.9%）に比べ高い
- ・地域の印象として遊び場や公園などが多いかについて、「そう思う」（41.0%）が、全市（27.3%）に比べ高い
- ・家や学校以外の居場所について、「ある」（73.8%）が、全市（66.1%）に比べ高く、居場所の内容について、「祖父母・親戚の家や友達の家」（55.6%）が最も高く、次いで「オンライン空間」（46.7%）と、全市（36.4%）に比べ高い

＜第 10 次東広島市高齢者福祉計画・第 9 期東広島市介護保険事業計画策定時に頂いた意見、調査結果＞

- ・ご近所同士の交流や助け合いなどについては、「自治会などによる地域活動がある」（49.8％）が、全市（43.4％）に比べ高い
- ・交通手段が課題である。また、移送サービスの認知度も低いと感じる

■高屋圏域の主な地域課題を踏まえた取組みの方向性

《課題》

大学等を含めた教育機関が多いが、これらの資源と地域との連携が不十分な面もあったことから、今後、これまで以上に教育機関や地元企業と地域との連携を生かしたまちづくりを進めていくことが必要

《取組みの方向性》

【施策 1-②「地域課題」を発見・解決・共有する仕組みづくり】

- ・大学連携による地域課題の発見・解決

【施策 2-①「やってみたい」から「やってみた」につながる支援】

- ・地元企業や学生、児童生徒との協働促進

《課題》

お助け隊や地域食堂などの支え合い活動が活発な地域であるが、コミュニティのつながり方に地域差があり、活動を広げていく支援が必要

《取組みの方向性》

【施策 1-②「地域課題」を発見・解決・共有する仕組みづくり】

- ・地域のコア人材による地域課題を発見・解決・共有する仕組みの構築

【施策 2-①「やってみたい」から「やってみた」につながる支援】

- ・地域課題解決につながる市民活動の立上げ支援

【施策 2-②「続けたい」「もっとよくしたい」に應える支援】

- ・住民自治協議会をはじめとする地域コミュニティの活動支援

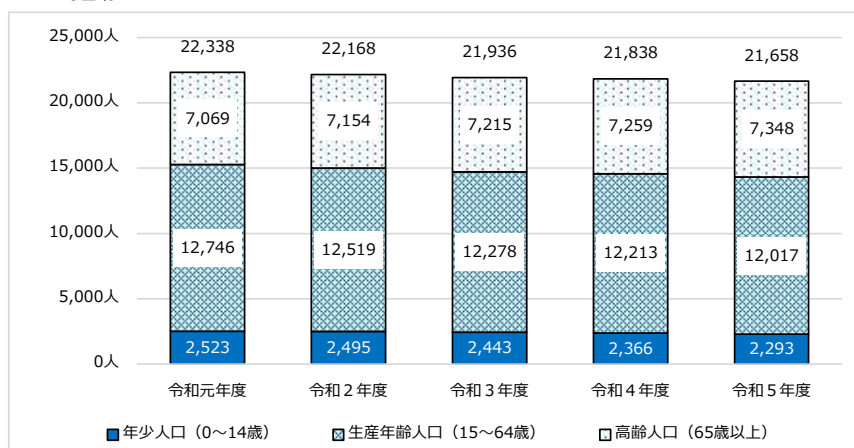
圏域	圏域の特徴
黒瀬	市の南西部に位置し、多くの住宅団地と田園が混在する地域で、広島国際大学や県立黒瀬高等学校が立地し、福祉に関連した地域連携が活発に行われている。

■地域の概要

○人口・世帯に関する基本情報（令和6（2024）年3月末時点）

人口（圏域内総人口）	21,658 人	男女別人口	男性：10,817 人	女性：10,841 人
世帯数	10,519 世帯	単独世帯		4,156 世帯
年少人口（15 歳未満）	2,293 人	年少人口割合		10.6%
生産年齢人口（15～64 歳）	12,017 人	生産年齢人口割合		55.5%
高齢者人口（65 歳以上）	7,348 人	高齢化率 （高齢者人口割合）		33.9%
内、65～74 歳人口	3,437 人	65～74 歳人口割合		15.9%
内、75 歳以上人口	3,911 人	75 歳以上人口割合		18.1%
外国人住民数	563 人	外国人住民割合		2.6%
0 歳児人数	96 人			

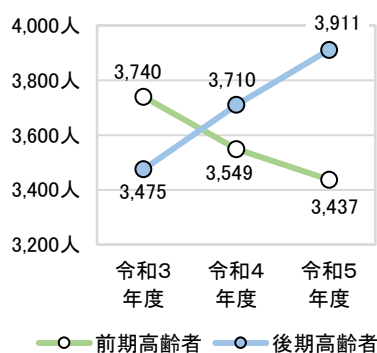
<圏域内総人口の推移>



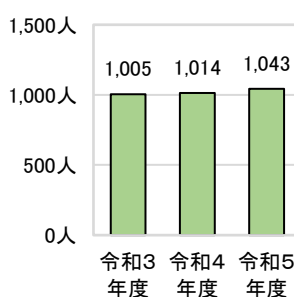
資料：住民基本台帳（各年度3月末）

<高齢者の状況>

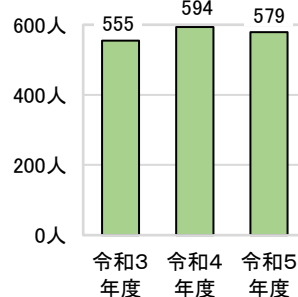
①高齢者数



②要介護認定者数



③認知症高齢者数（自立度Ⅱ以上）



資料：①住民基本台帳、②③東広島市介護保険台帳 各年度3月末

■黒瀬地域カルテ（地域活動・地域資源）

<地域資源の状況>

住民自治協議会	5	見守りサポーター	137
地域センター	0	子育てサポーター	4
集会所	3	フレイル予防アドバイザー	20
高齢者サロン	45	生涯学習推進員	3
通いの場	40	スポーツ推進委員	12
こども食堂・地域食堂	2	コミュニティ健康運動パートナー	22
住民主体の支え合い活動	0	健康づくり推進委員	0
民生委員児童委員	49	スーパーマーケット	4
主任児童委員	3	コンビニエンスストア	10

<子育て関係資源>

地域すくすくサポート	1	子育て支援センター	2
児童館	1		

<保育施設等>

保育所（保育園）	5	幼稚園	1
認定こども園	2	その他(小規模保育事業・認可外保育施設)	1

<教育関連施設>

小学校	5	高等学校	2
中学校	2	大学	1
図書館	1	芸術文化施設	0
学習支援施設	1	スポーツ施設	4

<高齢者関連施設（抜粋）>

地域包括支援センター	1	居宅介護支援事業所	3
特別養護老人ホーム	1	介護老人保健施設	1
特定施設入居者生活介護	1		

<障がい者関連施設（抜粋）>

障がい者（児）相談支援事業所	1	生活介護	1
共同生活援助（グループホーム）	4		

<医療機関>

病院	3	歯科診療所	7
診療所	12		

<防災関連施設>

避難所	66	避難行動要支援者名簿登録者数	468
福祉避難所	3		

■住民から見た地域

＜地域懇談会での意見など＞

- ・以前は学校が地域の身近な交流の場だったが、新型コロナウイルス拡大など様々な事情で、地域と学校の繋がりが希薄になってきているように感じる。
- ・学校や、コミュニティホールを中心とした多世代交流の行事を行っていくためにも、若い世代を取り込み、活性化させていきたい。
- ・今後は若い世代にも、地域の話し合いの場に参加してもらえるような工夫や関わりを行っていききたい。（負担を少なくするための工夫も、併せて考えていくことが大事。）

＜地域に関する課題と考えられるアンケート調査結果＞

【市民】

- ・近所・地域の人との付き合いの程度は、「あいさつをする程度の人がいる」が 38.8%、「ほとんど付き合いがない」は 10.2%で、全市（17.1%）に比べ低い
- ・地域の行事や町内活動などへの参加状況では、「自治会活動」が 61.3%と全市（45.6%）に比べ高く、「参加したことがない」は 20.7%で、全市（33.7%）に比べ低い
- ・地域の福祉課題への関心について、「非常に関心がある」「どちらかといえば関心がある」の合計が 57.3%と、全市（64.5%）に比べ、地域の福祉課題に「関心がある」の割合が全地区で最も低い
- ・住んでいる地域の問題や課題では、「自治会などの役員のなり手、担い手が少ない」が最も高く（33.3%）、次いで「世代間の交流や付き合いが少ない」（21.7%）「通院・買物などの移動手段が十分ではない」（18.9%）

【小中学生】

- ・地域について、「好き」「どちらかといえば好き」の合計（77.8%）が、全市（86.7%）に比べ低い
- ・近所で会話をする大人の有無について、「あいさつする人がある」（65.1%）が、全市（56.4%）に比べ高い
- ・地域の印象として困った時に相談できる大人がいるかについて、「そう思う」（66.7%）が、全市（72.9%）に比べ低い

＜第 10 次東広島市高齢者福祉計画・第 9 期東広島市介護保険事業計画策定時に頂いた意見、調査結果＞

- ・「夫婦 2 人暮らし（配偶者 65 歳以上）」の割合（48.5%）が全市（42.1%）に比べ高い
- ・ご近所同士の交流や助け合いなどについては、「さりげない見守りがある」（11.5%）が全市（16.6%）に比べ低い
- ・交通手段として、自分で車を運転する必要性が高い
- ・新しい団地と、古い団地に様々な年代の人が混在して生活している

■黒瀬圏域の主な地域課題を踏まえた取組みの方向性

《課題》

団地に居住している住民が多く、買い物や通院など、比較的安定した生活が可能であることなどから、地域の福祉課題への関心が全地域でもっとも低い

今後、高齢化等がますます進展していくことから、地域課題を学び、活動につなげていくための支援が必要

《取組みの方向性》

【施策 1-①「学び」や「気づき」が増える取組み】

- ・主体的な学びの促進

【施策 1-③「やってみたい」につながるきっかけづくり】

- ・地域課題解決につながる学習機会の充実

【施策 2-①「やってみたい」から「やってみた」につながる支援】

- ・地域課題解決につながる市民活動の立上げ支援

《課題》

通いの場や高齢者サロン、地域食堂等、地域活動が活発で参加率も高い地区であるが、担い手不足が課題であり、今後、担い手不足に対する取組みが必要

《取組みの方向性》

【施策 1-③「やってみたい」につながるきっかけづくり】

- ・地域で輝く人材の周知・情報発信

【施策 2-②「続けたい」「もっとよくしたい」に應える支援】

- ・住民自治協議会をはじめとする地域コミュニティの活動支援
- ・テーマコミュニティの活動支援

《課題》

大学を含めた教育機関との連携を継続的に進めていくことが必要

《取組みの方向性》

【施策 1-②「地域課題」を発見・解決・共有する仕組みづくり】

- ・大学連携による地域課題の発見・解決

【施策 2-①「やってみたい」から「やってみた」につながる支援】

- ・地元企業や学生、児童生徒との協働促進

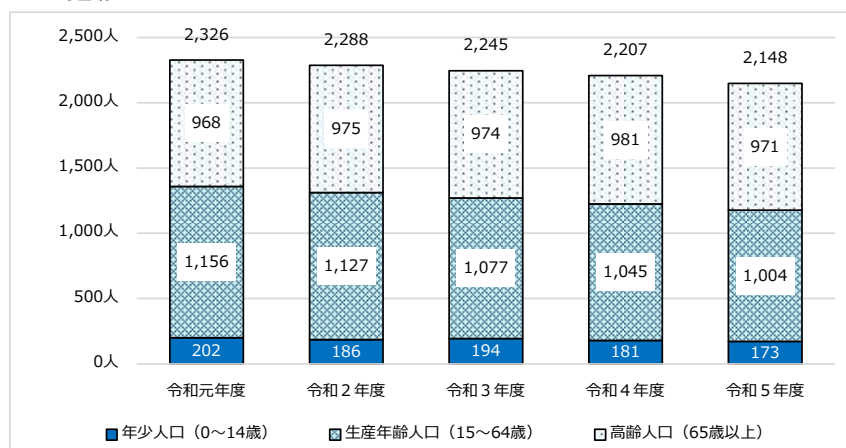
圏域	圏域の特徴
福富	市の北部に位置し、田園風景の中に集落が点在する地域となっている。

■地域の概要

○人口・世帯に関する基本情報（令和6（2024）年3月末時点）

人口（圏域内総人口）	2,148 人	男女別人口	男性：1,020 人	女性：1,128 人
世帯数	1,032 世帯	単独世帯		398 世帯
年少人口（15 歳未満）	173 人	年少人口割合		8.1%
生産年齢人口（15～64 歳）	1,004 人	生産年齢人口割合		46.7%
高齢者人口（65 歳以上）	971 人	高齢化率 （高齢者人口割合）		45.2%
内、65～74 歳人口	394 人	65～74 歳人口割合		18.3%
内、75 歳以上人口	577 人	75 歳以上人口割合		26.9%
外国人住民数	26 人	外国人住民割合		1.2%
0 歳児人数	8 人			

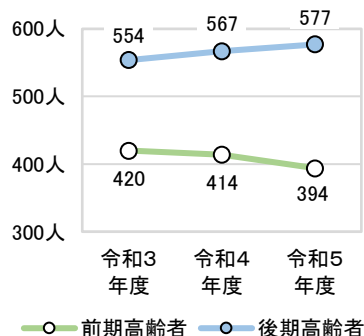
<圏域内総人口の推移>



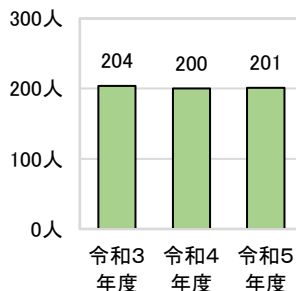
資料：住民基本台帳（各年度3月末）

<高齢者の状況>

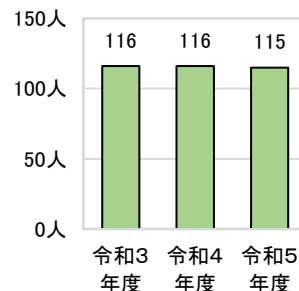
①高齢者数



②要介護認定者数



③認知症高齢者数（自立度Ⅱ以上）



資料：①住民基本台帳、②③東広島市介護保険台帳 各年度3月末

■福富地域カルテ（地域活動・地域資源）

<地域資源の状況>

住民自治協議会	3	見守りサポーター	28
地域センター	3	子育てサポーター	3
集会所	3	フレイル予防アドバイザー	0
高齢者サロン	25	生涯学習推進員	1
通いの場	15	スポーツ推進委員	1
こども食堂・地域食堂	1	コミュニティ健康運動パートナー	1
住民主体の支え合い活動	0	健康づくり推進委員	0
民生委員児童委員	9	スーパーマーケット	0
主任児童委員	1	コンビニエンスストア	1

<子育て関係資源>

地域すくすくサポート	1	子育て支援センター	1
児童館	0		

<保育施設等>

保育所（保育園）	0	幼稚園	0
認定こども園	2	その他(小規模保育事業・認可外保育施設)	0

<教育関連施設>

小学校	1	高等学校	0
中学校	1	大学	0
図書館	1	芸術文化施設	1
学習支援施設	0	スポーツ施設	3

<高齢者関連施設（抜粋）>

地域包括支援センター	1	居宅介護支援事業所	1
特別養護老人ホーム	1	介護老人保健施設	0
特定施設入居者生活介護	0		

<障がい者関連施設（抜粋）>

障がい者（児）相談支援事業所	0	生活介護	0
共同生活援助（グループホーム）	0		

<医療機関>

病院	0	歯科診療所	1
診療所	3		

<防災関連施設>

避難所	19	避難行動要支援者名簿登録者数	76
福祉避難所	0		

■住民から見た地域

＜地域懇談会での意見など＞

- ・東広島市中心部だけでなく広島市内からもアクセスが良く、自然が豊かなところは地域の強み。
- ・移住者が活躍されており、個性的で、ここにしかないような商品が魅力の店舗が多くある。
- ・一方で、車中心の生活のため、老後の買い物や通勤をどうするか悩ましい。
- ・地域のみんなが、世代を超えて繋がるための工夫をしていきたい。その際には地域の強み（豊かな自然）や、地域で大事にしてきた行事や遊び（田植え、しめ縄づくり、川遊び）を取り入れることで、地域の良さや、技術の伝承にもなると思う。
- ・若い人の「やってみたい」をみんなでお手伝いできたら。難しいことは一旦置いて、もっと自由に気さくに語れる場が増えていくと良い。
- ・地域のみんなが顔見知りであり、いい面もあるが、昔からのつながりがあるため、本当に困ったときに相談しづらいような雰囲気もある。

＜地域に関する課題と考えられるアンケート調査結果＞

【市民】

- ・近所・地域の人との付き合いの程度は、「世間話をする程度の人がいる」が37.8%で、全市（25.6%）、及び「親しく付き合っている人がある」が37.4%で、全市（20.9%）と、いずれも全市より高い
- ・地域に愛着を感じている（「愛着を感じている」「どちらかといえば愛着を感じている」の合計）の割合（84.3%）が、全市（76.9%）に比べ高い
- ・安心できる、気軽に行ける地域の場所や活動については、「ある」(38.7%)が、全市(28.2%)に比べ高く、地域での居場所では、全市と同様に「趣味などのサークル活動」が最も高く、（45.5%、全市 42.9%）、「ボランティア・社会貢献活動」は22.6%で、全市（11.6%）、「身近なサロン・集いの場」も20.7%で、全市（14.7%）に比べ高い
- ・地域の福祉課題の関心状況については、「非常に関心がある」「どちらかといえば関心がある」の合計が72.7%と全市（64.5%）に比べ高い
- ・住んでいる地域の問題や課題では、「空き家の問題がある」（41.0%）が最も高く、そのほか「通院・買物などの移動手段が十分ではない」（37.1%）、「自治会などの役員のなり手、担い手が少ない」（32.3%）

【小中学生】

- ・地域活動への参加状況については、「地域のお祭りなど」（90.3%）が最も高く、そのほか「小学校の活動・行事」（74.2%）、「自治会、こども会、老人クラブ等の活動・行事」（29.0%）
- ・地域の印象として地域の人同士の助け合いが多いかについて、「そう思う」が67.7%と全市（51.3%）に比べ高い
- ・地域の印象として同世代のこどもが多いかについて、「そう思う」（16.1%）が全市（36.0%）に比べ低い

＜第 10 次東広島市高齢者福祉計画・第 9 期東広島市介護保険事業計画策定時に頂いた意見、調査結果＞

- ・よく会う友人知人との関係では「近所・同じ地域の人」(63.9%)が、全市(56.9%)に比べ高く、友人の家を訪ねている割合(55.0%)が、全市(46.5%)に比べ高い
- ・交通や商業の面で、少しずつ整備ができていく面があるが、インフォーマルなサービスの利用も必要である

■福富圏域の主な地域課題を踏まえた取組みの方向性

《課題》

人口は減少傾向が続いており、高齢化率も令和5(2023)年度末で45.2%と、市の中では比較的高齢者が多い地区であるが、移住者や若い世代が活発に活動していることから、こうした活動の支援や多世代交流などを進めていくことが必要

《取組みの方向性》

【施策 1-③「やってみたい」につながるきっかけづくり】

- ・地域で輝く人材の周知・情報発信

【施策 2-①「やってみたい」から「やってみた」につながる支援】

- ・地域課題解決につながる市民活動の立上げ支援

【施策 2-②「続けたい」「もっとよくしたい」に応える支援】

- ・地域人材のマッチング促進

《課題》

近所付き合いは、親しく付き合っている人がいる割合も高く、住民同士のつながりが強い一方で、顔見知りであるがために、困りごとを他者に相談しづらい傾向もあることから、地域で緩やかな見守り体制を整えていくことが必要

《取組みの方向性》

【施策 1-①「学び」や「気づき」が増える取組み】

- ・気軽に「助けて」が言い合える相互理解の促進(「受援力」の向上)

【施策 2-③インフォーマルな助け合いの促進と居場所づくり】

- ・地域の見守り、支え合い、居場所づくりの促進

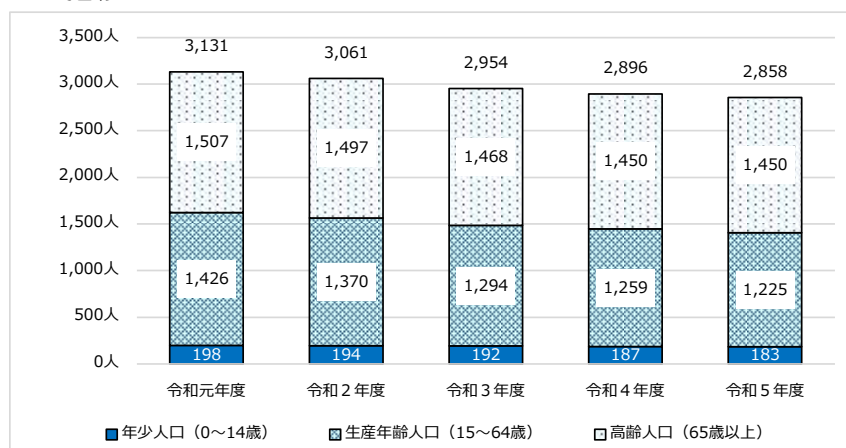
圏域	圏域の特徴
豊栄	市の北端に位置し、周囲を山林に取り囲まれた田園風景の中に集落が点在する地域となっている。

■地域の概要

○人口・世帯に関する基本情報（令和6（2024）年3月末時点）

人口（圏域内総人口）	2,858 人	男女別人口	男性：1,370 人	女性：1,488 人
世帯数	1,459 世帯	単独世帯		640 世帯
年少人口（15 歳未満）	183 人	年少人口割合		6.4%
生産年齢人口（15～64 歳）	1,225 人	生産年齢人口割合		42.9%
高齢者人口（65 歳以上）	1,450 人	高齢化率 （高齢者人口割合）		50.7%
内、65～74 歳人口	574 人	65～74 歳人口割合		20.1%
内、75 歳以上人口	876 人	75 歳以上人口割合		30.7%
外国人住民数	58 人	外国人住民割合		2.0%
0 歳児人数	4 人			

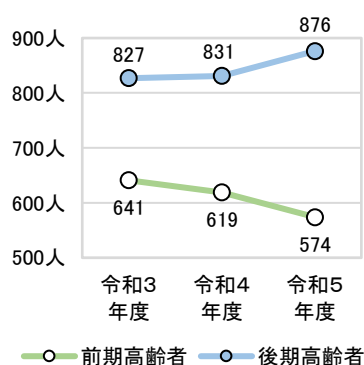
<圏域内総人口の推移>



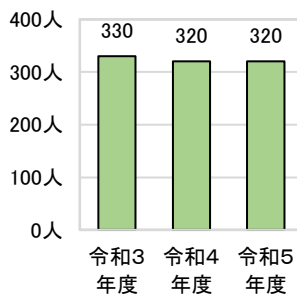
資料：住民基本台帳（各年度3月末）

<高齢者の状況>

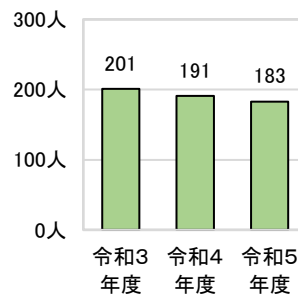
①高齢者数



②要介護認定者数



③認知症高齢者数（自立度Ⅱ以上）



資料：①住民基本台帳、②③東広島市介護保険台帳 各年度3月末

■豊栄地域カルテ（地域活動・地域資源）

<地域資源の状況>

住民自治協議会	6	見守りサポーター	34
地域センター	6	子育てサポーター	5
集会所	1	フレイル予防アドバイザー	2
高齢者サロン	25	生涯学習推進員	1
通いの場	7	スポーツ推進委員	5
こども食堂・地域食堂	0	コミュニティ健康運動パートナー	4
住民主体の支え合い活動	0	健康づくり推進委員	23
民生委員児童委員	14	スーパーマーケット	1
主任児童委員	2	コンビニエンスストア	3

<子育て関係資源>

地域すくすくサポート	1	子育て支援センター	1
児童館	0		

<保育施設等>

保育所（保育園）	0	幼稚園	0
認定こども園	1	その他(小規模保育事業・認可外保育施設)	1

<教育関連施設>

小学校	1	高等学校	1
中学校	1	大学	0
図書館	1	芸術文化施設	3
学習支援施設	1	スポーツ施設	8

<高齢者関連施設（抜粋）>

地域包括支援センター※	1	居宅介護支援事業所	2
特別養護老人ホーム	1	介護老人保健施設	0
特定施設入居者生活介護	0		

※北部(福富・豊栄・河内)地域包括支援センターを福富に設置

<障がい者関連施設（抜粋）>

障がい者（児）相談支援事業所	0	生活介護	0
共同生活援助（グループホーム）	0		

<医療機関>

病院	0	歯科診療所	0
診療所	1		

<防災関連施設>

避難所	20	避難行動要支援者名簿登録者数	135
福祉避難所	0		

■住民から見た地域

<地域懇談会での意見など>

- ・過疎化に伴って地域行事等の担い手が減っている一方、みんなが顔見知りで、繋がりは濃いと思う。
- ・サロンに行く際には乗り合わせたり、来られなかった方には後日訪問したりしている。頼り合えること、日常的な支え合いが、当たり前に行っていることが良い。
- ・移住者もあり、彼らがイベントを開催するなど他地域の方との交流の機会もある。
- ・ヘアサロンや電気店など商店の数が限られている分、そこに人が集まり、情報も集まる。交流の場にもなるし、見守り・気かけあいができる。
- ・地域の集いを、これまでは夕方以降で開催していたが、より多くの方に来てもらいやすくするため、休日の昼に開催できないか検討している。

<地域に関する課題と考えられるアンケート調査結果>

【市民】

- ・近所・地域の人との付き合いの程度は、「親しく付き合っている人がいる」が 37.8%で全市（20.9%）に比べ高い
- ・地域の行事や町内活動などへの参加状況では、「お祭り・盆踊りなど」が 49.8%と全市（22.9%）に比べ高く、「参加したことがない」は 16.3%と低い（全市 33.7%）
- ・安心できる、気軽に行ける地域の場所や活動については、「ある」（38.4%）が全市（28.2%）に比べ高く、居場所の内容では、「自治会・老人クラブなどの地域活動」（20.8%）が、全市（14.5%）に比べ高い
- ・地域の福祉課題への関心状況は、「関心がある」（「非常に関心がある」「どちらかといえば関心がある」の合計）が 73.4%と全市（64.5%）に比べ高い
- ・住んでいる地域の問題や課題では、「空き家の問題がある」（47.7%）が最も高く、次いで「自治会などの役員のなり手、担い手が少ない」（34.9%）、「通院・買物などの移動手段が十分ではない」（30.2%）となっており、いずれも全市に比べ高い
- ・孤独と感じることもある（「たまにある」「時々ある」「しばしば・常にある」の合計）の割合（54.2%）が、全市（41.4%）に比べ高い

【小中学生】

- ・近所で会話をする大人の有無について、「あいさつだけでなく、話をしたりする人がいる」（50.0%）が全市（36.6%）に比べ高い
- ・地域の印象として困った時に相談できる大人がいるかについて、「そう思わない」（25.5%）が全市（8.5%）に比べ高い

<第 10 次東広島市高齢者福祉計画・第 9 期東広島市介護保険事業計画策定時に頂いた意見、調査結果>

- ・「1人暮らし」の割合（24.8%）が全市（19.6%）に比べ高い
- ・よく会う友人知人との関係では、「近所・同じ地域の人」（65.6%）が全市（56.9%）に比べ高い
- ・商業の面で不便なこともあり、市外の商業施設も利用している

■豊栄圏域の主な地域課題を踏まえた取組みの方向性

《課題》

人口は減少傾向が続き、高齢化率が令和5（2023）年度末で50.7%と、市内で最も高くなっている地域であり、行事等の後継者や地域の担い手不足が課題となっている一方で、小中学生による高齢者に対するボランティアの参加経験が多いなどの特徴もあることから、引き続き、世代を超えた連携を図っていくことが必要

《取組みの方向性》

【施策1-①「学び」や「気づき」が増える取組み】

- ・豊かな心を育む福祉教育の推進

【施策1-③「やってみたい」につながるきっかけづくり】

- ・地域課題解決につながる学習機会の充実

【施策2-①「やってみたい」から「やってみた」につながる支援】

- ・地元企業や学生、児童生徒との協働促進

《課題》

「親しく付き合っている人がいる」と回答した割合も高く、住民同士のつながりが強い一方で、孤独と感ずることがある割合が高く、顔見知りであるがために、困りごとを他者に相談しない傾向がある

《取組みの方向性》

【施策1-①「学び」や「気づき」が増える取組み】

- ・気軽に「助けて」が言い合える相互理解の促進（「受援力」の向上）

【施策3-③「小さな声」を聞き逃さない支援】

- ・孤独・孤立対策の推進

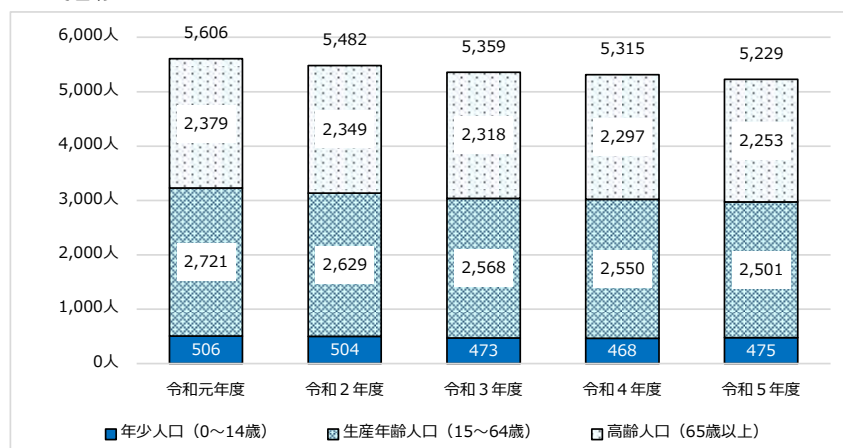
圏域	圏域の特徴
河内	市の東部に位置し、圏域南部には大規模な工業団地や住宅団地などが整備され、沼田川とその支流沿いに広がる平野部と北部地域には集落が点在し田園風景が広がっている。

■地域の概要

○人口・世帯に関する基本情報（令和6（2024）年3月末時点）

人口（圏域内総人口）	5,229 人	男女別人口	男性：2,530 人	女性：2,699 人
世帯数	2,536 世帯	単独世帯		1,031 世帯
年少人口（15 歳未満）	475 人	年少人口割合		9.1%
生産年齢人口（15～64 歳）	2,501 人	生産年齢人口割合		47.8%
高齢者人口（65 歳以上）	2,253 人	高齢化率 （高齢者人口割合）		43.1%
内、65～74 歳人口	924 人	65～74 歳人口割合		17.7%
内、75 歳以上人口	1,329 人	75 歳以上人口割合		25.4%
外国人住民数	66 人	外国人住民割合		1.3%
0 歳児人数	18 人			

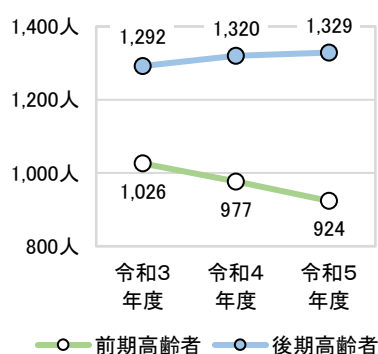
<圏域内総人口の推移>



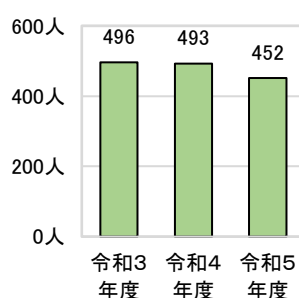
資料：住民基本台帳（各年度3月末）

<高齢者の状況>

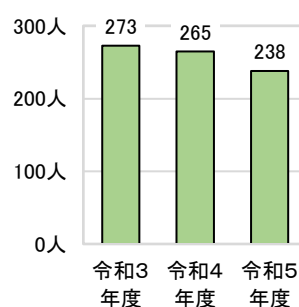
①高齢者数



②要介護認定者数



③認知症高齢者数（自立度Ⅱ以上）



資料：①住民基本台帳、②③東広島市介護保険台帳 各年度3月末

■河内地域カルテ（地域活動・地域資源）

<地域資源の状況>

住民自治協議会	6	見守りサポーター	54
地域センター	6	子育てサポーター	5
集会所	4	フレイル予防アドバイザー	5
高齢者サロン	28	生涯学習推進員	1
通いの場	17	スポーツ推進委員	7
こども食堂・地域食堂	0	コミュニティ健康運動パートナー	2
住民主体の支え合い活動	0	健康づくり推進委員	0
民生委員児童委員	22	スーパーマーケット	1
主任児童委員	2	コンビニエンスストア	1

<子育て関係資源>

地域すくすくサポート	1	子育て支援センター	2
児童館	0		

<保育施設等>

保育所（保育園）	2	幼稚園	0
認定こども園	0	その他(小規模保育事業・認可外保育施設)	0

<教育関連施設>

小学校	2	高等学校	1
中学校	1	大学	0
図書館	1	芸術文化施設	1
学習支援施設	0	スポーツ施設	6

<高齢者関連施設（抜粋）>

地域包括支援センター※	1	居宅介護支援事業所	1
特別養護老人ホーム	2	介護老人保健施設	1
特定施設入居者生活介護	0		

※北部(福富・豊栄・河内)地域包括支援センターを福富に設置

<障がい者関連施設（抜粋）>

障がい者（児）相談支援事業所	0	生活介護	0
共同生活援助（グループホーム）	0		

<医療機関>

病院	1	歯科診療所	1
診療所	2		

<防災関連施設>

避難所	31	避難行動要支援者名簿登録者数	202
福祉避難所	1		

■住民から見た地域

＜地域懇談会での意見など＞

- 地域の住民同士の声かけが大切だと思う。「電気がついているか？」等、さりげない見守りを続けていきたい。
- 地元企業の社員さんが、小学校の登下校時に見守り活動をされていることを、地域懇談会を通じて知った。こうした企業とのコミュニケーションを進めていきたい。
- 加齢によってサロン活動や老人会活動ができなくなっている方が増えてきたが、地域で話し合い、お茶を飲みつつ無理なく、緩やかに交流できる場づくりにつながった。

＜地域に関する課題と考えられるアンケート調査結果＞

【市民】

- 近所・地域の人との付き合いの程度は、「親しく付き合っている人がいる」（31.6％）で、全市は（20.9％）、「世間話をする程度の人がいる」（31.0％）で、全市（25.6％）と、全市に比べ高い
- 地域の行事や町内活動などへの参加状況では、「自治会活動」（57.7％）が、全市（45.6％）に比べ高く、「お祭り・盆踊りなど」も 29.0％と、全市（22.9％）に比べ高く、「参加したことがない」は 15.3％と低い
- 安心できる、気軽にいける地域の場所や活動については、「ある」（37.1％）が、全市（28.2％）に比べ高く、地域での居場所としては、全市と同様に「趣味などのサークル活動」（54.9％）が最も高くなっており、全市（42.9％）と比べても高く、「身近なサロン・集いの場」（26.5％）は、全市（14.7％）、「自治会・老人クラブなどの地域活動」（21.1％）は、全市（14.5％）と、全市に比べ高い
- 地域の福祉課題への関心状況について、関心がある割合（「非常に関心がある」「どちらかといえば関心がある」の合計）が 71.1％で、全市（64.5％）に比べ高い
- 住んでいる地域の問題や課題では、「通院・買物などの移動手段が十分ではない」（39.4％）、「自治会などの役員のなり手、担い手が少ない」（38.3％）、「空き家の問題がある」（32.4％）が上位で、いずれも全市に比べ高い

【小中学生】

- ボランティア活動の参加経験として、「お年寄りの声かけや見守り、話し相手」（35.7％、全市 16.9％）「小さい子のお世話、遊び相手」（39.3％、全市 26.1％）、「世界の国のことの学習・外国の人との交流」（41.1％、全市 12.5％）が、全市に比べ高い
- 地域の印象として地域の人同士の助け合いが多いかについて、「そう思う」（62.5％）が、全市（51.3％）に比べ高い
- 地域の印象として買い物が便利かについて、「そう思う」が 3.6％で、全市（42.2％）に比べ大幅に低く、「そう思わない」が 85％を超えている
- 家や学校以外の居場所について、「ある」は（76.8％）で、全市（66.1％）、居場所の内容については、「オンライン空間」が 51.2％で、全市（36.4％）、「学校の教室以外の場所」は（39.5％）で、全市（19.8％）に比べ高い

＜第 10 次東広島市高齢者福祉計画・第 9 期東広島市介護保険事業計画策定時に頂いた意見、調査結果＞

- ・「1 人暮らし」の割合（25.3%）が全市（19.6%）に比べ高い
- ・ご近所同士の交流や助け合いなどについては、「自治会などによる地域活動がある」（49.0%）が全市（43.4%）に比べ高い

■河内圏域の主な地域課題を踏まえた取組みの方向性

《課題》

人口は減少傾向が続き、高齢化率も令和 5（2023）年度末で 43.3%と高く、また、高齢者に占める一人暮らしの割合も比較的高いことから、地域による見守りや、地域から孤立しないような取組みが必要

《取組みの方向性》

【施策 2-③インフォーマルな助け合いの促進と居場所づくり】

- ・地域の見守り、支え合い、居場所づくりの促進

【施策 3-③「小さな声」を聞き逃さない支援】

- ・孤独・孤立対策の推進

《課題》

地域の行事や活動への参加が活発である一方、地域の担い手不足が顕著であることから、地元企業や高校等の地域資源を活用した取組みを進めるとともに、世代交代を含めた人材育成が必要

《取組みの方向性》

【施策 1-③「やってみたい」につながるきっかけづくり】

- ・地域課題解決につながる学習機会の充実
- ・地域で輝く人材の周知・情報発信

【施策 2-①「やってみたい」から「やってみた」につながる支援】

- ・地域課題解決につながる市民活動の立上げ支援
- ・地元企業や学生、児童生徒との協働促進

【施策 2-②「続けたい」「もっとよくしたい」に応える支援】

- ・地域人材のマッチング促進

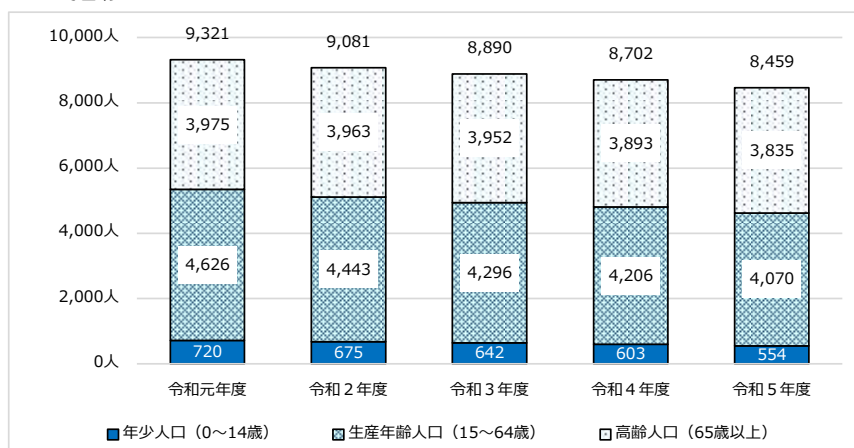
圏域	圏域の特徴
安芸津	市の南部に位置し、本市における海の玄関口として、三津湾を囲むように沿岸部から内陸部にかけて市街地が広がっている。

■地域の概要

○人口・世帯に関する基本情報（令和6年（2024）3月末時点）

人口（圏域内総人口）	8,459 人	男女別人口	男性：4,040 人	女性：4,419 人
世帯数	4,241 世帯	単独世帯		1,767 世帯
年少人口（15 歳未満）	554 人	年少人口割合		6.5%
生産年齢人口（15～64 歳）	4,070 人	生産年齢人口割合		48.1%
高齢者人口（65 歳以上）	3,835 人	高齢化率 （高齢者人口割合）		45.3%
内、65～74 歳人口	1,505 人	65～74 歳人口割合		17.8%
内、75 歳以上人口	2,330 人	75 歳以上人口割合		27.5%
外国人住民数	268 人	外国人住民割合		3.2%
0 歳児人数	13 人			

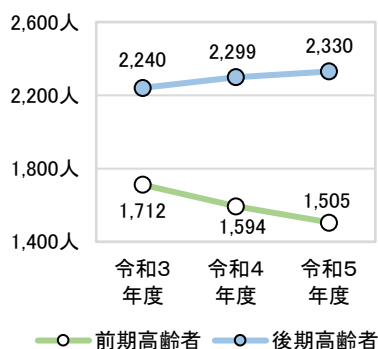
<圏域内総人口の推移>



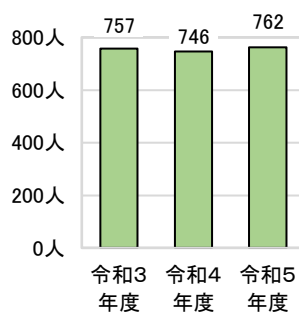
資料：住民基本台帳（各年度3月末）

<高齢者の状況>

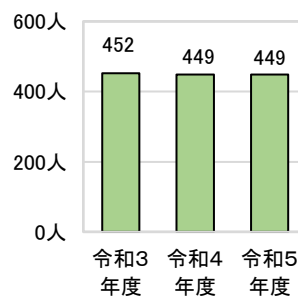
①高齢者数



②要介護認定者数



③認知症高齢者数（自立度Ⅱ以上）



資料：①住民基本台帳、②③東広島市介護保険台帳 各年度3月末

■安芸津地域カルテ（地域活動・地域資源）

<地域資源の状況>

住民自治協議会	6	見守りサポーター	118
地域センター	2	子育てサポーター	8
集会所	2	フレイル予防アドバイザー	3
高齢者サロン	26	生涯学習推進員	3
通いの場	24	スポーツ推進委員	11
こども食堂・地域食堂	2	コミュニティ健康運動パートナー	7
住民主体の支え合い活動	0	健康づくり推進委員	0
民生委員児童委員	30	スーパーマーケット	4
主任児童委員	2	コンビニエンスストア	5

<子育て関係資源>

地域すくすくサポート	1	子育て支援センター	1
児童館	1		

<保育施設等>

保育所（保育園）	3	幼稚園	0
認定こども園	1	その他(小規模保育事業・認可外保育施設)	1

<教育関連施設>

小学校	3	高等学校	1
中学校	1	大学	0
図書館	1	芸術文化施設	1
学習支援施設	1	スポーツ施設	4

<高齢者関連施設（抜粋）>

地域包括支援センター	1	居宅介護支援事業所	3
特別養護老人ホーム	1	介護老人保健施設	1
特定施設入居者生活介護	1		

<障がい者関連施設（抜粋）>

障がい者（児）相談支援事業所	0	生活介護	1
共同生活援助（グループホーム）	0		

<医療機関>

病院	1	歯科診療所	4
診療所	4		

<防災関連施設>

避難所	32	避難行動要支援者名簿登録者数	327
福祉避難所	2		

■住民から見た地域

＜地域懇談会での意見など＞

- ・地区の規模が小さいので、地区全体が顔見知りであることは強み。
- ・サロン活動などで参加者が固定化しつつある（世話人の担い手も含め）。もっと男性の参加を充実させたい。男性向けの料理教室をやってみたら良いのではないか。
- ・地域センターを交流の場として、さらに活用していきたい。

＜地域に関する課題と考えられるアンケート調査結果＞

【市民】

- ・近所・地域の人との付き合いの程度は、「世間話をする程度の人がいる」が 36.7%で全市（25.6%）より高く、「ほとんど付き合いがない」は 9.3%で、全市（17.1%）に比べ低い
- ・安心できる、気軽に行ける地域の場所や活動については、「ある」(42.0%)が、全市(28.2%)に比べ高く、地域での居場所は、全市と同様に「趣味などのサークル活動」が最も高く（33.1%、全市 42.9%）、「身近なサロン・集いの場」（24.2%）も、全市（14.7%）に比べ高い
- ・住んでいる地域の問題や課題では、「自治会などの役員のなり手、担い手が少ない」(30.2%)が最も高く、次いで「通院・買物などの移動手段が十分ではない」（29.3%）、「空き家の問題がある」（25.3%）、「住民同士の助け合い活動が少ない」（23.0%）、「一人暮らしの高齢者の生活支援が十分ではない」（22.7%）
- ・近所付き合いの中で手助けをしてもらいたいことでは、「災害時における避難等の手助け」（34.2%）、「安否確認の声かけ・見守り」（27.3%）、「話し相手」（15.5%）が上位
- ・「孤独であると感じることがある」の割合（「時々ある」「しばしばある・常にある」の合計）が 52.3%と半数を超えており、全市（41.4%）に比べ高い

【小中学生】

- ・近所で会話をする大人の有無について、「あいさつだけでなく、話をしたりする人がある」（42.5%）が、全市（36.6%）に比べ高い
- ・地域の印象として遊び場や公園などが多いかについて、「そう思わない」（78.1%）が、全市（56.4%）に比べ高い
- ・地域の印象として交通の便が良いかについて、「そう思う」（23.3%）が、全市（33.7%）に比べ低い

＜第 10 次東広島市高齢者福祉計画・第 9 期東広島市介護保険事業計画策定時に頂いた意見、調査結果＞

- ・地域活動に参加していない割合が、全市に比べ高い
- ・外出頻度が「週 5 回以上」が 37.0%と、全市に比べ高い
- ・移動手段では、車の割合が全市に比べ低く「自転車」が全市に比べやや高い
- ・地域活動の主体も高齢者が多く、次世代に繋げることが課題
- ・サロンなどに参加するにも、交通が不便で、参加が難しいケースもある
- ・インフォーマルなサービスが少ない

■安芸津圏域の主な地域課題を踏まえた取組みの方向性

《課題》

人口は減少傾向が続き、高齢化率は令和5（2023）年度末で45.3%と、市内で2番目に高い地域であり、行事等の後継者や地域の担い手不足が課題となっている一方で、地域内に高等学校があること、また、見守りサポーターが多数いるなど、学校・行政・地域との連携を促進することが必要

《取組みの方向性》

【施策1-①「学び」や「気づき」が増える取組み】

- ・豊かな心を育む福祉教育の推進

【施策1-③「やってみたい」につながるきっかけづくり】

- ・地域課題解決につながる学習機会の充実

【施策2-①「やってみたい」から「やってみた」につながる支援】

- ・地元企業や学生、児童生徒との協働促進

《課題》

世間話をする程度の人がいる割合が全市に比べ高く、外出する頻度が高い人も多いが、地域活動の参加割合が低く、また、孤独であると感じる割合が高い

《取組みの方向性》

【施策1-①「学び」や「気づき」が増える取組み】

- ・気軽に「助けて」が言い合える相互理解の促進（「受援力」の向上）

【施策2-②「続けたい」「もっとよくしたい」に応える支援】

- ・住民自治協議会をはじめとする地域コミュニティの活動支援

【施策3-③「小さな声」を聞き逃さない支援】

- ・孤独・孤立対策の推進

第5章 成年後見制度の利用促進に向けて

1 背景

成年後見制度は、ノーマライゼーションや自己決定権の尊重等を基本理念とし、認知症、知的障がい、その他の精神上的の障がいにより判断能力が不十分な人の権利擁護を支える重要な制度です。令和4（2022）年3月に閣議決定された国の「第二期成年後見制度利用促進基本計画」では、「地域共生社会」の実現という目的に向け、本人を中心とした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、地域連携ネットワークにおける権利擁護支援策の一層の充実などの成年後見制度の利用促進の取組みを更に進めていくこととされています。

本計画では、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項に基づき、認知症や障がいに関わらず、一人ひとりの権利が守られ、住み慣れた地域で尊厳ある本人らしい暮らしを継続できるよう、本市の成年後見制度の利用の促進に関する施策について基本的な方針を定めるものです。

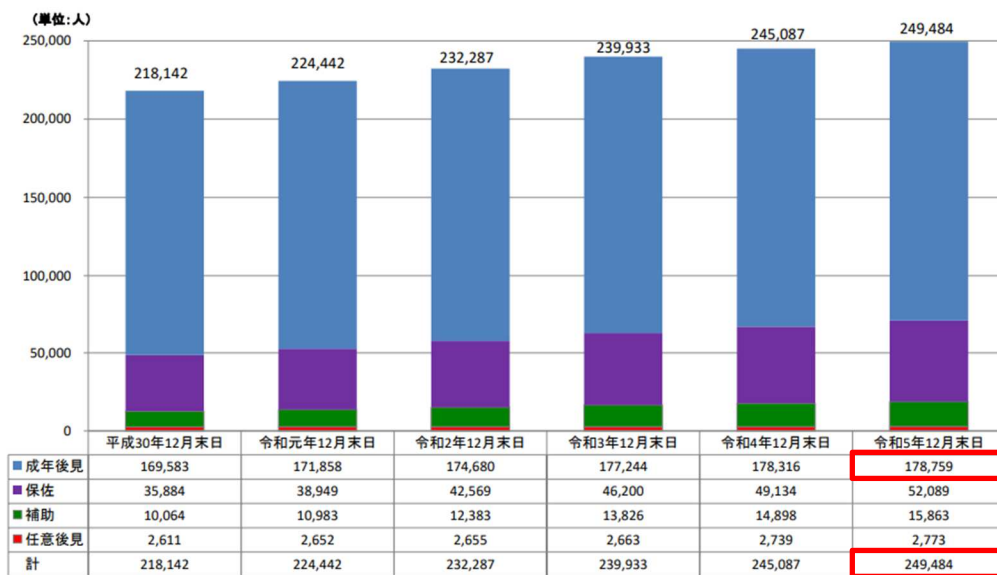
本市では、「第10次東広島市高齢者福祉計画・第9期東広島市介護保険事業計画」を令和5（2023）年度に策定し、高齢者の権利擁護の重要性から「東広島市成年後見制度利用促進計画」として高齢者に係る方針を記載しています。本計画に位置づける「東広島市成年後見制度利用促進計画」は高齢者を含む市民全体の権利擁護に係る方向性を示すものとなります。

2 成年後見制度の利用に関する現状

(1) 国の現状

平成 30（2018）年から令和 5（2023）年の成年後見制度の利用者数の推移をみると、各事件類型における令和利用者数はいずれも増加傾向にあり、令和 5（2023）年での利用者数は全体で 249,484 人となっています。そのうち、成年後見が 178,759 人（71.7%）となっています。

■ 成年後見制度の利用者数の推移（平成 30（2018）年～令和 5（2023）年） ■

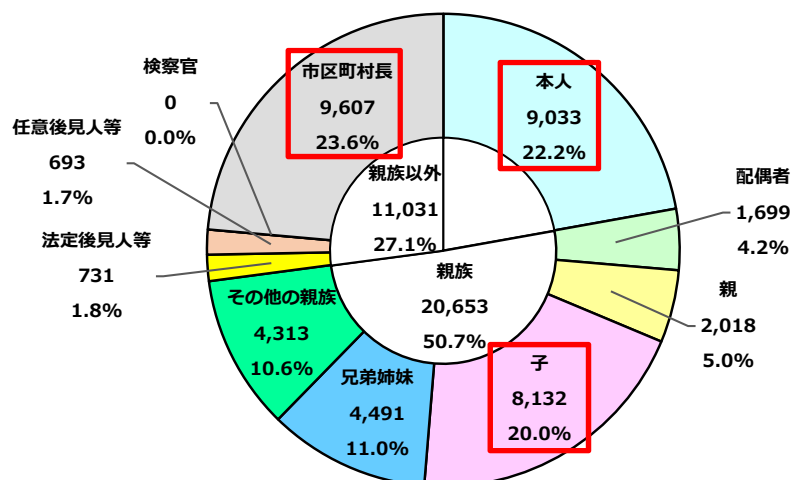


資料：最高裁判所「成年後見関係事件の概況－令和5年1月～12月－」より作成

資料：厚生労働省「成年後見制度の現状（令和6（2024）年4月）」

申立人については、市区町村長が約 23.6%と最も高く、次いで本人が 22.2%、本人の子が 20.0%となっています。

■ 申立人と本人との関係別件数（令和 5（2023）年） ■



(注 1) 後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象としている。

(注 2) 「その他の親族」とは、配偶者、親、子、及び兄弟姉妹を除く、四親等内の親族をいう。

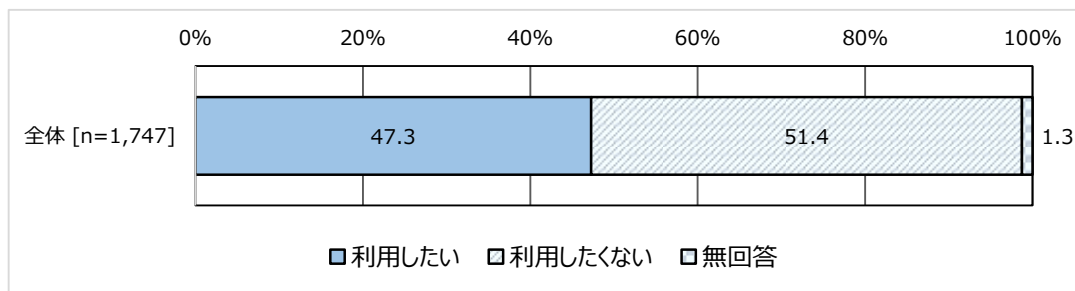
資料：最高裁判所「成年後見関係事件の概況－令和 5 年 1 月～1 2 月－」

資料：厚生労働省「成年後見制度の現状（令和6（2024）年4月）」

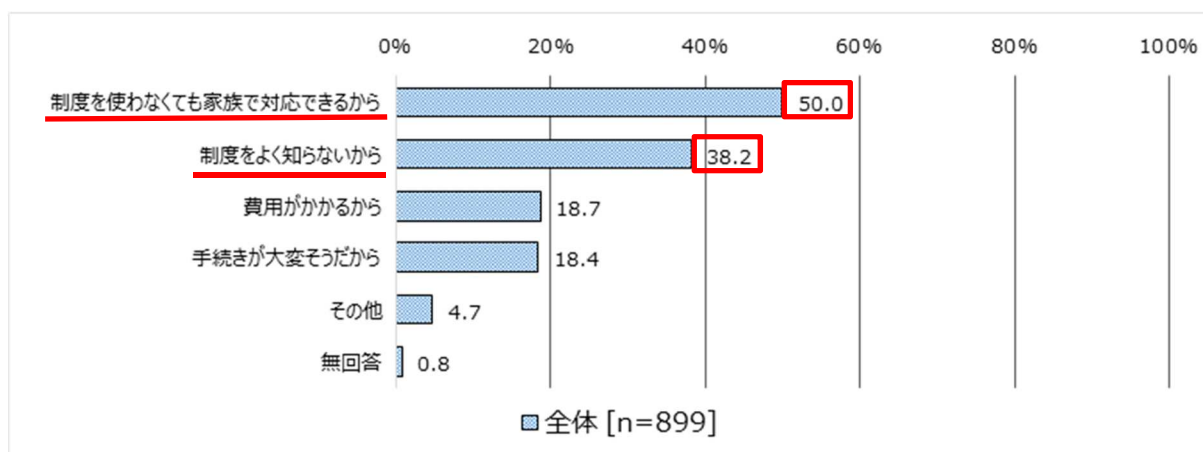
（２）東広島市の現状

市民アンケートから、本市の成年後見制度の利用希望は、「利用したい」と「利用したくない」が５割程度ずつとなっています。「利用したくない」理由としては、「制度を使わなくても家族で対応できるから」が50.0%と高い一方で、「制度をよく知らないから」も38.2%となっていることから、制度に関する周知を拡充することにより、潜在的に制度が必要な層の利用につながるものと考えられます。

■成年後見制度の利用希望（単一回答） ■ ※再掲



■成年後見制度を利用したくない理由（複数回答） ■ ※再掲



3 基本方針

権利擁護支援等の必要な方が、適切に制度を利用することができるよう、令和5(2023)年に設置した「権利擁護ステーション」を「地域連携ネットワーク」の軸になる「中核機関※」として位置づけ、利用促進のための体制整備や機能強化を図ります。

※ 中核機関：「地域連携ネットワーク」のコーディネートを担う中核的な機関。専門知識や、地域の専門職等との連携を図るノウハウ等を持ち、地域での成年後見制度利用促進のための連携や対応強化の推進役を担う機関として市町村に設置することが国の基本計画に示されている。

4 基本目標

- 1) 高齢者、障がい者、こども等の支援に取り組む一次支援機関が直面する課題の複雑化・複合化に対応するため、司法や医療・福祉等の専門的な視点を踏まえ、課題を解決に導くとともに、一次支援機関の課題解決能力の向上を図ります。
- 2) 中核機関の機能として定められた、広報、相談、成年後見制度利用促進、後見人支援の4つの機能の導入に向けて段階的・計画的に取り組むとともに、成年後見制度の利用促進につなげます。
- 3) 福祉・医療・法律の専門職や家庭裁判所などの様々な立場の関係者が本市の権利擁護支援に参画し、関係者が円滑にかつ効果的に連携・協力する仕組みの強化を図ります。

5 取り組みの方向性

(1) 権利擁護支援体制の充実

高齢者、障がい者、こども等の支援に取り組む一次支援機関が直面する課題の複雑化・複合化に対応するため、司法や医療・福祉等の専門的な視点による助言から課題を解決に導く「アドバイザー事業」の仕組みを推進します。また、一次支援機関の課題解決能力の向上を図る研修を実施し、権利擁護支援体制の充実を図ります。

(2) 権利擁護支援の基盤強化及び成年後見制度等の理解促進

中核機関の機能として定められた、広報、相談、成年後見制度利用促進、後見人支援の4つの機能を段階的・計画的に取り組み、権利擁護支援の基盤を強化するとともに、必要な人が成年後見制度を利用し、本人らしい生活ができるよう、制度や権利擁護について周知・啓発を行い、成年後見制度の理解促進につなげます。

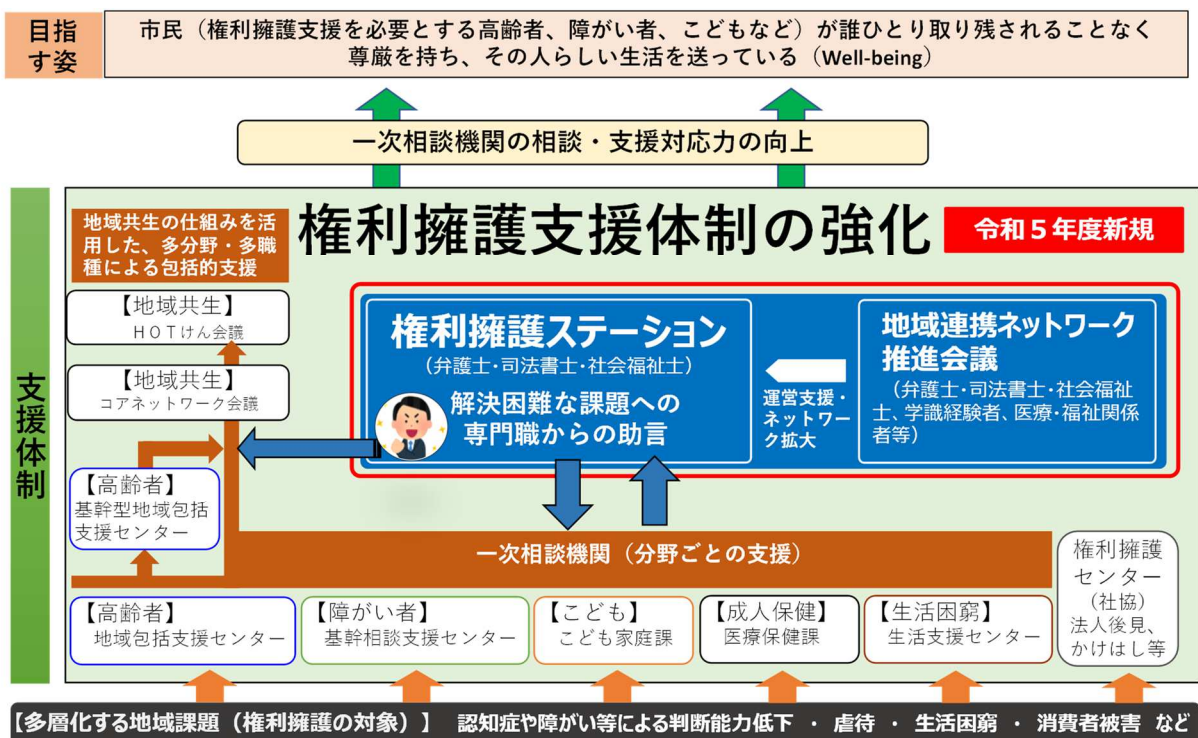
(3) 地域連携ネットワークの機能強化

福祉・医療・法律の専門職や家庭裁判所などの様々な立場の関係者が本市の権利擁護支援に参画する場面として「東広島市地域連携ネットワーク推進会議」を開催し、地域連携ネットワークの機能強化を図ります。

6 権利擁護ステーション（中核機関）の整備、運営方針

（１）権利擁護支援体制の充実

- 1) 高齢者、障がい者、こども等の支援に取り組む一次支援機関において解決困難な事例に対し、権利擁護ステーションの専門職による相談・助言等を行い、支援対応力の向上を図るとともに、成年後見人を含む支援者等を支援するための体制を構築します。
- 2) 地域連携ネットワーク推進会議の運営により、法律・福祉・医療の専門職の知見を権利擁護支援の場で活かすとともに、ネットワークの拡大を通じて地域連携ネットワーク機能の強化を図ります。
- 3) 広報・啓発、相談、成年後見制度利用促進、後見人支援の４つの機能の充実に向けて、段階的・計画的に取り組めます。



（２）権利擁護支援の基盤強化及び成年後見制度等の理解促進

- 1) 一次支援機関における権利擁護支援能力の強化に向けて、ワークショップや講座を通して相談対応力の向上に取り組むことで、権利擁護ステーションの定着を図ります。
- 2) 一次支援機関等の専門職を対象に権利擁護の理解を深め、技術の向上を図るために、虐待、相談援助技術、身上監護・金銭管理、意思決定支援等のスキルアップ研修を行います。

- 3) 市民が権利擁護や成年後見制度に関する正しい知識と理解を持つことができるよう、未来ノートの使い方や、遺言・相続、任意後見制度・民事信託、成年後見制度、消費者被害等の権利擁護セミナーを行います。
- 4) 市民団体や福祉関係事業所に向けて、権利擁護や成年後見制度に関する理解を深めるために、成年後見制度、任意後見制度、身寄りがない方への権利擁護支援等の出前講座による権利擁護支援研修を行います。

(3) 一次支援機関を支援する相談支援体制の構築

- 1) アドバイザー事業の活用により、弁護士・医師・司法書士・社会福祉士との専門的な相談体制を構築することで一次支援機関の支援を強化します。また、精神科領域での外来受診が困難な人に対する支援体制の構築等による、初診からのオンライン診療を推進します。
- 2) 身寄りがない方の居住支援・身元保証・生活支援・死後事務の増加が見込まれる社会課題への対応方法を検討します。

(4) 成年後見制度利用促進に向けた権利擁護支援体制の構築

- 1) 成年後見制度の利用が必要な状況にあるにもかかわらず、親族による申立てが困難な場合に市長申立てを行います。また、経済的理由により利用が困難な場合には、申立て費用や後見人等への報酬助成を行います。
- 2) 任意後見制度の利用時に必須となる後見監督人報酬の助成の必要性について検討します。
- 3) 法人後見受任先の新規開拓について検討します。

(5) 一次支援機関が相互に連携する後見人支援体制の構築

- 1) 市長申立てによる成年後見制度の利用が必要な場合は、後見人が就いた後のことにも配慮しつつ、一次支援機関等を交えて検討会議を行い、受任調整の必要性を検討します。
- 2) 家庭裁判所と連携し、成年後見受任時の支援関係者会議（チーム形成支援）を開催するとともに、既存の支援関係者と情報の共有を図ることで、円滑な連携体制を構築します。
- 3) 成年後見制度の開始後に、一次支援機関等と後見人の情報共有の場を設け、今後の支援策について伴走支援を行います。
- 4) 後見人と一次支援機関の顔の見える関係づくりを進めることにより、不正防止の機能を高めます。
- 5) 親族後見人、専門職後見人における見実務の知識及び技術の向上を図るため、家庭裁判所との連携による研修について検討します。

第6章 再犯防止の推進に向けて

1 背景

全国の刑法犯認知件数は、平成15（2003）年以降は減少していたが令和4（2022）年から上昇に転じ、刑法犯検挙人員に占める再犯者率は、平成9（1997）年以降上昇傾向にあり、令和5（2023）年には47.0%と刑法犯検挙者の約半数は再犯者という状況にあります。

こうした状況を受け、平成28（2016）年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が制定、施行され、国において平成29（2017）年12月に第一次再犯防止推進計画を、令和5（2023）年3月に第二次再犯防止推進計画（以下「第二次推進計画」という。）を策定しています。第二次推進計画においては、重点課題の一つに「地域による包摂の推進」が掲げられ、犯罪や非行をした人の中で、保健医療・福祉等への各種行政サービスへのアクセスが困難である人や、複合的な課題を抱える人が、地域住民の一員として地域で安定した生活を送るために、適切にサービスを提供するよう努めることが市区町村の役割として示されました。また、立直りを決意した人を受け入れていくことができる地域社会づくりを担うことが期待されています。

本市の刑法犯認知件数は、全国や広島県と同様に平成28（2016）年以降令和3（2021）年にかけて減少しましたが、令和4（2022）年に再び増加しております。また、刑法犯検挙者に占める再犯者の割合は50%前後を推移しており、国の再犯者率より高い状況が続いています。新たな被害者を生まない安全で安心な社会を実現するために、再犯防止への取組みは重要であると考えられます。

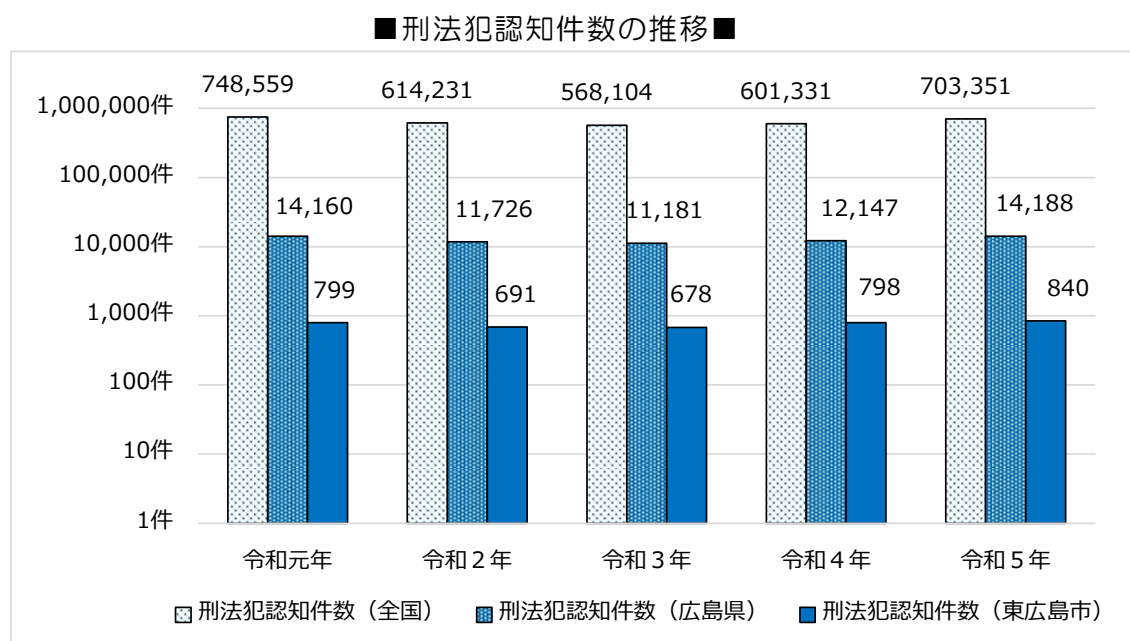
そのため、本市では、再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に基づき、令和4（2022）年3月に東広島市再犯防止推進計画を策定しましたが、令和6（2024）年度で計画期間が満了することから、この度、本計画と一体的に再犯防止計画を改訂することとしました。

誰もが社会の一員としてお互いを尊重し、支え合うことで、立ち直ろうとする人を支え、受け入れることのできる社会の実現を目指し、地域共生社会の推進と一体的に施策を進めていきます。

2 本市の現状

(1) 刑法犯認知件数の推移（全国・広島県・東広島市）

刑法犯認知件数は、令和3（2021）年にかけて減少しましたが、令和4（2022）年から再び増加しており、全国や広島県とほぼ同様の傾向となっています。

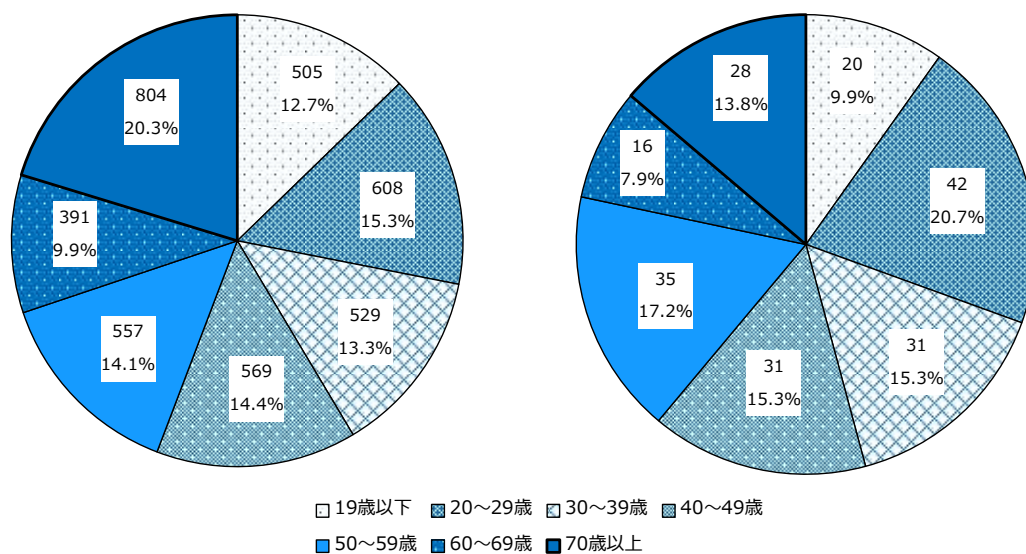


資料：広島県犯罪統計資料

（２）刑法犯検挙者数の年代別構成比（広島県・東広島市）

令和５（２０２３）年の刑法犯検挙者数の年代別構成比をみると、２０～２９歳の割合が最も高く、次いで、５０～５９歳、３０～３９歳、４０～４９歳、となっています。また、広島県に比べ、２０～５９歳の占める割合が高く、１９歳以下、及び６０歳以上の占める割合は少なくなっています。

■ 刑法犯検挙者数の年代別構成比（令和５年） ■



刑法犯検挙者数の年代別構成比（令和５年）広島県

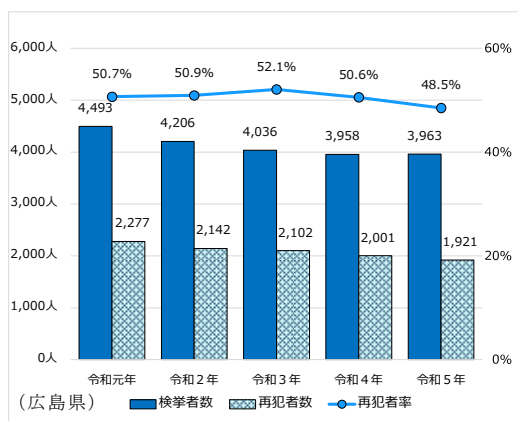
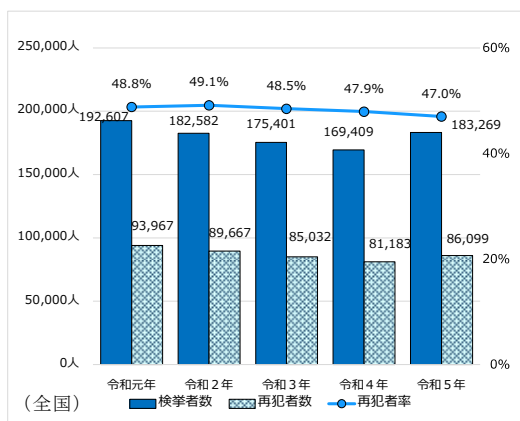
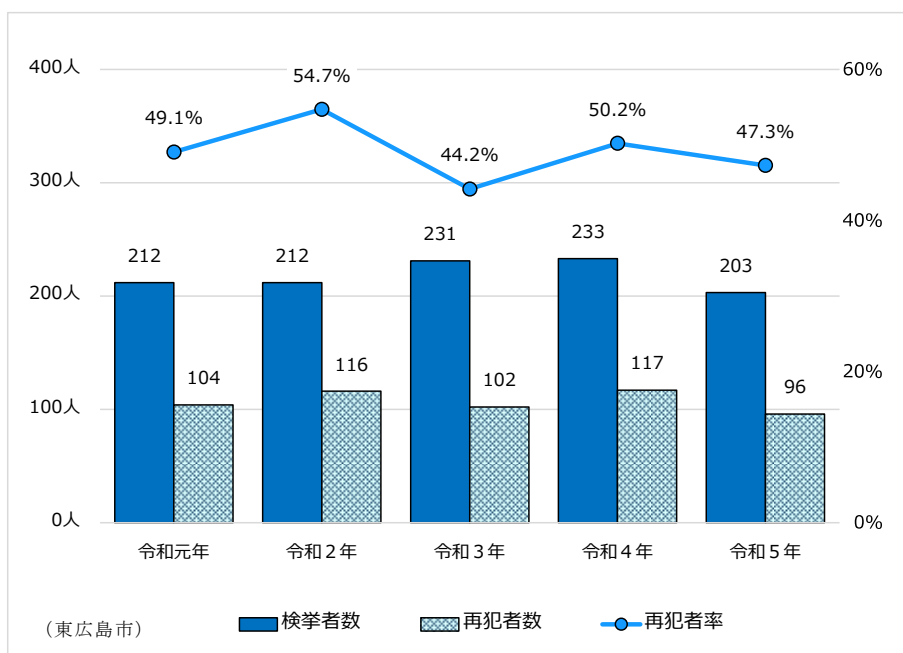
刑法犯検挙者数の年代別構成比（令和５年）東広島市

資料：広島県犯罪統計資料

(3) 刑法犯検挙者・再犯者数の推移（全国・広島県・東広島市）

刑法犯検挙者数・再犯者数については、再犯者率は令和元（2019）年以降、約 44～55%の間で推移しており、令和 5（2023）年では 47.3%となっています。令和 5（2023）年の再犯率は、広島県や全国とほぼ同水準となっています。

■ 刑法犯検挙者・再犯者数の推移 ■

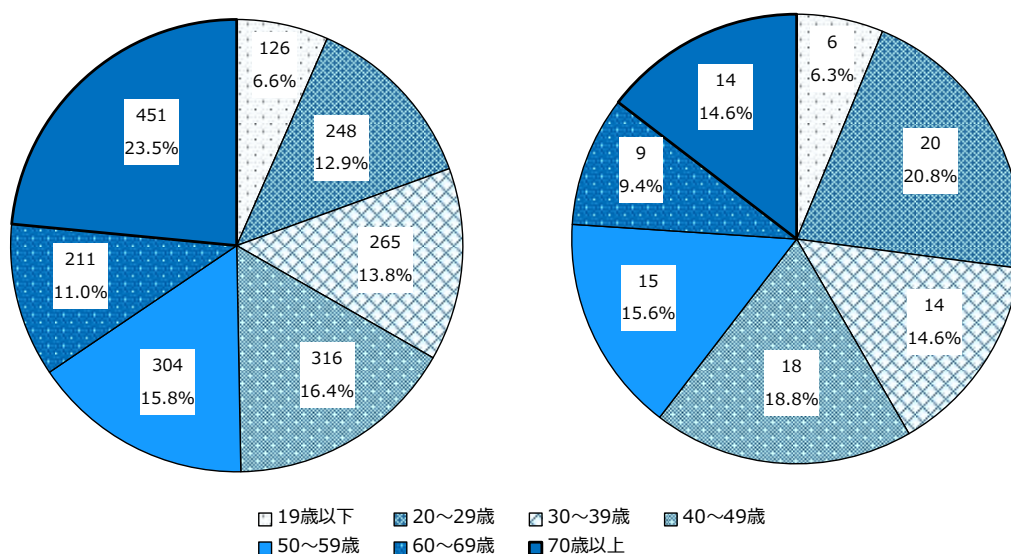


資料：広島県犯罪統計資料

（４）刑法犯再犯者数の年代別構成比（広島県・東広島市）

令和５（２０２３）年の刑法犯再犯者数の年代別構成比をみると、２０～２９ 歳以上が最も高く、次いで、４０～４９ 歳、５０～５９ 歳、３０～３９ 歳、となっています。また、広島県と比べて、７０ 歳以上の割合が低い一方で、２０～２９ 歳の割合が高くなっています。

■ 刑法犯再犯者数の年代別構成比（令和５年） ■



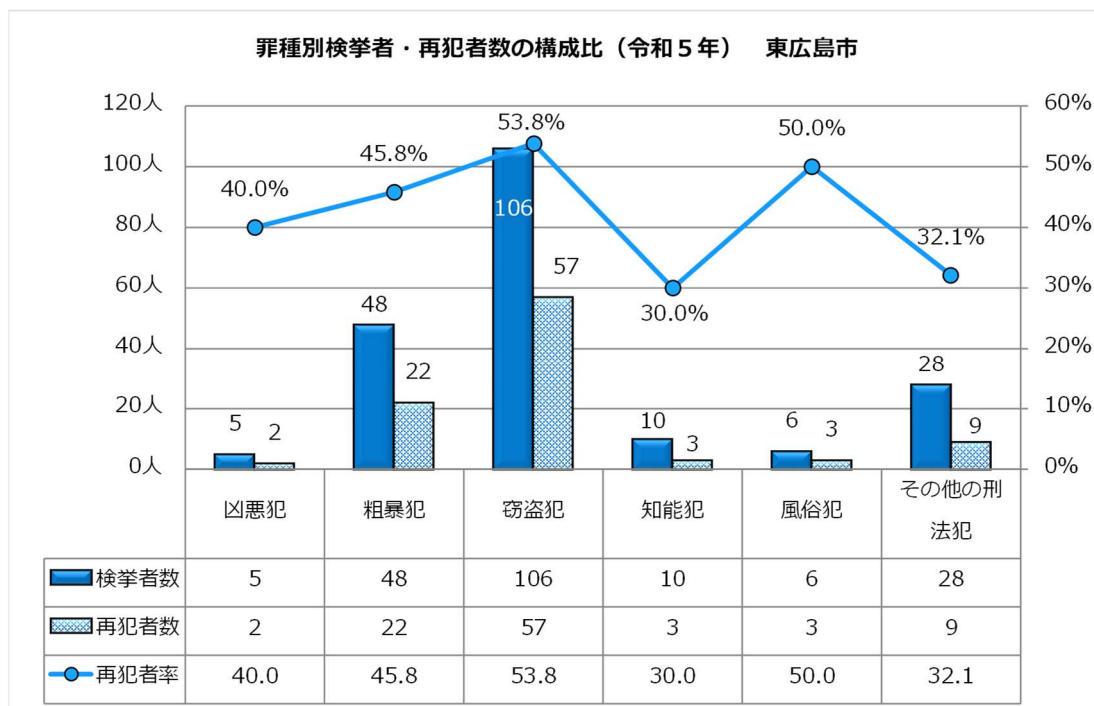
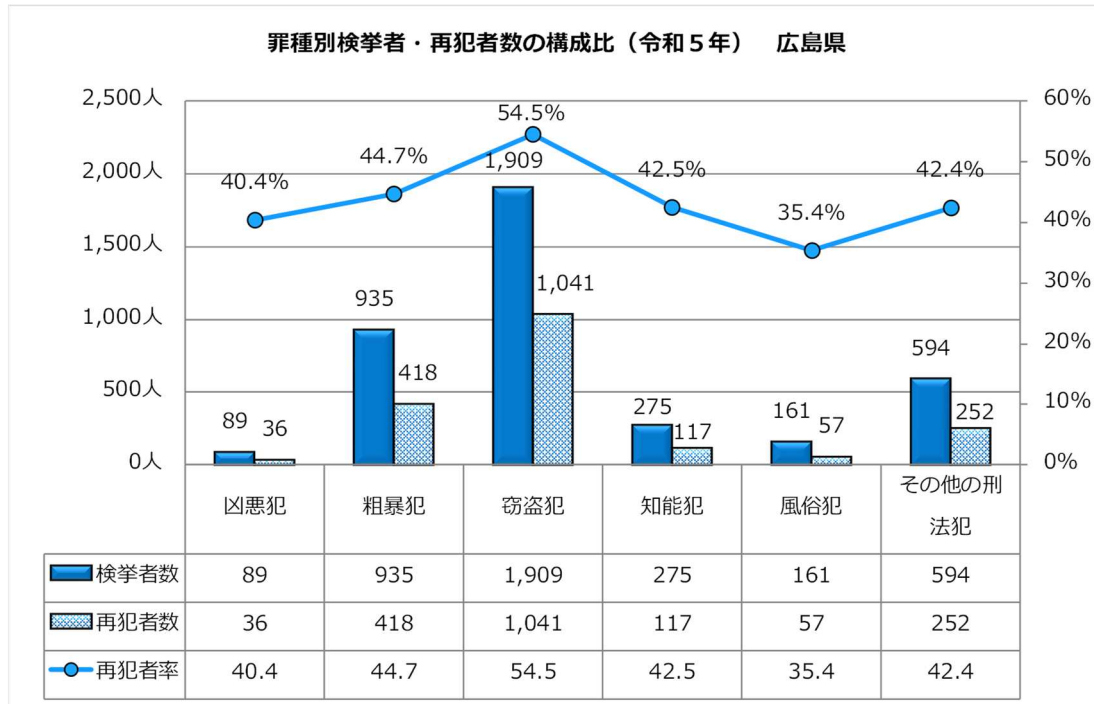
刑法犯再犯者数の年代別構成比（令和5年） 広島県

刑法犯再犯者数の年代別構成比（令和5年） 東広島市

資料：広島県犯罪統計資料

(5) 刑法犯検挙者・再犯者数の罪種別構成比（広島県・東広島市）

東広島市の再犯者率は、窃盗犯・粗暴犯・凶悪犯は広島県とほぼ同水準ですが、知能犯は広島県より低く、風俗犯は広島県より高くなっています。



資料：広島県犯罪統計資料

3 前計画の振り返り

前計画では、犯罪や非行をした人に対し、関係機関が必要な支援を行うことで、再犯を未然に防ぎ社会での更生をサポートするとともに、社会とのつながりの中ですべての市民が人生を輝かせることができる地域共生社会の実現を目指すことを基本理念とし、4つの基本方針と3つの重点施策を掲げ、令和4（2022）年度からの3年間で再犯防止に関する各種施策を展開しました。

「重点施策1 再犯防止に向けた支援体制の整備」では、犯罪や非行をした人が立ち直り、自立した生活を送るため、就労支援・就労準備支援へのつなぎや、住居を確保することが困難な方などへの相談支援に取り組みました。また、複雑・複合化した課題を持つ世帯の人が、地域で安心して暮らしていけるよう、日常生活圏域ごとに関係機関が集まり会議を開催し、対象者への支援検討や情報共有を図りました。「重点施策2 犯罪ゼロに向けた地域社会の構築」では、市民生活の安全・安心を確保するため、不審者情報の随時メール配信や、防犯灯等の設置費用の一部を補助しました。また、近年の多様化・複雑化する人権課題の解決に向け、市民一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく理解し、日常生活の中で人権尊重の理念が根付くよう、各種啓発活動を実施しました。「重点施策3 連携体制及び広報・啓発活動の推進」では、“社会を明るくする運動”を通じて再犯防止・更生保護に関する理解促進のための啓発活動や、東広島地区保護司会・東広島地区更生保護女性会など、更生保護に関わる関係団体等について広く理解を得るために、パネル展などにより活動紹介を行いました。

なお、それぞれの取組みについては、東広島市再犯防止推進会議に状況を報告し、委員から意見をいただきながら計画の進捗管理を行いました。

引き続き、支援を必要とする犯罪や非行をした人に適切なサービスが提供できるよう、関係機関・団体等との連携を強化するとともに、立ち直りを決意した人を受け入れていくことができる地域社会づくりを行うことが必要となっています。

4 基本方針

犯罪や非行をした人の中には、安定した仕事や住居が無い人、高齢者や障がいのある人、生活が困窮している人等、様々な課題を抱えている人が少なくありません。さらに、地域コミュニティの希薄化や犯罪や非行をした人への偏見や差別などから、地域社会とのつながりを築けず、社会の中で孤立している人もいます。再犯防止等の取組みには、犯罪や非行をした人の生活再建や周囲の人々の温かい理解と協力をはじめ、きめ細やかな福祉的支援、自立した生活が可能になるまでの「息の長い支援」が必要とされています。

また、犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪や非行をした人が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者等の心情等を理解し、自ら社会復帰のため

に努力することが重要であるとの認識のもと、関係機関・団体との連携を強化し、推進していく必要があります。

このため、本市では安全で安心な社会を実現するため、関係機関・団体と連携し、犯罪や非行をした人を含め、様々な課題や生きづらさを抱える人の生活を包括的な支援体制により支えていきます。

5 策定の目的

- 1) 犯罪や非行をした人が出所し、地域社会の一員として復帰、再出発できるよう必要なサービスを提供するとともに、法務省官署等の関係機関と連携しながら、犯罪や非行が起きにくい地域づくりに取り組みます。
- 2) 再犯防止施策は、就労・住居の確保、福祉サービスによる支援等多岐にわたっているため、各施策が連携し総合的に推進できる体制を整えます。

6 再犯防止に関する取組み

【市が取り組むこと】

(1) 再犯防止に向けた支援体制の整備

(ア)「誰一人取り残さない」相談支援の充実 (地域共生社会推進計画 基本目標3)

《施策展開の方向性》

- 犯罪や非行をした人の中には、家族や親族、友人との交流が途絶えている場合や様々な制度の変更、社会の変化等により、日常生活にも戸惑う場面があることが想定されます。
- 普段の生活で困ったことがあったときに、一人で抱え込まずに気軽に相談でき、解決に向けて寄り添ってくれる人が身近にいれば、これほど心強いことはありません。
- そのため、市や社会福祉協議会をはじめとする関係機関が連携し、困っている当事者を起点とした、制度の狭間のない相談支援体制を構築するほか、地域との連携により孤独・孤立をなくしていく取組みを進めます。
- 上記を踏まえて、困ったときに気軽に相談できるような相談支援体制を強化し、誰一人残さないような仕組みを構築します。

地域共生社会推進計画 施策３－①「制度の狭間」のない相談支援体制の構築

困りごとを抱えていても、どこに相談すればいいのかわからない方がおられます。

また、相談先は分かっている、時間や場所の都合で、なかなか相談窓口にとどり着かないこともあります。

そのため、各分野の相談支援機能及び総合相談機能を充実させることで、生活上のあらゆる相談に伴走支援できるような体制を構築します。

主な取組みの内容 【再掲】

取組項目	取組内容	主な担当課
福祉の総合調整、総合相談窓口（HOT けんステーション）における相談支援	福祉の総合調整機関である「HOT けんステーション」において、制度の狭間にある方や、複雑化・複合化した生活課題を有する世帯への総合的、包括的な支援調整を実施します。	地域共生推進課
各分野（高齢、障がい、こども子育て、生活困窮等）の相談支援機能の充実	様々な困りごとを抱えた方が支援機関につながりやすくなるよう、各分野（高齢、障がい、こども子育て、生活困窮等）の相談支援について、より身近な地域における相談窓口の充実や、アウトリーチ支援を推進します。	各窓口担当課

地域共生社会推進計画 施策３－②「当事者」を起点とする多職種連携による支援

困りごとを抱えていても、各種法令や支援制度が縦割りであることなどから、支援者同士の連携がない、または不十分なまま支援がなされることがあります。

支援に関わる関係機関が日常的に連携していくことにより、制度起点ではなく、市民起点、当事者起点による伴走支援体制を構築していきます。

主な取組みの内容 【一部再掲】

取組項目	取組内容	主な担当課
各日常生活圏域における専門職の連携体制の充実	日常生活圏域ごとに設置している、多職種によるネットワーク体制（コアネットワーク会議）のさらなる充実により、困りごとを抱えている当事者に対し、チームアプローチによる伴走支援をしていきます。	地域共生推進課 各窓口担当課

取組項目	取組内容	主な担当課
教育機関を含めた各分野における連携体制構築	各分野における基幹機能を充実させることで、各支援機関に対する支援（支援者支援）を充実させるとともに、人材の養成につなげていきます。 学校等の教育機関との連携体制を構築し、修学支援や生活支援を進めます。	各窓口担当課
保護司等の支援者に対する支援	保護司が安全安心な更生保護活動を行うことができるよう、活動の拠点となる更生保護サポートセンターの公共施設内への移設の検討や、面接場所となる地域センターの休日等の利用支援・保護司候補者確保のための支援を行います。 また、再犯防止の一翼を担っている更生保護団体の活動支援を行います。	地域共生推進課
非行防止活動	警察署と連携し、小中学校で非行防止教室を開催し、非行防止に取り組みます。 また、地域全体で青少年を見守り、明るく健やかな成長を支える取組みを行います。	指導課 青少年育成課

地域共生社会推進計画 施策３－③「小さな声」を聞き逃さない支援

困りごとを抱えている方の中には、地域からの孤立や望まないままに孤独な状態となり、誰に向けて「助けて」を言えばいいのかわからず、声を上げること自体をあきらめてしまっている場合もあります。

一方で、私たちが地域住民として生活していく中で、ちょっとした変化やサインなどから、こうした状況に気づくことがあります。

本市では、こうした市民の気づきを丁寧に受け止めるとともに、関係機関や地域住民との連携を図ることで、「小さな声」を聞き逃さず、必要な支援につなげていきます。

主な取組みの内容 【再掲】

取組項目	取組内容	主な担当課
孤独・孤立対策の推進	地域からの孤立や、望まない孤独にある方に対し、地域とのつながりの場を提供し、エンパワメントを目指す社会的処方 の取組みを推進します。	地域共生推進課

(イ) 地域で「健幸」に暮らせるための基盤づくり (地域共生社会推進計画 基本目標4)

《施策展開の方向性》

- 生活上の困りごとを解決するためには、様々な分野のサービスが整っていることに加え、時代の変化などにより、新たな社会課題についても対応していく必要があります。
- 単身や高齢等でアパートを借りにくいなど、「生活のしづらさ」ともいうべき課題が発生しており、対応できる体制づくりが求められています。
- そのため、犯罪や非行をした人も含めて、市民一人ひとりが、必要なサービスを受けることで、健幸に暮らせるような基盤づくりを目指して、各分野におけるサービスを充実していくとともに、既存のサービスだけでは解決が難しいような課題についても支援を進めていきます。

地域共生社会推進計画 施策4－①「分野ごとの制度・サービス」の充実・深化

施策4－②「生活のしづらさ」を改善する取組みの推進

地域で「健幸」に暮らしていくためには、健康で、学びや生きがい、就労等による生活の充実を目指すことに加えて、生活を補助する各分野の制度やサービスそのものが充実していくことも必要です。

各分野の既存の制度をより充実・深化していくとともに、これらの共通する基盤となる健康づくりを推進し、より健幸に暮らせるまちを目指していきます。

主な取組みの内容 【一部再掲】

取組項目	取組内容	主な担当課
分野ごとの制度 ・サービスの充実	高齢者支援のさらなる充実 ----- 高齢になっても、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、様々なニーズに応じた支援サービス(高齢者福祉サービス、配食サービス及び安否確認、養護老人ホームへの措置入所等)を実施します。	地域包括ケア 推進課
	障がい者支援のさらなる充実 ----- 障がいがあっても、安心して生活できるように、障がい福祉制度等について、障がいの特性に応じた分かりやすい情報発信や情報提供に努めるとともに、ニーズに応じた適切な利用の促進を図ります。	障がい福祉課

取組項目	取組内容	主な担当課
分野ごとの制度 ・サービスの充実	こども子育て支援のさらなる充実 ----- 全てのこどもと親への妊娠・出産期から子育て期までの切れ目のない支援を行う、東広島版ネウボウのさらなる充実を図ります。	こども家庭課
	生活困窮者支援のさらなる充実 ----- 生活困窮がある場合、生活保護制度による支援を行うほか、生活困窮者自立支援制度に基づき、自立相談支援をはじめとする各種相談支援や、住居を失うおそれのある方等に対する家賃補助等を行います。 また、地域社会の中で自立した生活を送ることを目指して、一人ひとりの特性に応じた就労支援や基本的な生活習慣や社会的能力の形成などの就労準備支援を行います。 また、生活困窮世帯等の児童生徒に対し、個別の学習機会の確保や居場所の提供として、訪問型学習支援及び集合型学習支援を実施します。	地域共生推進課 生活福祉課
健康づくりの推進	自身の健康への関心を高めるとともに、地域住民などとの交流を持ちながら、地域ぐるみで、心とからだの健康づくりに対する取組みを促進します。	医療保健課
住居の確保に向けて特に配慮が必要な人への居住支援	住まい探しに困っている人に対し、住宅セーフティネット制度等の周知を図るとともに、住居の確保を支援し、地域で安心して生活ができるよう、市、不動産事業者、居住支援法人等の関係機関による居住支援協議会を設立し、研修や情報共有を図りつつ、必要な施策について検討していきます。	住宅課 地域共生推進課

(2) 再犯防止に向けた地域社会の構築

みんなの「やってみたい」を応援（地域共生社会推進計画 基本目標2）

《施策展開の方向性》

- 犯罪や非行をした人の中には、「何かをやってみたい」と思っても、実際に活動することが簡単ではない人がいます。
- そのため、「やってみたい」の思いが「やってみた」の行動につながるよう、また「続けたい」「もっと良くしたい」という思いに応えられるような支援をしていきます。

地域共生社会推進計画 施策2－③インフォーマルな助け合いの促進と居場所づくり

私たちの住む地域には、高齢者やこども、障がい者、生活が苦しい人、地域から孤立している人、外国人など様々な人がいます。

みんなが地域で共に生きていくためには、日頃から互いが気にかけてあい、支え合うとともに、多くの人が気軽に利用できる多様な居場所を作っていくことが重要です。

みんなの「やってみたい」が、インフォーマルな助け合いの促進と居場所づくりにもつながるよう支援していきます。

主な取組みの内容【再掲】

取組項目	取組内容	主な担当課
地域の見守り、支え合い、居場所づくりの促進	CSW、地区担当保健師、地域包括支援センターをはじめとする関係機関との連携により、地域の見守り、支え合い、居場所づくりを促進します。	地域共生推進課

(3) 連携体制及び広報・啓発活動の推進

学びを通じた地域課題の「自分ゴト化」 (地域共生社会推進計画 基本目標1)

《施策展開の方向性》

- 再犯防止等の取組みに関する施策は、市民にとって必ずしも身近ではありません。更生の意欲を有する犯罪や非行をした人が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯防止等の取組みを、分かりやすく効果的に広報し、広く市民の関心と理解が得られるものとしていく必要があります。
- 市民一人ひとりが支え手、受け手を越えた「シアエル関係」を築くためには、まず、わたしたち自身が地域で起きている様々な問題を知り、学び、自分ゴトとして受け止めていく必要があります。
- そのため、あらゆる機会を捉えてこうした学びを促進するとともに、様々な地域課題を発見・解決・共有する仕組みを構築していきます。
- また、市民一人ひとりが地域課題を知り、自分ゴトとして受け止めていくことで、地域のさまざまな課題に興味を持ち、その興味関心から「何かをやってみたい」につながるような取組みを進めていきます。

地域共生社会推進計画 施策1－①「学び」や「気づき」が増える取組み

私たちの身の回りには、大小さまざまな地域課題があります。過疎化の進展による地域の担い手不足のように、社会構造と密接に関連しているような地域課題もあれば、不登校やひきこもりのように、かつては主に家庭の問題とされていたものが、近年、社会全体の問題と認識されはじめているようなものもあります。

こうした地域課題を、自分には関係ない「他人事」としていては、助け合う気持ちも生まれにくく、豊かな地域社会は形成されません。

地域課題を「自分ゴト」として受け止めていくためには、まず、こうした地域課題があることを「学び」、私たちの身の回りで起きていることに「気づく」ことが何よりも大切です。

また、互いの立場や生活を理解し、あいさつやちょっとした声掛けを通じ、気軽に「助けて」が言い合えるような地域にしていくことで、みんながより生きやすい地域社会が形成されていきます。

そのため、様々な機会を通じてこうした学びや気づきにつなげていくとともに、より気軽に「助けて」が言い合えるような社会の形成に取り組んでいきます。

主な取組みの内容【一部再掲】

取組項目	取組内容	主な担当課
あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進	人権教育・人権啓発指導者研修会、人権フェスティバル等を実施し、人権問題に対する正しい理解と認識を深め、人権尊重意識の高揚を図ります。	人権男女共同参画課
豊かな心を育む福祉教育の推進	総合的な学習の時間等を活用し、福祉について学ぶことで、支え合いの大切さを知り、地域共生社会を形成していくような豊かな心を育みます。	指導課
関係団体との連携による活動の啓発	“社会を明るくする運動”への支援や再犯防止・更生保護に関する市民の関心と理解を深めるため、保護司会及び更生保護女性会、青少年育成東広島市民会議等と連携し、様々な方法により、広報・啓発活動を行っていきます。	青少年育成課 地域共生推進課
保護司等の支援者に対する支援	保護司が安全安心な更生保護活動を行うことができるよう、活動の拠点となる更生保護サポートセンターの公共施設内への移設の検討や、面接場所となる地域センターの休日等の利用支援・保護司候補者確保のための支援を行います。 また、再犯防止の一翼を担っている更生保護団体の活動支援を行います。	地域共生推進課
関係団体・機関との連携強化	保護司会や更生保護女性会、協力雇用主会などの民間協力者、広島刑務所や広島少年院などの公的機関（矯正施設等）との情報共有を行い、連携強化を図ります。	地域共生推進課

【関係機関と連携して取り組むこと】

- 広島西条公共職業安定所（ハローワーク）、東広島地区協力雇用主会及び広島県就労支援事業者機構と連携し、協力雇用主に対する国の支援制度（協力雇用主に対する刑務所出所者等就労奨励金支給制度（※）及び身元保証制度（※））を周知すること等により、犯罪や非行をした人を雇用する企業等の開拓を進め、広島保護観察所の協力雇用主への登録を促していきます。
- 東広島市社会福祉協議会等と連携し、ボランティア団体「ひろきふサポーター～なんでも鯉～」の活動を通じて、在院者の自己有用感の醸成を図るほか、帰宅先でも支援が途切れることがないように、関係団体とのネットワークを構築します。また、同団体の活動が円滑に行えるよう、活動紹介を含めた市内矯正施設の理解促進のための啓発活動等に協力します。
- 少年サポートセンター（広島県警察）において、非行や家庭内暴力など少年に関する様々な相談を受け、学校、地域及び各関係機関と連携して少年の健全育成活動や立ち直り支援を行います。
- 広島法務少年支援センター（広島少年鑑別所）と連携し、小中学校において「万引き防止」や「SNSの危険性」などの非行防止教室や、「アンガーマネジメント（※）」や「アサーション（※）」といった社会適応力の向上等に資する出前講座等を開催し、非行犯罪の防止と青少年の健全育成に取り組めます。また、犯罪をした者等へのアセスメントの専門機関である同センターとの連携を通じ、児童生徒の抱える問題性等の深刻化を未然に防ぎ、効果的に働きかけて支援を行います。

※協力雇用主に対する刑務所出所者等就労奨励金支給制度：刑務所出所者等を雇用し、雇用保険に加入させるとともに、就労継続に必要な生活指導や助言などを行う協力雇用主に対し、奨励金を支払う制度

※身元保証制度：刑務所出所者等が協力雇用主の許での就職に際して身元保証人を確保できない場合に、民間事業者が1年間身元保証をし、協力雇用主に業務上の損害を与えた場合などに一定の条件を満たすと、損害ごとの上限額の範囲内で見舞金を支払う制度

※アンガーマネジメント：怒りの感情を理解し、適切にコントロールするための手法

※アサーション：自分の意見や感情を素直に、かつ相手を尊重しながら伝えるための手法

7 注視する指標

令和4（2022）年3月に策定した東広島市再犯防止推進計画において成果指標に掲げた再犯者率の減少について、引き続き注視する指標として掲げ、再犯防止に関する取り組みを推進していきます。

東広島市内における再犯者率

令和 5（2023）年 47.3%

令和 11（2029）年 全国平均以下（参考数値：令和 5 年 47.0%）

第7章 推進体制の構築

1 進捗管理と評価

本計画の進捗管理及び評価は、市民の代表や、地域福祉をはじめとする各分野の関係者を構成員とした地域福祉推進協議会において行います。

また、計画推進による成果・効果を客観的に評価・管理できるよう、定量的な指標による評価に努め、地域福祉推進協議会等を通じて、PDCA（計画・実行・評価・改善）サイクルに基づく推進体制の強化を図っていきます。

2 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、広く市民に対して本計画の理解と参加・協力を得ることが必要です。そのため、具体的な取り組みや活動事例等を市民と共有しながら、地域共生社会の推進に向けた理解と参加・協力を求め、主体的な活動を促進していきます。

具体的な推進体制の全体イメージは次ページのとおりです。

フォーマルな取組み(行政・関係機関主体)



【参考】重層的支援体制整備事業について

1 重層的支援体制整備事業とは

重層事業は、市町村において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施するものです。

本市では、令和4（2022）年度に「重層的支援体制整備事業実施計画（以下「重層計画」という。）」を策定し、同年度より重層事業に取り組んでいるところです。

そのうえで、本計画で推進する取組みは、重層事業として行う取組みを網羅的にカバーしているため、行政計画の重複・乱立を防ぐ観点から、本計画の策定に伴い、本計画が重層計画を兼ねることとします。

なお、本章は、必要に応じて参照していただくことを目的に、本計画における重層事業についてまとめています。

2 重層事業における各事業の概要

社会福祉法第106条の4第2項に、重層事業における各事業が規定されています。

事業	概要
包括的相談支援事業（法第106条の4第2項第1号）	- 属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める - 支援機関のネットワークで対応する - 複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ
参加支援事業（法第106条の4第2項第2号）	- 社会とのつながりを作るための支援を行う - 利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる - 本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う
地域づくり事業（法第106条の4第2項第3号）	- 世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する - 交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする - 地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（法第106条の4第2項第4号）	- 支援が届いていない人に支援を届ける - 会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見つける - 本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く
多機関協働事業（法第106条の4第2項第5号）	- 市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する - 重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす - 支援関係機関の役割分担を図る

厚生労働省地域共生社会のポータルサイトより

3 本市における重層事業の推進

本市では、分野ごとの庁内関係課や、関係機関等の各分野の相談拠点や地域資源を活かしながら、社会福祉協議会等と連携して重層事業を実施し、地域共生社会の実現・包括的支援体制の構築を目指します。

(1) 法に定める各事業と本市の事業の整理

包括的相談支援事業関係	本市の機関・事業	所管課
生活困窮者自立支援事業（自立相談支援）	生活支援センター（1 か所：地域共生推進課内）	地域共生推進課
基幹型相談支援センター等機能強化事業等	はあとふる（東広島市子育て・障がい総合支援センター1 か所）	障がい福祉課
利用者支援事業	すくすくサポート（市内13か所）	こども家庭課（こども家庭センター）
地域包括支援センターの運営	地域包括支援センター（基幹型1か所、委託型8か所）	地域包括ケア推進課

地域づくり事業関係	本市の機関・事業	所管課
生活困窮者等のための地域づくり事業	見守りサポーター、広報・啓発事業	地域共生推進課
生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーターの配置等（11人）	地域共生推進課
地域活動支援センター機能強化事業	地域活動支援センター（市内3か所）	障がい福祉課
地域子育て支援拠点事業	地域子育て支援拠点（市内27か所）	こども家庭課
地域介護予防活動支援事業	地域介護予防等活動応援補助金、元気輝きポイント	地域包括ケア推進課

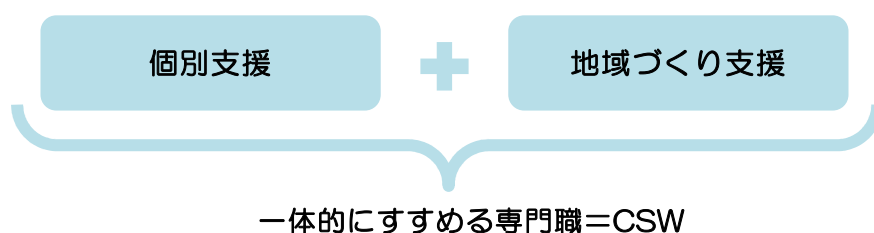
新たな機能	本市の機関・事業	所管課
多機関協働事業	東広島市包括的支援体制整備事業（コミュニティソーシャルワーカーの配置）	地域共生推進課
アウトリーチ等継続支援事業		
参加支援事業		

※上表の事業・機関の数等の情報は令和6（2024）年4月時点のものです。

（２）コミュニティソーシャルワーカーの配置

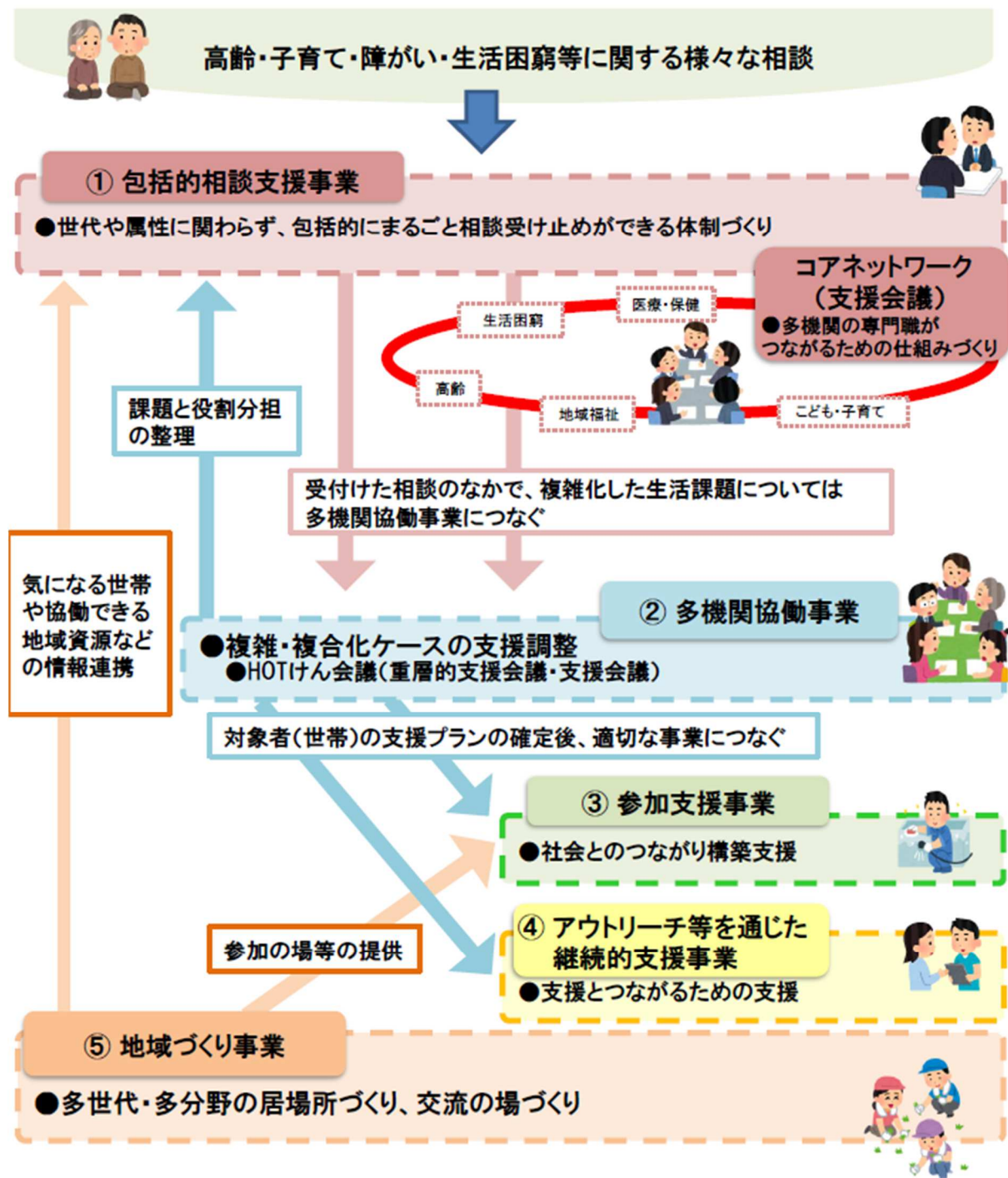
コミュニティソーシャルワーカー（以下「CSW」という。）は、地域において様々な生活上の課題を抱える個人や世帯に対する「個別支援」と、地域住民が暮らす生活環境の整備や住民の組織化などの「地域支援」をチームアプローチによって展開する専門職です。

本市では社会福祉協議会と連携（業務委託）し、各日常生活圏域等に配置しており、重層事業の一部についても CSW が推進する体制としています。



CSWの主な業務	対応する重層事業
コアネットワーク会議の運営	包括的相談支援事業
アウトリーチ支援（見守り会議等含む）	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
地域づくり支援 （居場所づくり、支え合い活動等の立上げ支援）	地域づくり事業（生活支援体制整備事業） ※CSWは生活支援体制整備事業における生活支援コーディネーターを兼務

(3) 本市の重層事業の体系イメージ

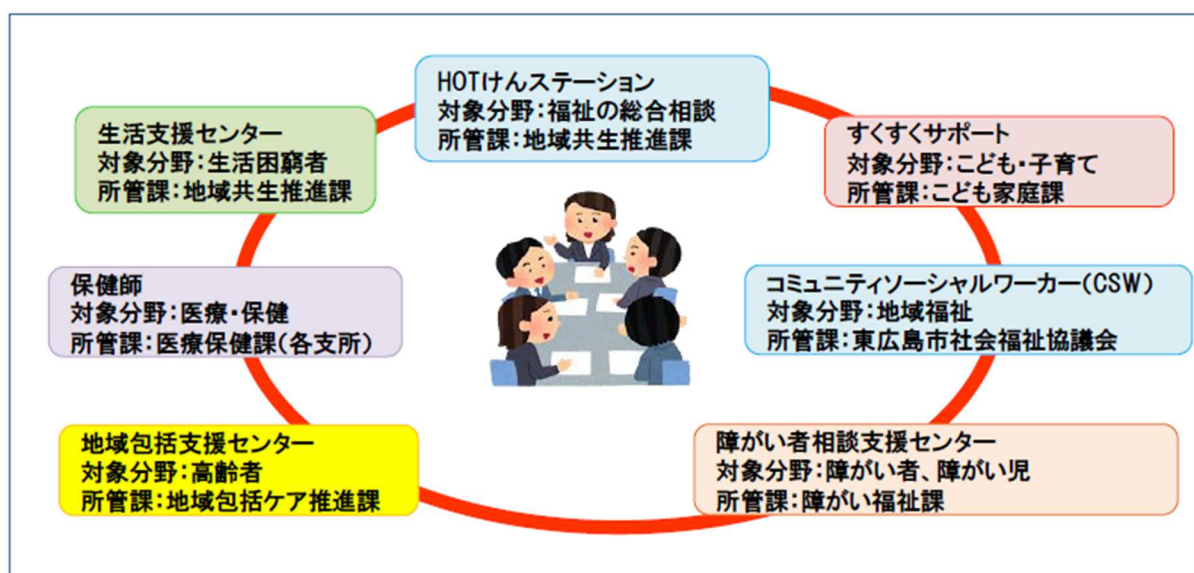


4 包括的相談支援事業

包括的な相談支援を実施するためには、相談支援機関（高齢・障がい・こども子育て・生活困窮等）の地域担当職員が連携しやすい環境づくりが重要です。このため本市では、各機関の相談支援を担当する職員のネットワーク（通称：コアネットワーク）を整備し、毎月1回、担当者が集うコアネットワーク会議を開催しています。

この会議で複雑化・複合化した課題を抱える世帯の情報共有や、支援するための資源の共有などを図り、職員のスキルアップや分野を越えたチームアプローチの創出を目指していきます。幅広く相談を受け止めるには、多分野への理解と連携が重要で、これをネットワーク化によって促進する取組みが、本市の包括的相談支援事業です。ここでも対応が困難な事例などは、多機関協働事業と連携します。

（1）コアネットワーク会議の構成機関



（2）コアネットワーク会議の機能

1) 分野を越えた相談支援機関同士の情報共有ができる

- ・複合化した生活課題を抱える世帯について、その世帯のある圏域の専門職に情報共有ができる。
- ・他の機関へ相談が入ると予測される利用者等について共有し、スムーズに連携を図ることができる。

2) 助言を求めることができる

他のメンバーから専門職の立場で意見を得て、分野を超えた支援につなげることができる。

例：8050 問題、ヤングケアラー等といった複合的な課題

3) 経過報告ができる会議で共有した事例の結果を報告することで、新たな発見や気

づきにつなげることができる。

※事例の情報共有を円滑化するため、市ではコアネットワーク会議を社会福祉法第106条の6による「支援会議」に位置づけています。

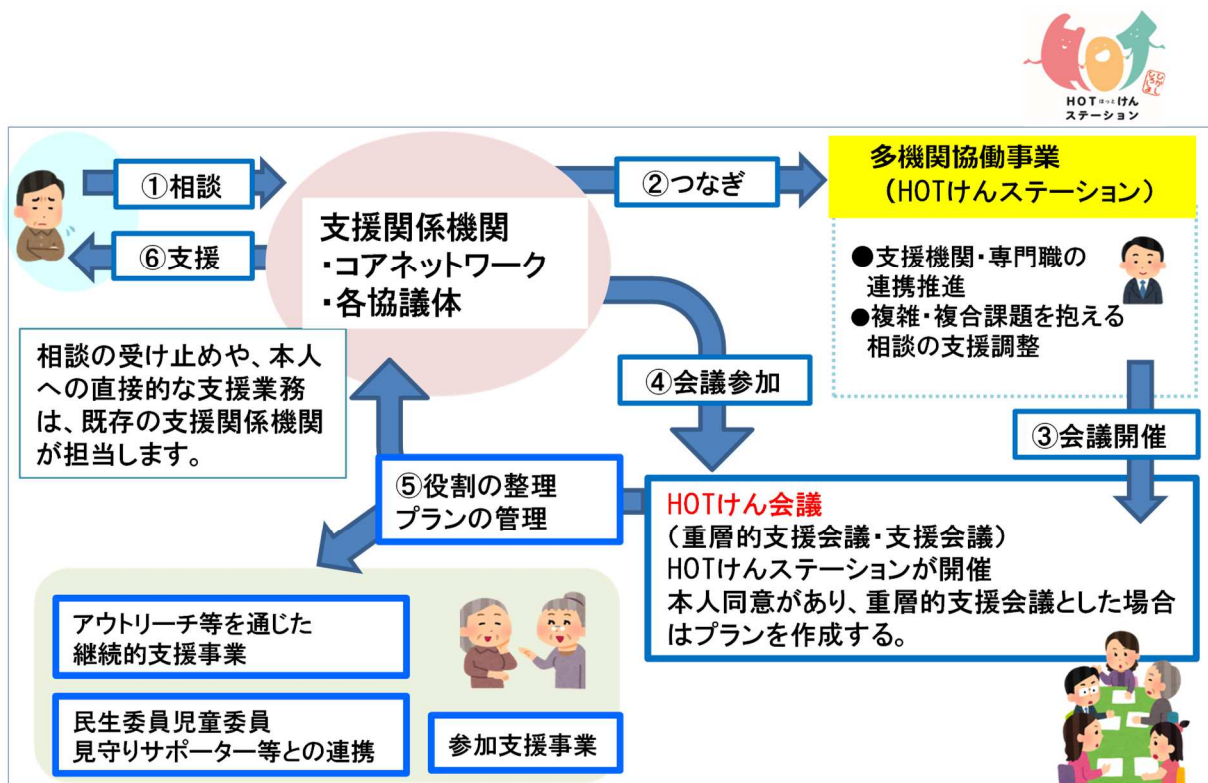
5 多機関協働事業

(1) 概要

多機関協働事業は、支援関係機関からつながれた複雑化・複合化した支援ニーズを有し、様々な課題の解きほぐしが求められる事例に対して支援を行うもので、複雑化・複合化した事例に対する支援の方向性や各機関の役割分担の整理を実施する総合調整を担う事業です。

(2) 東広島市における他機関協働事業の取り組み

市役所に総合相談窓口「HOT けんステーション」を設置し、これを多機関協働事業の中核機関と位置づけます。「包括的相談支援事業」において実施するコアネットワーク会議や、各機関で既に設置されている会議体などから、支援が困難でより多くの機関との連携を必要とする事例を「HOT けんステーション」につなぎ、重層的支援会議等を開催します。



6 参加支援事業

(1) 概要

参加支援事業は、その人に合った社会参加を実現するために、地域の社会資源の活用及び新たな資源の開拓により、社会とのつながりづくりに向けた支援を行うものです。

(2) 対象

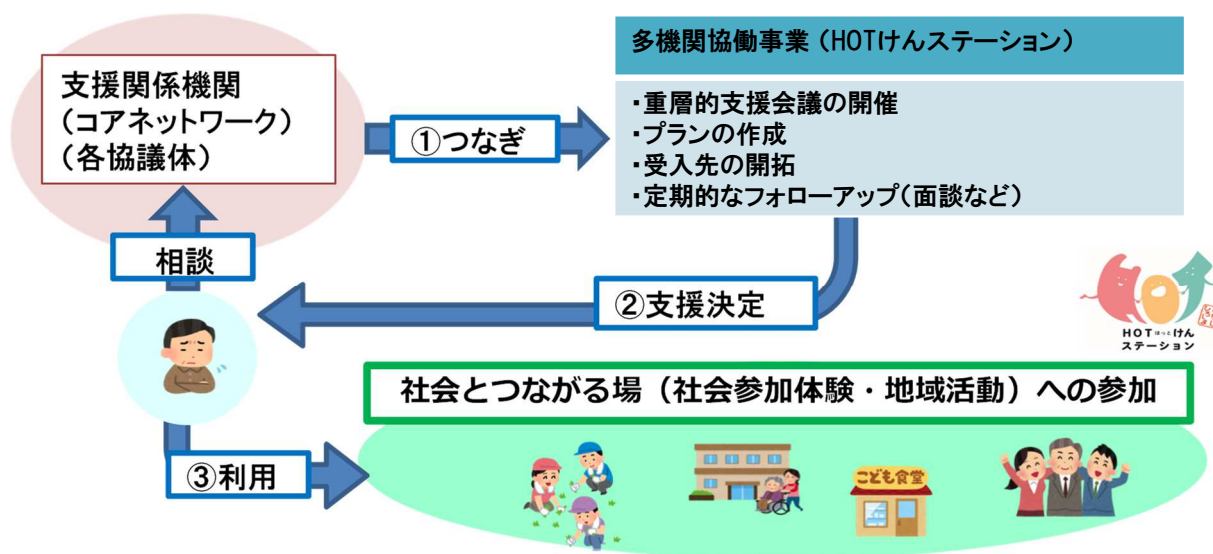
既存の制度では社会とのつながりを持つことが困難な人及び世帯

(3) 東広島市における取組み

社会との接点は就労以外にも、居住の確保、安心できる地域の居場所の確保など、支援が必要な人にとって様々な形があります。ニーズに合うオーダーメイドの支援の創出と、地域内でこの事業に協力して頂ける企業や団体の開拓を行います。

(4) 支援のながれ

- 1) 各機関や会議で把握している参加支援事業の利用が望ましい方について、多機関協働事業（HOT けんステーション）につなぎます。
- 2) 重層的支援会議を開催し、利用決定及びプラン作成を行います。
- 3) 多機関協働事業で作成したプランに沿って、本人の支援ニーズとマッチングする受け入れ先で支援を開始します。多機関協働事業では定期的に本人に面談するなどして定着に向けたフォローアップを行うとともに、多くの受け入れ先が準備できるよう資源開拓を行います。



7 アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

(1) 概要

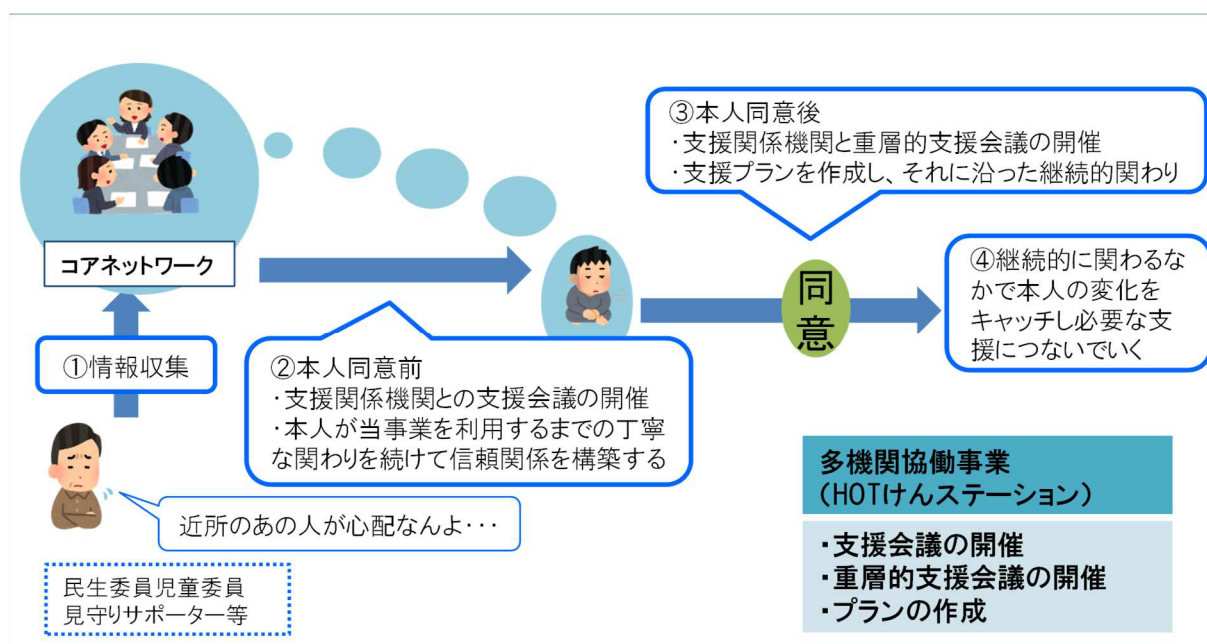
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（以下「アウトリーチ事業」という。）は、複雑化・複合化した課題を抱えている状態で必要な支援が届いていない人に、適切な支援を届けるための事業です。

(2) 支援対象者

自ら支援を求めることが困難な人及び世帯、支援を受けることに拒否的な反応を示している人及び世帯

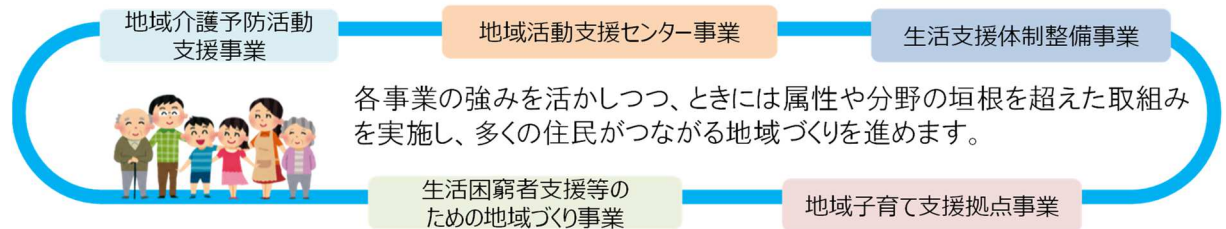
(3) 東広島市でのアウトリーチ等を通じた継続的支援事業の取組み

エリア担当 CSW や包括的相談支援に係る専門職が、活動の中から支援の必要な人を発見し、コアネットワーク会議での情報収集、情報共有をすることから、この支援事業が始まります。



8 地域づくり事業

地域づくり事業とは、より多くの住民が交流できる場づくり（多世代交流の場）や、気軽に集える地域の居場所づくり等を実施し、人と人、人と地域がつながり、支え合う活動が生まれやすい地域づくりを支援するものです。



取組みの一部を紹介します！

（１）地域活動立上げ支援（生活支援体制整備事業）※社会福祉協議会委託事業

・地域（こども）食堂の立上げ

「こども食堂や地域食堂を始めてみたい！」という相談があれば、一緒に考え、活動できるようサポート。



・住民同士の支え合い活動

「ゴミ出しや電球交換・・・年をとると、しんどいよね」

こんな声をもとに、住民同士の支え合い活動を始める取組みをサポート。



・居場所づくり

「誰でも気軽に立ち寄れて、楽しく過ごせる場所があったら・・・」



（２）見守りサポーター（生活困窮者支援等のための地域づくり事業を一部活用）

本市では、地域との連携による見守り体制を構築するため、各種支援機関、民生委員児童委員等と協力しつつ地域の見守りにあたる「見守りサポーター」制度を導入しています。（令和２（２０２０）年度から開始）。

見守りサポーターは、日常生活の中で可能な範囲の見守り活動を行ったり、支援を必要とする人に適切な支援が行き届くように関係機関等と連携を行うものです。

民生委員児童委員の推薦によって登録される見守りサポーターや、企業等による団体登録型のサポーター等、様々な方々・機関・企業の協力により、推進しています。

制度概要

- （１）任期…３年間（随時登録）
- （２）研修…民生委員推薦サポーターは新任研修及び各日常生活圏域研修を実施。（年１回）
- （３）活動者の安全…ボランティア活動保険に加入（市で手続き）
- （４）その他…登録者には見守り手帳、サポーター証、サポーターバッジを配付



(3) 情報発信（生活困窮者支援等のための地域づくり事業を一部活用）

ウェブサイトを活用するなど、地元のメディアと連携し、様々な地域福祉に関する情報発信を実施しています。

Web サイト



地元メディア



【資料編】

1 計画策定過程

年月日	策定過程
令和5年8月19日	日常生活圏域別懇談会（八本松圏域：川上地区）
令和5年11月24日	日常生活圏域別懇談会（河内圏域：河戸地区）
令和5年11月25日	日常生活圏域別懇談会（西条南圏域：御蘭宇地区）
令和5年12月1日	日常生活圏域別懇談会（豊栄圏域：乃美・別府地区）
令和5年12月1日	日常生活圏域別懇談会（河内圏域：戸野地区）
令和5年12月4日	日常生活圏域別懇談会（高屋圏域：高美が丘地区）
令和5年12月7日	日常生活圏域別懇談会（高屋圏域：高屋西地区）
令和5年12月9日	日常生活圏域別懇談会（豊栄圏域：吉原地区）
令和5年12月11日	日常生活圏域別懇談会（志和圏域：東志和地区）
令和5年12月11日	日常生活圏域別懇談会（河内圏域：入野地区）
令和5年12月14日	日常生活圏域別懇談会（志和圏域：志和堀地区）
令和5年12月20日	日常生活圏域別懇談会（西条北圏域：寺西地区）
令和5年12月20日	日常生活圏域別懇談会（志和圏域：西志和地区）
令和6年1月26日	日常生活圏域別懇談会（西条南圏域：三ツ城地区）
令和6年2月1日	日常生活圏域別懇談会（八本松圏域：原地区）
令和6年2月17日	日常生活圏域別懇談会（河内圏域：小田地区）
令和6年2月18日	日常生活圏域別懇談会（福富圏域：竹仁地区）
令和6年2月19日	日常生活圏域別懇談会（安芸津圏域：小松原地区）
令和6年3月1日	日常生活圏域別懇談会（西条北圏域：東西条地区）
令和6年3月1日	日常生活圏域別懇談会（黒瀬圏域：板城西地区）
令和6年3月2日	日常生活圏域別懇談会（黒瀬圏域：上黒瀬地区）
令和6年2月～3月	市民アンケート調査の実施
令和6年2月～3月	小中学生アンケート調査の実施
令和6年3月15日	令和5年度第1回東広島市地域福祉推進協議会の開催
令和6年4月～5月	事業所アンケート調査の実施
令和6年5月21日	令和6年度第1回東広島市地域福祉推進協議会の開催
令和6年5月21日	諮問
令和6年7月10日	令和6年度第2回東広島市地域福祉推進協議会の開催
令和6年8月2日	令和6年度第3回東広島市地域福祉推進協議会の開催
令和6年10月4日	令和6年度第4回東広島市地域福祉推進協議会の開催
令和6年11月10日～ 12月2日	パブリックコメントの実施
令和6年12月24日	答申

2 推進協議会規則、委員名簿

○東広島市地域福祉推進協議会の組織及び運営に関する規則

平成26年3月31日

規則第15号

(趣旨)

第1条 この規則は、附属機関の設置に関する条例(昭和50年東広島市条例第34号)第3条の規定に基づき、東広島市地域福祉推進協議会(以下「推進協議会」という。)の所掌事務、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(一部改正〔平成27年規則6号・令和6年20号〕)

(所掌事務)

第2条 推進協議会は、市長の諮問に応じ、次の事項について審議する。

(1) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条第1項に規定する市町村地域福祉計画(次号及び第3号において「計画」という。)の策定、推進及び見直しに関すること。

(2) 計画の進捗状況及び成果の確認及び評価に関すること。

(3) その他計画の推進に必要な事項に関すること。

(一部改正〔平成27年規則6号・令和6年20号〕)

(組織)

第3条 推進協議会は、委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験者

(2) 医療、福祉及び保健関係団体の代表者

(3) ボランティア組織及び社会奉仕団体の代表者

(4) 社会福祉事業経営団体の代表者

(5) 社会福祉活動を行う団体の代表者

(6) 地域住民の代表者

(7) 関係行政機関の職員

(8) その他市長が必要と認める者

(一部改正〔平成27年規則6号・令和2年36号〕)

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、5年以内において市長が定める期間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(一部改正〔令和2年規則36号〕)

(会長及び副会長)

第5条 推進協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は会務を総理し、推進協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 推進協議会は、第2条に規定する所掌事務に関する調査及び検討を行わせるため、部会を置くことができる。

(一部改正〔平成27年規則6号〕)

(庶務)

第8条 推進協議会の庶務は、健康福祉部地域共生推進課において処理する。

(一部改正〔平成28年規則28号・令和3年31号〕)

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、推進協議会の運営に関し必要な事項は、会長が推進協議会に諮って定める。

附 則

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

2 推進協議会の委員の委嘱又は任命のために必要な行為その他推進協議会の設置のために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

3 第6条第1項の規定にかかわらず、最初に開かれる推進協議会の会議は、市長が招集する。

附 則(平成27年3月4日規則第6号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日規則第28号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月31日規則第36号)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に東広島市地域福祉推進協議会の委員である者の任期については、なお従前の例による。

附 則(令和3年3月31日規則第31号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月29日規則第20号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

東広島市地域福祉推進協議会委員名簿

区 分	所 属	氏 名
学識経験者	広島大学大学院社会科学研究科	江頭 大藏
医療、福祉及び保健関係団体の代表者	東広島地区医師会 地域連携室あざれあ	三上 雅美
	東広島市民生委員児童委員協議会	乗原 征男
	東広島地域在宅看護職の会	森澤 千代子
	認知症の人と家族の会「やすらぎ会」	木原 千代子
	東広島市心身障害児者父母の会	歌野原 昭子
ボランティア組織及び社会奉仕団体の代表者	NPO 法人 ママの働き方応援隊	東間 真緒
	東広島市ボランティア連絡協議会	小平 求
	学生ボランティア団体 OPERATION つながり	沖 帆志隆
	広島国際大学ボランティア部 つぶ	岡田 直子
	東広島市生涯学習インストラクター・コーディネーターの会	吉岡 真喜夫
社会福祉事業経営団体の代表者	東広島市社会福祉施設連絡協議会	本永 史郎
社会福祉活動を行う団体の代表者	東広島市社会福祉協議会	高橋 康裕
地域住民の代表者	八本松住民自治協議会	土久岡 章治
	東志和小学校区住民自治協議会	寺田 清秀
	高屋西小学校区住民自治協議会	井上 泰秀
	上黒瀬小学校区住民自治協議会	村上 義則
	久芳住民自治協議会	石井 琢二
	あすか住民自治協議会	高盛 恒司
	こうち・地域福祉を進める会	高橋 秀子
	安芸津地区民生委員児童委員協議会	吉田 清志
関係行政機関の職員	東広島市	川口 一成

※所属は任命時点のもの

3 個別計画の計画期間

各個別計画の計画期間

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
第10次東広島市高齢者福祉計画 第9期東広島市介護保険事業計画		●→						
第2次東広島市自殺（自死）対策計画		●→						
第3次東広島市健康増進計画 第3次東広島市食育推進計画		●→						
第4次東広島市障がい者計画		●→						
第7期東広島市障がい福祉計画 第3期障がい児福祉計画		●→						
第3期東広島市こども計画			●→					
東広島市地域共生社会推進計画 （第4次東広島市地域福祉計画）			●→					

4 用語解説

用語	解説	掲載ページ
ア行		
アーカイブ	情報やデータを整理し、保存・保管すること	96
ICT	ICT は、Information and Communication Technology（情報通信技術）の略で、インターネットや携帯情報端末等のコンピューター関連の技術を総称したもの	4
アウトカム	施策によって得られた成果や効果のこと	91
アウトリーチ	生活上の課題を抱えながらも自ら相談機関にアクセスできない個人や世帯等に対して、対象者のいる場所に積極的に向かい働きかけること	107・110・173・183・184・185・190
アサーション	自分の意見や感情を素直に、かつ相手を尊重しながら伝えるための手法	180
アンガーマネジメント	怒りの感情を理解し、適切にコントロールするための手法	180
インフォーマルな助け合い(支え合い)	介護保険のような行政が公式（フォーマル）に行うサービスではなく、ボランティア、NPO、社会福祉法人、企業、自治会、老人クラブ等地域の様々な主体による生活支援	98・103・116・122・134・146・154・177
Well-being	身体的、精神的、社会的に満たされた「よい状態」であり、物質的な豊かさより、人々の幸福や健康に焦点を当てた社会の構築に向け、近年注目を集めている考え方 このWell-being を可視化、数値化し、まちづくりに役立てるために開発されたものが地域幸福度（Well-Being）指標となる	1・5・87・91・92
SNS(エヌエヌエス)	Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略で、登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービス	38・60・83・96・97・180
NPO(エヌピーオー)	Non-Profit-Organization（民間非営利組織）の略で、営利を目的としておらず、様々な公益的な活動をする団体	82・99・116・196
LGBTQ+	性的マイノリティ（性的志向や性自認等のあり方が少数派である人）を広く表す言葉の一つ	111
エンパワメント	本来備わっている能力を十分に引き出せる環境を整えていくこと	110・174

用語	解説	掲載ページ
カ行		
各種団体	特定の目的を達成するために集まる人の集合組織をいい、本計画では、権利や能力の有無を区分することなく、地域において活動する団体を「各種団体」として包括的に表現している	82・99・101・134
学校安全ボランティア	小学生が安全に登下校できるよう、PTAや地域の方々による見守りのボランティア活動	103・112
通いの場	地域住民の自主的な運営により、定期的に集まり、介護予防に効果のある体操（いきいき百歳体操等）を実施する活動の場	103・111・120・122・ 124・128・132・136・ 140・142・144・148・ 152・156
凶悪犯	刑法犯のうち、殺人・強盗・放火・強姦等の罪	170
協力雇用主に対する 刑務所出所者等就労 奨励金支給制度	刑務所出所者等を雇用し、雇用保険に加入させるとともに、就労継続に必要な生活指導や助言などを行う協力雇用主に対し、奨励金を支払う制度	180
刑法犯	刑法（道路上の交通事故に係る第211条の罪を除く。）に規定する罪のほか、爆発物取締罰則、暴力行為等処罰に関する法律、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律などの一部の特別法規定される、殺人・強盗・放火・強姦（強制性交等）・暴行・傷害・窃盗・詐欺などの犯罪	165・166・167・168・ 169・170
元気輝きポイント制度	市民の健康寿命の延伸を目指して、高齢者を中心とした健康づくり、介護予防活動や地域での支え合い活動を推進することを目的とした制度 1年間取り組んだ健康づくり活動や支え合い活動のポイント数に応じて、報償金が支給される	101
公共施設等総合管理 計画	地方公共団体が公共施設やインフラの老朽化対策や防災対策を計画的に行うための計画であり、施設の現状や課題を把握し、長期的な視点で更新や統廃合、長寿命化を進めることを目的としている	117
合計特殊出生率	15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、女性が一生に産むこどもの数を推計したもの	19
高齢者サロン	地域の高齢者が中心となって運営され、近隣の住民が気軽に集える場として集会所等で開催されている。参加者が互いに語らい、健康講座等の活動を行う場	24・103・111・120・ 124・128・132・136・ 140・142・144・148・ 152・156
コーディネート	様々な人や物を結び付けたりつないだりすること	161・183
子育てサロン	地域サロンの項を参照	79・103・111・121

用語	解説	掲載ページ
子育て・障がい総合支援センター「はあとふる」	子育てに関する相談支援や障がい者の地域生活支援、福祉サービスの利用援助等を統合的に推進する総合相談支援窓口	184
こども食堂・地域食堂	地域団体や地域のボランティア等が、地域のこどもたち、保護者、地域住民同士の交流やつながりづくりを目的に、無料または安価で食事の提供を行う取り組み	13・34・46・47・48・49・79・84・120・124・128・132・136・138・140・142・144・148・152・156・191
コミュニティ・スクール	学校、保護者、地域のそれぞれのニーズを反映させた学校運営を行う仕組みで、保護者、地域の代表、学識経験者などで組織する「学校運営協議会」を設置した学校のこと	102
コミュニティソーシャルワーカー(CSW)	地域生活課題を抱えている人の個別支援を行いつつ、地域福祉の視点から、支援のネットワーク化を図るなどの地域支援を行う専門職	7・12・99・103・108・111・177・184・185・190
サ行		
再犯者	刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者	86・165・168・169・170・180
CSR	企業活動に社会的公正や環境などへの配慮を組み込み、社会などに対して責任ある行動をとるとともに、説明責任を果たしていくことを求める考え方	99
自主防災組織	地域住民が、自主的に住民同士で災害や火災等から身を守るために結成する組織	26・104
市民協働センター	市民の公益的な活動を支援し、「市民と市民」、「市民と行政」の協働のまちづくりを推進するための拠点であり、多様な主体の相談窓口、情報の一元化、活動コーディネートを行う部署	10・100・102
社会福祉協議会	社会福祉法に規定された地域福祉の推進を図ることを目的とする団体 全国・都道府県・市町村のそれぞれに組織されており、各種の福祉サービスや相談活動、ボランティアや市民活動の支援、共同募金運動への協力等、全国的な取り組みから地域の特性に応じた活動まで、様々な場面で地域の福祉増進に取り組んでいる 本市には、社会福祉法人としての専任職員と事務局をもつ「東広島市社会福祉協議会」と住民主体の任意団体で顔の見える小地域単位で活動する「地区社会福祉協議会（地区社協）」がある	7・8・12・24・38・82・88・89・95・96・98・99・106・121・129・133・137・172・180・184・185・191
社会を明るくする運動	全ての国民が犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする法務省主唱の全国的な運動	171・179

用語	解説	掲載ページ
住居確保要配慮者	低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子育て世帯などの住居の確保に特に配慮を要する者	116
住民自治協議会	小学校区単位（一部、旧小学校区）を基本に、地域住民や様々な団体で構成され、地域の課題解決や魅力創出に取り組んでいる組織	13・26・28・82・95・ 101・102・120・122・ 124・128・129・130・ 132・136・138・140・ 142・144・148・152・ 156・158・196
受援力	何らかのサポートを必要とする場合に、自ら発信して他者からの援助を受けることができるスキルのこと	94・95・122・126・ 134・146・150・158
主任児童委員	民生委員児童委員の項を参照	28・38・120・124・ 128・132・136・140・ 144・148・152・156
生活支援コーディネーター	高齢者の生活支援や介護予防のため、地域の社会資源を把握し、福祉のネットワークを構築する等により、地域福祉活動をコーディネートする人材	184・185
生成 AI	さまざまな情報を取り込んで新しい内容を作り出す人工知能技術	95・96
制度の狭間	既存の制度やサービスの対象とならず、生活課題の解決が困難な状態に陥っている状態	1・4・85・89・106・ 107・172・173
成年後見制度	認知症、知的障がい、精神障がい等によって物事を判断する能力が十分でない方について、その方の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで、法律的に支援する制度	2・8・70・159・160・ 161・162・163・164
窃盗犯	刑法犯のうち、窃盗の罪	170
セーフティネット	「安全網」と訳され、予期せぬ出来事や最悪の事態等を回避する仕組み	4・83・176
セルフネグレクト	医療やサービスなどの支援を拒否し、健康に悪影響を及ぼすような状態に陥ること	109・110
総合福祉センター	各種の福祉サービスや保健サービスを提供し、総合的に市民の福祉と健康の増進を図るための施設	11・117
ソーシャルキャピタル	人々の協調行動を活発にすることによって、社会の効率性を高めることのできる、「信頼」「規範」「ネットワーク」といった社会組織の特徴 地域における信頼関係やお互い様の精神、人々とのネットワーク	1・87
その他の刑法犯	刑法犯のうち、凶悪犯・粗暴犯・窃盗犯・知能犯・風俗犯に当てはまらない、公務執行妨害・住居侵入・逮捕監禁・器物破損・占有離脱物横領等の罪	170
粗暴犯	刑法犯のうち、暴行・傷害・脅迫・恐喝・凶器準備集合の罪	170

用語	解説	掲載ページ
そよかぜねっと	子育て中の方や高齢者、障がい者、介護をしている方等の日常生活の中でのちょっとした困りごとを応援する有償の住民互助活動	82
タ行		
ダブルケア	子育てと親や親族の介護が同時期に発生する状態のこと	1
地域子育て支援センター	市内の保育所や公共施設内に設置されており、主に3歳未満児を持つ保護者とそのこどもが気軽に集い、交流を図る場	103・111・184
地域コミュニティ	住民自治協議会、区、自治会等	1・5・101・122・130・138・142・158・171
地域すくすくサポート	妊娠・出産・子育て等について、保健師や保育士等専門職に相談できる場所。市内に12か所あります。	108・120・124・128・132・136・140・144・148・152・156
地域センター	地域活動の拠点施設で、市内に37施設設置されている	10・11・82・120・124・128・132・136・140・144・148・152・156・157・174・179
地域づくり推進交付金	住民自治協議会が地域独自の課題解決や、特色を活かした魅力ある地域づくりを推進していくための活動に対して市が交付する交付金	101
地域福祉センター	市民の生活文化の向上、社会福祉の増進及び地域における保健活動の充実を図るための施設	11・117
地域包括ケア計画（地域包括ケアシステム）	高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」が包括的に確保される体制	110・115
地域包括支援センター	地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設 保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士等の専門職が高齢者に関する相談に応じ、地域で安心して暮らせるよう様々な機関と連携して生活支援を行う	12・38・60・103・108・110・111・120・124・128・132・136・140・144・148・152・156・177・184
知能犯	刑法犯のうち、詐欺・横領（占有離脱物横領を除く）・偽造・汚職・背任などの罪	170
DX	デジタルトランスフォーメーションといい、単にプロセスなどをデジタル化・IT化するのではなく、データやデジタル技術を活用し、ビジネスや社会の仕組みを根本的に変革すること	95・96

用語	解説	掲載ページ
ナ行		
日常生活圏域	誰もが住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件等を総合的に勘案して定める区域	7・10・12・78・95・96・99・107・108・109・119・134・171・173・185・191
ネウボラ	フィンランドで制度化されている妊娠・出産・子育てに関する支援施設のこと。妊娠・出産から就学前までの育児を切れ目のなく継続的に支援するのが特長。ネウボラとは、フィンランド語で「アドバイスする場所」という意味	114・176
ノーマライゼーション	障がいのある人もない人も、互いに支え合い、地域で生き活きと明るく豊かに暮らしていける社会を目指すこと	159
ハ行		
パブリックコメント	市民や各種団体等からの意見のことをいい、計画等を策定する過程で広く市民の意見を反映させる仕組み	11
バリアフリー	こどもや障がい者、高齢者等が生活する上での障壁（バリア）を取り除くという考え方	3・56・57・83
ピアサポート	同じような共通項と対等性をもつ人同士（ピア）の支え合いを表す	111
避難行動要支援者	高齢者や障がいのある人など、配慮が必要な人のうち、災害時に自ら避難することが困難で、特に支援を要する人	26・104・120・124・128・132・136・140・144・148・152・156
避難行動要支援者避難支援プラン	避難行動要支援者に対して、地域で声を掛け合い、一緒に避難できるよう支援していく仕組み	105
避難行動要支援者名簿	避難行動要支援者のうち、名簿登録を希望する方の情報を記載した名簿で、市町村が作成するもの。	26・120・124・128・132・136・140・144・148・152・156
東広島イノベーションラボ ミライノ ⁺	先端技術及び学術的関心、創業・起業又は社会課題の解決を目的とする個人や企業等が交流することでイノベーションを創出することを目的とした施設	101・102
ファミリー・サポート・センター	子育ての支援を受けたい人で行いたい人が会員登録し、保育所の送迎や外出時の一時預かり等、子育て支援を行う助け合いの仕組み	105・112
風俗犯	刑法犯のうち、賭博・わいせつの罪	170

用語	解説	掲載ページ
福祉避難所	一般の避難所で長期間生活が続けることが難しい高齢者や障がいのある方などを対象に開設される避難所	104・120・124・128・132・136・140・144・148・152・156
福祉有償運送	障がい者や要介護者等を対象に、NPO等の非営利法人や市町村が乗車定員11人未満の自家用自動車（白ナンバー）で行う、ドア・ツー・ドアの個別輸送サービス タクシー等の公共交通機関では十分なサービスが確保できない場合に、国土交通大臣の登録を受けることで実施でき、営利に至らない範囲の対価を受け取ることが認められている	116
フレイル予防	年齢とともに、筋力や心身の活力が低下し、健康と要介護の間の虚弱な状態になることを予防すること	103・111・120・124・128・132・136・140・144・148・152・156
フレックスタイム	労働者が日々の始業・終業時刻、労働時間を自ら決めることによって、生活と業務との調和を図りながら効率的に働くことができる制度 東広島市職員においては、希望する職員からの申告を受け、公務の運営に支障がない範囲で、日ごとに異なる勤務時間を割り振ることができる制度としている	100
包括的な支援体制	地域住民や支援関係機関の相互の協力により、必要な支援が必要な人に届くような体制	2・6・12・172・183
包摂の推進	社会的に全体を包み込むこと、誰も排除されず、全員が社会に参画する機会を持つこと	3・165
ポジティブピース	平和な社会をつくり、維持するために必要な態度、制度、仕組みのこと	5
マ・ヤ・ラ・ワ行		
見守りサポーター	住み慣れた地域において誰もが安心して暮らせるよう、こどもから高齢者まであらゆる世代を対象とし、日々の生活の中で、緩やかな見守りや声掛けを行う東広島市独自のボランティア・支え合い制度	29・112・120・124・128・132・136・140・144・148・152・156・158・184・191
身元保証制度	刑務所出所者等が協力雇用主の許での就職に際して身元保証人を確保できない場合に、民間事業者が1年間身元保証をし、協力雇用主に業務上の損害を与えた場合などに一定の条件を満たすと、損害ごとの上限額の範囲内で見舞金を支払う制度	180

用語	解説	掲載ページ
民生委員・児童委員	民生委員…厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行う方々 児童委員…地域のこどもたちが元気に安心して暮らせるよう、こどもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごと等の相談・支援を行う方々 民生委員が児童委員を兼ねることとされるが、児童委員の一部で、児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けている場合もある	12・28・38・60・82・95・111・112・120・124・128・132・136・140・144・148・152・156・191・196
モビリティ・マネジメント	過度な自動車利用から公共交通・自転車を適切に利用する方向に自発的に変化を促す、コミュニケーションを中心とした交通施策	116
ユニバーサルデザイン	障がいの有無や年齢に関係なく、全ての人が快適に利用できるように製品や建物、街並み等を設計、デザインすること	56・57・83・117
ユーティリティ化	実用性があり役立つようにすること	104・112
ライフステージ	人間の一生における幼年期、児童期、青年期、壮年期、老年期等のそれぞれの段階や、それぞれの段階における生活環境のこと	81
老人クラブ	高齢期を健康で生きがいをもって豊かに過ごすことを目的として、社会奉仕活動やスポーツ、学習活動、地域福祉活動等に、自発的・主体的に取り組んでいる高齢者の団体 地域ごとに組織されており、60歳以上の人ならだれでも加入することができる	121・125・133・145・149・153
ワークショップ	コミュニティ活動の場等で、講師の話を一方的に聞くのではなく、参加者自らが討論に加わって合意形成を図ったり、体験したり、創造をする等、あらゆる分野で広く用いられている手法	81・163
ワーク・ライフ・バランス	一人ひとりが、やりがいや充実を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる状態のこと	100